

Databook of
International
Labour
Statistics

データブック

国際労働比較

2024



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

データブック
国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2024

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

はしがき

『データブック国際労働比較』は、日本と諸外国の労働面の実態についてわかりやすく理解できるように編集した国際比較統計集です。1996年の創刊以降、労働問題に関心を持つ皆様に幅広く活用していただけるよう、刊行を続けてまいりました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）等国際機関の努力により、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能のように一段と整備が進められており、本書の編集にあたっては、そうした成果も可能な限り反映するよう努めています。

コロナ禍を経た今、諸外国における就業構造、賃金、労働時間など労働の実態について把握することの重要性は益々高まってくると思われます。

本書が、労使や関係行政機関をはじめ、労働問題に関わる多くの方々に幅広く活用され、お役に立てれば幸いです。

令和6年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

調査部

凡 例

1. 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものとが一致しない場合がある。
2. 数値の表記の仕方は、以下のとおり。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - 該当数値がないことを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
3. 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、出典として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
4. 本書の表頭及び表側のアルファベットは、下記の国・地域の略号である。なお、名称はできる限り簡略な表記としている。

国・地域名		略号	ユーロ導入年	EU 加盟年	OECD加盟年
Australia	オーストラリア	AUS	—	—	1971
Austria	オーストリア	AUT	1999	1995	1961
Belgium	ベルギー	BEL	1999	1958	1961
Brazil	ブラジル	BRA	—	—	—
Cambodia	カンボジア	KHM	—	—	—
Canada	カナダ	CAN	—	—	1961
China	中国	CHN	—	—	—
Czech Republic	チェコ	CZE	—	2004	1995
Denmark	デンマーク	DNK	—	1973	1961
Finland	フィンランド	FIN	1999	1995	1969
France	フランス	FRA	1999	1958	1961
Germany	ドイツ	DEU	1999	1958	1961
Greece	ギリシャ	GRC	2001	1981	1961
Hong Kong	香港	HKG	—	—	—
Iceland	アイスランド	ISL	—	—	1961
India	インド	IND	—	—	—
Indonesia	インドネシア	IDN	—	—	—

国・地域名		略号	ユーロ導入年	EU 加盟年	OECD加盟年
Ireland	アイルランド	IRL	1999	1973	1961
Italy	イタリア	ITA	1999	1958	1962
Japan	日本	JPN	—	—	1964
Laos	ラオス	LAO	—	—	—
Luxembourg	ルクセンブルク	LUX	1999	1958	1961
Malaysia	マレーシア	MYS	—	—	—
Mexico	メキシコ	MEX	—	—	1994
Myanmar	ミャンマー	MMR	—	—	—
Netherlands	オランダ	NLD	1999	1958	1961
New Zealand	ニュージーランド	NZL	—	—	1973
Norway	ノルウェー	NOR	—	—	1961
Philippines	フィリピン	PHL	—	—	—
Poland	ポーランド	POL	—	2004	1996
Portugal	ポルトガル	PRT	1999	1986	1961
Republic of Korea	韓国	KOR	—	—	1996
Russia	ロシア	RUS	—	—	—
Singapore	シンガポール	SGP	—	—	—
Slovakia	スロバキア	SVK	2009	2004	2000
Slovenia	スロベニア	SVN	2007	2004	2010
Spain	スペイン	ESP	1999	1986	1961
Sweden	スウェーデン	SWE	—	1995	1961
Switzerland	スイス	CHE	—	—	1961
Thailand	タイ	THA	—	—	—
United Kingdom	イギリス	UK	—	1973-2020*	1961
United States of America	アメリカ	USA	—	—	1961
Viet Nam	ベトナム	VNM	—	—	—

(注) 2024 年 1 月末現在、EU は上記以外にエストニア、キプロス、クロアチア、ハンガリー、ブルガリア、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニアを加えた全 27 か国が加盟（*イギリスは 2020 年 12 月 31 日に EU 離脱）。ユーロ圏は上記以外にエストニア、キプロス、クロアチア、マルタ、ラトビア、リトアニアを含む。OECD は上記以外にイスラエル、エストニア、コスタリカ、コロンビア、チリ、トルコ、ハンガリー、ラトビア、リトアニアを加えた全 38 か国が加盟。

目 次 — TABLE OF CONTENTS —

はしがき	2
凡例	3
国際比較上の留意点	13
1. 経済・経営	15
1-1 一人当たりの国民所得	16
1-2 経済活動別国内総生産（構成比）	17
1-3 労働生産性水準	18
第 1-1-1 表 国内総生産（各国通貨）	19
Table 1-1-1: GDP in national currency	19
第 1-1-2 表 国内総生産（US ドル）	20
Table 1-1-2: GDP in U.S. dollars	20
第 1-2-1 表 名目国内総生産成長率	21
Table 1-2-1: Nominal GDP growth rates	21
第 1-2-2 表 実質国内総生産成長率	22
Table 1-2-2: Real GDP growth rates	22
第 1-3-1 表 一人当たりの国内総生産（各国通貨）	23
Table 1-3-1: GDP per capita in national currency	23
第 1-3-2 表 一人当たりの国内総生産（US ドル）	24
Table 1-3-2: GDP per capita in U.S. dollars	24
第 1-4-1 表 一人当たりの国民所得（各国通貨）	25
Table 1-4-1: National income per capita in national currency	25
第 1-4-2 表 一人当たりの国民所得（US ドル）	26
Table 1-4-2: National income per capita in U.S. dollars	26
第 1-5 表 雇用人報酬	27
Table 1-5: Compensation of employees	27
第 1-6-1 表 経済活動別国内総生産（各国通貨）	28
Table 1-6-1: GDP by economic activity in national currency	28
第 1-6-2 表 経済活動別国内総生産（構成比）	29
Table 1-6-2: Component ratio of GDP by economic activity	29
第 1-7 表 国内総生産の構成（支出側）	30
Table 1-7: GDP by expenditure approach	30
第 1-8 表 国内総生産の構成（生産側）	31
Table 1-8: GDP by production approach	31
第 1-9 表 国民貯蓄率	32
Table 1-9: National savings rates	32

第 1-10 表 鉱工業生産指数.....	33
Table 1-10: Industrial production indices.....	33
第 1-11-1 表 経常収支.....	34
Table 1-11-1: Current account.....	34
第 1-11-2 表 貿易収支.....	35
Table 1-11-2: Trade balance	35
第 1-12 表 為替レート（年平均）	36
Table 1-12: Exchange rates, annual average	36
第 1-13 表 生産者物価指数.....	38
Table 1-13: Producer price indices.....	38
第 1-14 表 消費者物価指数.....	39
Table 1-14: Consumer price indices.....	39
第 1-15 表 購買力平価	40
Table 1-15: Purchasing power parities (PPPs).....	40
第 1-16 表 物価水準（GDP ベース）	41
Table 1-16: Comparative price levels	41
第 1-17 表 内外価格差及び購買力平価.....	42
Table 1-17: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs).....	42
第 1-18 表 労働生産性水準.....	43
Table 1-18: Labour productivity levels.....	43
第 1-19 表 労働分配率	44
Table 1-19: Labour share.....	44
第 1-20 表 時間当たり労働生産性上昇率.....	45
Table 1-20: Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates	45
2. 人口・労働力人口	46
2-1 世界、大陸及び主要地域の人口	47
2-2 老年人口比率（65 歳以上人口）	48
2-3 65 歳以上男性の労働力率.....	49
2-4 年齢階級別女性労働力率.....	50
2-5 就業率	51
第 2-1 表 総人口.....	52
Table 2-1: Total population	52
第 2-2 表 人口増加率.....	53
Table 2-2: Population growth rates.....	53
第 2-3 表 若年人口（15 歳未満人口）	54
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old	54
第 2-4 表 生産年齢人口（15～64 歳人口）	55
Table 2-4: Working age population, 15-64 years old	55
第 2-5 表 老年人口（65 歳以上人口）	56
Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over.....	56

第 2-6 表	性別・年齢階級別人口、構成比	57
	Table 2-6: Population by sex and age group	57
第 2-7 表	出生率・死亡率	60
	Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates	60
第 2-8 表	平均寿命	61
	Table 2-8: Life expectancy at birth by sex	61
第 2-9 表	合計特殊出生率	62
	Table 2-9: Total fertility rates	62
第 2-10-1 表	労働力人口	63
	Table 2-10-1: Labour force	63
第 2-10-2 表	性別・年齢階級別労働力人口	64
	Table 2-10-2: Labour force by sex and age group	64
第 2-11-1 表	労働力率	67
	Table 2-11-1: Labour force participation rates	67
第 2-11-2 表	性別・年齢階級別労働力率	69
	Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group	69
第 2-12-1 表	就業者数	72
	Table 2-12-1: Employment	72
第 2-12-2 表	性別・年齢階級別就業者数	73
	Table 2-12-2: Employment by sex and age group	73
第 2-13-1 表	就業率	76
	Table 2-13-1: Employment rates	76
第 2-13-2 表	性別・年齢階級別就業率	78
	Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group	78
第 2-14 表	外国人人口（ストック）	81
	Table 2-14: Stock of foreign population	81
3. 就業構造		82
3-1	就業者の産業別構成比	83
3-2	就業者の職業別構成比	84
3-3	就業者及び管理職に占める女性の割合	85
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	86
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	87
第 3-1 表	産業別就業者数	88
	Table 3-1: Employment by economic activity	88
第 3-2 表	就業者の産業別構成比	99
	Table 3-2: Sectoral composition of employment	99
第 3-3 表	産業別雇用者数	101
	Table 3-3: Employees by economic activity	101
A 表	国際標準産業分類 (ISIC)	112
	Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)	112

B 表 国際標準職業分類 (ISCO).....	113
Table B: International Standard Classification of Occupations (ISCO).....	113
第 3-4 表 性別・職業別就業者数.....	114
Table 3-4: Employment by occupation and sex.....	114
第 3-5 表 就業者の職業別構成比.....	124
Table 3-5: Occupational composition of employment.....	124
第 3-6 表 管理職に占める女性の割合.....	125
Table 3-6: Women's share of managerial employment.....	125
第 3-7 表 従業上の地位別就業者数.....	126
Table 3-7: Employment by professional status.....	126
第 3-8 表 就業者に占める短時間労働者の割合.....	128
Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment.....	128
第 3-9 表 短時間労働者に占める女性の割合.....	130
Table 3-9: Gender share of part-time employment.....	130
第 3-10 表 テンポラリー労働者の割合.....	131
Table 3-10: Share of temporary employment.....	131
第 3-11 表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合.....	132
Table 3-11: Share of temporary employment by sex and age group.....	132
第 3-12 表 労働者に占める派遣労働者の割合.....	133
Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce.....	133
第 3-13-1 表 勤続年数別雇用者割合.....	134
Table 3-13-1: Composition of employees by length of service.....	134
第 3-13-2 表 性別・年齢階級別勤続年数.....	135
Table 3-13-2: Length of service by sex and age group.....	135
第 3-14 表 青少年の転職に対する考え方.....	136
Table 3-14: Youth's views on job changes.....	136
第 3-15 表 高齢者の退職年齢.....	137
Table 3-15: Retirement age of older persons.....	137
第 3-16 表 公共職業安定業務.....	138
Table 3-16: Public employment security services.....	138
第 3-17 表 労働者派遣事業.....	139
Table 3-17: Temporary employment agency services.....	139
第 3-18 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）.....	143
Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age.....	143
4. 失業・失業保険・雇用調整.....	145
4-1 失業率.....	146
4-2 長期失業者の割合.....	147
第 4-1 表 失業率.....	148
Table 4-1: Unemployment rates.....	148
第 4-2-1 表 年齢階級別失業者数、構成比（男女計）.....	149
Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons).....	149

第 4-2-2 表	年齢階級別失業者数、構成比（男）	151
	Table 4-2-2: Unemployment by age group (male)	151
第 4-2-3 表	年齢階級別失業者数、構成比（女）	153
	Table 4-2-3: Unemployment by age group (female)	153
第 4-3 表	年齢階級別失業率	155
	Table 4-3: Unemployment rates by age group	155
第 4-4 表	長期失業者の割合	156
	Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment	156
第 4-5 表	失業期間別構成比	158
	Table 4-5: Incidence of unemployment by duration	158
第 4-6 表	失業者の定義	159
	Table 4-6: Definitions of unemployed	159
第 4-7 表	失業保険制度	161
	Table 4-7: Unemployment insurance schemes	161
第 4-8 表	失業給付受給者数	165
	Table 4-8: Number of persons receiving unemployment benefit	165
第 4-9 表	雇用調整助成金・再就職支援制度	166
	Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies	166
5.	賃金・労働費用	170
5-1	時間当たり賃金（製造業）	171
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	172
5-3	年齢階級別賃金格差	173
5-4	勤続年数別賃金格差	174
第 5-1 表	時間当たり賃金（製造業）	175
	Table 5-1: Hourly wages, manufacturing	175
第 5-2 表	賃金（製造業）	176
	Table 5-2: Wages, manufacturing	176
第 5-3 表	産業別賃金	177
	Table 5-3: Wages by economic activity	177
第 5-4 表	時間当たり実収賃金指数（製造業）	178
	Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing	178
第 5-5 表	パートタイム（短時間）労働者の賃金水準	178
	Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers	178
第 5-6 表	単位労働費用	179
	Table 5-6: Unit labour costs	179
第 5-7 表	労働費用でみた国際競争力	180
	Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs	180
第 5-8 表	労働費用（製造業）	181
	Table 5-8: Labour costs, manufacturing	181
第 5-9 表	労働費用費目別構成（製造業）	182
	Table 5-9: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing	182

第 5-10 表	フルタイム労働者の男女間賃金格差	183
	Table 5-10: Gender wage gap in median earnings of full-time employees	183
第 5-11-1 表	年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）	184
	Table 5-11-1: Wage gap by age group (total type of workers)	184
第 5-11-2 表	年齢階級別賃金格差（生産労働者）	185
	Table 5-11-2: Wage gap by age group (production workers)	185
第 5-11-3 表	年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）	186
	Table 5-11-3: Wage gap by age group (supervisory, clerical and technical workers)	186
第 5-12 表	勤続年数別賃金格差	187
	Table 5-12: Wage gap by length of service	187
第 5-13 表	事業所規模間賃金格差	189
	Table 5-13: Wage gap by establishment size	189
第 5-14 表	所得のジニ係数	190
	Table 5-14: Gini coefficients of income inequality	190
第 5-15 表	五分位階級所得割合	191
	Table 5-15: Income share by quintiles	191
第 5-16 表	相対的貧困率	192
	Table 5-16: Percentage of people with an income below 50% of median income	192
第 5-17 表	最低賃金制度	193
	Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms	193
第 5-18 表	最低賃金額の推移	201
	Table 5-18: Changes in the minimum wage	201
6.	労働時間・労働時間制度	202
6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	203
6-2	年間休日数	204
第 6-1 表	一人当たり平均年間総実労働時間	205
	Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment	205
第 6-2 表	週労働時間	207
	Table 6-2: Hours of work per week	207
第 6-3 表	長時間労働の割合（就業者）	209
	Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week	209
第 6-4 表	年間休日数	212
	Table 6-4: Number of annual holidays	212
第 6-5 表	法定祝日	213
	Table 6-5: Legal holidays	213
第 6-6 表	労働時間・有給休暇制度	214
	Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements	214
7.	労働組合・労使関係・労働災害	222
7-1	労働組合組織率の推移	223
7-2	労働争議による労働損失日数	224

第 7-1 表 労働組合員数	225
Table 7-1: Trade union membership.....	225
第 7-2 表 労働組合組織率.....	226
Table 7-2: Trade union density rates	226
第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	227
Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost	227
第 7-4 表 労災被災者数・労働損失日数	229
Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost.....	229
第 7-5 表 労働災害の度数率.....	231
Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents.....	231
8. 教育・職業能力開発.....	232
8-1 高等教育への進学率.....	233
第 8-1-1 表 高等教育への進学率.....	234
Table 8-1-1: Entry rates to tertiary education.....	234
第 8-1-2 表 高等教育の教育段階別進学率	235
Table 8-1-2: Entry rates to tertiary education by level of education	235
第 8-2-1 表 日本の学校系統図	236
Table 8-2-1: School system, Japan	236
第 8-2-2 表 アメリカの学校系統図	237
Table 8-2-2: School system, USA	237
第 8-2-3 表 イギリスの学校系統図	238
Table 8-2-3: School system, UK.....	238
第 8-2-4 表 ドイツの学校系統図.....	239
Table 8-2-4: School system, Germany	239
第 8-2-5 表 フランスの学校系統図	240
Table 8-2-5: School system, France	240
第 8-2-6 表 中国の学校系統図	241
Table 8-2-6: School system, China	241
第 8-2-7 表 韓国の学校系統図	242
Table 8-2-7: School system, Republic of Korea.....	242
第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援	243
Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth.....	243
9. 勤労者生活・福祉	250
9-1 家計消費支出の構成比	251
第 9-1 表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成.....	252
Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side.....	252
第 9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出	254
Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita	254
第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	256
Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan)	256

第 9-3-2 表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）	258
	Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA)	258
第 9-3-3 表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス）	259
	Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK)	259
第 9-3-4 表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ）	260
	Table 9-3-4: Household income and expenditure by age group of householder (Germany)	260
第 9-4 表	国民負担率（対国民所得比）	261
	Table 9-4: Tax and social security burden as a percentage of national income	261
第 9-5 表	分野別公的社会支出	262
	Table 9-5: Public social expenditure by policy area	262
第 9-6 表	労働市場政策への公的支出（対 GDP 比）	263
	Table 9-6: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP	263
第 9-7 表	社会保障負担料率	264
	Table 9-7: Employer-employee social security rates	264
第 9-8 表	公的扶助制度・支援政策等	265
	Table 9-8: Public assistance systems	265
第 9-9 表	育児休業制度	272
	Table 9-9: Childcare leave schemes	272
第 9-10 表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	276
	Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits	276
第 9-11 表	一日当たり生活時間配分	278
	Table 9-11: Average minutes spent in different activities	278
第 9-12 表	ジェンダー不平等指標（GII）	279
	Table 9-12: Gender Inequality Index	279
参 考		280
労働統計機関等一覧		281

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当りに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるため、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対

応する傾向が強い。わが国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものとみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

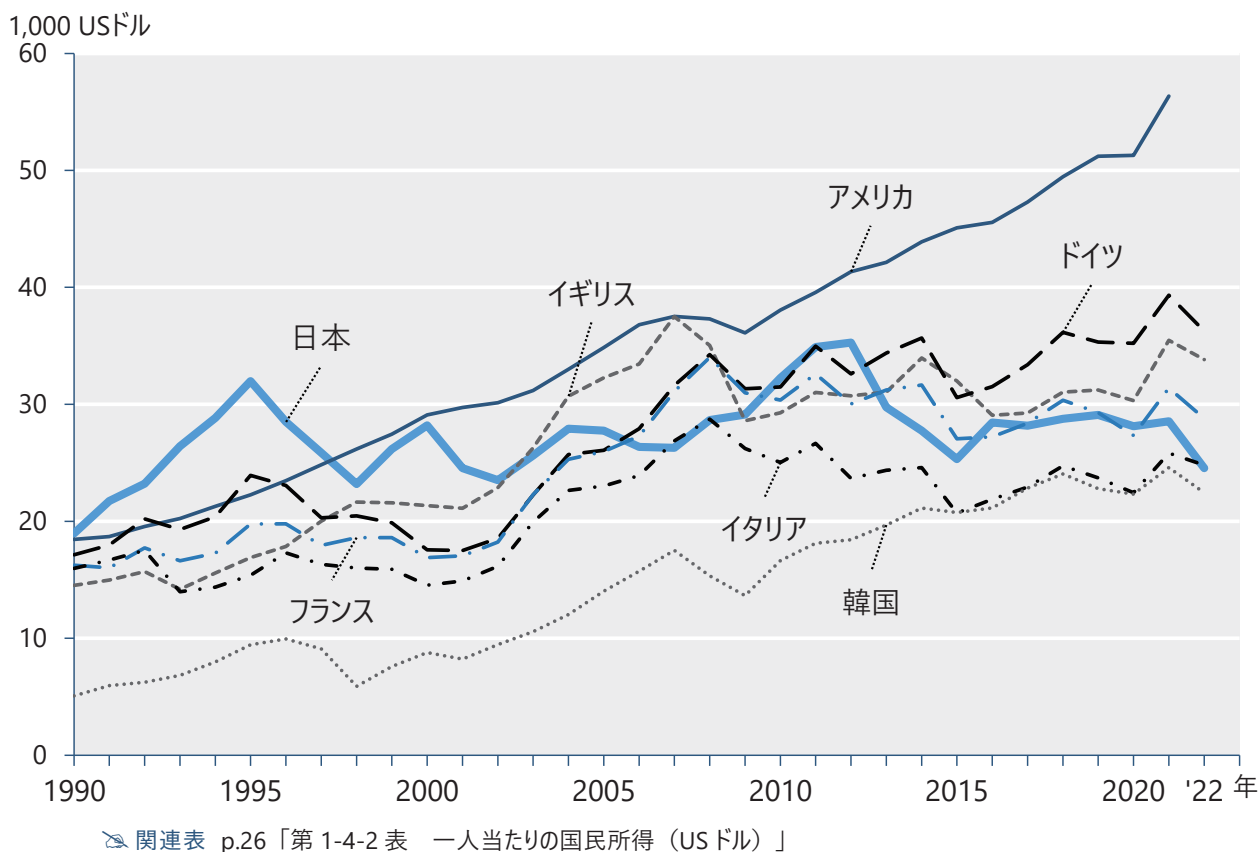
4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1. 経済・経営

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得

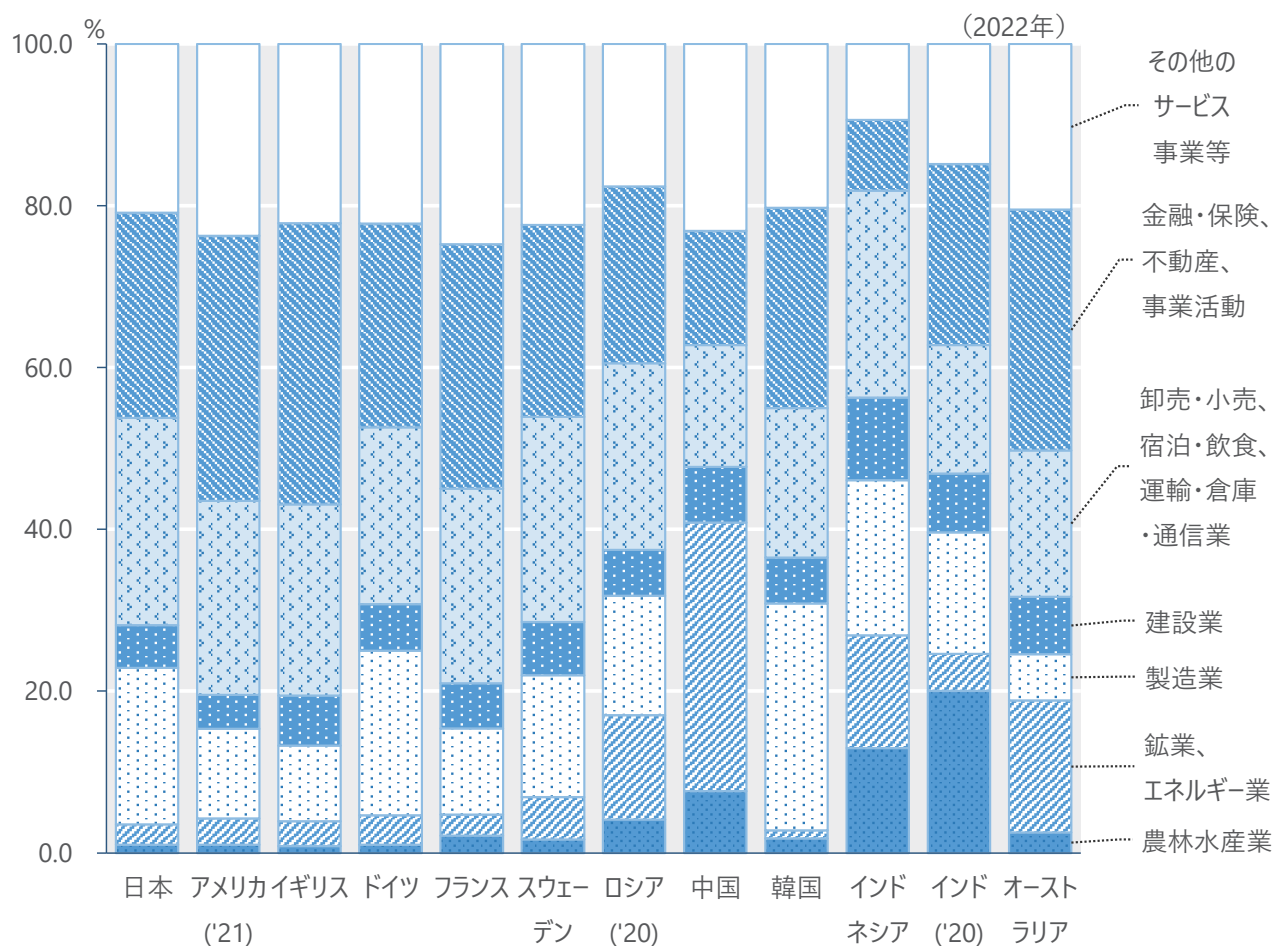


国民所得(要素費用表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。上のグラフの数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国のなかで相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率は比較的低い水準にとどまったものの、対ドルで円の上昇が継続したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばにかけては主要先進諸国のなかでも最高水準で推移した。

1998～2002年はアメリカに次ぐ水準で推移したが、2007年及び2008年は、上記7か国のなかで、韓国に次ぐ下位の水準となった。2010年以降は回復していたが、2013年以降は円安の影響で再び減少し、2022年には韓国に次いで低い水準にある。

1-2 経済活動別国内総生産（構成比）

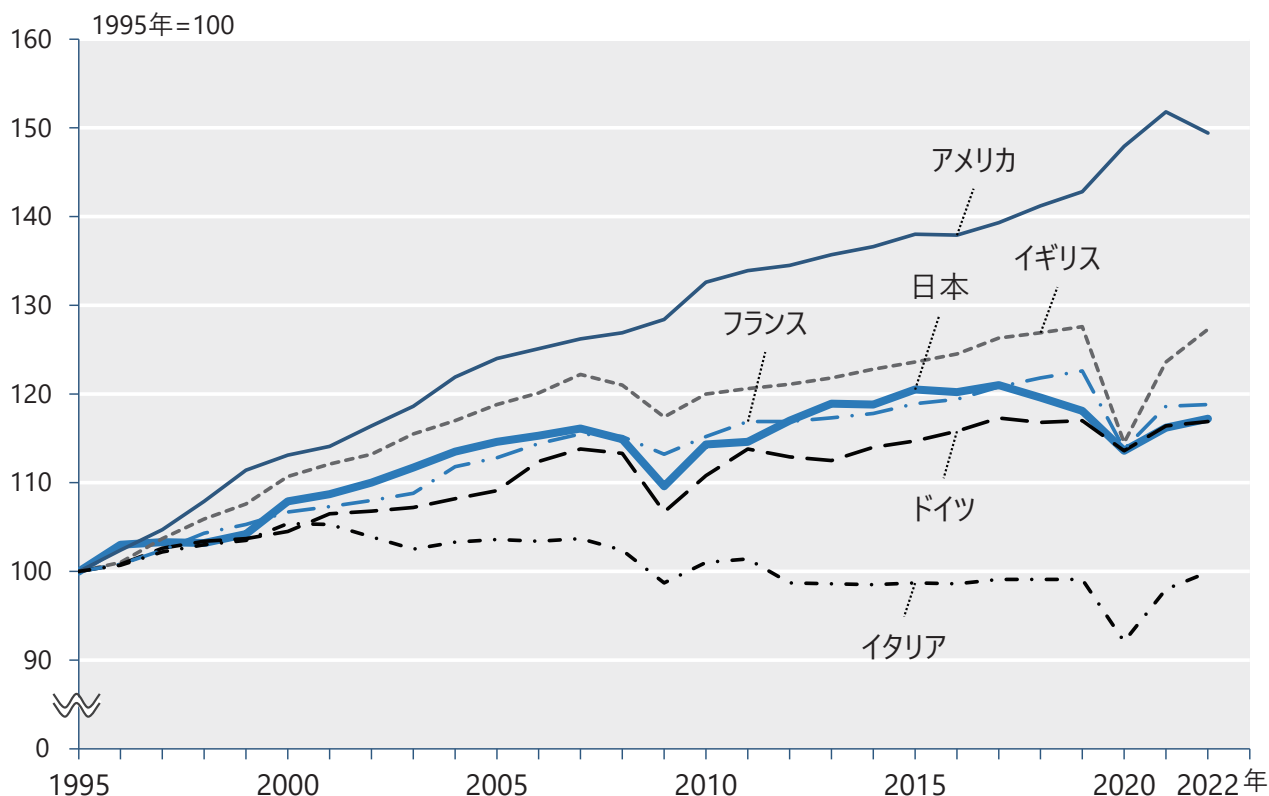


関連表 p.29 「第 1-6-2 表 経済活動別国内総生産（構成比）」

グラフは、国内総生産における経済活動の構成比をみたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている(ペティー・クラークの法則)。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国のうちでも日本やドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。他方、インドネシアやインドなどでは、農林水産業が大きな比率を占めている。また、ロシアやオーストラリアでは、鉱業、エネルギー業の割合の高さが顕著である。

1-3 労働生産性水準



関連表 p.43 「第 1-18 表 労働生産性水準」

本書で使用した労働生産性は、購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除した数値を、1995年を100として指数化したものである。日本の労働生産性を見ると、主要先進国中ではアメリカを大きく下回っているものの、欧州各国とはほぼ同等程度の伸びで推移している。ただし、指数化の元になっている就業者一人当たりGDPの水準で比較する場合、日本は上記6か国中で最も低い。

一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等が、相対的な生産性の低さの一因となっている可能性がある。一方で、2007年以降の金融危機や、直近のコロナ禍の時期に、アメリカでは日本や欧州各国と異なり、ほぼ一貫して労働生産性の上昇が見られるが、これには算出の分母となる就業者数の調整スピードの違いによる影響も推測される。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、その数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第 1-1-1 表 国内総生産（各国通貨）

Table 1-1-1: GDP in national currency

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
名目、原則100億	Nominal, 10 billion							
日本 t	506	538	557	558	540	553	560	JPN
アメリカ	1,505	1,821	2,053	2,138	2,106	2,332	2,546	USA
カナダ	167	199	224	231	221	251	278	CAN
イギリス	161	192	216	224	211	227	249	UK
ドイツ	256	303	337	347	340	362	388	DEU
フランス	200	220	236	244	232	250	264	FRA
イタリア	161	166	177	180	166	179	191	ITA
オランダ	64	69	77	81	80	87	96	NLD
ベルギー	36	42	46	48	46	50	55	BEL
ルクセンブルク	4	5	6	6	6	7	8	LUX
デンマーク	181	204	225	231	232	255	284	DNK
スウェーデン	357	426	483	505	504	549	598	SWE
フィンランド	19	21	23	24	24	25	27	FIN
ノルウェー	261	313	358	360	346	421	557	NOR
オーストリア	30	34	39	40	38	41	45	AUT
スイス	62	67	71	72	70	74	78	CHE
ギリシャ	22	18	18	18	17	18	21	GRC
スペイン	107	108	120	125	112	122	135	ESP
ポルトガル	18	18	21	21	20	21	24	PRT
ロシア t	50	83	104	110	108	135	153	RUS
中国	4,085	6,921	9,158	9,907	10,256	11,453	12,050	CHN
香港	178	240	284	285	268	287	282	HKG
韓国 t	1,323	1,658	1,898	1,924	1,941	2,080	2,162	KOR
シンガポール	33	42	51	51	48	57	64	SGP
マレーシア	83	118	145	151	142	155	179	MYS
タイ	1,081	1,374	1,637	1,689	1,566	1,617	1,737	THA
インドネシア t	6,864	11,526	14,839	15,833	15,443	16,977	19,588	IDN
フィリピン	940	1,394	1,827	1,952	1,795	1,941	2,202	PHL
インド t	78	138	189	201	198	235	272	IND
オーストラリア	136	164	189	199	197	219	245	AUS
ニュージーランド	20	25	30	32	32	35	38	NZL
メキシコ	1,397	1,923	2,418	2,514	2,408	2,661	2,950	MEX
ブラジル	389	600	700	739	761	890	992	BRA

t) 1兆単位。

t) Trillion.

出典： [日本] 内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」

[その他] IMF（2023.10）*World Economic Outlook Database, October 2023*

第 1-1-2 表 国内総生産（USドル）

Table 1-1-2: GDP in U.S. dollars

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
名目、100億ドル	Nominal, 10 billion							
日本	576	445	504	512	506	503	426	JPN
アメリカ	1,505	1,821	2,053	2,138	2,106	2,332	2,546	USA
カナダ	162	156	173	174	165	200	214	CAN
イギリス	249	294	288	286	271	312	308	UK
ドイツ	340	336	398	389	388	428	409	DEU
フランス	265	244	279	273	265	296	278	FRA
イタリア	214	184	209	201	190	212	201	ITA
オランダ	85	77	91	91	91	103	101	NLD
ベルギー	48	46	54	54	52	59	58	BEL
ルクセンブルク	6	6	7	7	7	9	8	LUX
デンマーク	32	30	36	35	35	41	40	DNK
スウェーデン	50	51	56	53	55	64	59	SWE
フィンランド	25	23	28	27	27	30	28	FIN
ノルウェー	43	39	44	41	37	49	58	NOR
オーストリア	39	38	46	44	43	48	47	AUT
スイス	60	69	73	72	74	81	82	CHE
ギリシャ	30	20	21	21	19	22	22	GRC
スペイン	142	120	142	139	128	145	142	ESP
ポルトガル	24	20	24	24	23	25	25	PRT
ロシア	163	136	165	170	149	184	224	RUS
中国	603	1,111	1,384	1,434	1,486	1,776	1,789	CHN
香港	23	31	36	36	34	37	36	HKG
韓国	114	147	173	165	164	182	167	KOR
シンガポール	24	31	38	38	35	42	47	SGP
マレーシア	26	30	36	37	34	37	41	MYS
タイ	34	40	51	54	50	51	50	THA
インドネシア	76	86	104	112	106	119	132	IDN
フィリピン	21	31	35	38	36	39	40	PHL
インド	171	210	270	284	267	315	339	IND
オーストラリア	125	123	142	139	136	165	170	AUS
ニュージーランド	15	18	21	21	21	25	24	NZL
メキシコ	111	121	126	131	112	131	147	MEX
ブラジル	221	180	192	187	148	165	192	BRA

出典： [日本] 内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」

[その他] IMF（2023.10）*World Economic Outlook Database, October 2023*

第 1-2-1 表 名目国内総生産成長率

Table 1-2-1: Nominal GDP growth rates

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
								%
日本	2.1	3.7	0.6	0.2	-3.2	2.4	1.3	JPN
アメリカ	3.9	3.7	5.4	4.1	-1.5	10.7	9.2	USA
カナダ	6.0	-0.2	4.4	3.5	-4.5	13.6	10.9	CAN
イギリス	3.9	3.1	3.5	3.8	-5.8	7.6	9.7	UK
ドイツ	4.9	3.4	3.0	3.2	-2.0	6.3	7.2	DEU
フランス	3.0	2.3	2.9	3.1	-4.9	7.8	5.5	FRA
イタリア	2.2	1.7	2.0	1.4	-7.5	7.6	6.8	ITA
オランダ	2.3	2.7	4.9	5.0	-2.0	9.3	10.1	NLD
ベルギー	4.8	3.4	3.4	4.0	-3.9	9.3	9.3	BEL
ルクセンブルク	8.6	4.5	3.4	3.8	3.4	12.1	7.1	LUX
デンマーク	5.2	2.8	2.8	2.6	0.4	9.9	11.3	DNK
スウェーデン	7.0	6.7	4.4	4.6	-0.2	8.9	9.0	SWE
フィンランド	3.5	2.2	3.2	2.7	-0.8	5.4	7.1	FIN
ノルウェー	6.8	-1.0	7.6	0.6	-3.8	21.7	32.3	NOR
オーストリア	2.7	3.3	4.3	3.1	-4.1	6.6	10.0	AUT
スイス	3.5	0.3	3.7	1.1	-3.0	6.7	5.3	CHE
ギリシャ	-5.6	-0.5	1.5	2.1	-9.8	9.8	14.5	GRC
スペイン	0.3	4.4	3.6	3.5	-10.2	9.2	10.2	ESP
ポルトガル	2.4	3.8	4.7	4.5	-6.5	7.1	11.4	PRT
ロシア	19.3	5.1	13.1	5.5	-1.8	25.7	13.4	RUS
中国	17.5	7.0	10.5	8.2	3.5	11.7	5.2	CHN
香港	7.1	6.1	6.6	0.3	-5.9	7.2	-1.7	HKG
韓国	9.7	6.1	3.4	1.4	0.8	7.2	3.9	KOR
シンガポール	15.8	6.1	7.2	1.1	-6.5	18.4	13.0	SGP
マレーシア	11.6	4.9	5.5	4.5	-6.2	9.2	15.7	MYS
タイ	11.9	3.9	5.7	3.2	-7.3	3.2	7.4	THA
インドネシア	14.2	9.1	9.2	6.7	-2.5	9.9	15.4	IDN
フィリピン	12.0	5.6	10.3	6.9	-8.0	8.1	13.5	PHL
インド	20.2	10.5	10.6	6.4	-1.4	18.4	16.1	IND
オーストラリア	7.9	1.5	5.1	5.2	-1.1	11.0	11.9	AUS
ニュージーランド	5.0	4.5	5.6	5.7	1.1	9.1	8.0	NZL
メキシコ	9.6	6.0	7.3	4.0	-4.2	10.5	10.9	MEX
ブラジル	16.6	3.8	6.4	5.5	3.0	16.9	11.4	BRA

出典：〔日本〕内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」

〔その他〕IMF（2023.10）*World Economic Outlook Database, October 2023*

注：日本以外はJILPTにおいて算出。

第 1-2-2 表 実質国内総生産成長率

Table 1-2-2: Real GDP growth rates

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
								%
日本	4.1	1.6	0.6	-0.4	-4.1	2.6	1.0	JPN
アメリカ	2.7	2.7	2.9	2.3	-2.8	5.9	2.1	USA
カナダ	3.1	0.7	2.8	1.9	-5.1	5.0	3.4	CAN
イギリス	2.4	2.4	1.7	1.6	-11.0	7.6	4.1	UK
ドイツ	4.2	1.5	1.0	1.1	-3.8	3.2	1.8	DEU
フランス	1.8	1.0	1.8	1.9	-7.7	6.4	2.5	FRA
イタリア	1.7	0.8	0.9	0.5	-9.0	7.0	3.7	ITA
オランダ	1.3	2.0	2.4	2.0	-3.9	6.2	4.3	NLD
ベルギー	2.9	2.0	1.8	2.3	-5.4	6.3	3.2	BEL
ルクセンブルク	3.8	2.3	1.2	2.9	-0.9	7.2	1.4	LUX
デンマーク	1.9	2.3	2.0	1.5	-2.4	6.8	2.7	DNK
スウェーデン	6.0	4.5	2.0	2.0	-2.2	6.1	2.8	SWE
フィンランド	3.2	0.5	1.1	1.2	-2.4	3.2	1.6	FIN
ノルウェー	0.8	1.9	0.8	1.1	-1.3	3.9	3.3	NOR
オーストリア	1.8	1.0	2.4	1.5	-6.5	4.6	4.8	AUT
スイス	3.2	1.6	2.9	1.2	-2.3	5.4	2.7	CHE
ギリシャ	-5.5	-0.2	1.7	1.9	-9.0	8.4	5.9	GRC
スペイン	0.2	3.8	2.3	2.0	-11.2	6.4	5.8	ESP
ポルトガル	1.7	1.8	2.8	2.7	-8.3	5.5	6.7	PRT
ロシア	4.5	-2.0	2.8	2.2	-2.7	5.6	-2.1	RUS
中国	10.6	7.0	6.8	6.0	2.2	8.5	3.0	CHN
香港	6.8	2.4	2.8	-1.7	-6.5	6.4	-3.5	HKG
韓国	6.8	2.8	2.9	2.2	-0.7	4.3	2.6	KOR
シンガポール	14.5	3.0	3.6	1.3	-3.9	8.9	3.6	SGP
マレーシア	7.5	5.0	4.8	4.4	-5.5	3.3	8.7	MYS
タイ	7.5	3.1	4.2	2.1	-6.1	1.5	2.6	THA
インドネシア	6.4	4.9	5.2	5.0	-2.1	3.7	5.3	IDN
フィリピン	7.3	6.3	6.3	6.1	-9.5	5.7	7.6	PHL
インド	10.3	8.0	6.5	3.9	-5.8	9.1	7.2	IND
オーストラリア	2.4	2.3	2.8	1.9	-1.8	5.2	3.7	AUS
ニュージーランド	1.8	3.7	3.5	3.1	-1.5	6.1	2.7	NZL
メキシコ	5.0	2.7	2.0	-0.3	-8.7	5.8	3.9	MEX
ブラジル	7.5	-3.5	1.8	1.2	-3.3	5.0	2.9	BRA

出典： [日本] 内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」

[その他] IMF（2023.10）*World Economic Outlook Database, October 2023*

第 1-3-1 表 一人当たりの国内総生産（各国通貨）

Table 1-3-1: GDP per capita in national currency

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
名目、原則1,000単位	Nominal, thousands							
日本 1)	3,948	4,233	4,392	4,408	4,279	4,403	4,480	JPN
アメリカ	49	57	63	65	64	71	77	USA
カナダ	49	56	60	62	58	66	72	CAN
イギリス	26	29	32	33	31	34	37	UK
ドイツ	32	37	41	p 42	p 41	p 43	p 46	DEU
フランス	31	33	35	36	34	p 37	p 39	FRA
イタリア	27	27	30	30	28	31	33	ITA
スウェーデン	381	435	475	491	487	527	571	SWE
ロシア	347	567	708	747	737	929	1,070	RUS
中国	30	50	65	70	73	81	85	CHN
香港	252	328	379	378	360	387	e 377	HKG
韓国	26,690	32,501	36,797	37,178	37,440	40,201	p 41,872	KOR
シンガポール	64	77	90	90	85	104	114	SGP
マレーシア	29	38	45	47	44	48	55	MYS
タイ	161	200	236	243	224	231	e 248	THA
インドネシア	28,884	45,097	56,173	59,318	57,154	62,357	71,267	IDN
フィリピン	101	138	173	182	165	176	197	PHL
インド	63	e 104	e 138	e 145	e 142	e 167	e 192	IND
オーストラリア	64	70	78	78	81	91	99	AUS
ニュージーランド	47	55	62	64	64	70	e 76	NZL
ブラジル	20	31	35	37	e 38	e 44	e 49	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典： [日本] 内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」、総務省統計局（2023.4）「人口推計(各年10月現在)」

[OECD諸国] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2024年2月現在

[その他] IMF（2023.10）*World Economic Outlook Database, October 2023*

注：日本及びOECD諸国はJILPTによる算出。

第 1-3-2 表 一人当たりの国内総生産（US ドル）

Table 1-3-2: GDP per capita in U.S. dollars

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
名目、1000 USドル	Nominal, thousands							
日本	45.0	35.0	39.8	40.4	40.1	40.1	34.1	JPN
アメリカ	48.6	56.8	62.8	65.1	64.3	71.0	77.2	USA
カナダ	47.6	43.6	46.5	46.4	43.6	52.5	55.5	CAN
イギリス	39.6	45.0	43.2	42.7	40.2	46.9	45.6	UK
ドイツ	42.3	41.1	47.9	p 46.8	p 46.7	p 51.4	p 48.7	DEU
フランス	40.7	36.6	41.4	40.3	38.9	p 43.4	p 40.6	FRA
イタリア	35.7	30.5	34.9	33.7	31.9	36.4	34.7	ITA
スウェーデン	52.9	51.5	54.6	51.9	52.8	61.4	56.4	SWE
ロシア	11.4	9.3	11.3	11.6	10.2	12.6	15.6	RUS
中国	4.5	8.0	9.8	10.2	10.5	12.6	12.7	CHN
香港	32.4	42.3	48.3	48.3	46.4	49.8	e 48.2	HKG
韓国	23.1	28.7	33.4	31.9	31.7	35.1	p 32.4	KOR
シンガポール	47.2	55.6	66.8	66.1	61.3	77.7	82.8	SGP
マレーシア	9.0	9.7	11.1	11.2	10.4	11.5	12.5	MYS
タイ	5.1	5.8	7.3	7.8	7.2	7.2	e 7.1	THA
インドネシア	3.2	3.4	3.9	4.2	3.9	4.4	4.8	IDN
フィリピン	2.2	3.0	3.3	3.5	3.3	3.6	3.6	PHL
インド	1.4	e 1.6	e 2.0	e 2.1	e 1.9	e 2.2	e 2.4	IND
オーストラリア	59.1	52.3	58.4	54.4	56.0	68.2	68.3	AUS
ニュージーランド	33.6	38.4	43.0	42.5	41.7	49.5	e 47.9	NZL
ブラジル	11.6	9.2	9.6	9.4	7.3	8.2	9.5	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典：【日本】内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」、総務省統計局（2023.4）「人口推計(各年10月現在)」

【OECD諸国】OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2024年2月現在

【その他】IMF（2023.10）*World Economic Outlook Database, October 2023*

【為替レート（年平均、日本）】IMF (<https://data.imf.org/>) 2023年8月現在

注：日本はJILPTによる算出。

第 1-4-1 表 一人当たりの国民所得（各国通貨）

Table 1-4-1: National income per capita in national currency

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
各国1,000単位通貨								thousands
日本 1)	2,831	3,064	3,175	3,172	3,004	3,133	3,227	JPN
アメリカ 2)	38.1	45.1	49.5	51.2	51.3	56.4	—	USA
カナダ 2)	34.9	39.1	42.6	43.9	43.4	48.5	52.4	CAN
イギリス 2)	18.9	20.9	23.3	24.5	23.6	25.8	27.4	UK
ドイツ 2)	23.7	27.5	30.6	p 31.5	p 30.8	p 33.3	p 34.4	DEU
フランス 2)	22.9	24.4	25.7	26.2	23.9	p 26.5	p 27.3	FRA
イタリア 2)	18.9	18.7	20.9	21.2	19.6	21.8	23.6	ITA
スウェーデン 2)	249.2	278.7	303.8	321.7	327.4	354.3	376.4	SWE
ロシア 3)	e 336.9	549.4	686.4	716.4	711.5	—	—	RUS
中国 3)	30.6	49.6	65.1	69.8	71.3	—	—	CHN
香港 3)	257.2	334.2	396.7	397.4	381.3	414.3	403.8	HKG
韓国 2)	19,246	23,461	26,460	26,561	26,347	28,127	p 28,976	KOR
シンガポール 3)	63.7	71.3	79.1	79.8	73.1	87.3	95.8	SGP
マレーシア 3)	27.8	36.7	43.3	45.3	42.8	46	p 52.8	MYS
タイ 2)	113.9	135.1	160.8	167.6	156.2	158.9	—	THA
フィリピン 3)	112.2	154.1	191.1	200.1	177.5	182.4	209.0	PHL
インド 2)	51.6	92.1	122.4	128.8	124.0	144.8	—	IND
オーストラリア 2)	45.0	47.7	53.7	56.7	61.5	63.6	67.5	AUS
ニュージーランド 2)	31.8	38.4	42.8	46.6	47.9	—	—	NZL
メキシコ 2)	96.0	117.5	140.8	143.9	130.5	145.6	163.0	MEX
ブラジル 3)	19.7	30.0	34.2	35.9	37	p 42.7	p 47.3	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典： [日本] 内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」、総務省統計局（2023.4）「人口推計（各年10月1日現在）」

[OECD諸国及びロシア、中国] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2024年1月現在

[その他] UN (<https://data.un.org/>) 2024年1月現在

[人口] IMF (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2024年1月現在

注： 国民所得を人口で除したもの。JILPTにおいて算出。

1) 国民所得（要素費用表示）を使用。

2) 国民所得（市場価格表示）より純間接税を差し引いたものを使用。

3) 国民総所得を使用。

第 1-4-2 表 一人当たりの国民所得（US ドル）

Table 1-4-2: National income per capita in U.S. dollars

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
1,000ドル								thousands
日本	32.2	25.3	28.8	29.1	28.1	28.5	24.5	JPN
アメリカ	38.1	45.1	49.5	51.2	51.3	56.4	—	USA
カナダ	33.9	30.6	32.9	33.1	32.3	38.7	40.2	CAN
イギリス	29.3	32.0	31.0	31.2	30.3	35.5	33.8	UK
ドイツ	31.5	30.6	36.1	p 35.3	p 35.2	p 39.3	p 36.3	DEU
フランス	30.4	27.1	30.3	29.3	27.3	p 31.4	p 28.8	FRA
イタリア	25.0	20.7	24.7	23.7	22.4	25.8	24.8	ITA
スウェーデン	34.6	33.0	34.9	34.0	35.6	41.3	37.2	SWE
ロシア 1)	e 11.1	9.0	11.0	11.1	9.9	—	—	RUS
中国 1)	4.5	8.0	9.8	10.1	10.3	—	—	CHN
香港 1)	33.1	43.1	50.6	50.7	49.2	53.3	51.6	HKG
韓国	16.6	20.7	24.1	22.8	22.3	24.6	p 22.4	KOR
シンガポール 1)	46.7	51.8	58.6	58.5	53.0	65.0	69.5	SGP
マレーシア 1)	8.6	9.4	10.7	10.9	10.2	11.1	p 12.0	MYS
タイ	3.6	3.9	5.0	5.4	5.0	5.0	—	THA
フィリピン 1)	2.5	3.4	3.6	3.9	3.6	3.7	3.8	PHL
インド	1.1	1.4	1.8	1.8	1.7	2.0	—	IND
オーストラリア	41.3	35.8	40.1	39.4	42.3	47.8	46.8	AUS
ニュージーランド	22.9	26.8	29.6	30.7	31.1	—	—	NZL
メキシコ	7.6	7.4	7.3	7.5	6.1	7.2	8.1	MEX
ブラジル 1)	11.2	9.0	9.4	9.1	7.2	p 7.9	p 9.2	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典： 国民所得及び人口は第1-4-1表（p.25）に準ずる。

[為替レート（年平均）] IMF (<https://data.imf.org/>) 2023年8月現在

注： 第1-4-1表（p.25）に準ずる。年平均為替レートを用いて、JILPTにおいて算出。

第 1-5 表 雇用者報酬

Table 1-5: Compensation of employees

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
各国通貨、原則10億単位	in national currency, billion							
日本	251,044	260,505	281,235	286,785	283,079	288,640	295,279	JPN
アメリカ	7,933	9,710	10,968	11,460	11,601	12,549	—	USA
カナダ	838	1,027	1,127	1,175	1,161	1,269	1,386	CAN
イギリス	807	925	1,042	1,088	1,095	1,156	1,241	UK
ドイツ	1,294	1,562	1,771	p 1,853	p 1,849	p 1,914	p 2,020	DEU
フランス	1,040	1,141	1,232	1,243	1,195	p 1,286	p 1,382	FRA
イタリア	643	652	707	722	680	736	787	ITA
スウェーデン	1,614	1,987	2,310	2,395	2,420	2,571	2,718	SWE
ロシア	e 21,854	39,749	46,416	48,166	50,346	—	—	RUS
韓国 t)	562	750	868	913	936	983	p 1,030	KOR
シンガポール	126	178	198	205	205	217	238	SGP
タイ	3,228	4,534	5,041	5,246	5,075	5,119	—	THA
インド	22,865	41,637	59,139	64,539	64,496	76,324	—	IND
オーストラリア	668	811	919	957	997	1,069	1,177	AUS
ニュージーランド	89	110	131	139	144	159	—	NZL
メキシコ	3,616	4,956	5,975	6,341	p 6,504	p 7,160	p 8,062	MEX
USDドル換算、10億	in U.S. dollars, billion							
日本	2,860	2,152	2,547	2,631	2,651	2,630	2,245	JPN
アメリカ	7,933	9,710	10,968	11,460	11,601	12,549	—	USA
カナダ	813	803	870	885	866	1,012	1,065	CAN
イギリス	1,247	1,412	1,390	1,388	1,404	1,590	1,530	UK
ドイツ	1,715	1,733	2,092	p 2,075	p 2,111	p 2,264	p 2,127	DEU
フランス	1,379	1,266	1,454	1,391	1,365	p 1,521	p 1,455	FRA
イタリア	852	723	835	808	776	871	829	ITA
スウェーデン	224	236	266	253	263	300	269	SWE
ロシア	e 720	652	741	744	698	—	—	RUS
韓国	486	663	789	784	793	859	p 797	KOR
シンガポール	93	129	147	150	149	162	173	SGP
タイ	102	132	156	169	162	160	—	THA
インド	500	649	865	916	870	1,033	—	IND
オーストラリア	613	610	687	665	686	803	817	AUS
ニュージーランド	64	77	90	92	93	112	—	NZL
メキシコ	286	313	310	329	303	p 353	p 401	MEX

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

出典： [日本] 内閣府 (2023.12) 「2022年度国民経済計算」

[タイ、インド] UN (<https://data.un.org/>) 2024年2月現在

[その他] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2024年2月現在

[為替レート (年平均)] IMF (<https://data.imf.org/>) 2022年8月現在

注： 日本及びタイ、インドのドル換算はJILPTによる算出。

第 1-6-1 表 経済活動別国内総生産（各国通貨）

Table 1-6-1: GDP by economic activity in national currency

	経済 活動計	農林 水産業	鉱業、 エネルギー業	製造業	建設業	卸・小売、 宿泊・飲 食、運輸・ 倉庫・通 信業	金融・保 険、不動 産業、事 業活動	その他の サービス事 業、社会 活動等	
原則10億単位、2022年									billion, 2022
日本 1) t)	556	6	14	108	29	143	141	116	JPN
アメリカ 2)	22,486	224	730	2,497	943	5,388	7,373	5,331	USA
カナダ 3)	2,175	42	165	215	167	498	597	491	CAN
イギリス	2,246	19	69	210	139	530	780	498	UK
ドイツ p)	3,510	36	127	715	201	768	884	779	DEU
フランス p)	2,361	51	61	252	131	569	713	584	FRA
イタリア	1,751	35	79	291	94	434	474	343	ITA
スウェーデン	5,329	88	280	804	350	1,350	1,264	1,193	SWE
ロシア 4)	96,222	3,958	12,429	14,179	5,468	22,202	21,026	16,960	RUS
中国 5)	121,021	9,258	40,164	—	8,338	18,205	17,063	27,992	CHN
香港 2) 6)	2,745	2	36	26	110	879	1,132	559	HKG
韓国 p) t)	1,976	35	20	554	112	365	489	400	KOR
インドネシア t)	18,730	2,429	2,611	3,592	1,913	4,785	1,639	1,762	IDN
インド 4) t)	181	36	8	27	13	29	40	27	IND
オーストラリア	2,407	61	392	138	170	435	717	493	AUS
ニュージーランド 2) 3)	251	14	10	24	19	54	83	47	NZL
メキシコ p)	28,035	1,150	1,687	6,362	1,782	9,110	4,634	3,310	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	

p) 暫定値、t) 1兆単位。

p) Provisional; t) Trillion.

T) Total gross value added; a) Agriculture, hunting and forestry, fishing; b) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; c) Manufacturing; d) Construction; e) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; f) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; g) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

出典： [日本] 内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」

[その他] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2024年1月現在

注： JILPTによる算出。注記がない限り、名目価格。経済活動計は、粗付加価値のGDP。

1) 純間接税を除く。自動車・オートバイ修理業は、区分eには含まず区分gに含まれる。

2) 2021年の数値。

3) 固定基準年方式による価格。

4) 2020年の数値。

5) 生産者価格。経済活動計はISIC rev.4分類、内訳はISIC Rev.3分類に基づく。自動車・オートバイ修理業は、区分eには含まず区分gに含まれる。

6) 農林水産業は鉱業・採石業を含み、不動産業は不動産所有業も含む。

第 1-6-2 表 経済活動別国内総生産（構成比）

Table 1-6-2: Component ratio of GDP by economic activity

	経済 活動計	農林 水産業	鉱業、 エネルギー業	製造業	建設業	卸・小売、 宿泊・飲 食、運輸・ 倉庫・通 信業	金融・保 険、不動 産業、事 業活動	その他の サービス事 業、社会 活動等	
2022年									%
日本 1) t)	100.0	1.0	2.5	19.4	5.2	25.7	25.3	20.9	JPN
アメリカ 2)	100.0	1.0	3.2	11.1	4.2	24.0	32.8	23.7	USA
カナダ	100.0	1.9	7.6	9.9	7.7	22.9	27.5	22.6	CAN
イギリス	100.0	0.9	3.1	9.4	6.2	23.6	34.7	22.2	UK
ドイツ p)	100.0	1.0	3.6	20.4	5.7	21.9	25.2	22.2	DEU
フランス p)	100.0	2.1	2.6	10.7	5.5	24.1	30.2	24.7	FRA
イタリア	100.0	2.0	4.5	16.6	5.4	24.8	27.1	19.6	ITA
スウェーデン	100.0	1.6	5.3	15.1	6.6	25.3	23.7	22.4	SWE
ロシア 3)	100.0	4.1	12.9	14.7	5.7	23.1	21.9	17.6	RUS
中国 4)	100.0	7.7	33.2	—	6.9	15.0	14.1	23.1	CHN
香港 2) 5)	100.0	0.1	1.3	1.0	4.0	32.0	41.3	20.4	HKG
韓国 p) t)	100.0	1.8	1.0	28.0	5.7	18.5	24.7	20.3	KOR
インドネシア t)	100.0	13.0	13.9	19.2	10.2	25.5	8.8	9.4	IDN
インド 3) t)	100.0	20.0	4.6	15.0	7.3	15.9	22.4	14.8	IND
オーストラリア	100.0	2.5	16.3	5.7	7.1	18.1	29.8	20.5	AUS
ニュージーランド 2)	100.0	5.4	3.9	9.7	7.4	21.7	33.2	18.7	NZL
メキシコ p)	100.0	4.1	6.0	22.7	6.4	32.5	16.5	11.8	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	

p) 暫定値。

p) Provisional.

T) Total gross value added; a) Agriculture, hunting and forestry, fishing; b) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; c) Manufacturing; d) Construction; e) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; f) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; g) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

出典： [日本] 内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」

[その他] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2024年1月現在

注： JILPTによる算出。経済活動計は、粗付加価値のGDP。

1) 純間接税を除く。自動車・オートバイ修理業は、区分eには含まず区分gに含まれる。

2) 2021年の数値。

3) 2020年の数値。

4) 経済活動計はISIC rev.4分類、内訳はISIC Rev.3分類に基づく。自動車・オートバイ修理業は、区分eには含まず区分gに含まれる。

5) 農林水産業は鉱業・採石業を含み、不動産業は不動産所有業も含む。

第 1-7 表 国内総生産の構成（支出側）

Table 1-7: GDP by expenditure approach

	国内 総生産	政府最終 消費支出	民間最終 消費支出	在庫 変動	総固定 資本形成	財貨・サービス		
						輸出	輸入	
2022年								
各国通貨、原則10億単位（名目）					Nominal, at current prices, billion			
日本	559,710	120,881	311,063	3,500	145,314	120,571	141,618	JPN
アメリカ 1)	23,594	3,366	16,043	12	5,031	2,550	3,408	USA
カナダ	2,813	582	1,513	58	655	952	948	CAN
イギリス	2,506	525	1,552	6	460	834	902	UK
ドイツ p)	3,877	851	1,979	114	856	1,974	1,898	DEU
フランス p)	2,639	634	1,409	34	665	915	1,018	FRA
イタリア	1,946	374	1,161	14	427	713	743	ITA
スウェーデン	5,985	1,485	2,615	78	1,618	3,174	2,986	SWE
ロシア 2)	109,242	20,067	55,895	2,882	22,546	31,174	22,840	RUS
韓国 p) t)	2,162	406	1,039	22	695	1,044	1,043	KOR
オーストラリア	2,561	546	1,272	8	594	684	547	AUS
ニュージーランド 3)	328	67	186	0	76	71	73	NZL
メキシコ p)	29,453	3,233	20,802	100	6,587	12,594	13,456	MEX
構成比、%					Percentage of GDP			
日本	100.0	21.6	55.6	0.6	26.0	21.5	25.3	JPN
アメリカ 1)	100.0	14.3	68.0	0.0	21.3	10.8	14.4	USA
カナダ	100.0	20.7	53.8	2.1	23.3	33.8	33.7	CAN
イギリス	100.0	21.0	61.9	0.2	18.3	33.3	36.0	UK
ドイツ p)	100.0	21.9	51.1	2.9	22.1	50.9	49.0	DEU
フランス p)	100.0	24.0	53.4	1.3	25.2	34.7	38.6	FRA
イタリア	100.0	19.2	59.6	0.7	21.9	36.6	38.1	ITA
スウェーデン	100.0	24.8	43.7	1.3	27.0	53.0	49.9	SWE
ロシア 2)	100.0	18.4	51.2	2.6	20.6	28.5	20.9	RUS
韓国 p)	100.0	18.8	48.1	1.0	32.2	48.3	48.3	KOR
オーストラリア	100.0	21.3	49.6	0.3	23.2	26.7	21.4	AUS
ニュージーランド 3)	100.0	20.5	56.9	-0.1	23.2	21.8	22.3	NZL
メキシコ p)	100.0	11.0	70.6	0.3	22.4	42.8	45.7	MEX
	a	b	c	d	e	f	g	

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and non-profit institutions saving households' (NPISH's) final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Imports of goods and services.

出典：〔日本〕内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」

〔その他〕OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2024年1月現在

注：構成比はJILPTにおいて算出（日本を除く）。

1) 2021年の数値。

2) 2019年の数値。

3) 2020年の数値。

第 1-8 表 国内総生産の構成（生産側）

Table 1-8: GDP by production approach

	国内総生産	雇用者報酬	営業余剰・ 混合所得(純)	固定資本 減耗	純間接税	
2022年						
各国通貨、原則10億単位（名目）				Nominal, at current prices, billion		
日本	559,710	295,279	73,859	145,851	46,854	JPN
アメリカ 1)	23,315	12,549	5,882	3,832	1,181	USA
カナダ	2,813	1,386	686	457	285	CAN
イギリス	2,506	1,241	629	376	282	UK
ドイツ p)	3,877	2,020	714	789	354	DEU
フランス p)	2,639	1,382	366	533	359	FRA
イタリア	1,946	787	586	350	223	ITA
スウェーデン	5,985	2,718	1,021	1,066	1,180	SWE
ロシア 2)	109,242	48,166	34,554	14,227	12,294	RUS
韓国 p) t)	2,162	1,030	435	478	220	KOR
オーストラリア	2,561	1,177	704	445	237	AUS
ニュージーランド 3)	328	144	107	47	31	NZL
メキシコ p)	29,453	8,062	13,824	5,957	1,610	MEX
構成比、%				Percentage of GDP		
日本	100.0	52.8	13.2	26.1	8.4	JPN
アメリカ 1)	100.0	53.8	25.2	16.4	5.1	USA
カナダ	100.0	49.3	24.4	16.3	10.1	CAN
イギリス	100.0	49.5	25.1	15.0	11.3	UK
ドイツ p)	100.0	52.1	18.4	20.3	9.1	DEU
フランス p)	100.0	52.4	13.9	20.2	13.6	FRA
イタリア	100.0	40.4	30.1	18.0	11.5	ITA
スウェーデン	100.0	45.4	17.1	17.8	19.7	SWE
ロシア 2)	100.0	44.1	31.6	13.0	11.3	RUS
韓国 p) t)	100.0	47.6	20.1	22.1	10.2	KOR
オーストラリア	100.0	46.0	27.5	17.4	9.3	AUS
ニュージーランド 3)	100.0	43.9	32.5	14.3	9.4	NZL
メキシコ p)	100.0	27.4	46.9	20.2	5.5	MEX
	a	b	c	d	f	

e) 推計値、p) 暫定値、t) 1兆単位。

e) Estimated; p) Provisional; t) Trillion.

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; f) Taxes on production and imports, less Subsidies.

出典：〔日本〕内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」

〔その他〕 OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts" 2024年2月現在

注：純間接税は、生産・輸入品に課される税から補助金を控除したもの。営業余剰・混合所得（純）の実額（日本を除く）及び構成比は JILPTにおいて算出。

1) 2021年の数値。

2) 2019年の数値。

3) 2020年の数値。

第 1-9 表 国民貯蓄率

Table 1-9: National savings rates

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
日本	9.1	2.4	5.5	6.7	6.4	3.9	5.7	3.5	JPN
アメリカ	3.4	-0.7	4.3	3.7	3.8	1.8	1.7	1.9	USA
カナダ	12.1	3.9	2.9	3.8	4.5	2.1	8.3	9.5	CAN
イギリス	3.0	-1.5	-1.9	-0.6	1.0	-1.8	2.5	2.0	UK
ドイツ	8.5	9.6	12.6	14.2	p 14.1	p 11.9	p 13.9	p 11.1	DEU
フランス	7.7	4.1	5.3	6.0	6.4	0.9	p 4.8	p 2.9	FRA
イタリア	5.5	-0.3	0.5	4.3	4.7	3.0	7.4	3.9	ITA
スウェーデン	15.0	14.5	13.2	13.9	15.9	16.1	18.2	18.5	SWE
ロシア	e 20.7	e 17.6	15.9	19.0	15.8	—	—	—	RUS
中国 1)	46.0	51.2	45.7	44.7	43.9	44.3	—	—	CHN
香港 1)	33.1	30.5	24.6	24.8	23.1	24.7	26.9	23.9	HKG
韓国	20.5	20.9	21.8	21.0	18.6	19.6	19.9	p 15.7	KOR
シンガポール 1)	47.9	52.4	48.2	46.9	47.0	45.8	49.7	49.6	SGP
タイ	15.4	16.8	15.4	17.4	16.9	11.2	9.8	—	THA
フィリピン 1)	29.1	33.0	29.8	28.4	26.9	21.5	18.0	19.7	PHL
インドネシア 1)	—	21.3	20.2	16.7	14.3	13.8	—	—	IDN
インド	26.9	28.9	22.5	23.3	20.7	19.0	21.0	—	IND
オーストラリア	6.6	9.1	3.1	6.4	7.6	10.4	10.4	9.5	AUS
ニュージーランド	4.6	3.3	8.1	6.6	9.0	7.3	6.5	—	NZL
ブラジル 1)	18.6	18.3	14.8	13.1	12.6	15.1	p 17.9	p 16.4	BRA

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典： [日本] 内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」

[OECD諸国及びロシア] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2024年2月現在

[その他] UN (<https://data.un.org/>) “National Accounts” 2024年2月現在

注： 本表における国民貯蓄率は、JILPTにおいて算出。原則、純貯蓄を純国民可処分所得で除したもの。

1) 粗貯蓄を粗国民可処分所得で除したもの。

第 1-10 表 鉱工業生産指数

Table 1-10: Industrial production indices

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
指数、2015年 = 100									2015=100
日本	109.0	102.8	100.0	104.0	101.2	91.1	95.9	95.8	JPN
アメリカ	95.9	90.8	100.0	102.2	101.5	94.2	98.4	101.7	USA
カナダ	100.0	89.9	100.0	108.9	108.7	100.2	104.7	108.6	CAN
イギリス	104.6	96.7	100.0	103.7	106.1	107.4	115.3	112.1	UK
ドイツ	85.9	90.5	100.0	105.1	101.8	92.7	97.2	96.8	DEU
フランス	110.0	99.9	100.0	103.3	103.7	92.9	98.5	98.1	FRA
イタリア	122.0	108.6	100.0	106.2	105.1	93.5	104.9	104.5	ITA
オランダ	100.2	106.9	100.0	103.1	102.4	99.0	103.6	105.9	NLD
ベルギー	83.9	97.0	100.0	108.7	114.0	109.9	128.5	127.2	BEL
デンマーク	115.7	98.6	100.0	108.4	111.3	105.2	113.9	131.1	DNK
スウェーデン	110.0	103.1	100.0	108.9	111.5	106.6	114.4	116.7	SWE
スペイン	126.8	105.7	100.0	105.2	105.9	96.2	103.0	105.5	ESP
ロシア	76.5	83.8	100.0	109.4	113.1	110.8	116.7	—	RUS
韓国	66.5	92.5	100.0	106.3	106.7	106.4	115.1	116.7	KOR
インド	57.8	87.9	100.0	114.5	115.3	102.7	115.7	121.0	IND
オーストラリア	76.0	85.9	100.0	107.8	110.2	109.4	110.2	110.9	AUS
ニュージーランド	98.4	97.2	100.0	104.6	105.8	101.3	104.2	100.1	NZL
ブラジル	97.8	112.2	100.0	96.9	95.8	91.5	95.1	94.5	BRA
対前年比、%									percentage change
日本	1.4	15.0	-1.3	1.0	-2.6	-10.0	5.2	-0.0	JPN
アメリカ	3.4	5.5	-1.4	3.2	-0.7	-7.2	4.4	3.4	USA
カナダ	2.3	6.0	-0.4	3.9	-0.2	-7.9	4.5	3.7	CAN
イギリス	-1.0	-1.3	4.9	3.4	2.4	1.2	7.3	-2.8	UK
ドイツ	3.3	12.0	1.0	1.2	-3.1	-8.9	4.8	-0.4	DEU
フランス	-0.1	4.8	1.7	0.8	0.4	-10.4	6.0	-0.4	FRA
イタリア	-1.8	6.9	1.8	1.6	-1.1	-11.0	12.1	-0.4	ITA
オランダ	0.3	7.6	-3.4	0.7	-0.8	-3.3	4.7	2.2	NLD
ベルギー	3.4	9.4	-0.7	1.4	4.8	-3.5	16.9	-1.0	BEL
デンマーク	3.0	2.1	0.1	2.0	2.7	-5.5	8.3	15.1	DNK
スウェーデン	2.5	9.5	3.3	2.3	2.4	-4.4	7.3	2.0	SWE
スペイン	0.2	0.9	3.3	0.7	0.7	-9.2	7.1	2.4	ESP
ロシア	5.2	7.2	5.3	3.5	3.4	-2.1	5.3	—	RUS
韓国	6.3	16.3	-0.3	1.5	0.3	-0.3	8.2	1.4	KOR
インド	5.9	9.7	2.5	5.2	0.7	-11.0	12.7	4.6	IND
オーストラリア	2.0	4.3	2.5	4.0	2.2	-0.8	0.8	0.6	AUS
ニュージーランド	0.3	3.7	1.5	1.6	1.1	-4.2	2.9	-4.0	NZL
ブラジル	2.8	10.2	-8.3	1.0	-1.1	-4.5	3.9	-0.7	BRA

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Main Economic Indicators" 2023年8月現在

注： 対前年比はJILPTによる算出。

第 1-11-1 表 経常収支

Table 1-11-1: Current account

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
10億USD								billion U.S. dollars
日本	220.9	136.5	177.3	176.6	150.0	197.2	91.0	JPN
アメリカ	-432.0	-408.4	-439.9	-446.0	-619.7	-846.4	-943.8	USA
カナダ	-58.2	-54.7	-41.2	-34.0	-35.4	-5.4	-8.0	CAN
イギリス	-72.1	-148.7	-117.0	-80.8	-87.8	-47.1	-121.4	UK
ドイツ	196.2	288.1	316.9	317.9	275.9	330.0	172.7	DEU
フランス	-22.0	-9.1	-24.4	13.7	-46.3	9.9	-59.5	FRA
イタリア	-70.8	26.4	54.0	66.3	74.5	65.3	-26.7	ITA
オランダ	61.8	40.2	85.1	63.0	46.8	74.0	43.6	NLD
デンマーク	21.1	25.0	25.8	30.6	28.0	35.9	51.5	DNK
スウェーデン	29.2	16.2	13.7	28.5	32.4	41.6	25.0	SWE
ロシア	67.5	67.8	115.7	65.6	35.4	122.3	233.0	RUS
中国	237.8	293.0	24.1	102.9	248.8	352.9	401.9	CHN
韓国	28.0	105.1	77.5	59.7	75.9	85.2	29.8	KOR
シンガポール	55.0	57.6	59.2	60.9	57.3	76.4	90.2	SGP
マレーシア	25.6	9.1	8.0	12.8	14.1	14.1	10.5	MYS
タイ	11.5	27.8	28.5	38.3	20.9	-10.6	-17.2	THA
インドネシア	5.1	-17.5	-30.6	-30.3	-4.4	3.5	13.2	IDN
フィリピン	7.2	7.3	-8.9	-3.0	11.6	-5.9	-17.8	PHL
インド	-54.5	-22.5	-65.6	-29.8	32.7	-33.4	-80.4	IND
オーストラリア	-44.7	-57.0	-31.6	6.2	32.5	50.8	19.5	AUS
ニュージーランド	-3.4	-4.7	-8.6	-5.9	-2.4	-14.8	-21.3	NZL
ブラジル	-86.7	-63.4	-54.8	-68.0	-28.2	-46.4	-57.0	BRA

出典： World Bank (<https://data.worldbank.org/>) "World Development Indicators" 2023年8月現在

第 1-11-2 表 貿易収支

Table 1-11-2: Trade balance

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
10億USD	billion U.S. dollars							
日本	108.5	-7.3	10.6	1.4	26.6	16.7	-117.4	JPN
アメリカ	-648.7	-761.9	-878.7	-857.3	-913.9	-1,090.3	-1,191.0	USA
カナダ	-9.4	-18.6	-16.8	-14.2	-30.0	3.7	17.3	CAN
イギリス	-154.2	-193.2	-191.2	-189.5	-172.7	-232.5	-288.5	UK
ドイツ	213.3	275.6	263.3	245.9	219.2	230.6	118.6	DEU
フランス	-63.5	-32.1	-60.7	-52.8	-66.7	-79.5	-143.5	FRA
イタリア	-26.6	60.0	54.1	67.9	78.6	59.3	-20.8	ITA
オランダ	80.0	72.7	84.6	67.3	70.7	74.1	61.3	NLD
デンマーク	15.9	14.4	12.8	18.4	18.7	16.1	12.8	DNK
スウェーデン	20.4	11.5	11.2	20.7	21.7	24.9	17.7	SWE
ロシア	147.0	148.4	195.1	165.8	93.4	190.3	308.0	RUS
中国	238.1	576.2	380.1	393.0	511.1	562.7	668.6	CHN
韓国	47.9	120.3	110.1	79.8	80.6	75.7	15.1	KOR
シンガポール	63.2	92.6	104.4	97.8	106.4	125.7	136.5	SGP
マレーシア	38.4	27.9	28.4	30.1	32.8	41.1	38.4	MYS
タイ	26.7	26.1	22.4	26.7	40.4	32.4	10.8	THA
インドネシア	31.0	14.0	-0.2	3.5	28.3	43.8	62.7	IDN
フィリピン	-16.9	-23.3	-51.0	-49.3	-33.8	-52.8	-69.4	PHL
インド	-129.2	-136.9	-186.7	-157.7	-95.4	-176.7	-268.5	IND
オーストラリア	11.3	-19.0	20.8	48.1	40.5	87.5	112.4	AUS
ニュージーランド	2.0	-1.3	-3.5	-2.4	1.5	-4.1	-7.7	NZL
ブラジル	18.4	17.4	43.4	26.5	32.4	36.4	44.2	BRA

出典： World Bank "World Development Indicators" (<https://data.worldbank.org/>) 2023年8月現在

第 1-12 表 為替レート（年平均）

Table 1-12: Exchange rates, annual average

		2000年	2005	2010	2015	2017	
対USDドル当たり現地通貨		local currency per U.S. dollar					
日本	円	107.765	110.218	87.780	121.044	112.166	JPN
アメリカ	USDドル	1	1	1	1	1	USA
カナダ	カナダドル	1.485	1.211	1.030	1.279	1.298	CAN
イギリス	UKポンド	0.661	0.550	0.647	0.655	0.777	UK
ユーロ圏 1)	ユーロ	1.083	0.804	0.754	0.901	0.885	Euro area
デンマーク	デンマーク・クローネ	8.083	5.997	5.624	6.728	6.603	DNK
スウェーデン	スウェーデン・クローナ	9.162	7.473	7.208	8.435	8.549	SWE
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	8.802	6.443	6.044	8.064	8.272	NOR
スイス	スイス・フラン	1.689	1.245	1.043	0.962	0.985	CHE
アイスランド	アイスランド・クローナ	78.616	62.982	122.242	131.919	106.840	ISL
チェコ	チェコ・コルナ	38.598	23.957	19.098	24.599	23.376	CZE
ポーランド	ズウォティ	4.346	3.235	3.015	3.770	3.779	POL
ロシア	ルーブル	28.129	28.284	30.368	60.938	58.343	RUS
中国	人民元	8.279	8.194	6.770	6.227	6.759	CHN
香港	香港ドル	7.791	7.777	7.769	7.752	7.793	HKG
韓国	ウォン	1,130.4	1,024.3	1,156.5	1,131.0	1,131.0	KOR
シンガポール	シンガポールドル	1.724	1.664	1.364	1.375	1.381	SGP
マレーシア	リンギット	3.800	3.787	3.221	3.906	4.300	MYS
タイ	バーツ	40.112	40.220	31.686	34.248	33.940	THA
インドネシア	ルピア	8,421.8	9,704.7	9,090.4	13,389.4	13,380.8	IDN
フィリピン	ペソ	44.192	55.085	45.110	45.503	50.404	PHL
インド	ルピー	44.942	44.100	45.726	64.152	65.122	IND
ベトナム	ドン	14,167.8	15,858.9	18,612.9	21,697.6	22,370.1	VNM
ミャンマー	チャット	6.52	5.82	5.63	1,162.62	1,360.36	MMR
ラオス	キープ	7,887.6	10,655.2	8,254.2	8,127.6	8,244.8	LAO
カンボジア	リエル	3,840.8	4,092.5	4,184.9	4,067.8	4,050.6	KHM
オーストラリア	豪ドル	1.725	1.309	1.090	1.331	1.305	AUS
ニュージーランド	NZドル	2.201	1.420	1.388	1.434	1.407	NZL
メキシコ	メキシコ・ペソ	9.456	10.898	12.636	15.848	18.927	MEX
ブラジル	レアル	1.829	2.434	1.759	3.327	3.191	BRA

出典：IMF (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2023年8月現在

注 1) ユーロ導入国：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、オーストリア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ（2022年12月末現在、19か国）。なお2023年1月1日よりクロアチアも導入。

第 1-12 表 為替レート（年平均）（続き）

Table 1-12: Exchange rates, annual average (cont.)

	2018	2019	2020	2021	2022	Currency	
対USDドル当たり現地通貨						local currency per U.S. dollar	
日本	110.423	109.010	106.775	109.754	131.498	Yen	JPN
アメリカ	1	1	1	1	1	U.S. dollar	USA
カナダ	1.296	1.327	1.341	1.254	1.302	Canadian dollar	CAN
イギリス	0.750	0.783	0.780	0.727	0.811	Pound	UK
ユーロ圏 1)	0.847	0.893	0.876	0.845	0.950	Euro	Euro area
デンマーク	6.315	6.669	6.542	6.287	7.076	Danish krone	DNK
スウェーデン	8.693	9.458	9.210	8.577	10.114	Swedish krona	SWE
ノルウェー	8.133	8.800	9.416	8.590	9.614	Norwegian krone	NOR
スイス	0.978	0.994	0.939	0.914	0.955	Swiss franc	CHE
アイスランド	108.300	122.607	135.422	126.989	135.280	Icelandic króna	ISL
チェコ	21.730	22.932	23.210	21.678	23.357	Czech koruna	CZE
ポーランド	3.612	3.839	3.900	3.862	4.458	Polish Zloty	POL
ロシア	62.668	64.738	72.105	73.654	68.485	Russian ruble	RUS
中国	6.616	6.908	6.901	6.449	6.737	Renminbi/Chinese yuan	CHN
香港	7.839	7.836	7.757	7.773	7.831	Hong Kong dollar	HKG
韓国	1,100.2	1,165.4	1,180.3	1,144.0	1,291.4	South Korean won	KOR
シンガポール	1.349	1.364	1.380	1.343	1.379	Singapore dollar	SGP
マレーシア	4.035	4.142	4.203	4.143	4.401	Ringgit	MYS
タイ	32.310	31.048	31.294	31.977	35.061	Baht	THA
インドネシア	14,236.9	14,147.7	14,582.2	14,308.1	14,849.9	Rupiah	IDN
フィリピン	52.661	51.796	49.624	49.255	54.478	Philippine Peso	PHL
インド	68.389	70.420	74.100	73.918	78.604	Indian rupee	IND
ベトナム	22,602.1	23,050.2	23,208.4	23,159.8	23,271.2	Dong/đồng	VNM
ミャンマー	1,429.81	1,518.26	1,381.62			Burmese kyat	MMR
ラオス	8,401.3	8,679.4	9,045.8	9,697.9	14,035.2	Lao kip	LAO
カンボジア	4,051.2	4,061.1	4,092.8	4,098.7	4,102.0	Riel	KHM
オーストラリア	1.338	1.439	1.453	1.331	1.442	Australian dollar	AUS
ニュージーランド	1.445	1.518	1.542	1.414	1.577	New Zealand dollar	NZL
メキシコ	19.244	19.264	21.486	20.272	20.127	Mexican Peso	MEX
ブラジル	3.654	3.944	5.155	5.394	5.164	Real	BRA

第 1-13 表 生産者物価指数

Table 1-13: Producer price indices

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	97.2	100.0	102.7	103.9	—	—	—	—	JPN
アメリカ	85.2	100.0	107.1	113.8	115.5	116.3	126.7	—	USA
カナダ	94.2	100.0	110.3	117.9	—	—	—	—	CAN
イギリス	79.2	100.0	102.1	112.5	115.4	115.1	120.9	143.3	UK
ドイツ	92.6	100.0	104.6	107.3	108.3	107.5	115.5	143.1	DEU
フランス	92.9	100.0	103.8	106.4	106.9	104.8	113.9	140.2	FRA
イタリア	90.1	100.0	103.0	106.7	106.9	103.4	—	—	ITA
スペイン	86.8	100.0	106.8	110.8	110.5	106.5	122.3	—	ESP
スウェーデン	86.2	100.0	98.0	108.9	112.1	108.3	119.9	—	SWE
ロシア	61.7	100.0	156.6	197.2	201.2	193.6	241.0	270.1	RUS
韓国	86.9	100.0	100.9	104.5	104.5	104.0	110.6	—	KOR
マレーシア	82.4	100.0	102.2	106.7	—	—	—	—	MYS
タイ	76.5	100.0	102.6	102.5	101.5	—	—	—	THA
フィリピン	92.8	100.0	85.7	60.8	59.4	56.7	55.7	59.2	PHL
インド	84.2	100.0	103.1	116.0	117.2	—	—	—	IND
オーストラリア	84.2	100.0	103.1	116.0	117.2	112.9	—	—	AUS
ニュージーランド	82.1	100.0	105.1	115.0	117.6	117.6	124.4	135.6	NZL
ブラジル	78.3	100.0	136.1	161.5	208.6	245.8	332.8	—	BRA
対前年比、%									percentage change
日本	1.7	-0.1	-2.3	2.5	—	—	—	—	JPN
アメリカ	7.3	6.8	-0.8	2.7	1.5	0.6	9.0	—	USA
カナダ	1.6	1.5	-0.8	3.9	—	—	—	—	CAN
イギリス	7.9	3.0	-3.9	3.1	2.6	-0.3	5.0	18.5	UK
ドイツ	3.2	1.8	-0.5	1.9	0.9	-0.8	7.5	23.9	DEU
フランス	3.0	2.5	-1.6	2.4	0.5	-1.9	8.7	23.1	FRA
イタリア	3.5	2.9	-2.7	3.3	0.2	-3.3	—	—	ITA
スペイン	4.5	4.0	-1.5	2.4	-0.3	-3.6	14.8	—	ESP
スウェーデン	4.0	0.9	0.0	6.6	3.0	-3.4	10.7	—	SWE
ロシア	20.6	12.2	13.8	12.2	2.0	-3.8	24.5	12.1	RUS
韓国	2.1	3.8	-4.0	1.9	0.0	-0.5	6.4	—	KOR
マレーシア	6.9	5.6	-7.5	-1.1	—	—	—	—	MYS
タイ	9.1	9.4	-4.1	0.4	-1.0	—	—	—	THA
フィリピン	9.0	-4.9	-6.7	-24.8	-2.3	-4.6	-1.8	6.4	PHL
インド	6.0	7.1	-4.9	5.2	1.0	—	—	—	IND
オーストラリア	6.0	7.1	-4.9	5.2	1.0	-3.7	—	—	AUS
ニュージーランド	4.6	2.7	-2.1	4.2	2.2	0.1	5.7	9.0	NZL
ブラジル	5.6	5.7	6.0	11.3	29.2	17.8	35.4	—	BRA

出典：IMF (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2023年8月現在

注：指数を作成するための方法は、国によって異なる。対前年比はJILPTによる算出。

第 1-14 表 消費者物価指数

Table 1-14: Consumer price indices

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
指数、2010年 = 100									2010=100
日本	100.4	100.0	103.6	105.0	105.5	105.5	105.2	107.8	JPN
アメリカ	89.6	100.0	108.7	115.2	117.2	118.7	124.3	134.2	USA
カナダ	91.9	100.0	108.7	114.5	116.8	117.6	121.6	129.9	CAN
イギリス	88.1	100.0	111.0	117.6	119.6	120.8	123.8	133.7	UK
ドイツ	92.5	100.0	107.2	111.2	112.9	113.0	116.5	124.5	DEU
フランス	92.8	100.0	105.6	108.8	110.0	110.6	112.4	118.3	FRA
イタリア	91.0	100.0	107.5	110.0	110.6	110.5	112.5	121.8	ITA
スウェーデン	92.7	100.0	103.6	108.6	110.5	111.1	113.5	123.0	SWE
ロシア	61.4	100.0	151.5	173.0	180.8	186.9	199.4	—	RUS
中国	86.5	100.0	114.9	121.6	125.1	128.1	129.4	131.9	CHN
韓国	86.2	100.0	109.8	114.7	115.2	115.8	118.7	124.7	KOR
マレーシア	87.8	100.0	112.8	120.7	121.5	120.1	123.1	127.2	MYS
タイ	86.6	100.0	110.3	112.5	113.3	112.3	113.7	120.6	THA
インドネシア	68.7	100.0	132.3	146.7	151.2	154.1	156.5	163.1	IDN
フィリピン	78.7	100.0	115.4	126.6	129.6	132.7	137.9	146.0	PHL
インド	66.0	100.0	146.8	165.5	171.6	183.0	192.4	205.3	IND
オーストラリア	86.3	100.0	112.0	117.9	119.8	120.8	124.3	132.5	AUS
ニュージーランド	87.0	100.0	107.9	112.4	114.2	116.2	120.8	129.4	NZL
対前年比、%									percentage change
日本	-0.3	-0.7	0.8	1.0	0.5	-0.0	-0.2	2.5	JPN
アメリカ	3.4	1.6	0.1	2.4	1.8	1.2	4.7	8.0	USA
カナダ	2.2	1.8	1.1	2.3	1.9	0.7	3.4	6.8	CAN
イギリス	2.1	2.5	0.4	2.3	1.7	1.0	2.5	7.9	UK
ドイツ	1.5	1.1	0.5	1.7	1.4	0.1	3.1	6.9	DEU
フランス	1.7	1.5	0.0	1.9	1.1	0.5	1.6	5.2	FRA
イタリア	2.0	1.5	0.0	1.1	0.6	-0.1	1.9	8.2	ITA
スウェーデン	0.5	1.2	-0.0	2.0	1.8	0.5	2.2	8.4	SWE
ロシア	12.7	6.8	15.5	2.9	4.5	3.4	6.7	—	RUS
中国	1.8	3.2	1.4	2.1	2.9	2.4	1.0	2.0	CHN
韓国	2.8	2.9	0.7	1.5	0.4	0.5	2.5	5.1	KOR
マレーシア	3.0	1.6	2.1	0.9	0.7	-1.1	2.5	3.4	MYS
タイ	4.5	3.2	-0.9	1.1	0.7	-0.8	1.2	6.1	THA
インドネシア	10.5	5.1	6.4	3.2	3.0	1.9	1.6	4.2	IDN
フィリピン	6.5	3.8	0.7	5.3	2.4	2.4	3.9	5.8	PHL
インド	4.2	12.0	4.9	3.9	3.7	6.6	5.1	6.7	IND
オーストラリア	2.7	2.9	1.5	1.9	1.6	0.8	2.9	6.6	AUS
ニュージーランド	3.0	2.3	0.3	1.6	1.6	1.7	3.9	7.2	NZL

出典：IMF (<https://data.imf.org/>) "International Financial Statistics" 2023年8月現在

第 1-15 表 購買力平価

Table 1-15: Purchasing power parities (PPPs)

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
GDP購買力平価									PPPs for GDP
各国通貨/USドル									national currency per USD
日本	129.55	111.71	103.47	104.16	104.23	102.43	102.05	97.57	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.21	1.22	1.25	1.21	1.23	1.23	1.24	1.23	CAN
イギリス	0.71	0.70	0.69	0.69	0.68	0.69	0.68	0.68	UK
ドイツ	0.87	0.81	0.78	0.74	0.73	0.73	0.74	0.73	DEU
フランス	0.92	0.85	0.81	0.76	0.72	0.71	0.72	0.70	FRA
イタリア	0.86	0.77	0.74	0.68	0.66	0.65	0.65	0.63	ITA
オランダ	0.90	0.85	0.81	0.78	0.78	0.76	0.77	0.76	NLD
デンマーク	8.57	7.59	7.31	6.77	6.63	6.55	6.59	6.40	DNK
スウェーデン	9.48	9.03	8.85	8.87	8.71	8.67	8.72	8.75	SWE
ロシア	12.74	15.82	23.56	24.54	24.84	24.49	27.25	28.80	RUS
中国	2.84	3.33	3.87	4.23	4.21	4.18	4.19	4.02	CHN
韓国	788.92	840.99	857.48	854.87	856.43	837.67	854.10	831.94	KOR
インド	10.71	14.60	19.24	20.95	21.07	21.99	23.22	24.06	IND
オーストラリア	1.39	1.50	1.47	1.47	1.48	1.45	1.45	1.42	AUS
ニュージーランド	1.54	1.50	1.48	1.47	1.42	1.41	1.46	1.46	NZL
メキシコ	7.13	7.68	8.33	9.28	9.66	10.04	10.40	10.38	MEX
消費購買力平価									PPPs for private consumption
各国通貨/USドル									national currency per USD
日本	142.94	121.03	108.96	114.32	117.35	116.81	116.78	110.40	JPN
アメリカ	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	USA
カナダ	1.26	1.30	1.34	1.29	1.33	1.32	1.33	1.31	CAN
イギリス	0.76	0.78	0.81	0.78	0.77	0.78	0.77	0.79	UK
ドイツ	0.91	0.85	0.83	0.78	0.77	0.78	0.79	0.78	DEU
フランス	0.93	0.90	0.87	0.84	0.82	0.82	0.82	0.79	FRA
イタリア	0.89	0.82	0.83	0.76	0.73	0.74	0.74	0.71	ITA
オランダ	0.90	0.88	0.89	0.84	0.84	0.84	0.85	0.83	NLD
デンマーク	9.07	8.38	8.29	7.78	7.73	7.72	7.79	7.67	DNK
スウェーデン	9.53	9.15	9.30	9.47	9.41	9.51	9.63	9.41	SWE
ロシア	13.39	16.71	25.25	25.88	26.78	26.67	27.17	28.62	RUS
中国	3.49	3.61	4.03	4.13	4.18	4.22	4.07	—	CHN
韓国	879.37	908.38	959.68	980.36	994.96	982.10	995.55	968.11	KOR
インド	10.67	14.48	18.42	19.75	20.13	21.20	21.28	—	IND
オーストラリア	1.46	1.55	1.55	1.56	1.59	1.57	1.56	1.53	AUS
ニュージーランド	1.60	1.60	1.63	1.63	1.57	1.56	1.60	1.59	NZL
メキシコ	7.65	8.73	9.43	10.35	10.92	11.51	11.84	11.75	MEX

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates"2023年8月現在

第 1-16 表 物価水準（GDP ベース）

Table 1-16: Comparative price levels

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									OECD=100
日本	116	125	97	108	113	113	107	92	JPN
アメリカ	99	98	114	115	118	118	115	125	USA
カナダ	99	117	111	107	110	108	114	117	CAN
イギリス	127	107	120	105	102	104	107	105	UK
ドイツ	107	105	98	100	96	98	100	96	DEU
フランス	112	111	102	102	95	96	98	92	FRA
イタリア	105	101	93	92	87	87	88	82	ITA
オランダ	110	111	102	105	103	103	105	100	NLD
ベルギー	109	109	101	104	99	98	100	95	BEL
デンマーク	141	133	124	123	117	118	121	113	DNK
スウェーデン	125	123	119	117	109	111	117	108	SWE
フィンランド	120	117	115	116	111	111	112	107	FIN
ノルウェー	138	149	140	135	129	124	127	115	NOR
オーストリア	108	110	101	104	99	101	103	96	AUT
スイス	133	138	146	138	137	143	139	137	CHE
ギリシャ	87	94	77	76	73	73	74	70	GRC
スペイン	94	95	84	86	81	84	85	80	ESP
ポルトガル	81	81	74	77	74	75	77	73	PRT
ロシア	44	51	44	45	45	40	43	52	RUS
中国	34	48	71	73	72	71	75	74	CHN
韓国	76	71	86	89	87	84	86	80	KOR
インドネシア	20	36	37	38	40	38	38	41	IDN
インド	24	31	34	35	35	35	36	38	IND
オーストラリア	104	136	126	126	121	118	125	123	AUS
ニュージーランド	107	106	117	117	110	108	119	116	NZL
メキシコ	64	60	60	55	59	55	59	64	MEX
ブラジル	43	78	68	70	68	54	54	61	BRA
OECD	100	100	100	100	100	100	100	100	OECD

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs for GDP and related indicators" 2023年8月現在

注： 本表は、GDP購買力平価を為替レートで除したもの。

第 1-17 表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-17: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

		2016年度	2019	2020	2021	2022	FY
内外価格差 1)		Comparative price levels					
アメリカ	総合	1.60	1.38	1.44	1.20	1.03	USA
	工業製品等	1.53	1.40	1.51	1.20	1.00	a
	産業向けサービス	1.72	1.33	1.31	1.20	1.06	b
中国	総合	2.44	2.50	2.44	2.06	1.89	CHN
	工業製品等	1.82	1.91	1.93	1.65	1.56	a
	産業向けサービス	3.50	3.49	3.29	2.76	2.44	b
購買力平価 2)		PPPs					
円／各国通貨		JPY/national currency					
アメリカ	総合	163.84	147.75	152.72	132.12	141.89	JPY/USD USA
	工業製品等	156.34	150.67	160.56	131.86	138.72	a
	産業向けサービス	176.59	142.79	139.40	132.55	147.26	b
中国	総合	37.47	38.29	37.37	35.09	38.14	JPY/Yuan CHN
	工業製品等	27.92	29.32	29.64	28.07	31.54	a
	産業向けサービス	53.71	53.52	50.52	47.04	49.35	b

a) industrial products; b) services for industry

出典：経済産業省（2023.4）「2022年度産業向け財・サービスの内外価格調査（表3及び表4）」

注：為替レートは、各年度7～9月における平均為替レート。

1) 内外価格差とは、同一製品、又は同等のスペックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう（各国＝1としたときの日本の価格の倍率）。価格差の拡大は、国内価格の上昇、競争力の低下を示している。

算出方法： 内外価格差 = $\frac{\text{購買力平価（円／現地通貨）}}{\text{為替レート（円／現地通貨）}}$

2) 購買力平価とは、同一製品、又は同等のスペックを持つ製品の日本での価格（円）と海外での価格（現地通貨）との比率をいう。

算出方法： 購買力平価 = $\frac{\text{日本での価格（円）}}{\text{海外での価格（現地通貨）}}$

第 1-18 表 労働生産性水準

Table 1-18: Labour productivity levels

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
指数、1995年 = 100									1995=100
日本	114.6	114.3	120.5	119.6	118.1	113.6	116.2	e 117.2	JPN
アメリカ	124.0	132.6	138.0	141.2	142.8	147.9	151.8	149.4	USA
カナダ	114.7	115.4	121.9	124.3	124.0	130.8	126.5	125.1	CAN
イギリス	118.8	120.0	123.6	126.9	127.6	114.5	123.6	127.3	UK
ドイツ	109.1	110.8	114.7	116.8	117.0	113.6	116.4	116.9	DEU
フランス	112.8	115.2	118.9	121.8	122.6	113.8	118.6	118.8	FRA
イタリア	103.6	101.0	98.7	99.1	99.1	92.1	98.0	99.9	ITA
スペイン	101.0	107.0	112.8	114.3	113.6	105.1	108.2	111.1	ESP
オランダ	115.2	117.2	121.3	122.2	121.8	117.7	121.1	121.7	NLD
ベルギー	114.8	117.5	122.0	122.5	123.2	116.6	121.6	123.1	BEL
デンマーク	116.3	117.4	123.3	127.5	127.5	126.4	129.3	129.3	DNK
スウェーデン	129.2	136.5	142.0	142.9	144.9	143.7	149.6	149.5	SWE
フィンランド	124.3	126.2	125.2	129.1	128.3	127.7	128.1	127.7	FIN
ノルウェー	121.6	115.8	118.9	120.6	120.0	120.4	123.5	122.8	NOR
韓国	151.0	177.2	189.1	201.7	203.9	204.1	209.7	208.8	KOR
オーストラリア	117.9	121.7	130.2	130.6	e 129.9	e 132.1	e 132.5	e 131.9	AUS
ニュージーランド	110.3	113.5	119.9	121.9	122.8	121.9	124.2	e 124.8	NZL
対前年比、%									percentage change
日本	1.0	4.2	1.4	-1.1	-1.3	-3.8	2.2	e 0.9	JPN
アメリカ	1.8	3.3	1.0	1.4	1.1	3.5	2.7	-1.6	USA
カナダ	1.7	1.4	-0.1	0.9	-0.2	5.5	-3.3	-1.1	CAN
イギリス	1.5	2.2	0.7	0.5	0.5	-10.2	7.9	3.0	UK
ドイツ	0.9	3.8	0.5	-0.4	0.1	-2.9	2.5	0.5	DEU
フランス	1.0	1.8	0.9	0.9	0.6	-7.1	4.2	0.2	FRA
イタリア	0.3	2.4	0.1	0.0	0.0	-7.0	6.3	1.9	ITA
スペイン	-0.5	1.9	1.0	0.1	-0.6	-7.5	3.0	2.6	ESP
オランダ	1.4	2.0	1.0	-0.4	-0.3	-3.4	2.8	0.5	NLD
ベルギー	0.9	2.2	1.2	0.3	0.7	-5.4	4.4	1.2	BEL
デンマーク	0.9	4.3	1.0	0.5	0.1	-0.9	2.3	0.0	DNK
スウェーデン	2.8	5.3	3.0	0.3	1.4	-0.8	4.1	-0.1	SWE
フィンランド	1.2	3.8	0.6	-1.3	-0.6	-0.5	0.3	-0.4	FIN
ノルウェー	1.5	1.1	1.5	-0.8	-0.4	0.3	2.6	-0.6	NOR
韓国	3.6	5.3	1.7	2.5	1.1	0.1	2.7	-0.4	KOR
オーストラリア	0.4	0.2	0.9	e -0.2	e -0.5	e 1.7	e 0.3	e -0.5	AUS
ニュージーランド	-1.1	0.0	2.0	2.2	0.7	-0.7	e 1.9	e 0.5	NZL

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Level of GDP per capita and productivity" 2023年8月現在

注：2015年の購買力平価で米ドル換算した就業者一人当たりGDPを元に、JILPTにおいて算出（1995年=100とした指数に換算、指数から対前年比を計算）。

第 1-19 表 労働分配率

Table 1-19: Labour share

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
労働分配率 1)	Compensation of employees/GNI*100								
日本	47.9	48.4	46.6	48.7	49.5	50.6	49.9	49.7	JPN
アメリカ	53.7	52.2	52.2	52.5	52.7	54.0	52.8	—	USA
カナダ	49.8	51.3	52.4	51.3	51.4	52.7	50.9	49.9	CAN
イギリス	48.9	50.1	49.3	49.1	48.7	53.2	50.3	49.3	UK
ドイツ	49.9	49.5	50.5	50.9	p 51.4	p 52.8	p 50.9	p 50.1	DEU
フランス	50.3	51.0	50.8	50.9	49.9	51.2	p 50.3	p 51.4	FRA
イタリア	38.1	40.0	39.6	39.5	39.8	40.4	39.9	40.1	ITA
スウェーデン	44.3	44.0	46.3	46.9	46.0	46.3	45.1	43.8	SWE
ロシア	e 39.8	e 45.4	49.4	46.1	45.8	48.4	—	—	RUS
韓国	43.9	42.5	45.1	45.6	47.1	47.8	46.7	p 46.9	KOR
シンガポール	41.4	39.0	45.0	44.4	45.0	49.4	45.6	44.1	SGP
タイ	32.1	31.2	34.8	32.3	32.2	33.1	32.8	—	THA
フィリピン	23.2	26.7	29.2	30.7	31.3	32.3	35.4	34.4	PHL
インド	27.7	29.7	30.6	31.6	32.4	33.0	33.2	—	IND
オーストラリア	49.6	49.1	50.1	48.8	49.3	48.2	47.6	48.0	AUS
ニュージーランド	45.7	46.0	44.5	44.2	44.2	p 44.8	e 45.1	—	NZL
労働分配率 2)	Compensation of employees/NI at factor cost*100								
日本	66.7	69.3	66.9	69.9	71.4	74.7	73.4	73.2	JPN
アメリカ	68.6	67.3	67.1	67.8	68.1	68.3	67.0	—	USA
カナダ	67.3	70.7	73.6	71.5	71.3	70.5	68.5	68.1	CAN
イギリス	64.4	67.9	67.8	67.4	66.6	69.0	66.6	66.7	UK
ドイツ	67.5	67.8	69.4	69.8	p 70.7	p 72.1	p 69.2	p 70.0	DEU
フランス	71.0	72.4	72.8	73.9	73.0	76.5	p 74.0	p 77.0	FRA
イタリア	53.0	57.0	57.9	56.3	56.9	58.0	56.9	56.6	ITA
スウェーデン	69.2	68.8	72.4	74.3	72.1	71.2	69.4	68.6	SWE
韓国	60.3	59.0	62.7	63.6	66.4	68.5	67.5	p 68.8	KOR
タイ	43.5	42.2	48.8	45.2	44.9	46.6	46.1	—	THA
フィリピン	31.0	31.3	34.0	36.1	—	—	—	—	PHL
インド	33.8	35.7	34.2	35.3	36.2	37.3	37.4	—	IND
オーストラリア	69.2	67.0	71.0	68.1	66.2	63.2	65.2	66.4	AUS
ニュージーランド	63.4	64.2	62.0	62.2	60.0	p 59.1	—	—	NZL

e) 推計値、p) 暫定値。

e) Estimated; p) Provisional.

出典： [日本] 内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算」
 [OECD諸国及びロシア] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2024年2月現在
 [その他] UN (<https://data.un.org/>) 2024年2月現在

注： 以下の方法によりJILPTにおいて算出。

1) 雇用者報酬／国民総所得×100

2) 雇用者報酬／要素費用表示の国民所得×100

第 1-20 表 時間当たり労働生産性上昇率

Table 1-20: Labour productivity (GDP per hour worked), annual growth rates

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
日本	1.4	3.1	2.0	0.6	0.9	-1.0	e 1.6	0.9	JPN
アメリカ	2.1	2.6	0.6	1.1	1.2	3.4	1.2	-3.7	USA
カナダ	2.2	1.1	-0.2	0.1	0.4	7.9	-5.2	-1.1	CAN
イギリス	0.9	2.8	1.8	0.5	0.5	1.1	-1.7	0.8	UK
ドイツ	1.6	2.3	0.5	0.2	0.8	1.0	0.9	0.5	DEU
フランス	0.9	1.3	0.8	0.4	0.4	0.5	-1.5	-1.6	FRA
イタリア	0.4	2.3	0.1	-0.0	0.5	3.1	-1.0	-0.3	ITA
オランダ	2.4	2.1	1.0	-0.3	-0.7	-1.1	1.5	0.4	NLD
ベルギー	1.5	1.5	1.5	0.2	0.8	3.2	-1.1	1.2	BEL
デンマーク	1.4	3.9	1.4	2.2	0.7	1.0	1.0	-0.7	DNK
スウェーデン	2.8	3.5	2.9	0.4	2.3	1.1	2.7	0.3	SWE
フィンランド	1.9	3.5	0.8	-1.2	-0.1	0.1	0.6	1.4	FIN
ノルウェー	1.1	0.5	1.3	-0.8	-0.4	0.9	1.5	-0.5	NOR
ロシア	5.2	3.5	-2.7	3.0	3.1	3.7	—	—	RUS
スペイン	0.4	2.5	0.8	-0.2	0.6	0.0	-1.6	1.3	ESP
韓国	4.7	6.0	1.4	3.8	2.4	3.2	2.6	-0.2	KOR
オーストラリア	0.4	1.6	2.5	e 0.0	e 1.2	e 1.9	e 1.0	-1.2	AUS
ニュージーランド	-0.2	-0.8	2.3	2.0	-0.6	1.8	e 2.5	-0.5	NZL

e) 推計値。

e) Estimated.

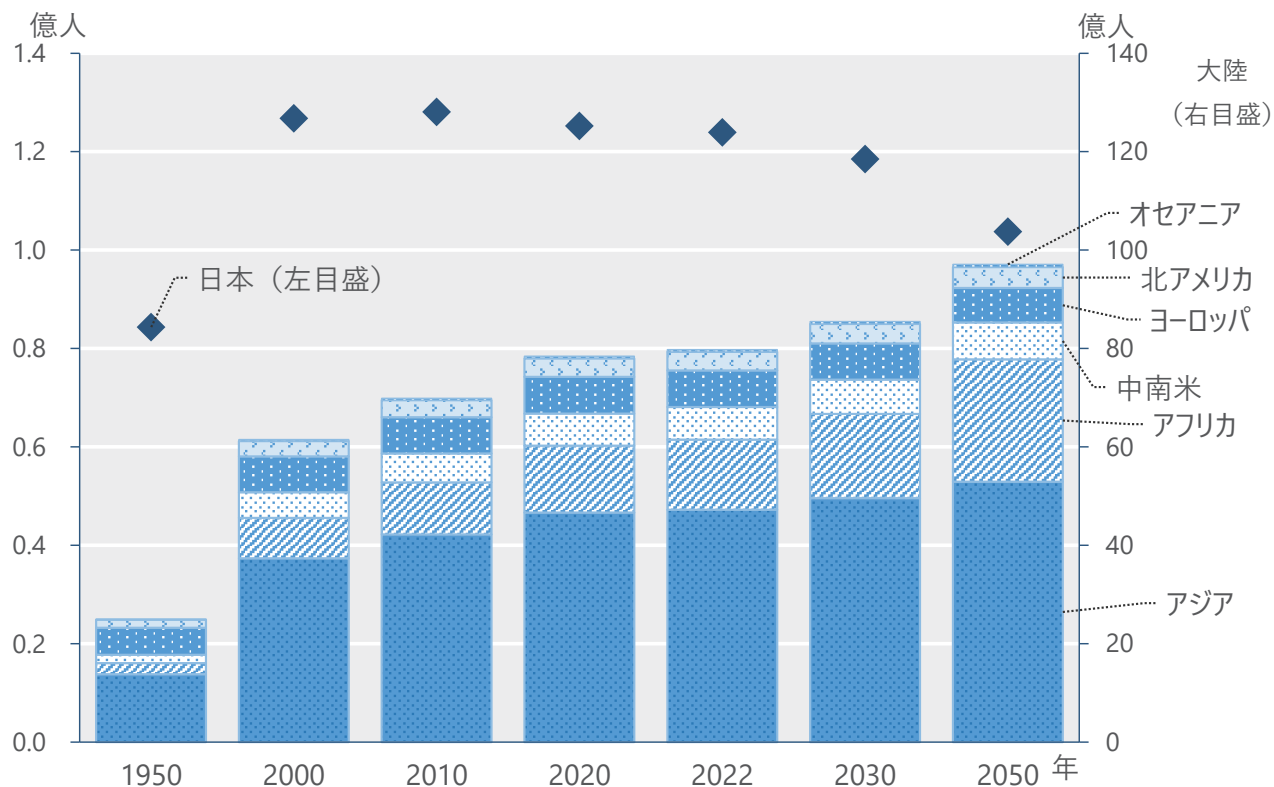
出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年8月現在

注： OECD Databaseでは、労働生産性を就業1時間当たりの国内総生産(GDP)と定義している。就業1時間当たりGDPは、GDP総額を就業者の年間総労働時間で除した数値である。本表は、就業1時間当たりGDPの対前年上昇率を表している。

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口



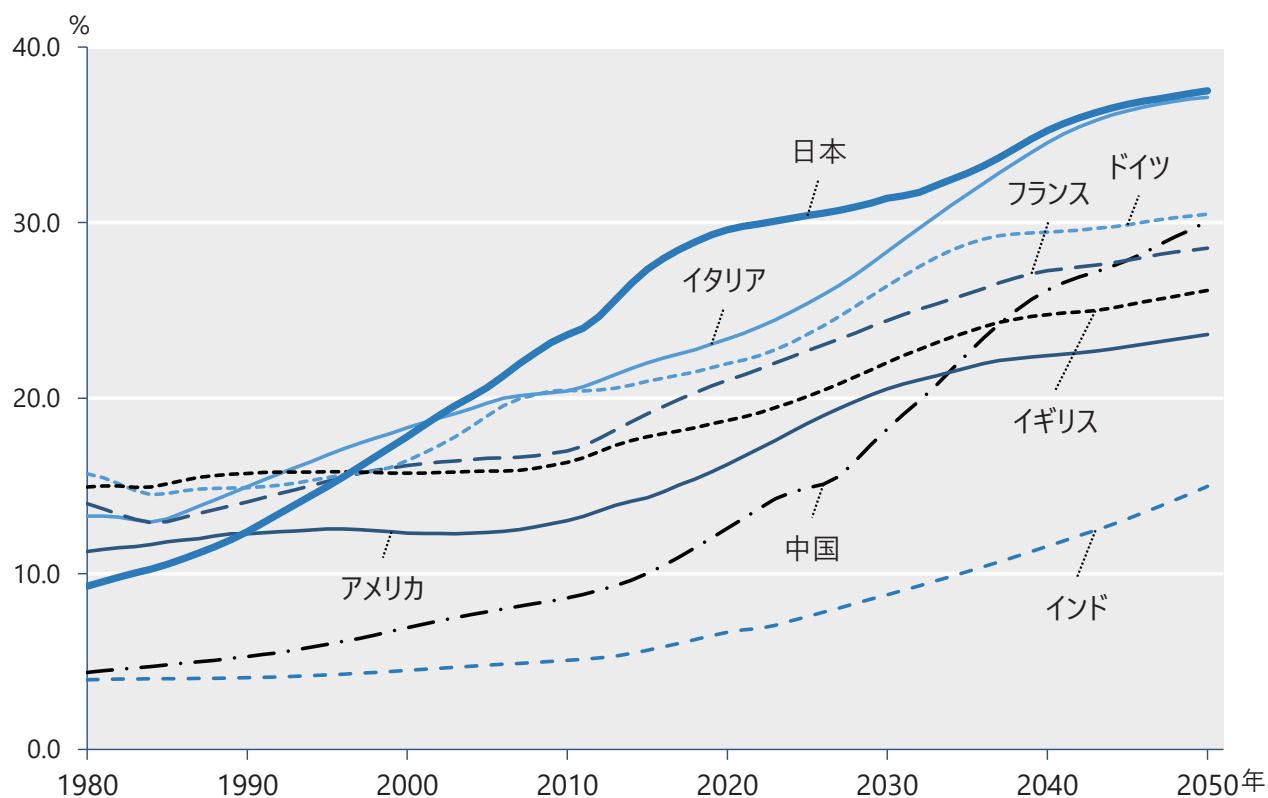
関連表 p.52 「第 2-1 表 総人口」

2020年の世界人口は78億人、地域別ではアジアで46億6400万人、アフリカで13億6100万人、ヨーロッパで7億4600万人、中南米で6億5200万人、北米で3億7400万人、オセアニアで4400万人となっている。

国連の『世界人口予測』2022年改訂版(本指標の資料出所)によると、世界の人口は増加を続けているが、増加のペースは鈍化しており、2020年に人口増加率が1950年以来初めて年率1%を下回ったとしている。世界人口は2022年に80億人、2030年には85億人、2050年には97億人に増加すると予測されている。

同書の予測値からみると、人口増加率は地域によって大きく異なっており、2020年以降2050年までに増加が見込まれる18億6900万人のうち、約6割がアフリカで、約3割がアジアで生じており、またヨーロッパでは2%程度の人口減少などとなっている。

2-2 老年人口比率（65 歳以上人口）



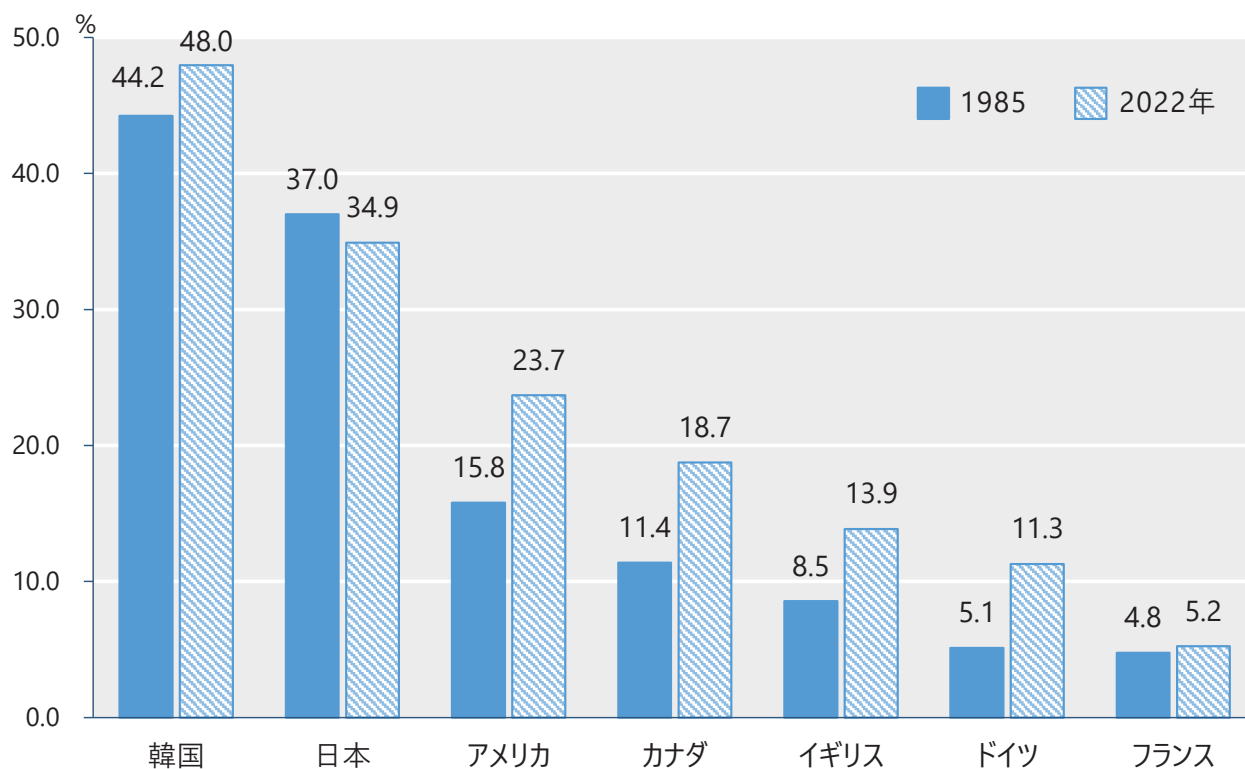
関連表 p.56 「第 2-5 表 老年人口（65 歳以上人口）」

老年人口比率の2050年までの推移（2022年以降は予測値）をみると、各国とも上昇している

先進諸国は、世界の他の国々に比して相対的に高齢化が進展している状況にあるが、その進行の度合いは必ずしも一様ではなく、アメリカやイギリスにおける相対的に緩やかな変化に対して、イタリアでは高齢化が急速に進んでいる状況がうかがえる。同種の急速な変化は、中国についても予測されている。日本では、1980年の老年人口比率は9.3%と他の先進諸国に比して低水準にあったが、その後の急速に上昇して2030年には31.4%、2050年には37.5%に達する見通しである。

前出の『世界人口予測』によれば、65歳以上人口は数としても全人口に占める割合としても増加しており、2050年までに65歳以上人口は5歳未満人口の2倍以上、12歳未満人口と同程度になるとしている。

2-3 65歳以上男性の労働力率

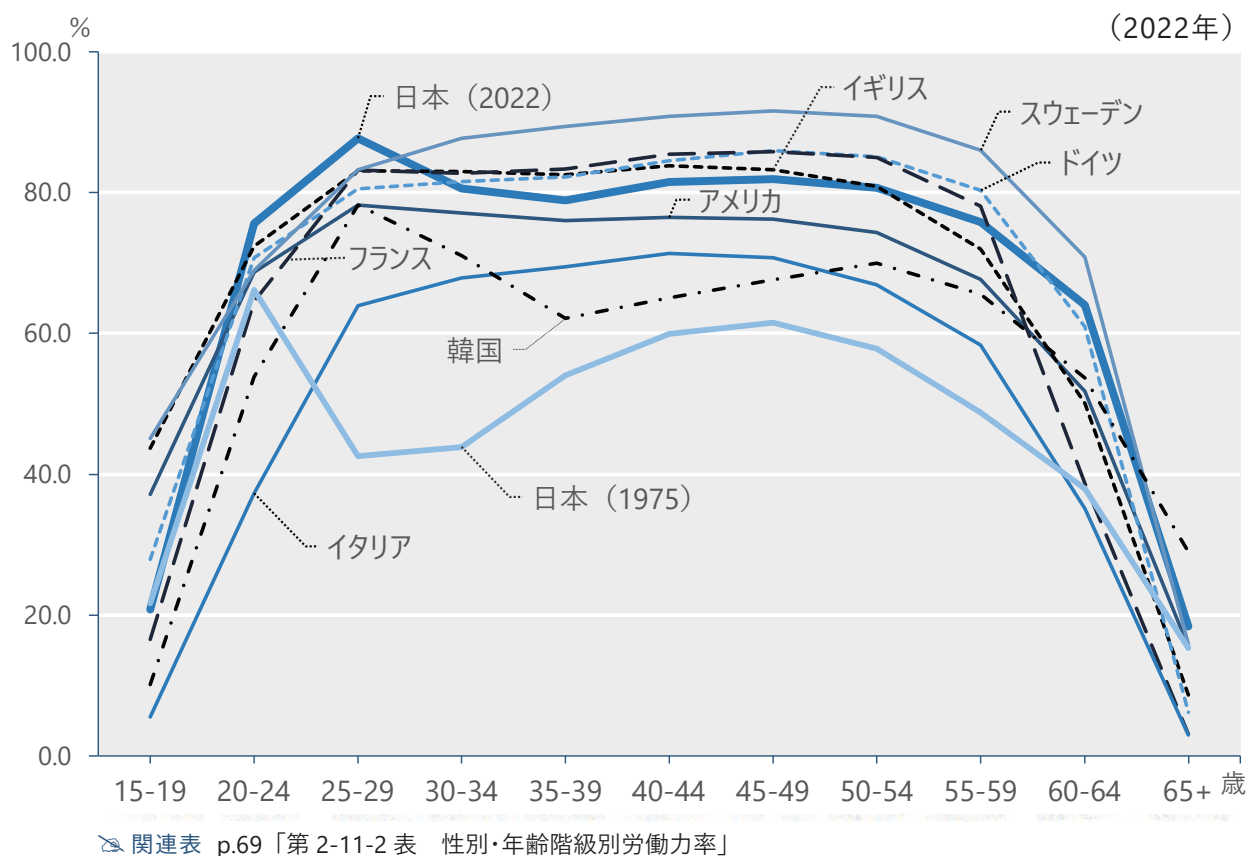


関連表 p.69 「第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率」

65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、韓国などのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

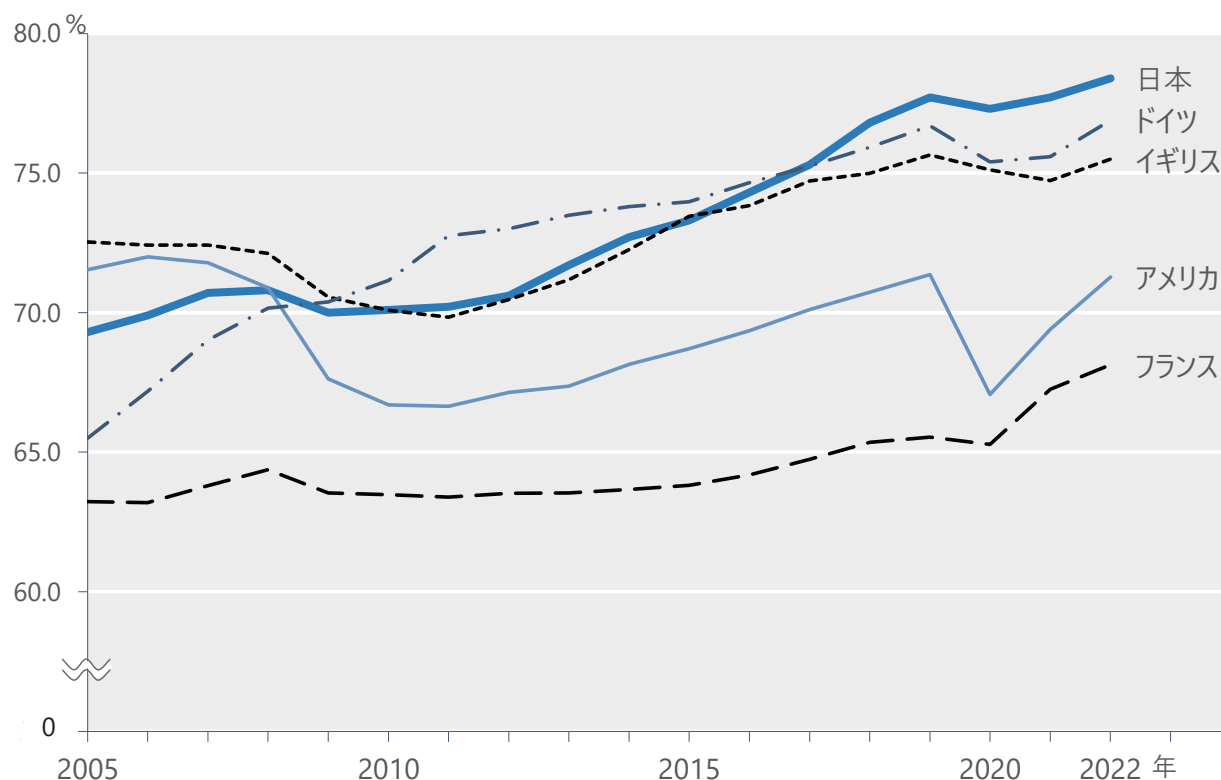
2-4 年齢階級別女性労働力率



女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のために労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。

しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25～29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2022年には87.7%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

2-5 就業率



関連表 p.76「第 2-13-1 表 就業率」、p.78「第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率」

就業率とは15歳以上人口に占める就業者の割合であり、ここでは生産年齢人口（本書では15～64歳とする）の就業率についてグラフで示した。

2022年の日本の就業率は男女計が78.4%で、ドイツ（76.9%）、イギリス（75.5%）と同水準であり、アメリカ（71.3%）、フランス（68.1%）を上回っている。男女別にみると、男性の就業率84.2%に対して、女性は72.4%となっている。

2005年以降の推移をみると、おおむね上昇傾向にある。2020年は低下したものの、2021年以降は再び上昇に転じている。

第 2-1 表 総人口

Table 2-1: Total population

	1950年	1990	2000	2010	2020	2022	2030	2050	
100万人									millions
全世界	2,499	5,316	6,149	6,986	7,841	7,975	8,546	9,709	World
アフリカ	228	638	819	1,055	1,361	1,427	1,711	2,485	Africa
中南米	168	443	523	591	652	660	698	749	a)
北アメリカ	162	276	313	345	374	377	393	421	b)
アジア	1,379	3,211	3,736	4,221	4,664	4,723	4,959	5,293	Asia
ヨーロッパ	550	721	727	736	746	744	737	703	Europe
オセアニア	13	27	31	37	44	45	49	58	Oceania
日本	84	124	127	128	125	124	119	104	JPN
アメリカ	148	248	282	311	336	338	352	375	USA
カナダ	14	28	31	34	38	38	41	46	CAN
イギリス	50	57	59	63	67	68	69	72	UK
ドイツ	71	79	82	81	83	83	83	79	DEU
フランス	42	56	59	62	64	65	66	66	FRA
イタリア	46	57	57	60	60	59	58	52	ITA
スウェーデン	7	9	9	9	10	11	11	12	SWE
ロシア	103	148	147	143	146	145	141	133	RUS
中国	544	1,154	1,264	1,348	1,425	1,426	1,416	1,313	CHN
韓国	20	44	47	49	52	52	51	46	KOR
タイ	20	55	63	68	71	72	72	68	THA
インドネシア	70	182	214	244	272	276	292	317	IDN
フィリピン	18	62	78	95	112	116	129	158	PHL
インド	357	870	1,060	1,241	1,396	1,417	1,515	1,670	IND
オーストラリア	8	17	19	22	26	26	28	32	AUS
メキシコ	28	82	98	113	126	128	135	144	MEX
ブラジル	54	151	176	196	213	215	224	231	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計（各年7月1日時点）。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考：日本の将来推計人口

Reference: Population prospects of Japan

	2020年	2025	2030	2035	2040	2045	2050	
千人	126,146	123,262	120,116	116,639	112,837	108,801	104,686	thousands

出典：国立社会保障・人口問題研究所（2023.4）「日本の将来推計人口（2023年推計）」

注：2020年の国勢調査に基づく中位推計値。各年10月1日現在の総人口（日本における外国人を含む）。

第 2-2 表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

	1950年	1990	2000	2010	2020	2022	2030	2050	
年率、%	annual percentage change, %								
全世界	1.73	1.75	1.33	1.25	0.92	0.84	0.81	0.45	World
アフリカ	2.14	2.65	2.46	2.61	2.44	2.34	2.16	1.56	Africa
中南米	2.61	1.89	1.43	1.11	0.71	0.67	0.60	0.12	a)
北アメリカ	1.65	1.38	1.11	0.86	0.37	0.51	0.50	0.19	b)
アジア	1.90	1.90	1.34	1.15	0.71	0.60	0.53	0.11	Asia
ヨーロッパ	0.88	0.32	0.01	0.17	-0.10	-0.25	-0.15	-0.33	Europe
オセアニア	2.73	1.86	1.54	1.68	1.28	1.20	1.01	0.63	Oceania
日本	1.65	0.31	0.22	-0.04	-0.48	-0.53	-0.60	-0.68	JPN
アメリカ	1.60	1.39	1.12	0.84	0.33	0.47	0.47	0.16	USA
カナダ	2.18	1.37	1.00	1.06	0.69	0.85	0.76	0.39	CAN
イギリス	0.50	0.27	0.39	0.83	0.32	0.34	0.26	0.07	UK
ドイツ	-0.32	0.57	-0.02	0.10	0.15	-0.14	-0.14	-0.34	DEU
フランス	0.91	0.42	0.58	0.55	0.07	0.21	0.15	-0.11	FRA
イタリア	0.94	0.08	0.06	0.42	-0.47	-0.28	-0.36	-0.68	ITA
スウェーデン	0.81	0.53	0.28	0.90	0.92	0.60	0.45	0.34	SWE
ロシア	1.52	0.43	-0.39	0.02	-0.20	-0.03	-0.30	-0.33	RUS
中国	1.76	1.72	0.71	0.67	0.13	-0.01	-0.18	-0.66	CHN
韓国	-0.56	1.19	0.59	0.52	-0.05	-0.05	-0.21	-0.96	KOR
タイ	2.39	1.65	0.94	0.64	0.24	0.16	-0.03	-0.58	THA
インドネシア	2.03	1.75	1.43	1.24	0.76	0.64	0.65	0.16	IDN
フィリピン	4.42	2.41	2.15	1.80	1.61	1.55	1.30	0.73	PHL
インド	2.19	2.13	1.82	1.38	0.92	0.69	0.75	0.24	IND
オーストラリア	3.14	1.40	1.21	1.47	0.98	1.00	0.84	0.52	AUS
メキシコ	2.67	2.01	1.56	1.42	0.62	0.75	0.59	0.05	MEX
ブラジル	2.98	1.77	1.34	0.94	0.59	0.45	0.40	-0.08	BRA

a) Latin America and the Caribbean; b) Northern America.

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-3 表 若年人口（15 歳未満人口）

Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

	1980年	1990	2000	2010	2020	2021	2022	2030	
万人	ten thousands								
日本	2,717	2,211	1,822	1,691	1,492	1,467	1,441	1,266	JPN
アメリカ	5,015	5,348	6,051	6,182	6,219	6,148	6,075	5,791	USA
カナダ	558	573	589	562	601	600	599	597	CAN
イギリス	1,184	1,089	1,122	1,106	1,193	1,188	1,179	1,065	UK
ドイツ	1,429	1,281	1,273	1,106	1,146	1,157	1,164	1,155	DEU
フランス	1,202	1,132	1,098	1,143	1,132	1,121	1,112	1,042	FRA
イタリア	1,252	939	813	843	765	749	734	630	ITA
スウェーデン	163	153	163	156	184	185	186	177	SWE
ロシア	2,992	3,401	2,690	2,172	2,575	2,571	2,562	2,174	RUS
中国	35,489	33,324	31,013	24,880	25,685	25,193	24,592	18,511	CHN
韓国	1,303	1,144	982	801	631	616	600	475	KOR
タイ	1,770	1,657	1,517	1,317	1,148	1,131	1,113	959	THA
インドネシア	5,988	6,514	6,553	6,801	6,992	6,974	6,944	6,573	IDN
フィリピン	2,075	2,496	2,939	3,264	3,471	3,489	3,506	3,624	PHL
インド	27,536	33,048	37,140	38,433	36,463	36,157	35,863	33,812	IND
オーストラリア	371	375	394	420	476	476	476	469	AUS
メキシコ	3,019	3,191	3,351	3,363	3,192	3,162	3,125	2,808	MEX
ブラジル	4,698	5,311	5,247	4,861	4,442	4,402	4,365	4,073	BRA
対全人口比率、%	% of total population								
日本	23.1	17.9	14.4	13.2	11.9	11.8	11.6	10.7	JPN
アメリカ	22.5	21.6	21.4	19.9	18.5	18.2	18.0	16.4	USA
カナダ	22.8	20.7	19.2	16.6	15.9	15.7	15.6	14.6	CAN
イギリス	21.0	19.0	19.1	17.6	17.8	17.7	17.5	15.4	UK
ドイツ	18.4	16.1	15.6	13.6	13.8	13.9	14.0	14.0	DEU
フランス	22.4	20.1	18.7	18.3	17.6	17.4	17.2	15.9	FRA
イタリア	22.2	16.5	14.3	14.1	12.9	12.7	12.4	11.0	ITA
スウェーデン	19.6	17.9	18.4	16.6	17.7	17.7	17.6	16.1	SWE
ロシア	21.6	23.0	18.3	15.2	17.7	17.7	17.7	15.4	RUS
中国	36.1	28.9	24.5	18.5	18.0	17.7	17.2	13.1	CHN
韓国	34.1	25.9	21.0	16.4	12.2	11.9	11.6	9.3	KOR
タイ	38.7	30.0	24.1	19.3	16.1	15.8	15.5	13.3	THA
インドネシア	40.4	35.8	30.6	27.9	25.7	25.5	25.2	22.5	IDN
フィリピン	42.9	40.6	37.7	34.5	30.9	30.6	30.3	28.0	PHL
インド	39.5	38.0	35.0	31.0	26.1	25.7	25.3	22.3	IND
オーストラリア	25.3	22.0	20.7	19.1	18.5	18.4	18.2	16.6	AUS
メキシコ	44.6	39.0	34.2	29.9	25.3	25.0	24.5	20.9	MEX
ブラジル	38.4	35.2	29.8	24.8	20.8	20.5	20.3	18.2	BRA

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-4 表 生産年齢人口（15～64 歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

	1980年	1990	2000	2010	2020	2021	2022	2030	
万人	ten thousands								
日本	7,952	8,624	8,600	8,096	7,327	7,282	7,245	6,867	JPN
アメリカ	14,783	16,413	18,711	20,882	21,925	21,931	21,959	22,196	USA
カナダ	1,663	1,882	2,097	2,356	2,505	2,509	2,514	2,568	CAN
イギリス	3,607	3,733	3,838	4,144	4,258	4,267	4,278	4,329	UK
ドイツ	5,129	5,473	5,542	5,363	5,357	5,335	5,305	4,937	DEU
フランス	3,419	3,715	3,821	4,041	3,962	3,956	3,951	3,912	FRA
イタリア	3,633	3,888	3,840	3,919	3,794	3,772	3,750	3,493	ITA
スウェーデン	533	550	570	611	645	651	656	684	SWE
ロシア	9,424	9,926	10,181	10,320	9,758	9,676	9,623	9,259	RUS
中国	58,436	75,936	86,648	98,322	98,857	98,646	98,430	97,245	CHN
韓国	2,368	3,052	3,363	3,542	3,733	3,704	3,676	3,373	KOR
タイ	2,649	3,631	4,405	4,906	5,009	4,990	4,966	4,712	THA
インドネシア	8,285	10,967	13,781	16,154	18,370	18,545	18,717	20,024	IDN
フィリピン	2,605	3,455	4,563	5,795	7,162	7,293	7,422	8,430	PHL
インド	39,370	50,445	64,062	79,344	93,859	95,025	96,080	104,339	IND
オーストラリア	958	1,140	1,272	1,484	1,674	1,686	1,699	1,800	AUS
メキシコ	3,504	4,645	5,946	7,196	8,397	8,478	8,564	9,191	MEX
ブラジル	7,067	9,087	11,372	13,418	14,897	14,977	15,040	15,397	BRA
対全人口比率、%	% of total population								
日本	67.6	69.7	67.8	63.2	58.5	58.4	58.5	57.9	JPN
アメリカ	66.2	66.2	66.3	67.1	65.3	65.1	64.9	63.0	USA
カナダ	67.8	68.1	68.3	69.4	66.1	65.7	65.4	62.6	CAN
イギリス	64.0	65.3	65.2	66.0	63.5	63.4	63.4	62.6	UK
ドイツ	65.9	69.0	68.0	65.9	64.3	64.0	63.6	59.7	DEU
フランス	63.6	65.8	65.1	64.7	61.4	61.3	61.1	59.7	FRA
イタリア	64.5	68.5	67.4	65.5	63.8	63.7	63.5	60.7	ITA
スウェーデン	64.1	64.3	64.3	65.1	62.2	62.2	62.2	62.1	SWE
ロシア	68.2	67.1	69.3	72.0	67.0	66.7	66.5	65.5	RUS
中国	59.5	65.8	68.5	72.9	69.4	69.2	69.0	68.7	CHN
韓国	62.0	69.2	71.9	72.6	72.0	71.5	70.9	65.8	KOR
タイ	57.9	65.7	69.8	71.9	70.1	69.7	69.3	65.4	THA
インドネシア	55.9	60.2	64.4	66.2	67.6	67.7	67.9	68.5	IDN
フィリピン	53.8	56.1	58.5	61.2	63.8	64.0	64.2	65.1	PHL
インド	56.5	58.0	60.5	64.0	67.2	67.5	67.8	68.9	IND
オーストラリア	65.1	66.9	66.9	67.4	65.2	65.1	64.9	63.8	AUS
メキシコ	51.8	56.8	60.8	63.9	66.6	66.9	67.2	68.3	MEX
ブラジル	57.8	60.3	64.7	68.3	69.9	69.9	69.9	68.8	BRA

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-5 表 老年人口（65 歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

	1980	1990	2000	2010	2020	2021	2022	2030	
万人	ten thousands								
日本	1,094	1,534	2,258	3,023	3,705	3,712	3,709	3,719	JPN
アメリカ	2,517	3,048	3,478	4,054	5,450	5,621	5,794	7,230	USA
カナダ	230	310	383	478	683	707	732	937	CAN
イギリス	841	899	925	1,026	1,256	1,273	1,294	1,524	UK
ドイツ	1,220	1,183	1,340	1,663	1,830	1,849	1,869	2,184	DEU
フランス	751	795	948	1,060	1,355	1,376	1,400	1,601	FRA
イタリア	748	849	1,043	1,221	1,391	1,403	1,420	1,631	ITA
スウェーデン	135	152	153	171	208	210	214	240	SWE
ロシア	1,409	1,474	1,813	1,832	2,229	2,263	2,286	2,710	RUS
中国	4,312	6,110	8,748	11,617	17,952	18,750	19,567	25,805	CHN
韓国	146	216	334	539	821	863	906	1,281	KOR
タイ	155	235	385	604	990	1,039	1,091	1,535	THA
インドネシア	544	736	1,073	1,447	1,824	1,856	1,889	2,618	IDN
フィリピン	162	205	294	404	586	607	628	892	PHL
インド	2,777	3,552	4,762	6,285	9,317	9,575	9,773	13,348	IND
オーストラリア	141	189	235	299	417	429	442	550	AUS
メキシコ	248	336	490	694	1,011	1,031	1,061	1,455	MEX
ブラジル	464	673	968	1,356	1,981	2,053	2,127	2,920	BRA
対全人口比率（65歳以上人口比率）、%	% of total population								
日本	9.3	12.4	17.8	23.6	29.6	29.8	29.9	31.4	JPN
アメリカ	11.3	12.3	12.3	13.0	16.2	16.7	17.1	20.5	USA
カナダ	9.4	11.2	12.5	14.1	18.0	18.5	19.0	22.8	CAN
イギリス	14.9	15.7	15.7	16.3	18.7	18.9	19.2	22.0	UK
ドイツ	15.7	14.9	16.4	20.5	22.0	22.2	22.4	26.4	DEU
フランス	14.0	14.1	16.2	17.0	21.0	21.3	21.7	24.4	FRA
イタリア	13.3	15.0	18.3	20.4	23.4	23.7	24.1	28.3	ITA
スウェーデン	16.3	17.8	17.3	18.3	20.0	20.1	20.2	21.8	SWE
ロシア	10.2	10.0	12.3	12.8	15.3	15.6	15.8	19.2	RUS
中国	4.4	5.3	6.9	8.6	12.6	13.1	13.7	18.2	CHN
韓国	3.8	4.9	7.1	11.0	15.8	16.7	17.5	25.0	KOR
タイ	3.4	4.3	6.1	8.8	13.9	14.5	15.2	21.3	THA
インドネシア	3.7	4.0	5.0	5.9	6.7	6.8	6.9	9.0	IDN
フィリピン	3.3	3.3	3.8	4.3	5.2	5.3	5.4	6.9	PHL
インド	4.0	4.1	4.5	5.1	6.7	6.8	6.9	8.8	IND
オーストラリア	9.6	11.1	12.4	13.6	16.2	16.6	16.9	19.5	AUS
メキシコ	3.7	4.1	5.0	6.2	8.0	8.1	8.3	10.8	MEX
ブラジル	3.8	4.5	5.5	6.9	9.3	9.6	9.9	13.0	BRA

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比

Table 2-6: Population by sex and age group

年齢階級	計/total	0-14歳	15-24	25-64	15-64	65+	75+	15+	Age group
男女計、2021年									All persons, 2021
人口、万人									Population, ten thousands
日本	12,461	1,467	1,164	6,118	7,282	3,712	1,974	10,994	JPN
アメリカ	33,700	6,148	4,406	17,525	21,931	5,621	2,287	27,552	USA
カナダ	3,816	600	450	2,059	2,509	707	300	3,215	CAN
イギリス	6,728	1,188	778	3,489	4,267	1,273	600	5,540	UK
ドイツ	8,341	1,157	844	4,490	5,335	1,849	949	7,184	DEU
フランス	6,453	1,121	759	3,197	3,956	1,376	639	5,332	FRA
イタリア	5,924	749	580	3,192	3,772	1,403	712	5,175	ITA
スウェーデン	1,047	185	118	533	651	210	102	861	SWE
ロシア	14,510	2,571	1,428	8,248	9,676	2,263	822	11,939	RUS
中国	142,589	25,193	16,075	82,571	98,646	18,750	6,312	117,397	CHN
韓国	5,183	616	561	3,142	3,704	863	367	4,567	KOR
タイ	7,160	1,131	888	4,102	4,990	1,039	405	6,029	THA
インドネシア	27,375	6,974	4,412	14,133	18,545	1,856	612	20,401	IDN
フィリピン	11,388	3,489	2,105	5,187	7,293	607	175	7,899	PHL
インド	140,756	36,157	25,459	69,566	95,025	9,575	3,047	104,599	IND
オーストラリア	2,592	476	318	1,368	1,686	429	191	2,116	AUS
メキシコ	12,671	3,162	2,147	6,331	8,478	1,031	396	9,509	MEX
ブラジル	21,433	4,402	3,290	11,687	14,977	2,053	717	17,030	BRA
構成比、%									% of age total
日本	100.0	11.8	9.3	49.1	58.4	29.8	15.8	88.2	JPN
アメリカ	100.0	18.2	13.1	52.0	65.1	16.7	6.8	81.8	USA
カナダ	100.0	15.7	11.8	54.0	65.7	18.5	7.9	84.3	CAN
イギリス	100.0	17.7	11.6	51.9	63.4	18.9	8.9	82.3	UK
ドイツ	100.0	13.9	10.1	53.8	64.0	22.2	11.4	86.1	DEU
フランス	100.0	17.4	11.8	49.5	61.3	21.3	9.9	82.6	FRA
イタリア	100.0	12.7	9.8	53.9	63.7	23.7	12.0	87.3	ITA
スウェーデン	100.0	17.7	11.2	50.9	62.2	20.1	9.8	82.3	SWE
ロシア	100.0	17.7	9.8	56.8	66.7	15.6	5.7	82.3	RUS
中国	100.0	17.7	11.3	57.9	69.2	13.1	4.4	82.3	CHN
韓国	100.0	11.9	10.8	60.6	71.5	16.7	7.1	88.1	KOR
タイ	100.0	15.8	12.4	57.3	69.7	14.5	5.7	84.2	THA
インドネシア	100.0	25.5	16.1	51.6	67.7	6.8	2.2	74.5	IDN
フィリピン	100.0	30.6	18.5	45.5	64.0	5.3	1.5	69.4	PHL
インド	100.0	25.7	18.1	49.4	67.5	6.8	2.2	74.3	IND
オーストラリア	100.0	18.4	12.3	52.8	65.1	16.6	7.4	81.6	AUS
メキシコ	100.0	25.0	16.9	50.0	66.9	8.1	3.1	75.0	MEX
ブラジル	100.0	20.5	15.4	54.5	69.9	9.6	3.3	79.5	BRA

注：国連による推計。

第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group (cont.)

年齢階級	計/total	0-14歳	15-24	25-64	15-64	65+	75+	15+	Age group
男、2021年									Male, 2021
人口、万人									Population, ten thousands
日本	6,057	750	595	3,092	3,687	1,619	785	5,306	JPN
アメリカ	16,694	3,146	2,249	8,757	11,006	2,543	975	13,548	USA
カナダ	1,896	307	231	1,032	1,263	326	130	1,589	CAN
イギリス	3,324	609	400	1,732	2,132	583	260	2,715	UK
ドイツ	4,115	594	441	2,269	2,711	810	386	3,521	DEU
フランス	3,120	573	388	1,565	1,952	594	251	2,547	FRA
イタリア	2,887	385	302	1,587	1,888	614	288	2,502	ITA
スウェーデン	527	95	62	272	334	98	45	432	SWE
ロシア	6,739	1,320	729	3,940	4,669	750	217	5,419	RUS
中国	72,805	13,496	8,651	42,166	50,817	8,493	2,642	59,309	CHN
韓国	2,588	317	292	1,607	1,900	372	136	2,272	KOR
タイ	3,479	582	456	1,987	2,443	454	164	2,897	THA
インドネシア	13,785	3,579	2,263	7,137	9,401	806	236	10,206	IDN
フィリピン	5,782	1,806	1,083	2,626	3,709	267	68	3,975	PHL
インド	72,650	18,888	13,359	35,849	49,208	4,554	1,353	53,762	IND
オーストラリア	1,287	245	163	678	841	202	86	1,042	AUS
メキシコ	6,186	1,604	1,078	3,038	4,116	466	173	4,581	MEX
ブラジル	10,529	2,245	1,670	5,734	7,405	880	284	8,284	BRA
構成比、%									% of age total
日本	100.0	12.4	9.8	51.1	60.9	26.7	13.0	87.6	JPN
アメリカ	100.0	18.8	13.5	52.5	65.9	15.2	5.8	81.2	USA
カナダ	100.0	16.2	12.2	54.4	66.6	17.2	6.9	83.8	CAN
イギリス	100.0	18.3	12.0	52.1	64.1	17.5	7.8	81.7	UK
ドイツ	100.0	14.4	10.7	55.1	65.9	19.7	9.4	85.6	DEU
フランス	100.0	18.4	12.4	50.2	62.6	19.1	8.0	81.6	FRA
イタリア	100.0	13.4	10.4	55.0	65.4	21.2	10.0	86.6	ITA
スウェーデン	100.0	18.1	11.7	51.5	63.3	18.6	8.6	81.9	SWE
ロシア	100.0	19.6	10.8	58.5	69.3	11.1	3.2	80.4	RUS
中国	100.0	18.5	11.9	57.9	69.8	11.7	3.6	81.5	CHN
韓国	100.0	12.2	11.3	62.1	73.4	14.4	5.3	87.8	KOR
タイ	100.0	16.7	13.1	57.1	70.2	13.0	4.7	83.3	THA
インドネシア	100.0	26.0	16.4	51.8	68.2	5.8	1.7	74.0	IDN
フィリピン	100.0	31.2	18.7	45.4	64.1	4.6	1.2	68.8	PHL
インド	100.0	26.0	18.4	49.3	67.7	6.3	1.9	74.0	IND
オーストラリア	100.0	19.0	12.7	52.7	65.3	15.7	6.6	81.0	AUS
メキシコ	100.0	25.9	17.4	49.1	66.5	7.5	2.8	74.1	MEX
ブラジル	100.0	21.3	15.9	54.5	70.3	8.4	2.7	78.7	BRA

第 2-6 表 性別・年齢階級別人口、構成比（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group (cont.)

年齢階級	計/total	0-14歳	15-24	25-64	15-64	65+	75+	15+	Age group
女、2021年									Female, 2021
人口、万人									Population, ten thousands
日本	6,404	717	569	3,026	3,595	2,093	1,189	5,688	JPN
アメリカ	17,006	3,002	2,158	8,767	10,925	3,078	1,312	14,003	USA
カナダ	1,920	293	218	1,027	1,245	381	170	1,626	CAN
イギリス	3,404	579	378	1,757	2,136	690	340	2,825	UK
ドイツ	4,225	563	403	2,221	2,624	1,039	563	3,663	DEU
フランス	3,334	548	371	1,632	2,004	782	388	2,785	FRA
イタリア	3,037	364	278	1,605	1,883	789	424	2,673	ITA
スウェーデン	519	90	56	261	317	112	57	429	SWE
ロシア	7,771	1,251	699	4,308	5,007	1,512	606	6,520	RUS
中国	69,784	11,697	7,424	40,405	47,830	10,257	3,669	58,087	CHN
韓国	2,595	300	269	1,535	1,804	491	231	2,295	KOR
タイ	3,681	549	432	2,115	2,547	585	241	3,132	THA
インドネシア	13,590	3,395	2,149	6,996	9,145	1,050	376	10,195	IDN
フィリピン	5,606	1,683	1,023	2,561	3,584	340	107	3,924	PHL
インド	68,106	17,269	12,099	33,717	45,816	5,021	1,694	50,837	IND
オーストラリア	1,305	232	155	690	846	228	105	1,074	AUS
メキシコ	6,485	1,557	1,069	3,293	4,363	565	223	4,928	MEX
ブラジル	10,903	2,158	1,620	5,952	7,572	1,174	433	8,746	BRA
構成比、%									% of age total
日本	100.0	11.2	8.9	47.3	56.1	32.7	18.6	88.8	JPN
アメリカ	100.0	17.7	12.7	51.6	64.2	18.1	7.7	82.3	USA
カナダ	100.0	15.3	11.4	53.5	64.9	19.8	8.9	84.7	CAN
イギリス	100.0	17.0	11.1	51.6	62.7	20.3	10.0	83.0	UK
ドイツ	100.0	13.3	9.5	52.6	62.1	24.6	13.3	86.7	DEU
フランス	100.0	16.4	11.1	49.0	60.1	23.4	11.6	83.6	FRA
イタリア	100.0	12.0	9.2	52.9	62.0	26.0	14.0	88.0	ITA
スウェーデン	100.0	17.3	10.7	50.3	61.1	21.6	11.0	82.7	SWE
ロシア	100.0	16.1	9.0	55.4	64.4	19.5	7.8	83.9	RUS
中国	100.0	16.8	10.6	57.9	68.5	14.7	5.3	83.2	CHN
韓国	100.0	11.6	10.4	59.2	69.5	18.9	8.9	88.4	KOR
タイ	100.0	14.9	11.7	57.5	69.2	15.9	6.5	85.1	THA
インドネシア	100.0	25.0	15.8	51.5	67.3	7.7	2.8	75.0	IDN
フィリピン	100.0	30.0	18.2	45.7	63.9	6.1	1.9	70.0	PHL
インド	100.0	25.4	17.8	49.5	67.3	7.4	2.5	74.6	IND
オーストラリア	100.0	17.8	11.9	52.9	64.8	17.5	8.0	82.2	AUS
メキシコ	100.0	24.0	16.5	50.8	67.3	8.7	3.4	76.0	MEX
ブラジル	100.0	19.8	14.9	54.6	69.4	10.8	4.0	80.2	BRA

出典：UN（2022.7）World Population Prospects: The 2022 Revision

第 2-7 表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

	1980年	1990	2000	2010	2020	2022	2030	2050	
千人当たり出生率、%					crude birth rates per 1,000 population, %				
日本	13.5	9.9	9.6	8.6	6.6	6.6	6.9	6.8	JPN
アメリカ	15.9	16.7	14.5	13.0	10.9	11.0	11.0	9.9	USA
カナダ	15.5	15.5	10.6	11.0	9.8	9.8	9.7	9.0	CAN
イギリス	13.4	13.9	11.5	12.8	10.1	10.0	9.7	9.4	UK
ドイツ	10.9	11.3	9.3	8.3	9.1	9.1	8.5	8.5	DEU
フランス	14.9	13.3	13.1	12.8	10.6	10.4	10.2	9.6	FRA
イタリア	11.3	10.0	9.5	9.4	6.9	6.9	7.0	6.7	ITA
スウェーデン	11.6	14.4	10.2	12.2	10.9	10.8	10.1	9.9	SWE
ロシア	16.3	13.5	8.9	12.7	9.9	9.5	8.9	10.2	RUS
中国	22.3	24.4	13.8	13.3	8.6	7.5	7.1	6.9	CHN
韓国	22.2	15.7	12.5	9.3	5.7	5.5	5.9	4.8	KOR
タイ	26.8	19.7	13.5	11.9	9.2	8.8	8.2	7.1	THA
インドネシア	33.6	25.5	21.9	20.2	16.6	16.2	14.9	12.4	IDN
フィリピン	37.2	33.3	28.8	25.5	22.0	21.6	19.6	15.4	PHL
インド	36.2	31.8	27.0	21.4	16.6	16.3	14.8	11.5	IND
オーストラリア	15.4	15.4	13.1	13.7	11.6	11.5	10.8	9.9	AUS
メキシコ	35.5	29.3	24.2	20.2	15.6	14.6	13.4	10.4	MEX
ブラジル	32.2	24.8	19.8	15.5	13.1	12.6	11.5	9.4	BRA
千人当たり死亡率、%					crude death rates per 1,000 population, %				
日本	6.4	7.0	8.1	10.1	12.1	12.7	13.7	14.6	JPN
アメリカ	8.8	8.6	8.5	8.0	9.7	9.3	9.2	11.0	USA
カナダ	7.0	7.0	7.1	7.1	8.1	7.8	8.4	10.5	CAN
イギリス	11.7	11.2	10.3	9.0	10.1	9.1	9.5	11.0	UK
ドイツ	12.2	11.6	10.3	10.6	11.7	12.4	11.8	13.8	DEU
フランス	10.2	9.3	9.1	8.7	10.2	9.4	9.8	11.7	FRA
イタリア	9.9	9.6	9.8	9.7	12.0	10.7	11.5	14.6	ITA
スウェーデン	11.1	11.1	10.5	9.7	9.5	8.6	9.2	9.8	SWE
ロシア	11.1	11.0	15.5	14.3	14.2	16.3	12.6	14.2	RUS
中国	7.6	7.0	6.2	6.5	7.3	7.4	8.6	13.2	CHN
韓国	7.0	5.3	5.0	5.2	6.2	6.6	8.6	15.0	KOR
タイ	7.3	5.6	6.0	6.3	7.3	7.5	8.8	13.1	THA
インドネシア	10.3	8.1	7.4	7.4	9.0	9.6	8.3	10.6	IDN
フィリピン	8.3	6.8	5.7	5.6	5.6	5.6	6.1	7.7	PHL
インド	13.7	10.7	8.7	7.4	7.4	9.1	7.0	8.8	IND
オーストラリア	7.4	7.0	6.8	6.5	6.4	6.8	7.3	9.0	AUS
メキシコ	7.6	5.8	5.0	5.6	9.3	6.7	7.1	9.5	MEX
ブラジル	8.8	7.2	6.4	6.2	7.4	8.1	7.5	10.1	BRA

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-8 表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

	1980年	1990	2000	2010	2020	2021	2022	2030	
男、歳	Male, years								
日本	73.4	75.9	77.7	79.5	81.6	81.8	81.8	82.8	JPN
アメリカ	70.0	71.9	74.1	76.3	74.6	74.3	75.5	78.5	USA
カナダ	71.6	74.2	76.6	79.1	80.0	80.6	80.9	82.3	CAN
イギリス	70.5	72.8	75.4	78.4	78.4	78.7	80.4	81.8	UK
ドイツ	69.6	71.9	74.9	77.4	78.7	78.1	78.5	81.2	DEU
フランス	70.2	72.7	75.2	78.0	79.2	79.4	80.4	81.5	FRA
イタリア	70.7	73.6	76.5	79.5	80.0	80.5	82.0	83.2	ITA
スウェーデン	72.8	74.8	77.4	79.5	80.6	81.1	81.9	83.2	SWE
ロシア	60.2	63.0	58.9	63.5	66.2	64.2	64.7	70.8	RUS
中国	62.2	65.7	69.7	73.1	75.3	75.5	76.0	77.7	CHN
韓国	60.8	67.5	72.5	77.1	80.2	80.4	80.7	81.7	KOR
タイ	60.2	66.8	68.4	72.1	75.0	74.5	75.5	77.6	THA
インドネシア	57.0	61.6	64.9	66.9	66.7	65.5	66.2	69.7	IDN
フィリピン	60.8	64.1	67.6	69.1	70.2	67.2	70.2	70.9	PHL
インド	53.5	57.9	61.8	65.3	68.6	65.8	66.3	72.0	IND
オーストラリア	71.1	74.0	77.0	79.8	82.9	83.2	81.7	82.9	AUS
メキシコ	61.2	66.5	70.7	71.3	66.3	66.1	71.5	73.2	MEX
ブラジル	59.5	63.1	66.3	69.8	70.7	69.6	70.3	74.6	BRA
女、歳	Female, years								
日本	78.8	81.9	84.5	86.2	87.7	87.7	87.8	88.9	JPN
アメリカ	77.5	78.8	79.4	81.2	80.3	80.2	81.0	83.1	USA
カナダ	78.7	80.6	81.8	83.5	84.1	84.7	84.8	85.8	CAN
イギリス	76.6	78.5	80.2	82.3	82.4	82.8	83.8	84.8	UK
ドイツ	76.1	78.4	81.0	82.6	83.6	83.2	83.5	85.3	DEU
フランス	78.4	81.0	82.8	84.7	85.2	85.5	86.0	86.9	FRA
イタリア	77.4	80.3	82.5	84.5	84.7	85.1	86.0	87.1	ITA
スウェーデン	78.9	80.4	82.0	83.5	84.3	84.9	85.1	86.1	SWE
ロシア	71.8	73.8	72.3	75.3	76.4	74.8	75.7	80.2	RUS
中国	66.7	70.4	74.2	78.3	81.1	81.2	81.3	82.7	CHN
韓国	70.4	76.4	80.2	84.2	86.7	86.8	87.1	88.1	KOR
タイ	68.0	74.2	76.4	80.4	83.7	83.0	83.9	85.1	THA
インドネシア	60.6	64.8	68.0	70.4	71.0	69.7	70.4	74.4	IDN
フィリピン	64.4	67.8	71.2	72.4	74.0	71.5	74.2	75.3	PHL
インド	53.7	59.5	63.6	68.6	71.8	68.9	69.4	75.6	IND
オーストラリア	78.2	80.1	82.3	84.2	85.7	85.8	85.5	86.4	AUS
メキシコ	68.6	73.6	76.5	77.1	74.3	74.9	78.2	79.6	MEX
ブラジル	64.2	69.0	73.4	76.6	77.4	76.0	76.6	80.5	BRA

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：出生（0歳）時点における平均余命。国連による推計で、2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-9 表 合計特殊出生率

Table 2-9: Total fertility rates

	1980年	1990	2000	2010	2020	2021	2022	2030	
日本	1.75	1.53	1.37	1.39	1.29	1.30	1.31	1.37	JPN
アメリカ	1.83	2.07	2.05	1.93	1.64	1.66	1.66	1.68	USA
カナダ	1.74	1.81	1.49	1.63	1.46	1.46	1.47	1.50	CAN
イギリス	1.89	1.83	1.64	1.92	1.56	1.56	1.57	1.59	UK
ドイツ	1.54	1.44	1.38	1.39	1.52	1.53	1.53	1.55	DEU
フランス	1.96	1.78	1.88	2.02	1.79	1.79	1.79	1.78	FRA
イタリア	1.64	1.33	1.25	1.45	1.26	1.28	1.29	1.35	ITA
オランダ	1.60	1.61	1.72	1.79	1.59	1.64	1.64	1.64	NLD
ベルギー	1.68	1.62	1.66	1.86	1.57	1.58	1.59	1.62	BEL
デンマーク	1.54	1.67	1.77	1.86	1.70	1.72	1.72	1.72	DNK
スウェーデン	1.67	2.12	1.54	1.98	1.67	1.67	1.67	1.68	SWE
フィンランド	1.63	1.78	1.73	1.86	1.37	1.39	1.40	1.44	FIN
ノルウェー	1.72	1.93	1.85	1.94	1.50	1.50	1.51	1.54	NOR
ロシア	1.91	1.90	1.22	1.60	1.49	1.49	1.51	1.61	RUS
中国	2.74	2.51	1.63	1.69	1.28	1.16	1.18	1.27	CHN
香港	1.86	1.29	1.03	1.12	0.87	0.75	0.76	0.87	HKG
韓国	2.72	1.60	1.42	1.22	0.89	0.88	0.87	0.97	KOR
シンガポール	1.81	1.80	1.56	1.16	1.00	1.02	1.04	1.11	SGP
マレーシア	4.06	3.37	2.91	2.14	1.82	1.80	1.79	1.73	MYS
タイ	3.36	2.09	1.61	1.58	1.34	1.33	1.32	1.35	THA
インドネシア	4.49	3.10	2.54	2.45	2.19	2.18	2.15	2.03	IDN
フィリピン	5.11	4.35	3.71	3.26	2.78	2.75	2.73	2.52	PHL
インド	4.78	4.05	3.35	2.60	2.05	2.03	2.01	1.91	IND
ベトナム	4.86	3.60	2.07	1.90	1.96	1.94	1.94	1.90	VNM
オーストラリア	1.90	1.90	1.77	1.95	1.59	1.60	1.60	1.62	AUS
ニュージーランド	2.03	2.17	1.98	2.16	1.79	1.77	1.76	1.72	NZL
メキシコ	4.78	3.45	2.72	2.34	1.91	1.82	1.80	1.73	MEX
ブラジル	4.04	2.91	2.26	1.81	1.65	1.64	1.63	1.62	BRA

出典：UN（2022.7）*World Population Prospects: The 2022 Revision*

注：国連による推計。2022年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第 2-10-1 表 労働力人口

Table 2-10-1: Labour force

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
千人、thousands								
15歳以上計	15 years old or over							
日本	66,320	66,250	68,490	69,120	69,020	69,070	69,020	JPN
アメリカ 1)	153,886	157,131	162,076	163,537	160,742	161,202	164,285	USA
カナダ	18,490	19,243	19,884	20,275	19,972	20,484	20,791	CAN
イギリス 1)	31,448	32,890	33,562	33,862	33,919	33,661	33,881	UK
ドイツ	41,783	42,158	43,381	43,771	43,185	42,961	43,905	DEU
フランス	28,962	29,476	29,825	29,682	29,346	30,093	30,575	FRA
イタリア	24,582	25,497	25,969	25,941	25,214	24,921	25,127	ITA
オランダ	8,713	9,208	9,423	9,570	9,609	9,690	9,937	NLD
ベルギー	4,895	4,973	5,056	5,106	5,085	5,178	5,284	BEL
デンマーク	2,879	2,884	2,976	3,020	3,018	3,040	3,110	DNK
スウェーデン	4,948	5,223	5,442	5,504	5,523	5,547	5,616	SWE
フィンランド	2,692	2,710	2,760	2,768	2,762	2,785	2,831	FIN
ノルウェー	2,592	2,760	2,792	2,819	2,827	2,925	2,955	NOR
ギリシャ	5,029	4,808	4,743	4,730	4,630	4,606	4,729	GRC
スペイン 1)	23,365	22,922	22,807	23,027	22,733	23,203	23,415	ESP
ロシア	75,497	76,590	76,225	75,319	74,781	75,268	74,869	RUS
香港	3,631	3,903	3,997	3,988	3,918	3,870	3,776	HKG
韓国	24,956	27,153	27,895	28,186	28,012	28,310	28,922	KOR
シンガポール	2,047	2,232	2,293	2,329	2,346	2,398	2,438	SGP
タイ	38,275	38,244	38,157	37,885	38,099	38,216	39,593	THA
インドネシア	114,218	123,403	132,487	136,808	137,017	135,712	140,056	IDN
フィリピン	37,382	40,382	42,142	43,399	40,397	42,505	—	PHL
ベトナム	50,051	53,835	54,887	55,507	54,471	54,709	55,480	VNM
オーストラリア	11,628	12,524	13,288	13,575	13,550	13,761	14,127	AUS
ニュージーランド	2,308	2,504	2,773	2,811	2,861	2,900	2,931	NZL
メキシコ	48,718	52,905	55,555	56,991	55,663	57,531	59,262	MEX
ブラジル	—	100,546	105,025	106,887	100,662	105,005	107,877	BRA

出典： [日本] 総務省統計局 (2023.1) 「労働力調査 (基本集計)」

[日本を除くOECD諸国] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2023年9月現在

[その他] ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2023年9月現在

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口

Table 2-10-2: Labour force by sex and age group

男女計、2022年							All persons, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							千人、thousands
15－19	1,090	6,275	1,076	1,215	1,186	787	193
20－24	4,630	14,817	1,846	2,876	3,282	2,527	1,309
25－29	5,810	17,707	2,254	3,483	4,094	3,119	2,111
30－34	5,700	19,018	2,403	4,341	4,915	3,454	2,500
35－39	6,360	18,130	2,317	3,727	4,757	3,633	2,718
40－44	7,100	17,539	2,280	3,810	4,722	3,752	3,114
45－49	8,470	15,977	2,037	3,518	4,280	3,751	3,698
50－54	8,240	16,464	2,099	3,931	5,313	3,876	3,722
55－59	6,780	15,233	1,980	3,293	5,839	3,527	3,308
60－64	5,570	12,229	1,473	2,318	3,966	1,602	1,748
65－69	3,950	6,203	646	891	986	398	502
70－74	3,200	2,828	254	318	362	108	132
75+	2,120	—	125	159	—	—	—
15-64	59,750	153,389	19,766	32,513	42,353	30,029	24,421
65+	9,270	10,896	1,025	1,368	1,552	546	705
計(15+)	69,020	164,285	20,791	33,881	43,905	30,575	25,127
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							千人、thousands
15－19	93	788	291	244	191	901	168
20－24	320	967	1,332	420	1,352	1,366	263
25－29	614	1,019	2,101	576	2,726	1,568	308
30－34	676	1,044	2,383	700	2,731	1,634	338
35－39	653	964	2,684	633	2,721	1,644	300
40－44	667	926	3,312	597	3,181	1,474	283
45－49	633	943	3,503	612	3,262	1,404	280
50－54	648	1,101	3,153	611	3,592	1,384	293
55－59	602	1,039	2,658	594	3,140	1,186	267
60－64	307	778	1,671	416	2,662	899	230
65－69	50	245	263	154	1,583	—	123
70－74	15	84	51	59	880	—	53
75+	—	39	14	—	902	—	27
15-64	5,213	9,569	23,088	5,404	25,556	13,461	2,728
65+	71	368	327	213	3,365	666	203
計(15+)	5,284	9,937	23,415	5,616	28,922	14,127	2,931

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口（続き）

Table 2-10-2: Labour force by sex and age group (cont.)

男、2022年							Male, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							千人、thousands
15－19	530	3,145	531	600	662	458	116
20－24	2,340	7,625	956	1,475	1,758	1,315	785
25－29	3,080	9,295	1,181	1,846	2,222	1,608	1,181
30－34	3,160	10,192	1,272	2,305	2,682	1,772	1,430
35－39	3,550	9,783	1,216	1,937	2,562	1,855	1,545
40－44	3,890	9,401	1,177	2,010	2,490	1,911	1,741
45－49	4,620	8,507	1,037	1,802	2,193	1,912	2,072
50－54	4,480	8,724	1,077	2,017	2,778	1,966	2,105
55－59	3,740	8,063	1,046	1,626	3,046	1,767	1,908
60－64	3,180	6,561	799	1,308	2,092	766	1,013
65－69	2,330	3,430	371	500	557	220	321
70－74	1,890	1,600	161	196	233	69	97
75+	1,280	—	83	99	—	—	—
15-64	32,560	81,296	10,291	16,926	22,486	15,329	13,896
65+	5,490	6,124	615	795	926	314	476
計(15+)	38,050	87,420	10,906	17,720	23,413	15,643	14,372
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							千人、thousands
15－19	46	405	162	114	79	439	82
20－24	173	486	719	234	552	713	141
25－29	318	525	1,097	304	1,404	827	167
30－34	353	549	1,233	372	1,599	861	180
35－39	343	513	1,386	337	1,678	866	158
40－44	349	479	1,725	311	1,902	765	146
45－49	333	484	1,848	320	1,905	720	142
50－54	345	573	1,677	316	2,033	708	148
55－59	326	551	1,433	311	1,798	625	138
60－64	166	438	895	216	1,534	483	119
65－69	33	155	140	89	941	—	66
70－74	11	60	33	38	498	—	32
75+	—	29	9	—	454	—	18
15-64	2,753	5,003	12,175	2,833	14,483	7,007	1,421
65+	49	244	183	127	1,892	403	116
計(15+)	2,802	5,247	12,358	2,960	16,376	7,410	1,537

第 2-10-2 表 性別・年齢階級別労働力人口（続き）

Table 2-10-2: Labour force by sex and age group (cont.)

女、2022年							Female, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							千人、thousands
15－19	560	3,130	545	615	524	329	77
20－24	2,290	7,192	890	1,402	1,524	1,212	524
25－29	2,720	8,412	1,073	1,637	1,872	1,510	930
30－34	2,540	8,826	1,131	2,036	2,233	1,683	1,071
35－39	2,810	8,347	1,102	1,790	2,194	1,778	1,172
40－44	3,210	8,138	1,103	1,800	2,232	1,841	1,372
45－49	3,850	7,470	1,001	1,716	2,086	1,839	1,626
50－54	3,760	7,740	1,021	1,914	2,535	1,910	1,617
55－59	3,030	7,170	935	1,667	2,793	1,760	1,401
60－64	2,400	5,668	674	1,011	1,874	836	735
65－69	1,630	2,773	276	391	428	179	181
70－74	1,310	1,228	93	122	129	39	35
75+	850	—	42	60	—	—	—
15-64	27,180	72,093	9,475	15,587	19,867	14,700	10,526
65+	3,780	4,772	410	573	626	232	229
計(15+)	30,960	76,865	9,885	16,160	20,493	14,933	10,755
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							千人、thousands
15－19	46	383	129	130	113	462	87
20－24	147	481	613	186	800	653	123
25－29	296	494	1,004	272	1,322	742	140
30－34	323	495	1,150	328	1,132	773	158
35－39	310	451	1,298	297	1,043	778	141
40－44	318	447	1,586	286	1,279	709	137
45－49	300	459	1,655	293	1,357	684	137
50－54	304	528	1,476	295	1,559	676	145
55－59	276	488	1,225	283	1,342	561	129
60－64	140	341	776	201	1,128	416	110
65－69	16	91	123	65	642	—	56
70－74	4	24	17	21	382	—	21
75+	—	10	4	—	449	—	9
15-64	2,460	4,566	10,913	2,571	11,073	6,454	1,308
65+	22	124	145	86	1,473	263	87
計(15+)	2,482	4,690	11,057	2,656	12,546	6,717	1,394

出典： [日本] 総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

[その他] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2023年10月現在

第 2-11-1 表 労働力率

Table 2-11-1: Labour force participation rates

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
								%
15歳以上計								Total(15+)
日本	59.6	59.6	61.5	62.1	62.0	62.1	62.5	JPN
アメリカ 1)	64.7	62.7	62.9	63.1	61.7	61.7	62.2	USA
カナダ	67.0	66.2	65.8	66.0	64.3	65.4	65.4	CAN
イギリス 1)	62.7	63.2	63.3	63.5	63.4	62.7	62.9	UK
ドイツ	59.5	60.2	61.3	61.9	60.7	60.5	61.3	DEU
フランス	56.4	56.1	55.8	55.3	54.5	55.8	56.2	FRA
イタリア	48.2	49.0	49.9	49.9	48.5	48.6	49.1	ITA
オランダ	64.8	66.4	66.2	66.7	66.4	67.0	67.9	NLD
ベルギー	54.1	53.3	54.2	54.4	53.8	54.5	55.1	BEL
デンマーク	63.4	61.3	61.7	62.3	62.0	62.4	63.2	DNK
スウェーデン	70.5	72.0	72.9	73.3	73.3	73.8	74.5	SWE
フィンランド	66.6	59.1	59.6	59.6	59.2	67.5	68.7	FIN
ノルウェー	71.8	65.0	64.1	64.2	63.8	65.8	66.1	NOR
ギリシャ	53.5	52.0	51.9	52.0	51.0	50.8	52.3	GRC
スペイン 1)	60.3	59.5	58.6	58.6	57.4	58.5	58.6	ESP
ロシア	67.7	69.1	62.9	62.2	61.9	62.3	62.2	RUS
香港	59.6	61.1	61.3	60.7	59.7	59.4	58.2	HKG
韓国	61.1	62.8	63.1	63.3	62.5	62.8	63.9	KOR
シンガポール	66.2	68.3	67.7	68.0	68.1	70.5	70.0	SGP
タイ	71.6	69.2	67.8	67.0	67.0	66.9	67.5	THA
インドネシア	66.6	66.6	67.7	68.2	67.4	65.9	67.0	IDN
フィリピン	61.4	61.4	59.0	59.4	54.8	56.5	—	PHL
ベトナム	76.2	77.2	75.6	75.6	73.3	72.9	73.1	VNM
オーストラリア	65.4	65.0	65.6	66.0	65.0	65.8	66.6	AUS
ニュージーランド	68.0	68.8	70.9	70.6	70.2	70.8	71.3	NZL
メキシコ	59.7	59.8	59.6	60.1	57.6	58.8	59.8	MEX
ブラジル	—	63.8	64.2	64.7	60.3	62.3	63.4	BRA

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-11-1 表 労働力率（続き）

Table 2-11-1: Labour force participation rates (cont.)

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
								%
65歳以上								65 years old or over
日本	19.9	22.1	24.7	25.3	25.5	25.6	25.6	JPN
アメリカ	17.4	18.9	19.6	20.2	19.4	18.9	19.2	USA
カナダ	11.3	13.5	14.1	15.0	14.0	14.3	14.6	CAN
イギリス	8.3	10.5	10.6	10.9	10.8	10.4	11.1	UK
ドイツ	4.0	6.1	7.5	7.8	7.5	7.6	8.5	DEU
フランス	1.6	2.7	3.1	3.4	3.4	3.5	4.0	FRA
イタリア	3.2	3.8	4.8	5.1	5.1	5.2	5.1	ITA
オランダ	5.9	7.1	8.2	9.2	9.1	9.7	11.0	NLD
ベルギー	2.1	2.6	2.8	3.0	2.9	2.8	3.2	BEL
デンマーク	6.6	8.1	8.2	8.6	8.5	9.2	10.4	DNK
スウェーデン	13.5	16.8	17.4	18.0	19.0	20.0	20.1	SWE
フィンランド	7.8	6.2	6.4	6.6	6.4	12.4	13.7	FIN
ノルウェー	18.3	11.5	11.0	11.0	10.5	14.7	13.7	NOR
ギリシャ	4.0	3.1	3.7	4.1	4.4	4.8	5.0	GRC
スペイン	2.0	1.9	2.3	2.5	2.9	3.3	3.5	ESP
ロシア	9.6	12.0	6.3	6.8	6.6	6.2	6.0	RUS
香港	5.7	9.4	11.9	12.5	12.3	12.5	13.3	HKG
韓国	29.7	31.1	32.2	34.0	35.3	36.3	37.3	KOR
シンガポール	17.6	25.8	27.8	28.7	30.1	32.9	32.1	SGP
タイ	27.0	25.5	25.2	24.4	25.7	26.4	26.5	THA
インドネシア	40.8	39.8	42.4	44.0	44.4	42.5	46.4	IDN
フィリピン	37.3	36.0	32.3	32.9	28.5	29.6	—	PHL
ベトナム	27.6	31.0	25.0	26.7	23.4	33.2	33.2	VNM
オーストラリア	10.8	12.3	14.0	14.7	14.2	15.0	15.0	AUS
ニュージーランド	17.1	22.0	24.1	24.1	24.8	25.1	25.2	NZL
メキシコ	27.7	27.8	27.2	27.0	24.1	23.9	24.9	MEX
ブラジル	—	14.2	15.1	15.7	12.9	12.8	14.5	BRA

出典： [日本] 総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

[日本を除くOECD諸国] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2023年9月現在

[その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2023年9月現在

第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group

男女計、2022年							All persons, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15－19	19.7	36.8	51.6	42.2	30.6	19.4	6.7
20－24	74.6	70.9	77.2	72.8	73.6	66.8	44.8
25－29	91.2	82.7	87.7	87.0	84.6	87.1	70.6
30－34	88.4	83.6	88.9	88.1	87.4	87.6	78.4
35－39	87.8	82.9	89.1	87.8	88.1	88.3	80.3
40－44	88.9	83.0	89.7	88.5	89.1	89.3	81.1
45－49	89.1	82.6	89.1	87.0	89.5	89.1	81.0
50－54	87.7	79.8	86.9	84.2	88.4	87.8	78.0
55－59	84.8	73.1	76.9	75.7	84.2	80.5	70.3
60－64	75.1	57.4	56.9	56.0	65.3	38.9	43.3
65－69	52.0	33.3	28.5	26.0	19.6	10.4	14.3
70－74	33.9	18.4	13.6	9.0	8.4	3.0	3.9
75+	11.0	－	4.3	2.9	－	－	－
15-64	80.6	74.0	79.8	78.3	79.4	73.6	65.5
65+	25.6	19.2	14.6	11.1	8.5	4.0	5.1
計(15+)	62.5	62.2	65.4	62.9	61.3	56.2	49.1
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15－19	14.1	77.7	14.6	41.2	8.5	58.7	53.2
20－24	47.6	85.4	54.6	73.1	49.5	83.7	81.5
25－29	85.1	90.2	84.1	85.9	75.9	86.4	87.1
30－34	87.7	90.7	88.2	91.1	80.8	85.8	87.5
35－39	87.4	89.5	89.1	92.9	78.2	87.1	86.8
40－44	87.5	88.9	89.8	93.0	79.1	86.6	89.5
45－49	85.6	88.7	88.4	93.9	80.3	86.7	89.2
50－54	83.0	86.7	84.4	92.9	80.3	84.0	88.1
55－59	75.5	82.8	75.6	89.1	76.4	77.5	83.9
60－64	41.0	67.1	53.8	73.1	64.3	60.3	75.9
65－69	7.7	24.2	10.1	28.8	51.6	－	48.0
70－74	2.7	9.1	2.2	11.2	40.6	－	24.3
75+	－	2.8	0.3	－	23.8	－	8.2
15-64	70.5	84.7	75.3	83.4	70.5	80.3	82.5
65+	3.2	11.0	3.5	20.1	37.3	15.0	25.2
計(15+)	55.1	67.9	58.6	74.5	63.9	66.6	71.3

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率（続き）

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group (cont.)

男、2022年							Male, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15－19	18.7	36.3	50.0	40.7	33.2	22.1	7.9
20－24	73.6	73.2	77.0	73.3	76.2	69.0	51.8
25－29	94.2	87.2	89.6	90.8	88.3	91.0	77.0
30－34	95.8	90.2	93.0	93.1	92.8	92.8	88.7
35－39	96.5	89.8	93.6	93.4	93.8	93.6	91.1
40－44	96.0	89.7	93.3	93.1	93.5	93.4	91.0
45－49	95.9	89.1	92.5	90.8	93.1	92.5	91.4
50－54	94.5	85.3	89.9	87.6	91.6	90.7	89.5
55－59	93.5	78.7	82.1	80.0	88.0	83.1	82.8
60－64	86.6	63.4	62.8	61.6	69.7	39.0	52.0
65－69	63.1	38.7	33.8	30.8	23.3	12.3	19.2
70－74	42.5	22.3	18.0	11.5	11.6	4.1	6.2
75+	16.9	—	6.5	4.1	—	—	—
15-64	86.7	79.1	82.9	81.9	83.4	76.6	74.6
65+	34.9	23.7	18.7	13.9	11.3	5.2	7.8
計(15+)	71.4	68.0	69.5	67.1	66.6	60.2	58.1
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15－19	13.8	78.2	15.8	37.5	6.9	55.5	50.3
20－24	50.8	84.8	57.4	76.9	44.3	84.9	84.8
25－29	88.0	91.8	86.8	88.3	73.9	90.3	92.5
30－34	92.0	94.3	91.2	94.3	89.6	91.6	93.7
35－39	92.4	94.9	93.1	96.2	93.1	92.8	92.8
40－44	91.8	92.5	94.1	95.1	92.6	91.2	93.3
45－49	89.4	91.9	93.0	96.1	92.6	90.0	92.4
50－54	87.5	90.6	90.0	95.0	90.5	87.4	91.1
55－59	81.4	87.7	82.9	92.2	87.2	83.2	89.1
60－64	45.0	75.9	59.5	75.3	75.3	66.6	81.5
65－69	10.7	31.0	11.3	33.7	63.5	—	53.6
70－74	4.3	13.3	3.2	14.8	49.0	—	30.1
75+	—	4.6	0.5	—	31.3	—	11.9
15-64	74.2	88.3	79.6	85.5	79.0	84.0	86.4
65+	4.9	15.4	4.5	24.4	48.0	19.4	30.5
計(15+)	59.5	72.3	63.7	77.3	73.5	71.1	75.9

第 2-11-2 表 性別・年齢階級別労働力率（続き）

Table 2-11-2: Labour force participation rates by sex and age group (cont.)

女、2022年							Female, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15－19	20.8	37.2	53.3	43.7	28.0	16.6	5.5
20－24	75.6	68.7	77.3	72.4	70.8	64.5	37.3
25－29	87.7	78.2	85.7	83.1	80.5	83.2	63.9
30－34	80.6	77.1	84.7	83.0	81.6	82.7	67.8
35－39	78.9	76.0	84.6	82.5	82.2	83.4	69.4
40－44	81.5	76.5	86.1	83.8	84.5	85.4	71.4
45－49	81.9	76.2	85.9	83.3	86.0	85.8	70.7
50－54	80.7	74.3	83.8	80.9	85.1	85.0	66.9
55－59	75.8	67.6	71.9	71.9	80.3	78.1	58.3
60－64	64.0	51.7	51.2	50.1	60.9	38.7	35.2
65－69	41.8	28.4	23.6	21.6	16.2	8.7	9.8
70－74	26.3	14.9	9.5	6.7	5.6	2.0	1.9
75+	7.3	—	2.6	2.0	—	—	—
15-64	74.3	69.0	76.7	74.8	75.4	70.7	56.4
65+	18.4	15.5	11.0	8.7	6.2	3.0	2.9
計(15+)	54.2	56.8	61.5	58.8	56.1	52.5	40.7
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15－19	14.4	77.2	13.3	45.1	10.1	62.1	56.2
20－24	44.4	85.9	51.7	68.9	53.8	82.5	78.1
25－29	82.1	88.5	81.4	83.2	78.2	82.4	81.3
30－34	83.5	87.0	85.2	87.7	71.0	80.0	81.3
35－39	82.5	84.0	85.2	89.4	62.1	81.6	81.0
40－44	83.3	85.3	85.5	90.8	65.0	82.1	85.8
45－49	81.8	85.5	83.7	91.6	67.6	83.5	86.1
50－54	78.5	82.9	78.7	90.8	70.0	80.7	85.3
55－59	69.5	77.9	68.6	86.0	65.6	72.1	79.0
60－64	37.0	58.5	48.5	70.8	53.7	54.3	70.7
65－69	4.8	17.6	9.0	23.9	40.4	—	42.7
70－74	—	5.1	1.4	7.7	33.1	—	18.9
75+	—	—	—	—	19.2	—	5.1
15-64	66.8	81.1	71.1	81.3	61.8	76.6	78.7
65+	1.8	7.1	2.8	15.9	29.0	11.1	20.5
計(15+)	50.8	63.6	53.8	71.7	54.6	62.3	66.9

出典： [日本] 総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

[その他] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2023年9月現在

第 2-12-1 表 就業者数

Table 2-12-1: Employment

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
千人、thousands								
15歳以上計	Total(15+)							
日本	62,980	64,020	66,820	67,500	67,100	67,130	67,230	JPN
アメリカ 1)	139,064	148,833	155,762	157,538	147,794	152,579	158,290	USA
カナダ	16,978	17,906	18,723	19,121	18,044	18,942	19,693	CAN
イギリス 1)	29,048	31,163	32,169	32,552	32,356	32,173	32,681	UK
ドイツ	38,834	40,209	41,913	42,399	41,483	41,398	42,529	DEU
フランス	26,282	26,424	27,123	27,176	26,995	27,728	28,341	FRA
イタリア	22,526	22,464	23,214	23,360	22,903	22,554	23,099	ITA
オランダ	8,290	8,484	8,964	9,147	9,144	9,282	9,587	NLD
ベルギー	4,489	4,552	4,755	4,832	4,802	4,854	4,990	BEL
デンマーク	2,660	2,709	2,832	2,878	2,852	2,896	2,989	DNK
スウェーデン	4,524	4,837	5,098	5,132	5,064	5,058	5,197	SWE
フィンランド	2,466	2,458	2,558	2,584	2,549	2,573	2,641	FIN
ノルウェー	2,501	2,641	2,686	2,716	2,702	2,798	2,859	NOR
ギリシャ	4,390	3,611	3,828	3,911	3,875	3,928	4,141	GRC
スペイン 1)	18,724	17,866	19,328	19,779	19,202	19,774	20,391	ESP
ロシア	69,934	72,324	72,532	71,933	70,601	71,719	71,974	RUS
香港	3,474	3,774	3,885	3,871	3,691	3,670	3,613	HKG
韓国	24,033	26,178	26,822	27,123	26,904	27,273	28,089	KOR
シンガポール	1,963	2,148	2,204	2,230	2,223	2,287	2,350	SGP
タイ	38,037	38,016	37,865	37,613	37,680	37,752	39,221	THA
インドネシア	107,807	117,833	126,675	131,896	131,187	130,518	135,208	IDN
フィリピン	36,035	39,143	41,157	42,428	39,378	41,060	—	PHL
ベトナム	49,494	52,839	54,250	54,574	53,326	53,405	54,629	VNM
オーストラリア	11,022	11,766	12,584	12,875	12,675	13,057	13,604	AUS
ニュージーランド	2,157	2,369	2,653	2,695	2,730	2,790	2,834	NZL
メキシコ	46,122	50,611	53,721	54,994	53,232	55,166	57,322	MEX
ブラジル	—	91,962	92,076	94,129	86,875	91,188	97,919	BRA

出典： [日本] 総務省統計局 (2023.1) 「労働力調査 (基本集計)」

[日本を除くOECD諸国] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2023年9月現在

[その他] ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2023年9月現在

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数

Table 2-12-2: Employment by sex and age group

男女計、2022年							All persons, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							千人、thousands
15－19	1,060	5,600	944	1,021	1,085	600	115
20－24	4,410	13,778	1,684	2,645	3,118	2,140	1,031
25－29	5,580	16,939	2,125	3,354	3,929	2,815	1,816
30－34	5,520	18,361	2,292	4,228	4,746	3,219	2,268
35－39	6,190	17,589	2,221	3,629	4,606	3,414	2,500
40－44	6,940	17,035	2,195	3,727	4,589	3,531	2,894
45－49	8,300	15,582	1,964	3,434	4,175	3,569	3,472
50－54	8,060	16,071	2,014	3,849	5,204	3,692	3,505
55－59	6,620	14,830	1,891	3,213	5,701	3,346	3,149
60－64	5,420	11,932	1,390	2,242	3,840	1,491	1,662
65－69	3,860	6,028	612	870	972	380	485
70－74	3,160	2,742	242	314	361	106	131
75+	2,110	—	122	157	—	—	—
15-64	58,100	147,717	18,718	31,340	40,992	27,816	22,412
65+	9,120	10,573	976	1,341	1,536	526	687
計(15+)	67,230	158,290	19,693	32,681	42,529	28,341	23,099
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							千人、thousands
15－19	72	710	157	159	179	800	144
20－24	273	912	983	361	1,255	1,283	248
25－29	565	978	1,752	531	2,563	1,507	295
30－34	640	1,016	2,083	662	2,644	1,585	329
35－39	619	940	2,373	597	2,659	1,601	294
40－44	640	906	2,984	564	3,115	1,438	276
45－49	609	928	3,156	584	3,199	1,364	275
50－54	626	1,079	2,778	580	3,537	1,347	287
55－59	583	1,017	2,355	564	3,081	1,157	262
60－64	292	749	1,463	392	2,593	869	225
65－69	49	233	246	148	1,547	—	121
70－74	15	81	48	57	851	—	52
75+	—	39	14	—	867	—	27
15-64	4,921	9,234	20,082	4,993	24,824	12,951	2,634
65+	69	353	308	204	3,265	653	201
計(15+)	4,990	9,587	20,391	5,197	28,089	13,604	2,834

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数（続き）

Table 2-12-2: Employment by sex and age group (cont.)

男、2022年							Male, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							千人、thousands
15－19	510	2,794	462	489	606	351	73
20－24	2,220	7,032	859	1,339	1,661	1,094	627
25－29	2,950	8,869	1,107	1,773	2,122	1,444	1,032
30－34	3,050	9,859	1,210	2,246	2,584	1,646	1,325
35－39	3,450	9,500	1,171	1,894	2,478	1,753	1,442
40－44	3,800	9,136	1,139	1,969	2,419	1,797	1,640
45－49	4,520	8,310	1,002	1,768	2,138	1,823	1,968
50－54	4,380	8,517	1,034	1,973	2,718	1,877	1,998
55－59	3,650	7,842	997	1,582	2,967	1,675	1,816
60－64	3,080	6,406	753	1,259	2,021	710	963
65－69	2,250	3,327	350	489	549	211	311
70－74	1,860	1,554	153	192	232	68	97
75+	1,270	—	81	98	—	—	—
15-64	31,610	78,265	9,732	16,293	21,712	14,171	12,884
65+	5,380	5,937	585	779	917	304	466
計(15+)	36,990	84,202	10,316	17,073	22,630	14,474	13,350
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							千人、thousands
15－19	35	369	88	73	73	384	68
20－24	145	457	539	205	510	664	133
25－29	290	501	922	282	1,313	792	161
30－34	336	536	1,091	354	1,553	837	176
35－39	327	503	1,252	322	1,643	846	156
40－44	334	469	1,591	294	1,866	748	143
45－49	320	478	1,709	305	1,877	700	140
50－54	331	563	1,514	300	2,003	690	145
55－59	314	542	1,291	295	1,760	610	135
60－64	159	422	797	202	1,488	465	117
65－69	33	147	132	85	918	—	66
70－74	11	59	32	36	483	—	31
75+	—	29	9	—	442	—	18
15-64	2,590	4,841	10,792	2,631	14,086	6,736	1,375
65+	48	235	173	122	1,843	395	115
計(15+)	2,639	5,075	10,965	2,752	15,928	7,131	1,489

第 2-12-2 表 性別・年齢階級別就業者数（続き）

Table 2-12-2: Employment by sex and age group (cont.)

女、2022年							Female, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							千人、thousands
15－19	550	2,806	482	532	479	249	42
20－24	2,190	6,746	825	1,306	1,457	1,046	404
25－29	2,630	8,070	1,018	1,581	1,808	1,371	784
30－34	2,470	8,502	1,082	1,981	2,162	1,572	944
35－39	2,740	8,089	1,050	1,735	2,128	1,662	1,058
40－44	3,140	7,899	1,056	1,758	2,170	1,734	1,254
45－49	3,780	7,272	962	1,666	2,037	1,745	1,504
50－54	3,690	7,554	980	1,876	2,486	1,815	1,507
55－59	2,960	6,988	894	1,630	2,734	1,671	1,333
60－64	2,350	5,526	637	982	1,819	781	699
65－69	1,610	2,701	262	381	422	169	173
70－74	1,300	1,188	88	121	128	38	34
75+	850	—	41	59	—	—	—
15-64	26,490	69,452	8,986	15,046	19,280	13,645	9,528
65+	3,750	4,636	391	562	619	222	221
計(15+)	30,240	74,088	9,377	15,608	19,899	13,867	9,749
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							千人、thousands
15－19	38	341	70	86	105	416	75
20－24	128	455	444	157	746	619	115
25－29	276	477	830	249	1,250	715	134
30－34	305	480	991	308	1,091	748	153
35－39	292	437	1,121	275	1,016	755	138
40－44	306	436	1,393	270	1,249	690	133
45－49	290	449	1,448	279	1,322	664	134
50－54	295	516	1,264	280	1,534	657	142
55－59	269	475	1,064	269	1,322	548	127
60－64	133	327	666	189	1,105	405	108
65－69	16	86	114	62	629	—	56
70－74	4	23	17	20	368	—	21
75+	—	10	4	—	425	—	9
15-64	2,331	4,393	9,290	2,362	10,739	6,215	1,259
65+	21	118	136	83	1,423	258	86
計(15+)	2,352	4,511	9,425	2,445	12,161	6,473	1,345

出典： [日本] 総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

[その他] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2023年10月現在

第 2-13-1 表 就業率

Table 2-13-1: Employment rates

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
								%
15歳以上計								Total(15+)
日本	56.6	57.6	60.0	60.6	60.3	60.4	60.9	JPN
アメリカ 1)	58.5	59.3	60.4	60.8	56.8	58.4	60.0	USA
カナダ	61.6	61.6	62.0	62.3	58.1	60.5	62.0	CAN
イギリス 1)	57.9	59.8	60.7	61.1	60.5	59.9	60.7	UK
ドイツ	55.3	57.4	59.2	60.0	58.3	58.3	59.3	DEU
フランス	51.2	50.3	50.7	50.7	50.2	51.5	52.1	FRA
イタリア	44.2	43.1	44.6	44.9	44.1	44.0	45.1	ITA
オランダ	61.6	61.1	63.0	63.7	63.2	64.2	65.5	NLD
ベルギー	49.6	48.8	51.0	51.5	50.8	51.1	52.0	BEL
デンマーク	58.6	57.5	58.8	59.4	58.6	59.5	60.7	DNK
スウェーデン	64.4	66.6	68.3	68.3	67.2	67.3	69.0	SWE
フィンランド	61.0	53.6	55.2	55.6	54.7	62.4	64.1	FIN
ノルウェー	69.3	62.2	61.7	61.8	61.0	62.9	63.9	NOR
ギリシャ	46.7	39.0	41.9	43.0	42.7	43.3	45.8	GRC
スペイン 1)	48.3	46.4	49.7	50.4	48.5	49.9	51.1	ESP
ロシア	62.7	65.3	59.8	59.4	58.4	59.4	59.8	RUS
香港	57.0	59.1	59.6	58.9	56.2	56.3	55.7	HKG
韓国	58.9	60.5	60.7	60.9	60.1	60.5	62.1	KOR
シンガポール	63.5	65.8	65.1	65.2	64.5	67.2	67.5	SGP
タイ	71.2	68.8	67.3	66.5	66.3	66.1	66.9	THA
インドネシア	62.9	63.6	64.7	65.8	64.5	63.4	64.7	IDN
フィリピン	59.2	59.5	57.6	58.1	53.4	54.6	—	PHL
ベトナム	75.3	75.8	74.7	74.4	71.7	71.2	72.0	VNM
オーストラリア	62.0	61.1	62.2	62.5	60.8	62.5	64.2	AUS
ニュージーランド	63.5	65.1	67.8	67.7	67.0	68.1	69.0	NZL
メキシコ	56.5	57.2	57.6	58.0	55.1	56.4	57.8	MEX
ブラジル	—	58.4	56.3	57.0	52.0	54.1	57.5	BRA

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-13-1 表 就業率（続き）

Table 2-13-1: Employment rates (cont.)

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
								%
15～64歳								15-64 years old
日本	70.1	73.3	76.8	77.7	77.3	77.7	78.4	JPN
アメリカ 1)	66.7	68.7	70.7	71.4	67.1	69.4	71.3	USA
カナダ	71.5	72.7	74.1	74.6	70.1	73.5	75.6	CAN
イギリス 1)	70.1	73.4	75.0	75.6	75.1	74.7	75.5	UK
ドイツ	71.2	74.0	75.9	76.7	75.4	75.6	76.9	DEU
フランス	63.5	63.8	65.4	65.5	65.3	67.2	68.1	FRA
イタリア	56.8	56.3	58.5	59.0	58.1	58.2	60.1	ITA
オランダ	74.0	75.7	78.7	79.8	79.3	80.1	81.8	NLD
ベルギー	62.0	61.8	64.5	65.3	64.7	65.3	66.5	BEL
デンマーク	71.9	72.1	74.3	75.2	74.5	75.7	77.1	DNK
スウェーデン	72.1	75.5	77.4	77.1	75.5	75.4	77.1	SWE
フィンランド	68.3	68.7	72.2	73.1	72.2	72.8	74.5	FIN
ノルウェー	75.3	74.8	74.8	75.3	74.7	76.3	77.7	NOR
ギリシャ	59.1	50.8	54.9	56.5	56.3	57.2	60.7	GRC
スペイン	59.7	58.7	63.4	64.3	61.9	63.8	65.5	ESP
ロシア	67.3	69.3	71.0	70.8	70.0	71.7	72.7	RUS
香港	65.4	69.0	70.4	70.0	67.4	68.3	68.2	HKG
韓国	63.4	65.9	66.6	66.8	65.9	66.5	68.5	KOR
シンガポール	69.4	72.6	72.4	72.8	72.3	75.2	76.1	SGP
タイ	76.1	75.0	74.0	73.5	73.4	73.4	74.1	THA
インドネシア	64.6	65.5	66.7	67.9	66.5	65.5	66.6	IDN
フィリピン	60.8	61.2	59.8	60.3	55.6	56.9	—	PHL
ベトナム	80.2	80.8	81.7	80.8	78.9	76.6	77.6	VNM
オーストラリア	72.4	72.2	73.8	74.3	72.7	75.0	77.2	AUS
ニュージーランド	72.2	74.2	77.5	77.5	76.8	78.3	79.7	NZL
メキシコ	59.7	60.7	61.5	62.2	59.4	61.0	62.5	MEX
ブラジル	—	63.8	61.9	62.7	57.6	60.2	64.1	BRA

出典： [日本] 総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」
 [日本を除くOECD諸国] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年9月現在
 [その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2023年9月現在

第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group

男女計、2022年							All persons, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15－19	19.2	32.8	45.3	35.4	28.0	14.8	4.0
20－24	71.0	66.0	70.4	67.0	69.9	56.5	35.3
25－29	87.6	79.1	82.7	83.8	81.2	78.6	60.8
30－34	85.6	80.7	84.8	85.8	84.4	81.6	71.1
35－39	85.5	80.4	85.4	85.5	85.3	83.0	73.9
40－44	86.9	80.6	86.3	86.5	86.5	84.1	75.4
45－49	87.3	80.5	85.9	84.9	87.3	84.8	76.0
50－54	85.7	77.9	83.3	82.5	86.6	83.6	73.5
55－59	82.8	71.1	73.5	73.8	82.2	76.4	66.9
60－64	73.0	56.0	53.7	54.2	63.2	36.2	41.2
65－69	50.8	32.4	27.0	25.3	19.3	9.9	13.8
70－74	33.5	17.8	12.9	8.9	8.4	2.9	3.9
75+	11.0	－	4.2	2.9	－	－	－
15-64	78.4	71.3	75.6	75.5	76.9	68.1	60.1
65+	25.2	18.6	13.9	10.9	8.4	3.9	4.9
計(15+)	60.9	60.0	62.0	60.7	59.3	52.1	45.1
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15－19	11.0	70.0	7.9	26.7	8.0	52.1	45.4
20－24	40.6	80.5	40.3	62.9	46.0	78.6	76.7
25－29	78.3	86.6	70.1	79.1	71.4	83.0	83.5
30－34	83.1	88.3	77.1	86.1	78.3	83.2	85.3
35－39	82.8	87.3	78.8	87.6	76.4	84.9	85.3
40－44	84.0	86.9	80.9	87.9	77.5	84.4	87.4
45－49	82.5	87.2	79.6	89.5	78.7	84.3	87.7
50－54	80.2	85.0	74.3	88.2	79.1	81.7	86.2
55－59	73.1	81.0	67.0	84.7	75.0	75.6	82.3
60－64	39.1	64.6	47.1	68.7	62.6	58.3	74.4
65－69	7.5	23.0	9.5	27.6	50.4	－	47.3
70－74	2.7	8.8	2.1	10.8	39.2	－	24.2
75+	－	2.8	0.3	－	22.9	－	8.2
15-64	66.5	81.8	65.5	77.1	68.5	77.2	79.7
65+	3.2	10.6	3.3	19.2	36.2	14.7	24.9
計(15+)	52.0	65.5	51.1	69.0	62.1	64.2	69.0

注 1) 16歳以上が対象。

第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率（続き）

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group (cont.)

男、2022年							Male, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15－19	18.0	32.3	43.5	33.2	30.3	16.9	4.9
20－24	69.8	67.5	69.2	66.5	72.0	57.4	41.4
25－29	90.2	83.2	84.0	87.2	84.3	81.7	67.3
30－34	92.4	87.2	88.5	90.7	89.4	86.2	82.1
35－39	93.8	87.2	90.1	91.3	90.7	88.4	85.0
40－44	93.8	87.1	90.3	91.2	90.9	87.8	85.7
45－49	93.8	87.0	89.4	89.2	90.7	88.2	86.8
50－54	92.4	83.2	86.3	85.7	89.6	86.6	84.9
55－59	91.3	76.5	78.3	77.8	85.8	78.8	78.8
60－64	83.9	61.9	59.1	59.4	67.4	36.1	49.4
65－69	61.0	37.6	31.9	30.1	22.9	11.8	18.6
70－74	41.8	21.7	17.2	11.3	11.5	4.1	6.2
75+	16.7	—	6.3	4.1	—	—	—
15-64	84.2	76.1	78.4	78.8	80.6	70.8	69.2
65+	34.2	23.0	17.8	13.6	11.2	5.1	7.6
計(15+)	69.4	65.5	65.7	64.7	64.4	55.7	54.0
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15－19	10.3	71.2	8.5	23.9	6.5	48.5	42.1
20－24	42.6	79.7	43.0	67.4	40.9	79.0	79.9
25－29	80.1	87.5	72.9	81.9	69.1	86.6	88.9
30－34	87.4	92.2	80.8	89.7	87.0	89.1	91.7
35－39	87.9	93.1	84.1	92.1	91.2	90.6	91.4
40－44	87.8	90.6	86.8	89.6	90.8	89.2	91.7
45－49	86.0	90.8	86.0	91.8	91.2	87.6	91.2
50－54	84.1	89.0	81.3	90.1	89.2	85.2	89.3
55－59	78.5	86.3	74.6	87.3	85.3	81.1	87.5
60－64	43.1	73.3	52.9	70.7	73.0	64.1	80.0
65－69	10.5	29.4	10.7	32.3	62.0	—	53.0
70－74	4.3	13.0	3.1	14.2	47.5	—	29.8
75+	—	4.6	0.5	—	30.5	—	11.8
15-64	69.8	85.4	70.5	79.4	76.9	80.7	83.6
65+	4.8	14.8	4.2	23.4	46.7	19.0	30.1
計(15+)	56.1	70.0	56.6	71.8	71.5	68.4	73.5

第 2-13-2 表 性別・年齢階級別就業率（続き）

Table 2-13-2: Employment rates by sex and age group (cont.)

女、2022年							Female, 2022
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA
歳 / years old							%
15－19	20.4	33.3	47.2	37.8	25.5	12.5	3.0
20－24	72.3	64.4	71.7	67.4	67.7	55.7	28.7
25－29	84.8	75.0	81.3	80.2	77.8	75.5	53.9
30－34	78.4	74.2	81.0	80.8	79.0	77.3	59.8
35－39	77.0	73.7	80.6	80.0	79.7	77.9	62.7
40－44	79.7	74.2	82.5	81.9	82.2	80.5	65.2
45－49	80.4	74.2	82.6	80.8	84.0	81.4	65.4
50－54	79.2	72.6	80.4	79.3	83.4	80.7	62.3
55－59	74.0	65.9	68.7	70.3	78.6	74.1	55.5
60－64	62.7	50.5	48.4	48.7	59.2	36.2	33.4
65－69	41.3	27.7	22.4	21.1	16.0	8.2	9.4
70－74	26.1	14.5	9.1	6.6	5.6	2.0	1.9
75+	7.3	—	2.6	2.0	—	—	—
15-64	72.4	66.5	72.8	72.2	73.1	65.6	51.1
65+	18.3	15.0	10.5	8.5	6.1	2.9	2.8
計(15+)	53.0	54.7	58.3	56.8	54.5	48.8	36.9
年齢階級	ベルギー	オランダ	スペイン 1)	スウェーデン	韓国	オーストラリア	ニュージーランド
Age group	BEL	NLD	ESP	SWE	KOR	AUS	NZL
歳 / years old							%
15－19	11.7	68.7	7.2	29.7	9.5	55.8	48.8
20－24	38.6	81.2	37.4	57.9	50.2	78.2	73.3
25－29	76.4	85.6	67.2	76.2	73.9	79.4	77.9
30－34	78.7	84.3	73.4	82.3	68.5	77.5	78.9
35－39	77.7	81.4	73.6	82.9	60.5	79.2	79.2
40－44	80.3	83.3	75.0	86.0	63.5	79.8	83.2
45－49	79.0	83.7	73.3	87.2	65.9	81.1	84.3
50－54	76.2	81.0	67.4	86.3	68.9	78.4	83.3
55－59	67.7	75.8	59.5	81.9	64.6	70.3	77.4
60－64	35.2	56.1	41.7	66.8	52.5	52.8	69.1
65－69	4.7	16.8	8.4	23.0	39.6	—	42.0
70－74	—	4.8	1.4	7.5	31.9	—	18.8
75+	—	—	—	—	18.2	—	5.1
15-64	63.2	78.1	60.5	74.7	60.0	73.8	75.8
65+	1.8	6.8	2.6	15.3	28.0	10.9	20.2
計(15+)	48.1	61.2	45.9	66.0	52.9	60.0	64.5

出典： [日本] 総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

[その他] OECD (<https://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2023年9月現在

第 2-14 表 外国人人口（ストック）

Table 2-14: Stock of foreign population

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
外国人人口 1)	Foreign population								
千人	thousands								
日本 2)	1,974	2,185	2,122	2,562	2,731	2,933	2,887	2,761	JPN
アメリカ	19,858	21,641	22,236	22,942	22,519	21,434	22,165	23,825	USA
カナダ 3)	1,759	1,957	2,405	—	—	—	3,185	—	CAN
イギリス	2,857	4,524	5,592	5,991	6,227	—	6,013	—	UK
ドイツ	6,717	6,695	8,153	10,624	10,915	11,228	11,432	11,818	DEU
フランス 4)	3,542	3,821	4,428	4,850	5,000	5,142	5,220	5,320	FRA
イタリア	2,402	3,648	5,014	5,144	4,996	5,040	5,172	5,031	ITA
オランダ	699	735	847	1,041	1,111	1,192	1,203	1,256	NLD
ベルギー	871	1,058	1,277	1,376	1,414	1,479	1,489	1,515	BEL
スペイン	3,731	5,403	4,454	4,563	4,840	5,227	5,368	5,407	ESP
スウェーデン	481	603	739	897	932	941	905	881	SWE
韓国	491	1,010	1,489	1,750	1,951	2,025	1,889	1,830	KOR
対全人口比率	Percentage of total population								
%	%								
日本 2)	1.6	1.7	1.7	2.0	2.2	2.3	2.3	2.2	JPN
アメリカ	6.7	7.0	6.9	6.9	6.8	6.4	6.6	7.1	USA
カナダ 3)	5.4	5.7	6.7	—	—	—	8.4	—	CAN
イギリス	4.7	7.2	8.6	9.0	9.3	—	9.0	—	UK
ドイツ	8.3	8.3	9.9	12.8	13.1	13.5	13.7	14.2	DEU
フランス 4)	5.7	6.1	6.9	7.6	7.8	8.0	8.1	8.2	FRA
イタリア	4.1	6.1	8.3	8.6	8.4	8.5	8.7	8.5	ITA
オランダ	4.3	4.4	5.0	6.0	6.4	6.9	6.9	7.2	NLD
ベルギー	8.2	9.7	11.4	12.1	12.3	12.8	12.9	13.0	BEL
スペイン	8.5	11.6	9.6	9.8	10.3	11.0	11.3	11.4	ESP
スウェーデン	5.3	6.4	7.5	8.9	9.1	9.1	8.7	8.4	SWE
韓国	1.1	2.0	2.9	3.4	3.8	3.9	3.6	3.5	KOR

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "International Migration Database" (2023年11月現在)、OECD (2023.10) *International Migration Outlook 2023*

注 1) 外国籍の者。詳細な定義は各国で異なる。

2) 出典に基づく数字を掲載（出入国管理庁「在留外国人統計（各年12月末）」と表章年について齟齬がみられる（同調査では2020年2,887、2021年2,761、2022年3,075千人などとなっている））。

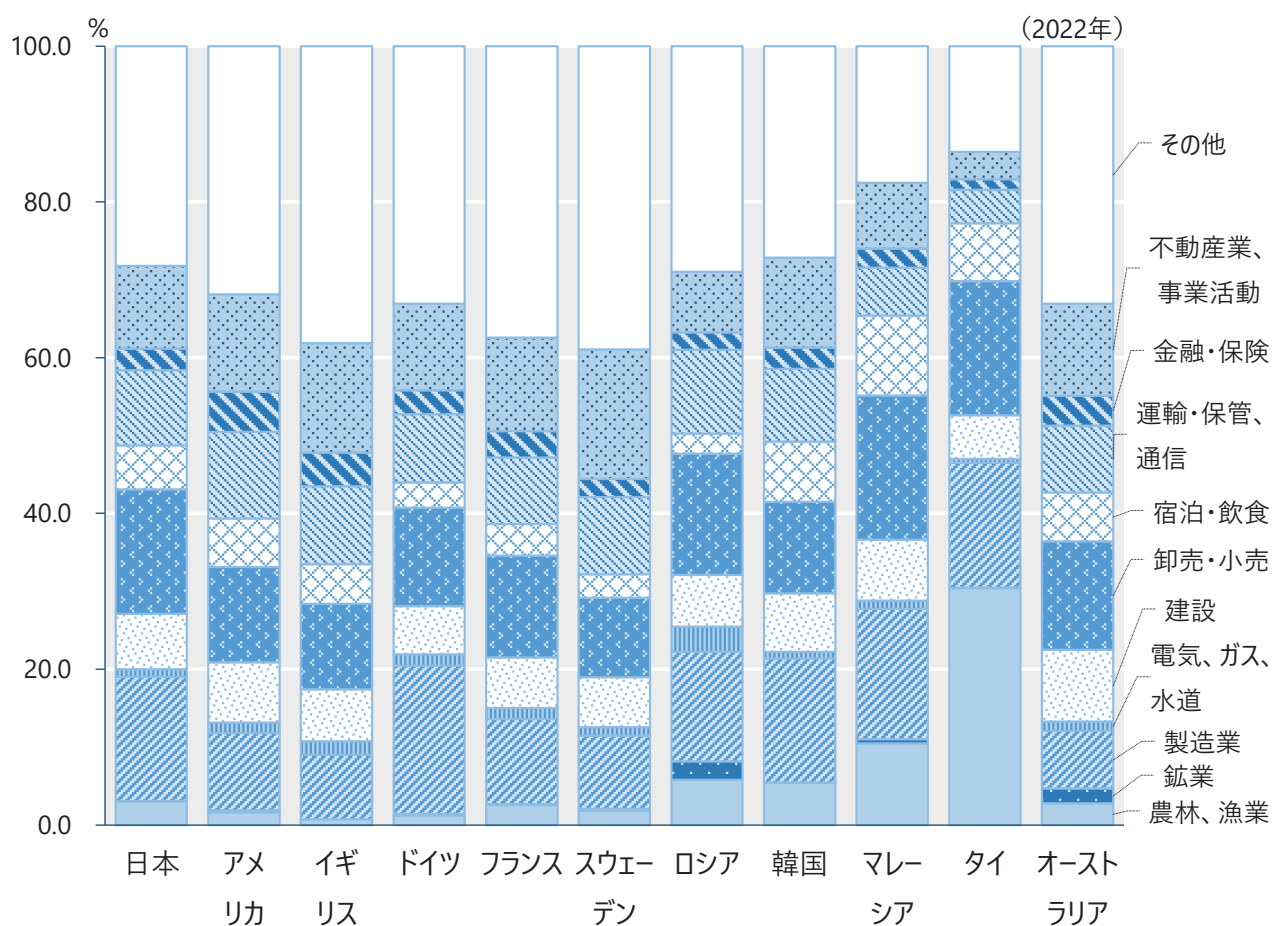
3) 2005年欄は2006年、2010年欄は2011年、2015年欄は2016年の数値。

4) 2005年欄は2006年の数値。

3. 就業構造

Employment Structure

3-1 就業者の産業別構成比

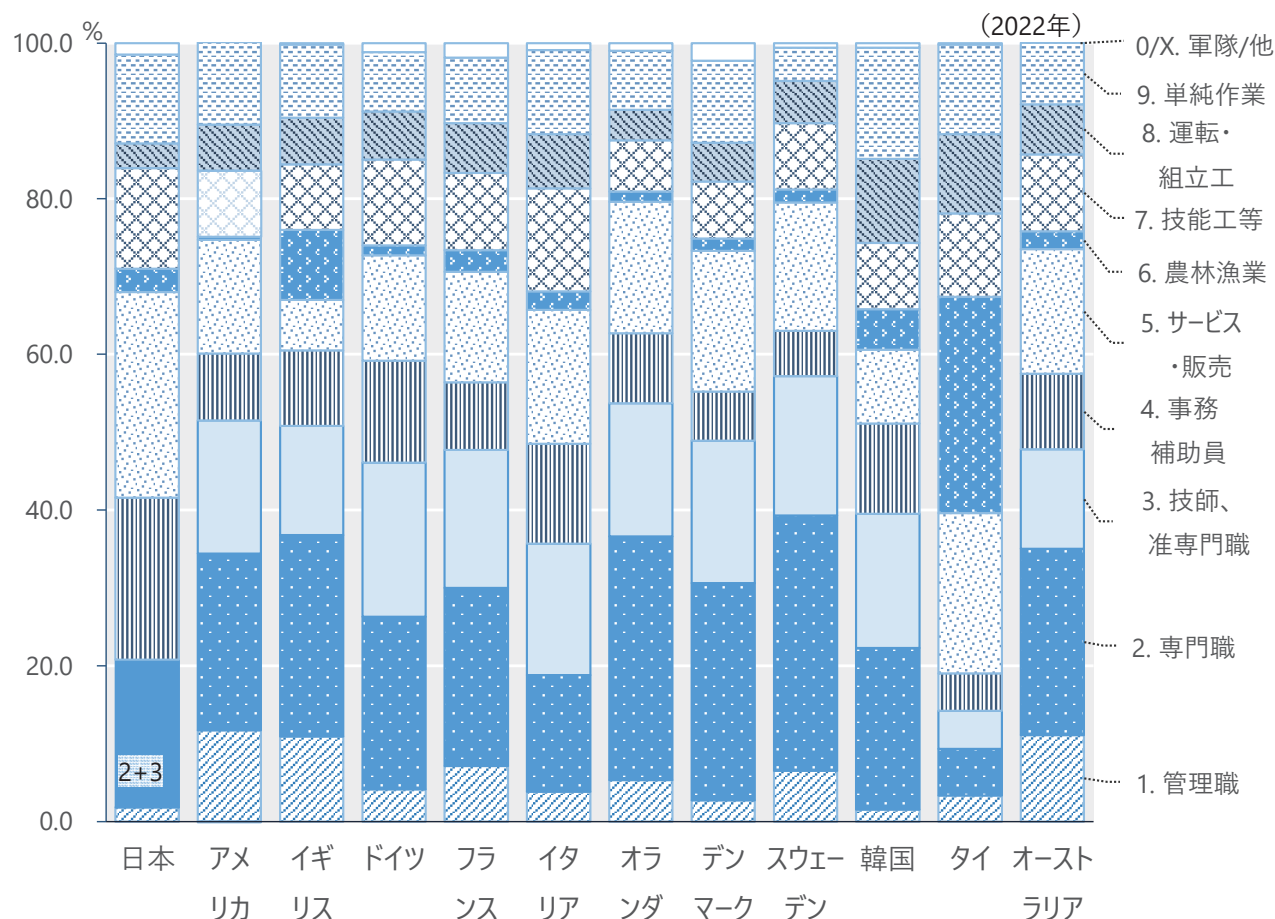


関連表 p.99 「第 3-2 表 就業者の産業別構成比」

(注) マレーシア、オーストラリアは 2020 年。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国と呼ばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気・ガス、水道」「運輸・保管、通信」「卸売・小売」「宿泊・飲食」「金融・保険」「不動産業、事業活動」「その他」部門の割合が約7～8割に及んでいる。一方で、例えばタイでは、第1次産業である「農林、漁業」が3割を超え、製造業や建設業などと合わせて5割強を第1次・第2次産業が占めている。

3-2 就業者の職業別構成比



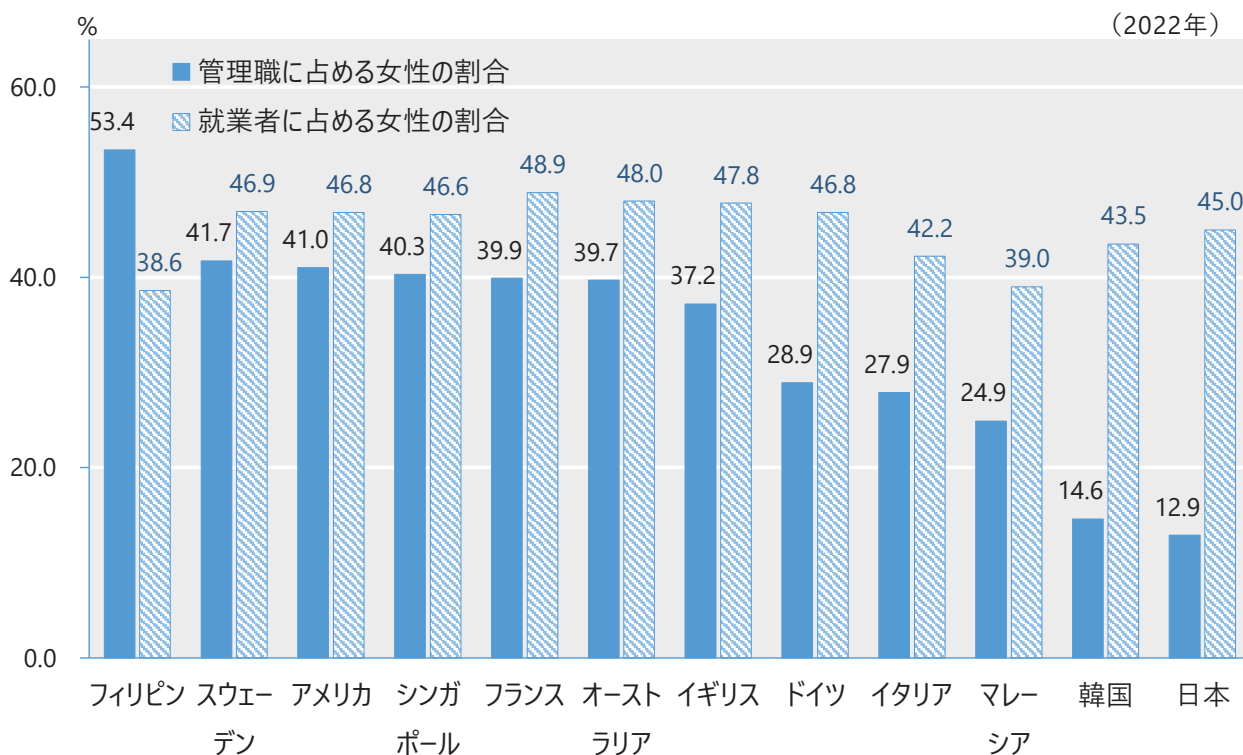
関連表 p.124 「第3-5表 就業者の職業別構成比」

(注) オーストラリアは2020年。

国際標準職業分類（ISCO）は、ILOが作成している職業分類の国際基準である。1987年に採択された第三版（ISCO-88）は、第二版（ISCO-68）とは異なる新しい分類原則を採用した。各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。2007年には、ISCO-88の改定版である第四版（ISCO-08）が採択された。

欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師、准専門職」を合わせた割合が4割から5割前後にのぼるが、日本では2割にとどまる一方、他国と比べて「事務補助員」「サービス・販売」の割合が顕著に高い。こうした職種に関する捉え方や位置づけが、各国において必ずしも一様ではない可能性がうかがえる。

3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合



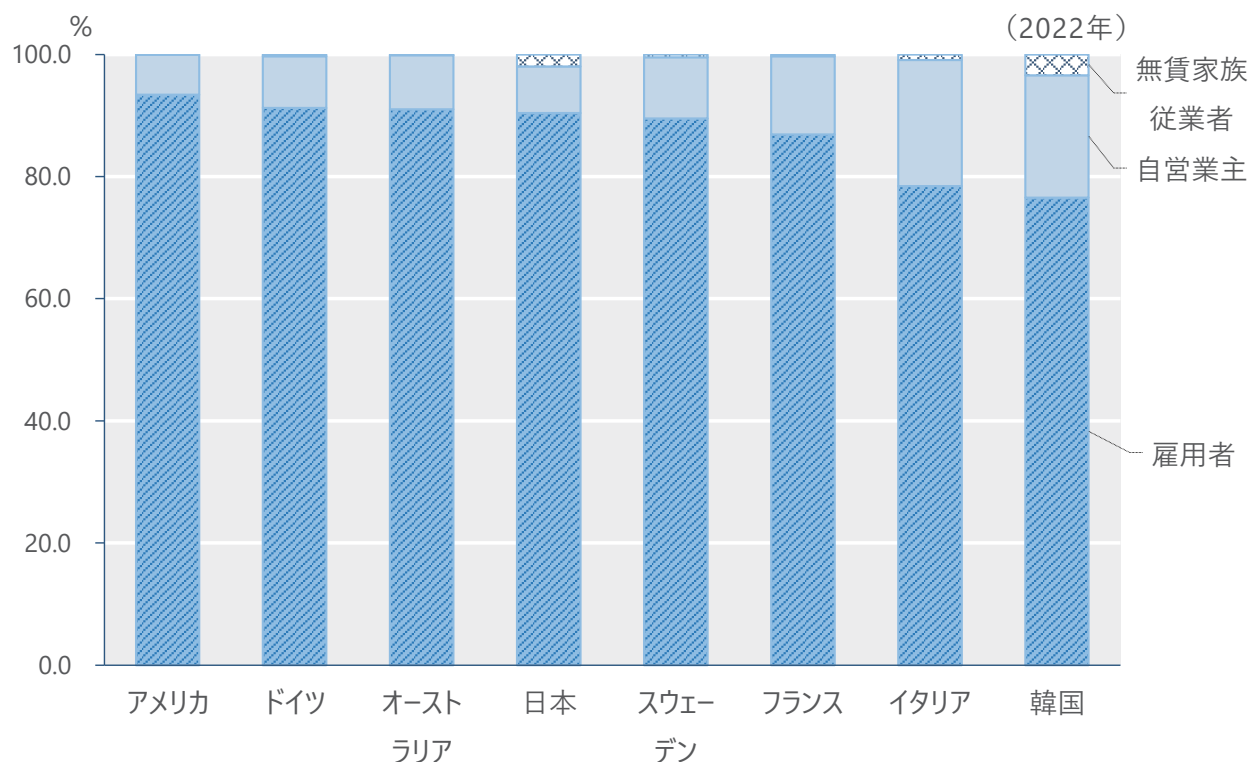
関連表 p.114 「第3-4表 性別・職業別就業者数」、p.125 「第3-6表 管理職に占める女性の割合」

(注) フィリピン及びオーストラリアは2021年、マレーシアは2020年の数値。グラフの数値は上記第3-4表を基にJILPTにおいて算出。

全就業者に占める女性の割合は、フランス（48.9%）、イギリス（47.8%）、アメリカ（46.8%）、スウェーデン（46.9%）などの欧米諸国に比べて、日本（45.0%）、韓国（43.5%）、マレーシア（39.0%）、フィリピン（38.6%）などのアジア諸国の割合が低い。

管理職に占める女性の割合は、日本（12.9%）と韓国（14.6%）が、スウェーデン（41.7%）、アメリカ（41.0%）、オーストラリア（39.7%）などの欧米諸国のほか、フィリピン（53.4%）、シンガポール（40.3%）などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。ここでも、職種に関する捉え方や位置づけについての各国の違いが反映されている可能性に留意が必要である。

3-4 就業者の従業上の地位別構成比



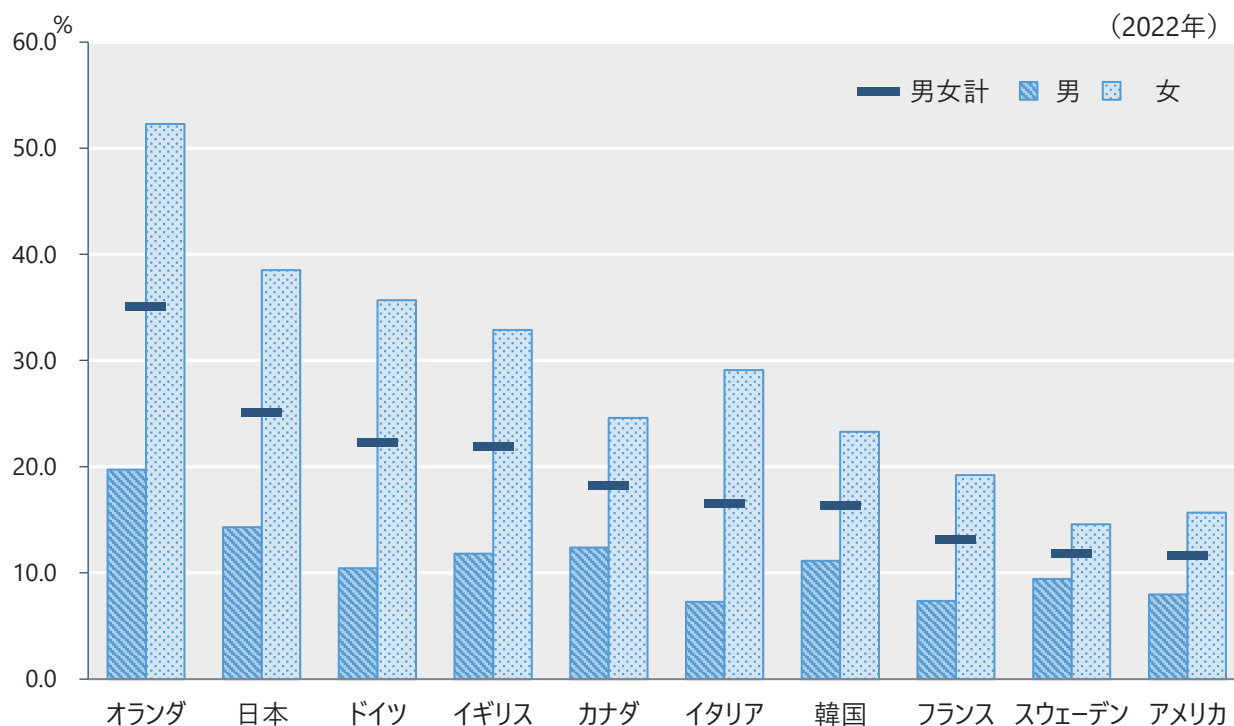
関連表 p.126 「第 3-7 表 従業上の地位別就業者数」

(注) アメリカは 2021 年。雇用者、自営業主、無賃家族従業者の合計に占める各従業上の地位の構成比。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用しているいないにかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く、上図に掲載した主要各国でも大半が8割から9割に達している。一方、イタリアと韓国では「雇用者」の割合が相対的に低く、「自営業主」が2割を超え比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の高い製造業や、さらに雇用者割合の高いサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合



関連表 p.128 「第 3-8 表 就業者に占める短時間労働者の割合」

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合（2022年）を各国別・男女別に示したものである（アメリカはDependent employment）。ただし、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

短時間労働者の割合が最も高いのはオランダ（35.1%）となっている。日本は25.1%、ドイツは22.2%、イギリスは21.9%などとなっている。男女別でみると、いずれの国でも、男性より女性における割合が高くなっている。女性における割合が最も高いのはオランダ（52.3%）である。日本は38.5%、ドイツは35.7%、イギリスは32.9%などとなっている。男性についてみると、オランダ（19.7%）が最も高く、日本は14.3%、カナダは12.4%、イギリスは11.8%などとなっている。

第 3-1 表 産業別就業者数

Table 3-1: Employment by economic activity

日本 JPN				アメリカ 1) USA			
千人				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2020年	2021	2022		2020年	2021	2022
計/Total	66,760	66,670	67,230	計	147,795	152,581	158,291
A	2,130	2,080	2,050	A	2,581	2,537	2,565
B	20	30	20	B	480	418	415
C	10,710	10,620	10,700	C	14,961	15,119	15,700
D	660	680	660	D	1,311	1,314	1,356
E	—	—	—	E	679	676	766
F	4,920	4,820	4,790	F	11,269	11,743	12,277
G	10,850	10,880	10,730	G	18,764	19,495	19,363
H	3,750	3,780	3,780	H	9,217	9,976	10,765
I	3,910	3,690	3,810	I	8,467	9,288	9,810
J	2,400	2,560	2,720	J	6,271	6,548	6,890
K	1,880	1,880	1,830	K	7,936	7,707	8,109
L	1,090	1,120	1,120	L	3,076	3,266	3,292
M	2,440	2,520	2,540	M	8,653	8,815	9,390
N	3,390	3,410	3,510	N	6,298	6,734	7,141
O	2,510	2,530	2,560	O	5,532	5,544	5,792
P	3,390	3,460	3,490	P	13,363	13,517	13,853
Q	8,620	8,840	9,080	Q	21,255	21,777	22,066
R	810	750	740	R	2,378	2,638	3,074
S	2,010	1,970	1,970	S	4,169	4,305	4,491
T	0	0	—	T	655	659	655
U	30	20	20	U	480	506	523

Item A to X: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p.112).

注：各産業の分類区分A～Xについては、「A表 国際標準産業分類 (ISIC)」（p.112）を参照のこと。出典は本表末尾（p.98）に記載。特に注記しない限り15歳以上が対象。

1) 16歳以上が対象。

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

カナダ				CAN	イギリス 2)				UK
千人					thousands				
ISIC	rev.3	rev.3	rev.3		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	18,044	18,942	19,693		計	32,509	32,407	32,743	
A	325	303	299		A	312	278	247	
B	24	22	21						
C	238	259	266		C	2,826	2,726	2,709	
D	1,669	1,748	1,785		B/D/E	558	599	560	
E	133	138	148						
F	1,393	1,437	1,545		F	2,178	2,142	2,179	
G	3,023	3,151	3,247		G	3,915	3,801	3,604	
H	946	968	1,050		H	1,572	1,520	1,602	
I	1,245	1,330	1,314		I	1,649	1,558	1,662	
J	915	968	999		J	1,521	1,581	1,673	
K	2,587	2,745	2,887		K	1,341	1,424	1,413	
L	1,005	1,079	1,134		L	399	414	403	
M	1,318	1,449	1,471		M	2,629	2,678	2,773	
N	2,403	2,520	2,604		N	1,486	1,432	1,421	
O	783	784	887		O	2,258	2,390	2,561	
P	37	41	36		P	3,434	3,427	3,414	
Q	0	2	2		Q	4,493	4,499	4,543	
X	0	0	0		R/S/T	1,800	1,785	1,812	

注 2) 16歳以上が対象。四半期データを年平均したもの（JILPTによる算出）。

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ドイツ DEU				フランス FRA			
千人				thousands			
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4
	2020年	2021	2022		2020	2021	2022
計/Total	41,474	41,398	42,529	計	26,995	27,881	28,341
A	504	514	527	A	626	681	722
B	73	75	71	B	21	28	39
C	8,263	8,200	8,089	C	3,099	3,053	3,096
D	365	375	369	D	198	196	184
E	265	256	268	E	200	215	217
F	2,337	2,432	2,627	F	1,797	1,790	1,839
G	5,255	5,247	5,368	G	3,397	3,476	3,705
H	1,913	1,924	2,058	H	1,385	1,422	1,444
I	1,309	1,200	1,375	I	994	982	1,144
J	1,638	1,590	1,671	J	934	987	977
K	1,303	1,231	1,311	K	961	1,009	955
L	365	371	395	L	323	352	349
M	2,223	2,156	2,345	M	1,672	1,784	1,853
N	1,739	1,761	1,993	N	1,025	1,135	1,205
O	3,368	3,299	3,202	O	2,520	2,305	2,342
P	2,745	2,751	2,862	P	2,109	2,175	2,147
Q	5,440	5,617	5,793	Q	3,922	3,896	3,962
R	545	479	552	R	449	525	620
S	1,481	1,576	1,479	S	684	782	844
T	158	159	151	T	287	270	249
U	—	—	—	U	20	16	15
X	175.7	176	u 14	X	372	801	434

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

イタリア				ITA	オランダ				NLD
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	22,903	22,554	23,099		計	8,981	9,282	9,587	
A	912	914	875		A	166	205	180	
B	33	31	31		B	10	13	16	
C	4,290	4,185	4,258		C	806	774	804	
D	117	113	118		D	29	41	41	
E	242	249	249		E	32	42	40	
F	1,358	1,431	1,551		F	407	397	415	
G	3,187	3,107	3,137		G	1,228	1,450	1,443	
H	1,131	1,141	1,167		H	368	460	451	
I	1,303	1,203	1,405		I	345	380	433	
J	624	656	689		J	310	410	432	
K	623	625	605		K	245	283	298	
L	155	136	156		L	68	75	73	
M	1,512	1,484	1,513		M	669	807	849	
N	963	980	1,007		N	452	431	447	
O	1,219	1,148	1,142		O	534	630	656	
P	1,634	1,615	1,604		P	598	698	751	
Q	1,894	1,887	1,883		Q	1,388	1,570	1,616	
R	306	264	308		R	180	209	236	
S	715	703	746		S	188	199	189	
T	667	666	637		T	16	14	9	
U	18	16	19		U	—	—	—	
					X	943	193	209	

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

デンマーク				DNK	スウェーデン				SWE
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	2,852	2,900	2,994		計	5,064	5,120	5,256	
A	60	59	63		A	87	100	97	
B	5	4	u 4		B	10	11	12	
C	321	332	337		C	501	500	493	
D	17	16	18		D	32	34	34	
E	16	14	16		E	25	23	25	
F	178	193	194		F	353	349	336	
G	423	425	459		G	562	533	536	
H	127	123	125		H	233	210	206	
I	100	97	109		I	140	129	159	
J	115	122	130		J	270	292	315	
K	82	83	83		K	108	112	121	
L	40	40	39		L	82	91	97	
M	170	167	173		M	451	485	532	
N	117	118	112		N	222	227	246	
O	154	158	161		O	369	409	421	
P	260	264	259		P	568	568	578	
Q	517	534	550		Q	758	737	762	
R	64	62	72		R	131	112	122	
S	73	72	76		S	126	127	129	
T	u 2	—	u 2		T	—	—	—	
U	u 3	3	u 3		U	—	—	—	
X	9	13	11		X	36	71	32	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

フィンランド				FIN	ノルウェー				NOR
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	2,528	2,573	2,640		計	2,702	2,798	2,859	
A	92	105	98		A	57	65	63	
B	6	5	7		B	62	64	70	
C	329	323	334		C	208	202	208	
D	17	15	16		D	16	18	17	
E	13	13	16		E	14	19	20	
F	188	189	185		F	226	231	237	
G	270	292	291		G	349	351	348	
H	134	136	136		H	128	129	136	
I	78	86	100		I	85	87	110	
J	130	127	135		J	110	118	124	
K	52	46	48		K	50	54	60	
L	29	29	30		L	27	35	33	
M	199	189	194		M	163	170	174	
N	113	128	140		N	121	129	129	
O	121	117	122		O	164	179	177	
P	189	182	185		P	230	238	234	
Q	411	411	415		Q	566	578	577	
R	65	64	64		R	66	64	75	
S	75	83	84		S	56	53	54	
T	8	9	8		T	—	—	—	
U	—	—	—		U	—	—	—	
X	7	25	31		X	—	12	12	

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

ロシア				RUS	中国 3)				CHN
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4			
	2020年	2021	2022		2002		2020	2021	
計/Total	70,601	71,719	71,974	計	737,400	計	750,640	746,520	
A	4,237	4,198	4,178	A	324,872				
B	1,629	1,626	1,683	B	5,585	一次産業	Primary industry		
C	10,019	10,200	10,131	C	83,074	(A)	177,150	170,720	
D	1,878	1,830	1,793	D/E	3,873				
E	532	533	527						
F	4,650	4,907	4,789	F	38,930	二次産業	Secondary industry		
G	10,907	11,183	11,203	G/I	49,691	(B to F)	215,430	217,120	
H	6,198	6,315	6,416	H/J	20,839				
I	1,712	1,841	1,870						
J	1,366	1,310	1,318			三次産業	Tertiary Industry		
K	1,587	1,579	1,611	K	3,398	(G to X)	358,060	358,680	
L	1,265	1,224	1,188	L	1,184				
M	2,487	2,556	2,655	M	1,627				
N	1,765	1,778	1,759	N	10,937				
O	5,021	4,968	4,910	O/U	10,747				
P	6,675	6,822	6,878	P/R	15,651				
Q	5,498	5,595	5,606	Q	4,932				
R	1,408	1,404	1,426						
S	1,757	1,842	2,024	S/X	62,454				
T	9	8	9	T	—				
U	u 1	—	u 1						

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

注 3) 中国全土における16歳以上が対象。各年12月末の数値。

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

韓国				KOR シンガポール 4)				SGP
千人								thousands
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022		2020	2021	2022	
計/Total	27,024	27,401	28,229	計	2,223	2,287	2,350	
A	1,445	1,458	1,526	A	—	3	2	
B	13	12	9	B	—	1	1	
C	4,376	4,368	4,503	C	213	212	225	
D	74	71	80	D	—	5	4	
E	153	169	154	E	—	13	14	
F	2,016	2,090	2,123	F	97	98	98	
G	3,503	3,353	3,313	G	335	339	352	
H	1,482	1,586	1,655	H	215	201	207	
I	2,144	2,098	2,182	I	129	125	127	
J	847	901	981	J	111	120	133	
K	778	800	774	K	208	225	236	
L	517	531	552	L	50	51	60	
M	1,164	1,219	1,288	M	181	197	198	
N	1,347	1,397	1,423	N	128	120	120	
O	1,112	1,143	1,213	O	294	165	163	
P	1,798	1,840	1,902	P	—	150	146	
Q	2,336	2,534	2,714	Q	140	153	160	
R	496	467	482	R	34	33	35	
S	1,189	1,135	1,119	S	65	71	68	
T	98	87	80	T	—	0	—	
U	17	15	16	U	—	2	2	
X	120	128	140	X	21	1	—	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

注 4) 2020年は国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

マレーシア 5) MYS				タイ THA			
千人				thousands			
ISIC	rev.4 2018年	rev.4 2019	rev.4 2020	ISIC	rev.4 2020	rev.4 2021	rev.4 2022
計/Total	14,776	15,073	14,957	計	37,680	37,752	39,221
A	1,570	1,541	1,566	A	11,811	12,025	11,919
B	91	91	82	B	75	53	48
C	2,500	2,682	2,498	C	5,976	5,921	6,276
D	69	71	76	D	123	114	103
E	89	89	84	E	99	99	79
F	1,258	1,276	1,173	F	2,232	2,209	2,205
G	2,545	2,595	2,766	G	6,277	6,254	6,750
H	698	668	689	H	1,326	1,362	1,463
I	1,473	1,550	1,540	I	2,870	2,782	2,908
J	216	214	223	J	222	201	238
K	339	335	372	K	525	498	514
L	97	92	82	L	233	249	372
M	368	386	379	M	386	399	427
N	748	806	802	N	533	548	590
O	720	737	735	O	1,643	1,673	1,836
P	989	962	938	P	1,211	1,133	1,114
Q	551	528	560	Q	690	763	822
R	86	79	58	R	274	267	284
S	265	266	267	S	888	915	998
T	104	104	66	T	231	231	229
U	2	2	—	U	2	u 3	3
				X	54	52	44

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

注 5) 15歳から64歳までが対象。自己使用のための生産労働者を除く。

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (cont.)

フィリピン				PHL	オーストラリア 6)				AUS
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2019年	2020	2021			2018	2019	2020	
計/Total	42,428	39,378	41,060		計	12,598	12,894	12,673	
A	9,698	9,754	9,988		A	330	330	351	
B	184	184	184		B	241	243	243	
C	3,618	3,184	3,252		C	1,001	963	934	
D	91	81	71		D	83	79	87	
E	64	58	80		E	71	79	67	
F	4,153	3,700	4,160		F	1,177	1,171	1,171	
G	8,453	8,081	8,589		G	1,799	1,809	1,763	
H	3,432	2,932	2,859		H	643	664	627	
I	1,918	1,468	1,370		I	891	913	795	
J	425	350	405		J	456	447	462	
K	582	556	587		K	444	448	483	
L	232	192	182		L	172	173	177	
M	304	260	310		M	808	895	864	
N	1,657	1,609	1,774		N	459	493	459	
O	2,785	2,563	2,581		O	782	832	852	
P	1,283	1,286	1,323		P	1,028	1,070	1,092	
Q	543	542	647		Q	1,681	1,724	1,768	
R	398	230	288		R	263	264	228	
S	781	694	706		S	266	291	244	
T	1,828	1,652	1,705		T	3	4	3	
U	u 1	u 2	1		U	1	1	1	
					X	0	0	2	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

注 6) 自己使用のための生産労働者、軍人、徴集兵を除く。海外領土を除く。

第 3-1 表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Employment by economic activity (*cont.*)

ニュージーランド 7)				NZL	ブラジル				BRA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	2,730	2,790	2,834		計	86,875	91,188	97,919	
A	164	169	171		A	8,058	8,617	8,512	
B	6	5	6		B	438	437	499	
C	261	253	262		C	10,200	10,737	11,379	
D	14	14	15		D	258	222	260	
E	13	11	13		E	522	468	472	
F	271	284	302		F	6,108	6,951	7,366	
G	385	378	380		G	16,407	17,272	18,892	
H	123	120	121		H	4,518	4,701	5,164	
I	147	151	151		I	4,379	4,611	5,336	
J	92	93	95		J	1,415	1,580	1,701	
K	85	86	92		K	1,288	1,390	1,522	
L	42	50	51		L	545	589	643	
M	182	191	199		M	3,286	3,676	3,747	
N	122	111	121		N	3,687	3,666	3,819	
O	155	159	171		O	5,073	4,920	5,124	
P	213	224	212		P	5,815	5,716	6,053	
Q	295	295	293		Q	5,257	5,534	5,931	
R	53	58	60		R	806	729	1,016	
S	74	80	88		S	3,568	3,711	4,211	
T	1	0	1		T	4,886	5,213	5,834	
U	1	1	1		U	4	3	7	
					X	356	445	433	

注 7) 就業者計は区分Xを除く。

出典： [日本、カナダ、ニュージーランド] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年10月現在

[イギリス] ONS (2023.8) *All in employment by industry*

[中国] 国家統計局(NBS) (2022.9) 「中国統計年鑑2022」 (2002年値は「中国労働統計年鑑2015」)

[その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2023年10月現在

第3-2表 就業者の産業別構成比

Table 3-2: Sectoral composition of employment

		産業計	農林、 漁業	鉱業	製造業	電気、 ガス、 水道	建設	
	年/year							%
日本	2022	100.0	3.0	0.0	15.9	1.0	7.1	JPN
アメリカ	2022	100.0	1.6	0.3	9.9	1.3	7.8	USA
カナダ	2022	100.0	1.6	1.4	9.1	0.8	7.8	CAN
イギリス 1)	2022	100.0	0.8	—	8.3	1.7	6.7	UK
ドイツ	2022	100.0	1.2	0.2	19.0	1.5	6.2	DEU
フランス	2022	100.0	2.5	0.1	10.9	1.4	6.5	FRA
イタリア	2022	100.0	3.8	0.1	18.4	1.6	6.7	ITA
オランダ	2022	100.0	1.9	0.2	8.4	0.8	4.3	NLD
デンマーク	2022	100.0	2.1	0.1	11.3	1.1	6.5	DNK
スウェーデン	2022	100.0	1.8	0.2	9.4	1.1	6.4	SWE
フィンランド	2022	100.0	3.7	0.3	12.7	1.2	7.0	FIN
ノルウェー	2022	100.0	2.2	2.4	7.3	1.3	8.3	NOR
ロシア	2022	100.0	5.8	2.3	14.1	3.2	6.7	RUS
韓国	2022	100.0	5.4	0.0	16.0	0.8	7.5	KOR
シンガポール	2022	100.0	0.1	0.1	9.6	0.8	4.2	SGP
マレーシア	2020	100.0	10.5	0.5	16.7	1.1	7.8	MYS
タイ	2022	100.0	30.4	0.1	16.0	0.5	5.6	THA
フィリピン	2021	100.0	24.3	0.4	7.9	0.4	10.1	PHL
オーストラリア	2020	100.0	2.8	1.9	7.4	1.2	9.2	AUS
ニュージーランド	2022	100.0	6.0	0.2	9.2	1.0	10.7	NZL
ブラジル	2022	100.0	8.7	0.5	11.6	0.7	7.5	BRA
		Total	a	b	c	d	e	

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction.

注：比率はJILPTにおいて実数から算出。出典及び各国の注は第3-1表（p.88～98）に準ずる。各産業の合計は必ずしも100にはならない。

1) 電気、ガス、水道業は、鉱業を含む。計と内訳計の差を、便宜上「その他」に計上。

第 3-2 表 就業者の産業別構成比（続き）

Table 3-2: Sectoral composition of employment (cont.)

		卸売・ 小売 2)	宿泊・ 飲食	運輸・ 保管、 通信	金融・ 保険	不動産 業、事業 活動 3)	その他 4)	
	年/year							%
日本	2022	16.0	5.7	9.7	2.7	10.7	26.6	JPN
アメリカ	2022	12.2	6.2	11.2	5.1	12.5	31.9	USA
カナダ	2022	16.5	5.3	6.7	5.1	14.7	31.1	CAN
イギリス	2022	11.0	5.1	10.0	4.3	14.0	37.7	UK
ドイツ	2022	12.6	3.2	8.8	3.1	11.1	33.0	DEU
フランス	2022	13.1	4.0	8.5	3.4	12.0	37.4	FRA
イタリア	2022	13.6	6.1	8.0	2.6	11.6	27.4	ITA
オランダ	2022	15.0	4.5	9.2	3.1	14.3	38.2	NLD
デンマーク	2022	15.3	3.6	8.5	2.8	10.8	37.8	DNK
スウェーデン	2022	10.2	3.0	9.9	2.3	16.6	38.9	SWE
フィンランド	2022	11.0	3.8	10.3	1.8	13.8	34.4	FIN
ノルウェー	2022	12.2	3.8	9.1	2.1	11.8	39.5	NOR
ロシア	2022	15.6	2.6	10.7	2.2	7.8	29.0	RUS
韓国	2022	11.7	7.7	9.3	2.7	11.6	27.2	KOR
シンガポール	2022	15.0	5.4	14.5	10.0	16.1	24.4	SGP
マレーシア	2020	18.5	10.3	6.1	2.5	8.4	17.5	MYS
タイ	2022	17.2	7.4	4.3	1.3	3.5	13.6	THA
フィリピン	2021	20.9	3.3	7.9	1.4	5.5	17.7	PHL
オーストラリア	2020	13.9	6.3	8.6	3.8	11.8	33.1	AUS
ニュージーランド	2022	13.4	5.3	7.6	3.2	13.1	29.1	NZL
ブラジル	2022	19.3	5.4	7.0	1.6	8.4	29.2	BRA
		f	g	h	i	j	k	

f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities(incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services(e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified.

注 2) 自動車・オートバイ修理業を含む。

3) 専門、科学及び技術サービス、管理・支援サービス業を含む。

4) その他のサービス業、雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動、治外法権機関及び団体の活動が対象。

第 3-3 表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本				JPN	アメリカ 1)				USA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	59,730	59,730	60,410		計	138,474	142,536	148,345	
A	650	630	630		A	1,810	1,770	1,784	
B	20	30	20		B	473	411	405	
C	10,240	10,190	10,270		C	14,475	14,603	15,116	
D	660	680	650		D	1,306	1,304	1,339	
E	—	—	—		E	662	653	748	
F	4,020	3,930	3,960		F	9,698	10,024	10,568	
G	10,040	10,100	9,960		G	17,926	18,555	18,535	
H	3,630	3,650	3,640		H	8,597	9,272	9,962	
I	3,390	3,170	3,300		I	8,260	9,084	9,590	
J	2,280	2,420	2,580		J	5,982	6,240	6,574	
K	1,850	1,860	1,800		K	7,622	7,389	7,820	
L	940	960	970		L	2,559	2,708	2,716	
M	1,890	1,980	1,990		M	7,691	7,845	8,430	
N	3,040	3,070	3,150		N	5,443	5,732	6,259	
O	2,510	2,530	2,560		O	5,503	5,517	5,763	
P	3,130	3,190	3,230		P	13,125	13,298	13,650	
Q	8,320	8,520	8,760		Q	20,442	20,878	21,244	
R	750	700	690		R	2,178	2,416	2,828	
S	1,520	1,440	1,450		S	3,588	3,673	3,835	
T	0	0	—		T	655	659	655	
U	30	20	20		U	480	506	523	

Item A to X: See "Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)" (p.112).

注：各産業の分類基準・記号については、「A表 国際標準産業分類(ISIC)」(p.112)を参照のこと。特に注記しない限り15歳以上が対象。各国の出典は本表末尾 (p.111)を参照。

1) 16歳以上が対象。

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

カナダ				CAN	イギリス 2)				UK
千人					thousands				
ISIC	rev.3	rev.3	rev.3		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	16,519	17,496	18,267		計	27,751	28,023	28,323	
A	228	218	222		A	152	135	111	
B	15	15	15						
C	237	256	263		C	2,610	2,541	2,513	
D	1,643	1,727	1,764		B/D/E	524	565	539	
E	133	138	148						
F	1,224	1,251	1,374		F	1,331	1,340	1,389	
G	2,889	3,025	3,127		G	3,546	3,446	3,283	
H	921	941	1,021		H	1,289	1,259	1,326	
I	1,129	1,208	1,201		I	1,503	1,413	1,517	
J	863	925	954		J	1,280	1,378	1,457	
K	2,143	2,328	2,460		K	1,238	1,331	1,341	
L	1,004	1,079	1,134		L	319	344	325	
M	1,252	1,383	1,411		M	2,021	2,098	2,216	
N	2,202	2,334	2,419		N	1,145	1,125	1,089	
O	611	635	724		O	2,203	2,346	2,519	
P	24	31	28		P	3,142	3,169	3,124	
Q	0	2	2		Q	4,145	4,200	4,219	
X	0	0	0		R/S/T	1,195	1,205	1,222	

2) 16歳以上が対象。四半期データを年平均したもの（JILPTによる算出）。

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ドイツ DEU				フランス FRA			
千人				thousands			
ISIC	rev.4 2020年	rev.4 2021	rev.4 2022	ISIC	rev.4 2020	rev.4 2021	rev.4 2022
計/Total	37,731	37,700	38,809	計	23,646	24,336	24,617
A	279	294	315	A	265	277	295
B	72	73	69	B	21	28	39
C	7,980	7,903	7,819	C	2,923	2,866	2,912
D	359	367	361	D	194	193	181
E	258	249	261	E	195	210	212
F	2,001	2,066	2,240	F	1,379	1,384	1,388
G	4,816	4,807	4,926	G	2,916	3,033	3,226
H	1,829	1,834	1,969	H	1,301	1,322	1,351
I	1,144	1,022	1,179	I	837	810	959
J	1,473	1,429	1,518	J	829	865	855
K	1,189	1,099	1,176	K	909	938	895
L	292	299	316	L	236	266	259
M	1,716	1,679	1,841	M	1,273	1,374	1,436
N	1,547	1,559	1,786	N	903	1,011	1,050
O	3,348	3,299	3,202	O	2,514	2,304	2,340
P	2,547	2,572	2,678	P	2,013	2,068	2,038
Q	5,006	5,194	5,363	Q	3,482	3,456	3,496
R	396	360	413	R	320	416	501
S	1,213	1,303	1,218	S	500	600	606
T	148	150	143	T	286	267	247
U	—	—	—	U	20	16	15
X	110	133	—	X	328	634	317

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

イタリア				ITA	オランダ				NLD
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	17,746	17,630	18,123		計	7,432	7,818	8,019	
A	496	490	484		A	77	109	97	
B	31	29	29		B	10	12	15	
C	3,837	3,768	3,832		C	741	724	748	
D	109	106	112		D	28	40	39	
E	234	240	238		E	31	42	39	
F	844	929	1,024		F	269	273	283	
G	2,094	2,062	2,100		G	1,060	1,289	1,268	
H	996	1,021	1,050		H	327	407	393	
I	904	858	1,033		I	286	324	373	
J	506	536	566		J	235	321	341	
K	522	518	493		K	194	237	246	
L	74	58	69		L	54	61	59	
M	627	630	665		M	402	523	544	
N	826	851	875		N	378	362	365	
O	1,212	1,142	1,137		O	527	627	650	
P	1,554	1,532	1,517		P	522	625	667	
Q	1,583	1,596	1,607		Q	1,223	1,412	1,435	
R	173	160	187		R	97	124	140	
S	445	437	462		S	107	122	117	
T	661	654	626		T	12	13	8	
U	17	15	18		U	—	—	—	
					X	852	172	191	

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク				DNK	スウェーデン				SWE
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	2,609	2,644	2,738		計	4,562	4,578	4,704	
A	37	34	36		A	33	35	34	
B	5	3	4		B	10	10	10	
C	308	318	325		C	473	472	466	
D	17	15	18		D	32	34	34	
E	16	13	16		E	25	22	23	
F	145	155	159		F	276	272	269	
G	393	396	431		G	504	474	475	
H	118	115	116		H	212	192	189	
I	89	87	99		I	118	110	136	
J	102	108	112		J	238	256	272	
K	79	79	79		K	102	107	117	
L	36	35	34		L	72	79	84	
M	133	131	138		M	360	376	421	
N	101	103	100		N	202	204	224	
O	154	158	160		O	368	407	421	
P	254	258	252		P	559	552	557	
Q	498	513	527		Q	743	720	742	
R	56	54	61		R	102	89	93	
S	58	56	60		S	96	100	104	
T	u 2	—	u 2		T	—	—	—	
U	u 3	3	3		U	—	—	—	
X	7	10	9		X	34	64	30	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

フィンランド ^a				FIN	ノルウェー				NOR
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	2,189	2,198	2,272		計	2,536	2,664	2,728	
A	30	34	31		A	33	38	39	
B	6	4	6		B	62	64	70	
C	309	302	314		C	203	198	204	
D	17	15	16		D	16	18	17	
E	12	13	15		E	13	19	19	
F	144	142	140		F	201	216	221	
G	238	251	254		G	338	344	339	
H	117	116	117		H	118	121	128	
I	67	74	89		I	81	85	108	
J	118	113	122		J	104	112	118	
K	50	43	45		K	49	53	60	
L	24	22	23		L	23	29	31	
M	153	147	152		M	142	157	163	
N	98	112	123		N	114	124	123	
O	121	117	122		O	164	178	177	
P	183	174	175		P	226	234	231	
Q	389	387	389		Q	547	562	561	
R	50	48	48		R	52	55	61	
S	51	58	61		S	48	47	46	
T	8	9	8		T	—	—	—	
U	—	—	—		U	—	—	—	
X	6	16	21		X	—	8	10	

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ロシア				RUS	中国 3)				CHN
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2019	2020	2021	
計/Total	65,833	66,936	67,263		計	171,618	170,391	170,145	
A	2,926	2,960	3,024		A	1,341	857	868	
B	1,625	1,621	1,681		B	3,677	3,521	3,448	
C	9,638	9,786	9,731		C	38,320	38,055	38,280	
D	1,874	1,822	1,786		D/E	3,731	3,797	3,820	
E	522	521	518						
F	4,246	4,471	4,326		F	22,705	21,533	19,719	
G	9,807	10,103	10,227		G	8,300	7,869	7,975	
H	5,667	5,781	5,898		H	8,155	8,122	7,981	
I	1,642	1,773	1,805		I	2,652	2,566	2,653	
J	1,312	1,247	1,257		J	4,553	4,871	5,192	
K	1,574	1,567	1,601		K	8,261	8,590	8,185	
L	1,217	1,177	1,150		L	5,103	5,254	5,293	
M	2,328	2,395	2,483		M	4,343	4,312	4,501	
N	1,716	1,724	1,709		N	6,604	6,436	6,803	
O	5,021	4,968	4,910		O/U	22,343	22,177	22,384	
P	6,616	6,759	6,817		P	19,093	19,589	19,719	
Q	5,426	5,522	5,547		Q	10,062	10,519	10,947	
R	1,367	1,361	1,380		R	1,512	1,495	1,517	
S	1,301	1,369	1,401		S/T	863	828	859	
T	8	8	9						
U	u 1	—	u 1						

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

3) 16歳以上、かつ民間企業を除く都市部企業の登録雇用者が対象。各年12月末の数値。

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

韓国				KOR	シンガポール 4)				SGP
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2020年	2021	2022			2020	2021	2022	
計/Total	20,332	20,753	21,502		計	1,855	1,975	2,039	
A	126	121	120		A	—	2	2	
B	13	12	9		B	—	1	1	
C	3,942	3,938	4,086		C	200	199	211	
D	72	70	80		D	—	5	4	
E	141	151	137		E	—	13	14	
F	1,640	1,695	1,726		F	77	79	80	
G	2,189	2,105	2,129		G	287	293	306	
H	837	897	916		H	135	132	134	
I	1,287	1,229	1,309		I	105	105	109	
J	772	838	915		J	99	108	121	
K	758	776	748		K	183	196	208	
L	364	387	403		L	34	33	39	
M	991	1,058	1,117		M	155	170	171	
N	1,252	1,297	1,311		N	117	110	112	
O	1,112	1,143	1,213		O	231	165	163	
P	1,482	1,538	1,587		P	—	128	126	
Q	2,247	2,447	2,623		Q	131	145	153	
R	324	313	311		R	31	31	31	
S	673	637	667		S	50	57	54	
T	94	86	78		T	—	u 0	—	
U	17	15	16		U	—	2	2	
					X	20	1	—	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

4) 2020年は国籍保有者及び永住権保有者が対象。6月の数値。2020年の区分XはA, B, D, Eを含む。

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

マレーシア 5)				MYS	タイ				THA
千人					thousands				
ISIC	rev.4 2018年	rev.4 2019	rev.4 2020		ISIC	rev.4 2020	rev.4 2021	rev.4 2022	
計	10,700	11,218	11,554		計	18,607	17,858	18,812	
A	653	670	968		A	1,735	1,311	1,224	
B	88	89	80		B	70	51	46	
C	2,109	2,306	2,106		C	4,696	4,695	5,063	
D	68	71	73		D	123	114	103	
E	75	73	69		E	86	82	66	
F	922	961	892		F	1,690	1,566	1,533	
G	1,594	1,701	1,854		G	2,626	2,546	2,854	
H	524	527	597		H	742	812	801	
I	833	883	895		I	915	759	845	
J	202	199	208		J	201	187	210	
K	298	312	340		K	501	469	476	
L	79	79	78		L	173	183	285	
M	297	324	332		M	282	285	304	
N	610	662	687		N	465	469	484	
O	720	737	735		O	1,643	1,673	1,836	
P	949	921	909		P	1,190	1,109	1,090	
Q	363	384	446		Q	651	726	785	
R	70	62	50		R	117	123	122	
S	143	152	173		S	415	412	410	
T	104	104	64		T	231	231	229	
U	2	—	—		U	2	u 3	3	
					X	54	50	42	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

フィリピン				PHL	オーストラリア 6)				AUS
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2019年	2020	2021			2018	2019	2020	
計/Total	27,091	24,648	26,101		計	10,505	10,728	10,560	
A	3,229	2,958	3,317		A	155	139	153	
B	157	159	159		B	236	237	238	
C	2,954	2,649	2,712		C	863	840	813	
D	91	81	71		D	79	77	85	
E	62	58	78		E	66	73	58	
F	4,101	3,664	4,114		F	760	757	765	
G	3,198	3,011	3,122		G	1,565	1,577	1,541	
H	1,704	1,593	1,600		H	524	529	501	
I	1,416	1,054	956		I	792	804	697	
J	359	317	380		J	383	378	382	
K	566	544	574		K	395	400	433	
L	159	147	130		L	130	128	124	
M	264	234	285		M	574	647	622	
N	1,638	1,591	1,762		N	329	364	329	
O	2,785	2,563	2,581		O	771	819	841	
P	1,263	1,266	1,300		P	963	997	1,024	
Q	514	518	617		Q	1,523	1,560	1,607	
R	349	200	245		R	211	213	183	
S	454	389	393		S	183	184	160	
T	1,828	1,652	1,705		T	2	3	2	
U	u 1	u 2	1		U	1	1	1	
					X	0	0	2	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

6) 自己使用のための生産労働者、軍人、徴集兵を除く。海外領土を除く。

第 3-3 表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

ニュージーランド				NZL	ブラジル				BRA
千人					thousands				
ISIC	rev.4	rev.4	rev.4		ISIC	rev.4	rev.4	rev.4	
	2019年	2020	2021			2020	2021	2022	
計/Total	2,189	2,230	2,279		計	58,635	60,624	66,460	
A	91	89	93		A	3,228	3,395	3,645	
B	5	5	6		B	418	420	477	
C	227	223	229		C	7,721	8,063	8,727	
D	14	14	15		D	243	219	259	
E	11	9	11		E	438	405	421	
F	182	190	207		F	2,627	2,974	3,318	
G	327	323	329		G	10,090	10,612	11,819	
H	103	100	99		H	2,423	2,483	2,749	
I	120	126	127		I	2,217	2,332	2,884	
J	70	69	72		J	1,146	1,275	1,405	
K	75	75	83		K	1,108	1,214	1,349	
L	19	24	27		L	287	317	362	
M	125	127	136		M	1,714	1,887	2,004	
N	88	80	85		N	3,228	3,193	3,332	
O	153	156	169		O	5,073	4,920	5,124	
P	199	211	200		P	5,497	5,336	5,679	
Q	264	263	262		Q	4,571	4,732	5,094	
R	39	43	45		R	437	377	526	
S	51	55	60		S	1,119	1,048	1,220	
T	0	0	1		T	4,843	5,163	5,790	
U	1	1	1		U	4	3	7	
					X	202	257	267	

出典： [日本、カナダ、ニュージーランド] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年10月現在
 [イギリス] ONS (2023.8) *All employees by industry sector*
 [中国] 国家統計局(NBS) (2022.9) 「中国統計年鑑2022」
 [その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2023年10月現在

A 表 国際標準産業分類 (ISIC)

Table A: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC)

本書第 3-1 表(p.88)、第 3-3 表(p.101)の表中記号は下記の分類を示す。なお、和名は総務省による仮訳。

国際標準産業分類 第4次改定版 (ISIC-rev.4)

A 農業・林業及び漁業	L 不動産業
B 鉱業及び採石業	M 専門・科学・技術サービス業
C 製造業	N 管理・支援サービス業
D 電気・ガス・蒸気及び空調供給業	O 公務及び国防・義務的社会保障事業
E 水供給・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	P 教育
F 建設業	Q 保健衛生及び社会事業
G 卸売・小売業、自動車及びオートバイ修理業	R 芸術・娯楽及びレクリエーション
H 運輸・保管業	S その他のサービス業
I 宿泊・飲食サービス業	T 雇い主としての世帯活動、世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動
J 情報通信業	U 治外法権機関及び団体
K 金融・保険業	X 分類不能

[ISIC-Rev.4] A) Agriculture, forestry and fishing; B) Mining and quarrying; C) Manufacturing; D) Electricity, gas, steam and air conditioning supply; E) Water supply; sewerage, waste management and remediation activities; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; H) Transportation and storage; I) Accommodation and food service activities; J) Information and communication; K) Financial and insurance activities; L) Real estate activities; M) Professional, scientific and technical activities; N) Administrative and support service activities; O) Public administration and defence; compulsory social security; P) Education; Q) Human health and social work activities; R) Arts, entertainment and recreation; S) Other service activities; T) Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; U) Activities of extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity.

国際標準産業分類 第3次改定版 (ISIC-rev.3)

A 農業、狩猟業及び林業	J 金融仲介業
B 漁業	K 不動産業、物品賃貸業及び対事業所サービス業
C 鉱業及び採石業	L 公務及び国防・義務的社会保障事業
D 製造業	M 教育
E 電気、ガス、水供給業	N 保健衛生及び社会事業
F 建設業	O その他の共同体、社会及び個人サービス業
G 卸売・小売業並びに自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業	P 雇い主のいる個人世帯
H ホテル及びレストラン	Q 雇い主のいる個人世帯
I 運輸業・倉庫業及び通信業	X 分類不能

[ISIC-Rev.3] A) Agriculture, hunting and forestry; B) Fishing; C) Mining and quarrying; D) Manufacturing; E) Electricity, gas and water supply; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods; H) Hotels and restaurants; I) Transport, storage and communications; J) Financial intermediation; K) Real estate, renting and business activities; L) Public administration and defence; compulsory social security; M) ; Education N) Health and social work; O) Other community, social and personal service activities; P) Activities of private households as employers and undifferentiated production activities of private households Q) Extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity.

出典：国連統計局 (<https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ/>)、
総務省 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/)

B 表 国際標準職業分類 (ISCO)

Table B: International Standard Classification of Occupations (ISCO)

本書第 3-4 表(p.114)の表中記号は下記の分類を示す。なお、和名は総務省による仮訳。

国際標準職業分類 2008年改定版 (ISIC-08)	
1	管理職
2	専門職
3	技師、准専門職
4	事務補助員
5	サービス・販売従事者
6	農林漁業従事者
7	技能工及び関連職業の従事者
8	設備・機械の運転・組立工
9	単純作業の従事者
0	軍人
X	分類不能、無回答

[ISIC-08] 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified or No response.

出典：ILO (<https://www.ilo.org/public/english/bureau/stat/isco/>)、
総務省 (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/)

第 3-4 表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Employment by occupation and sex

日本 1)									JPN
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	67,100	37,240	29,860	67,130	37,110	30,020	67,230	36,990	30,240
1	1,290	1,130	170	1,290	1,120	170	1,240	1,080	160
2/3	12,210	6,430	5,790	12,650	6,580	6,070	12,770	6,650	6,120
4	13,600	5,410	8,190	13,890	5,530	8,360	14,010	5,540	8,470
5	18,160	8,600	9,570	17,840	8,450	9,380	17,720	8,320	9,390
6	2,090	1,340	750	2,030	1,310	720	1,990	1,290	700
7	8,730	6,180	2,550	8,650	6,080	2,570	8,700	6,110	2,590
8	2,180	2,100	70	2,140	2,070	70	2,160	2,080	80
9	7,750	5,480	2,270	7,720	5,470	2,250	7,650	5,380	2,270
X	1,090	570	500	920	500	430	990	540	460
	Total	Male	Female	T	M	F	T	M	F

アメリカ									USA
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	147,795	78,560	69,234	152,581	80,829	71,752	158,291	84,203	74,089
1	17,027	10,036	6,992	16,008	9,382	6,626	18,546	10,942	7,604
2	34,132	15,627	18,505	31,429	14,374	17,055	35,905	16,557	19,348
3	25,684	11,342	14,342	23,929	10,451	13,478	27,000	11,910	15,090
4	13,222	3,521	9,701	12,328	3,302	9,027	13,622	3,669	9,953
5	21,455	9,266	12,190	20,656	8,624	12,031	23,105	9,687	13,418
6	659	537	122	610	502	108	670	542	128
7	12,508	10,744	1,765	12,072	10,346	1,725	13,390	11,453	1,938
8	8,402	6,860	1,543	8,133	6,602	1,531	9,321	7,476	1,845
9	14,705	10,629	4,077	14,877	10,647	4,230	16,733	11,968	4,766
X	—	—	—	12,541	6,599	5,942	—	—	—
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

Item 0 to 9 and X: See "Table B: International Standard Classification of Occupation (ISCO)" (p.113).

注：ISCO分類記号は「B表 国際標準職業分類(ISCO)」(p.113)を参照。

1) 日本標準職業分類による結果を、次のとおりJILPTにおいて便宜上ISCOに当てはめて組み替えたもの。分類5として販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者。分類7として生産工程従事者。分類8として輸送・機械運転従事者。分類9として建設・採掘従事者、運搬・清掃・包装等従事者。

第 3-4 表 性別・職業別就業者数 (続き)

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

イギリス 2)									UK
千人									thousands
ISCO -08	2019年			2021			2022		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	32,693	17,241	15,452	32,130	16,792	15,338	32,610	17,028	15,582
1	3,865	2,442	1,423	3,587	2,244	1,343	3,551	2,231	1,320
2	8,631	4,417	4,214	8,142	4,067	4,075	8,443	4,231	4,211
3	4,034	1,942	2,092	4,349	2,279	2,070	4,560	2,359	2,201
4	3,083	932	2,151	3,165	853	2,312	3,169	816	2,353
5	5,694	1,814	3,881	2,196	887	1,308	2,122	842	1,280
6	389	334	55	2,948	2,586	362	2,950	2,620	330
7	2,590	2,414	176	2,796	571	2,226	2,752	609	2,143
8	1,592	1,399	193	1,953	1,679	274	1,942	1,679	263
9	2,675	1,435	1,239	2,942	1,591	1,351	3,051	1,602	1,449
0	84	74	10	—	—	—	—	—	—
X	57	40	18	—	—	—	—	—	—
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

ドイツ									DEU
千人									thousands
ISCO -08	2020年			2021			2022		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	41,474	22,075	19,399	41,398	22,060	19,338	42,529	22,630	19,899
1	1,661	1,181	479	1,699	1,199	500	1,756	1,249	508
2	8,430	4,309	4,121	9,089	4,622	4,467	9,455	4,776	4,679
3	8,258	3,841	4,417	8,330	3,850	4,480	8,406	3,884	4,522
4	5,525	1,858	3,667	5,413	1,827	3,587	5,556	1,922	3,634
5	5,364	2,049	3,316	5,515	2,089	3,426	5,737	2,163	3,574
6	548	433	115	561	441	119	565	434	131
7	4,547	4,092	456	4,736	4,227	509	4,685	4,181	505
8	2,317	1,943	374	2,473	2,066	407	2,633	2,221	412
9	2,938	1,294	1,644	3,130	1,437	1,693	3,229	1,467	1,762
0	157	141	—	171	147	24	177	154	u 23
X	1,730	936	794	283	155	128	329	181	148
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

2) 2019年はILOによるISCO-08分類、2021年以降はイギリス独自の分類(SOC2020)による結果をJILPTにおいて便宜上ISCOに当てはめて組み替えたもの。区分0及びXは非公表であるためSOC1～9までの合計と就業者計は合致しない。

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

フランス									FRA
千人									thousands
ISCO -08	2020年			2021			2022		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	26,995	13,885	13,110	27,881	14,251	13,630	28,341	14,474	13,867
1	2,107	1,358	749	1,894	1,179	716	2,013	1,210	803
2	5,450	2,577	2,873	6,395	3,179	3,216	6,496	3,238	3,258
3	5,359	2,662	2,697	4,915	2,101	2,814	5,021	2,139	2,882
4	2,154	535	1,620	2,406	671	1,735	2,453	686	1,767
5	4,159	1,376	2,783	3,765	1,205	2,561	4,017	1,315	2,702
6	768	604	164	756	589	168	792	609	182
7	2,338	2,079	259	2,713	2,442	271	2,802	2,520	282
8	1,892	1,521	371	1,795	1,448	347	1,822	1,455	367
9	2,417	915	1,502	2,378	945	1,433	2,393	965	1,428
0	220	193	27	202	172	30	206	171	35
X	132	68	64	662	321	340	327	166	160
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

イタリア									ITA
千人									thousands
ISCO -08	2020年			2021			2022		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	22,903	13,280	9,623	22,554	13,044	9,510	23,099	13,350	9,749
1	827	601	226	810	579	232	867	625	242
2	3,605	1,660	1,944	3,397	1,528	1,868	3,476	1,584	1,892
3	4,044	2,433	1,611	3,876	2,329	1,547	3,899	2,369	1,530
4	2,760	985	1,775	2,891	1,058	1,832	2,946	1,059	1,887
5	3,830	1,563	2,267	3,774	1,515	2,259	3,975	1,602	2,373
6	550	428	122	546	436	111	547	436	111
7	2,959	2,677	282	2,971	2,681	290	3,058	2,754	304
8	1,588	1,315	273	1,600	1,315	286	1,616	1,324	292
9	2,499	1,386	1,114	2,486	1,406	1,080	2,499	1,389	1,110
0	241	232	9	204	197	7	217	208	9
X	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

オランダ									NLD
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	8,981	4,777	4,204	9,282	4,910	4,372	9,587	5,076	4,512
1	471	348	124	476	353	124	505	362	144
2	2,551	1,314	1,237	2,791	1,463	1,328	2,998	1,559	1,439
3	1,494	716	778	1,595	751	844	1,640	782	858
4	805	333	472	859	345	514	866	360	506
5	1,577	518	1,060	1,549	504	1,045	1,623	547	1,076
6	164	134	30	136	112	24	127	104	23
7	675	611	64	642	577	65	633	575	58
8	368	325	43	375	336	39	378	333	45
9	749	393	356	735	389	346	726	391	335
0	25	23	u 2	27	22	5	28	23	u 5
X	103	62	41	98	59	39	63	40	23
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

デンマーク									DNK
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	2,852	1,514	1,338	2,900	1,537	1,363	2,994	1,575	1,420
1	78	57	22	80	57	23	82	58	24
2	814	360	454	800	357	443	835	371	465
3	516	297	220	531	299	232	547	310	236
4	190	55	135	188	57	131	189	57	131
5	526	196	331	524	199	326	542	196	346
6	43	36	7	46	38	8	47	39	8
7	214	200	13	215	202	14	219	202	17
8	146	124	22	151	129	22	151	131	20
9	292	164	128	292	165	127	314	177	138
0	14	14	—	12	11	—	10	9	—
X	19	12	7	60	23	37	59	25	35
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

スウェーデン									SWE
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	5,064	2,675	2,389	5,120	2,717	2,403	5,256	2,793	2,463
1	320	185	135	344	196	148	341	199	142
2	1,556	669	887	1,621	712	909	1,723	762	962
3	959	542	417	936	518	419	939	522	417
4	295	122	173	301	120	181	306	121	185
5	871	301	570	847	312	535	867	320	547
6	87	65	22	104	75	29	90	67	23
7	456	419	37	456	424	33	448	417	31
8	278	240	38	272	234	38	284	244	40
9	219	116	103	214	108	106	229	118	110
0	15	12	—	16	13	—	17	16	—
X	10	u 6	u 4	8	5	3	14	9	u 5
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

フィンランド									FIN
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	2,528	1,314	1,214	2,573	1,340	1,234	2,640	1,361	1,280
1	69	43	26	63	40	23	60	38	22
2	734	377	357	671	341	329	695	352	343
3	493	217	276	482	214	268	498	220	278
4	129	35	93	135	38	98	137	38	99
5	438	134	304	479	146	333	487	144	343
6	78	54	24	83	59	24	76	52	24
7	250	229	21	263	242	22	260	239	22
8	178	152	26	193	164	29	197	164	33
9	146	62	85	170	73	97	183	83	101
0	10	9	—	6	6	—	6	5	—
X	u 4	—	u 2	29	18	11	43	27	17
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

ノルウェー									NOR
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	2,702	1,430	1,272	2,798	1,481	1,317	2,859	1,513	1,346
1	223	147	76	232	154	78	231	154	77
2	752	307	445	803	330	472	821	332	489
3	423	251	172	436	257	179	443	266	177
4	146	65	81	152	68	84	164	72	93
5	564	185	378	569	188	381	584	195	389
6	44	34	10	54	43	11	49	40	u 9
7	244	230	14	249	233	16	249	233	16
8	146	130	17	159	139	20	170	144	26
9	88	36	52	97	38	60	98	43	56
0	71	44	27	8	7	—	u 10	u 8	—
X	—	—	—	39	24	14	41	27	14
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

ロシア									RUS
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	70,601	36,208	34,393	71,719	36,891	34,829	71,974	36,917	35,056
1	4,100	2,224	1,876	3,946	2,124	1,822	3,274	1,833	1,442
2	18,596	6,921	11,674	18,774	7,123	11,651	19,268	7,007	12,261
3	9,703	3,976	5,728	9,895	4,088	5,807	9,998	4,406	5,592
4	1,946	348	1,598	1,904	316	1,589	2,470	462	2,008
5	10,725	3,251	7,474	11,155	3,326	7,829	11,617	3,557	8,060
6	1,756	909	847	1,708	896	813	1,559	801	758
7	9,231	7,600	1,631	9,549	7,840	1,708	8,889	7,440	1,449
8	9,198	8,131	1,067	9,224	8,160	1,063	9,275	8,284	992
9	5,346	2,847	2,499	5,565	3,019	2,546	5,623	3,128	2,495
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

香港									HKG
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	3,691	1,820	1,871	3,670	1,805	1,865	3,613	1,790	1,824
1	405	255	150	394	242	151	407	251	156
2	421	210	212	410	205	205	415	204	212
3	709	406	303	690	388	302	667	384	283
4	465	123	342	464	127	337	449	120	329
5	653	296	357	662	295	367	644	291	353
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	227	214	13	236	224	13	233	221	12
8	162	156	5	156	152	4	154	149	5
9	643	157	486	651	169	482	637	165	472
X	7	4	3	8	5	3	7	4	3
	T	M	F	T	M	F	T	M	F
韓国									KOR
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	27,024	15,408	11,616	27,401	15,573	11,828	28,229	15,960	12,269
1	395	334	62	393	329	64	436	373	64
2	5,480	2,855	2,626	5,585	2,849	2,736	5,885	2,985	2,900
3	4,691	2,314	2,377	4,751	2,324	2,427	4,854	2,343	2,511
4	3,046	1,016	2,030	3,073	1,053	2,020	3,269	1,148	2,121
5	2,897	1,448	1,449	2,766	1,349	1,416	2,681	1,274	1,407
6	1,383	861	521	1,396	879	517	1,463	913	550
7	2,336	2,053	283	2,406	2,115	291	2,403	2,103	300
8	2,957	2,621	336	2,979	2,642	336	3,053	2,698	355
9	3,718	1,879	1,839	3,925	2,007	1,918	4,045	2,092	1,954
X	120	27	93	128	25	103	140	32	108
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

シンガポール 3)									SGP
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	2,223	1,198	1,025	2,287	1,220	1,066	2,350	1,256	1,094
1	368	231	137	378	234	144	408	244	164
2	504	261	244	578	301	277	601	317	284
3	458	232	227	420	226	193	441	237	205
4	216	52	164	219	50	169	208	47	160
5	252	108	145	239	107	132	241	108	133
6	—	—	—	3	3	u 1	3	2	u 1
7	63	54	9	58	48	10	53	44	9
8	152	137	15	137	123	15	136	122	13
9	150	65	84	152	67	84	158	73	85
X	60	59	1	105	63	41	102	62	40
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

マレーシア 4)									MYS
千人									thousands
ISCO	2018年			2019			2020		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	14,776	9,042	5,734	15,073	9,202	5,871	14,957	9,129	5,828
1	661	498	163	695	533	162	808	608	201
2	1,824	821	1,003	1,884	831	1,053	1,868	782	1,086
3	1,537	1,051	486	1,574	1,093	481	1,547	1,063	484
4	1,248	349	899	1,272	337	935	1,242	384	858
5	3,423	1,691	1,731	3,412	1,659	1,752	3,632	1,862	1,770
6	922	720	202	933	741	192	916	720	196
7	1,546	1,216	330	1,577	1,229	348	1,473	1,175	298
8	1,788	1,399	389	1,865	1,447	419	1,690	1,278	412
9	1,829	1,297	532	1,863	1,333	529	1,780	1,258	523
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

u) 統計上信頼度の低い数値。

u) Unreliable.

3) 2020年は6月調査の数値。国籍保有者及び永住権保有者が対象。

4) 15～64歳が対象。自己使用のための生産労働者を除く。

第 3-4 表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

タイ									THA
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	37,680	20,452	17,228	37,752	20,460	17,292	39,221	21,058	18,163
1	1,624	987	637	1,273	821	452	1,290	815	476
2	2,274	869	1,405	2,146	801	1,345	2,355	907	1,448
3	1,785	842	943	1,739	780	958	1,923	867	1,056
4	1,645	488	1,156	1,679	488	1,190	1,881	550	1,331
5	7,504	2,963	4,541	7,698	3,070	4,628	8,098	3,164	4,934
6	10,828	6,375	4,453	11,036	6,490	4,545	10,921	6,390	4,531
7	4,170	3,076	1,095	4,162	3,086	1,076	4,178	3,127	1,052
8	3,625	2,611	1,014	3,681	2,661	1,020	3,992	2,845	1,148
9	4,185	2,219	1,966	4,302	2,244	2,058	4,512	2,341	2,171
0	—	—	—	—	—	—	49	46	3
X	41	22	18	37	18	19	21	7	14
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

フィリピン									PHL
千人									thousands
ISCO	2019年			2020			2021		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	42,428	25,984	16,445	39,378	24,179	15,199	41,060	25,191	15,869
1	4,840	2,395	2,445	3,557	1,673	1,883	3,287	1,532	1,754
2	2,372	827	1,546	2,226	790	1,435	2,241	776	1,465
3	1,762	871	891	1,484	735	749	1,664	871	793
4	2,581	1,055	1,526	2,467	1,002	1,465	2,666	1,122	1,544
5	7,805	3,219	4,586	7,594	3,110	4,485	8,108	3,257	4,851
6	4,996	4,121	875	5,260	4,337	923	5,148	4,245	904
7	3,363	2,873	490	2,829	2,411	417	2,988	2,557	431
8	3,275	2,948	327	3,125	2,816	309	3,172	2,877	295
9	11,348	7,592	3,756	10,738	7,212	3,526	11,697	7,871	3,826
0	87	84	4	100	93	7	90	84	6
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Employment by occupation and sex (cont.)

オーストラリア 5)									AUS
千人									thousands
ISCO	2019年			2020			2021		
-08/88	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	12,894	6,822	6,072	12,673	6,691	5,982	12,715	6,610	6,105
1	1,322	804	518	1,410	846	563	1,639	988	651
2	2,932	1,326	1,605	3,028	1,346	1,682	2,842	1,187	1,655
3	1,719	789	930	1,626	767	859	2,065	860	1,205
4	1,225	301	924	1,229	305	924	1,395	415	979
5	2,169	679	1,490	2,022	658	1,365	1,824	687	1,138
6	284	220	64	293	228	65	255	198	58
7	1,348	1,271	77	1,260	1,182	77	977	942	35
8	866	748	119	805	693	111	859	781	78
9	1,030	684	346	1,002	667	335	842	535	307
0	0	0	0	0	0	0	u 16	u 16	—
X	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

ブラジル									BRA
千人									thousands
ISCO	2020年			2021			2022		
-08	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計 T	86,875	50,533	36,342	91,188	53,012	38,176	97,919	56,003	41,916
1	3,478	2,198	1,280	3,313	2,028	1,285	3,416	2,075	1,342
2	10,807	4,406	6,402	11,339	4,691	6,648	11,895	4,899	6,997
3	7,367	4,189	3,179	7,698	4,416	3,282	8,059	4,471	3,587
4	7,470	2,915	4,555	7,632	2,919	4,713	8,173	3,148	5,025
5	18,734	8,396	10,338	19,479	8,611	10,867	21,969	9,353	12,616
6	5,175	4,151	1,024	5,522	4,399	1,123	5,254	4,187	1,068
7	11,443	9,496	1,946	12,371	10,235	2,136	13,232	11,028	2,204
8	7,349	6,501	848	7,746	6,809	937	8,763	7,554	1,209
9	13,830	7,213	6,617	14,885	7,863	7,022	16,008	8,279	7,729
0	875	787	87	815	737	78	821	742	78
X	348	281	66	390	305	85	330	269	61
	T	M	F	T	M	F	T	M	F

5) 2020年迄ISCO-08分類を使用。海外領土、施設人口、軍人を除く。フルタイム及びパートタイム労働者が対象。2021年はISCO-88分類による。

出典： [日本] 総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

[イギリス（2021年以降）] nomis (<https://www.nomisweb.co.uk/>) 2023年10月現在

[その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo org data/>) 2023年10月現在

第3-5表 就業者の職業別構成比

Table 3-5: Occupational composition of employment

	管理職	専門職	技師、 准専門 職	事務 補助員	サービス ・販売 従事者	農林 漁業 従事者	技能工 及び関 連職業 の従事 者	設備・ 機械の 運転・ 組立工	単純 作業の 従事者	
2022年、%	% of total, 2022									
日本	1.9	18.8		20.7	26.6	3.0	12.9	3.2	11.5	JPN
アメリカ	10.5	20.6	15.7	8.1	13.5	0.4	7.9	5.3	9.7	USA
イギリス	10.5	23.8	15.3	10.2	8.8	9.2	7.0	5.5	9.6	UK
ドイツ	4.1	21.4	20.3	13.3	13.3	1.4	11.6	6.0	7.5	DEU
フランス	6.8	23.0	17.6	8.6	13.5	2.7	9.7	6.4	8.6	FRA
イタリア	3.6	15.1	17.2	12.8	16.7	2.4	13.2	7.1	11.0	ITA
オランダ	5.1	30.1	17.2	9.3	16.7	1.5	6.9	4.0	7.9	NLD
デンマーク	2.8	27.6	18.4	6.5	18.1	1.6	7.4	5.2	10.1	DNK
スウェーデン	6.7	31.7	18.3	5.9	16.5	2.0	8.9	5.3	4.2	SWE
フィンランド	2.4	26.1	18.7	5.3	18.6	3.2	10.2	7.5	6.6	FIN
ノルウェー	8.3	28.7	15.6	5.4	20.3	1.9	8.9	5.7	3.5	NOR
ロシア	5.5	26.2	13.8	2.7	15.6	2.4	13.3	12.9	7.8	RUS
香港	0.0	11.2	18.8	12.6	18.0	—	6.4	4.2	17.7	HKG
韓国	1.4	20.4	17.3	11.2	10.1	5.1	8.8	10.9	14.3	KOR
シンガポール	4.1	6.3	4.6	2.4	2.6	0.0	0.6	1.5	1.6	SGP
マレーシア 1)	5.4	12.5	10.3	8.3	24.3	6.1	9.8	11.3	11.9	MYS
タイ	4.3	6.0	4.7	4.4	19.9	28.7	11.1	9.6	11.2	THA
フィリピン 2)	9.0	5.7	3.8	6.3	19.3	13.4	7.2	7.9	27.3	PHL
オーストラリア 1)	11.1	23.9	12.8	9.7	16.0	2.3	9.9	6.4	7.9	AUS
ブラジル	3.6	12.4	8.4	8.4	21.4	6.1	13.6	8.5	16.3	BRA
ISCO-08(*)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

*Occupational classification: 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations.

注： 出典及び各国の注は「第3-4表 性別・職業別就業者数」（p.114～123）に準ずる。日本とイギリスの構成比は同表の数値よりJILPTにおいて算出。分類0（軍人）及び分類X（分類不能）を除くため、1～9を合算しても100（就業者計）にはならない。

1) 2020年の数値。

2) 2021年の数値。

第 3-6 表 管理職に占める女性の割合

Table 3-6: Women's share of managerial employment

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
日本 1)	11.1	12.4	13.2	14.8	14.7	13.2	13.2	12.9	JPN
アメリカ	39.2	39.6	40.5	40.7	40.7	41.1	41.4	41.0	USA
イギリス 1)	35.7	35.4	36.1	36.3	36.8	36.6	37.4	37.2	UK
ドイツ	29.9	29.3	29.2	29.4	29.4	28.9	29.4	28.9	DEU
フランス	38.5	31.7	33.4	34.4	34.7	35.5	37.8	39.9	FRA
イタリア	32.8	26.6	27.5	27.0	27.8	27.3	28.6	27.9	ITA
オランダ	28.4	26.0	26.6	25.7	27.1	26.2	26.0	28.4	NLD
デンマーク	21.9	26.3	26.3	26.1	26.8	27.9	28.3	29.3	DNK
スウェーデン	31.4	39.5	38.9	38.1	40.3	42.3	43.0	41.7	SWE
フィンランド	30.4	33.3	31.3	31.8	36.9	37.5	36.5	36.3	FIN
ノルウェー	34.4	36.0	38.3	35.6	34.5	34.0	33.5	33.2	NOR
ロシア	38.6	38.7	41.3	41.8	44.7	45.7	46.2	44.0	RUS
韓国	9.4	10.5	12.3	14.5	15.4	15.6	16.3	14.6	KOR
シンガポール	34.3	33.9	33.9	35.8	36.7	37.2	38.1	40.3	SGP
マレーシア	24.9	22.5	22.1	24.6	23.3	24.9	—	—	MYS
タイ	25.8	32.8	33.6	33.9	35.1	39.2	35.5	36.9	THA
フィリピン	53.7	47.1	51.5	52.7	50.5	53.0	53.4	—	PHL
オーストラリア	34.4	37.7	38.7	37.8	39.2	40.0	39.7	—	AUS
ブラジル	—	38.5	39.1	38.7	38.5	36.8	38.8	39.3	BRA

出典：〔日本〕総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

〔イギリス（2020年以降）〕 nomis (<https://www.nomisweb.co.uk/>) 2023年10月現在

〔その他〕 ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2023年10月現在

注：ここでいう「管理職」とは、国際標準職業分類（ISCO-08、オーストラリアはISCO-88）による大分類の「区分1」に相当する者を指す。本表のうち日本、イギリスについては、「区分1」の就業者総数（男女計）に対する同区分の女性就業者割合をJILPTにおいて算出。

1) 日本及びイギリスの2020年以降は独自の職業分類基準を採用しているため、国際標準職業分類とは異なる。

第 3-7 表 従業上の地位別就業者数

Table 3-7: Employment by professional status

	2020年	2021	2022	2020	2021	2022	
雇用者				Employees			
	千人		thousands	対就業者割合	% of total employment		
日本	59,730	59,730	60,410	89.5	89.6	89.9	JPN
アメリカ	138,459	142,517	148,328	93.7	93.4	—	USA
カナダ	16,519	17,496	18,267	91.5	92.4	92.8	CAN
イギリス	27,751	28,023	28,323	85.4	86.5	86.5	UK
ドイツ	—	37,618	38,711	—	90.9	91.0	DEU
フランス	23,632	24,189	24,600	87.5	87.2	86.8	FRA
イタリア	17,741	17,625	18,118	77.5	78.1	78.4	ITA
オランダ	7,421	7,810	8,009	82.6	84.1	83.5	NLD
デンマーク	2,609	2,636	2,726	91.5	90.9	91.0	DNK
スウェーデン	4,562	4,558	4,683	90.1	89.0	89.1	SWE
フィンランド	2,189	2,193	2,265	86.6	85.2	85.8	FIN
ノルウェー	2,536	2,644	2,715	93.8	94.5	95.0	NOR
ロシア	65,833	—	—	93.2	—	—	RUS
韓国	20,332	20,753	21,502	75.6	76.1	76.5	KOR
オーストラリア	11,467	11,800	12,385	90.6	90.4	91.0	AUS
ニュージーランド	2,189	2,230	2,279	80.2	79.9	80.4	NZL
自営業主				Employers and persons working on own account			
	千人		thousands	対就業者割合	% of total employment		
日本	5,260	5,210	5,140	7.9	7.8	7.6	JPN
アメリカ	9,253	9,957	—	6.3	6.5	—	USA
カナダ	1,502	1,429	1,409	8.3	7.5	7.2	CAN
イギリス	—	—	—	—	—	—	UK
ドイツ	—	3,551	3,589	—	8.6	8.4	DEU
フランス	3,274	3,399	3,617	12.1	12.3	12.8	FRA
イタリア	4,889	4,699	4,765	21.3	20.8	20.6	ITA
オランダ	1,515	1,430	—	16.9	15.4	—	NLD
デンマーク	232	246	248	8.1	8.5	8.3	DNK
スウェーデン	488	514	526	9.6	10.0	10.0	SWE
フィンランド	330	356	338	13.0	13.8	12.8	FIN
ノルウェー	161	126	126	6.0	4.5	4.4	NOR
ロシア	4,503	—	—	6.4	—	—	RUS
韓国	e 5,531	e 5,513	e 5,632	e 20.6	e 20.2	e 20.0	KOR
オーストラリア	1,170	1,223	1,207	9.2	9.4	8.9	AUS
ニュージーランド	515	532	533	18.9	19.1	18.8	NZL

e) 推計値。

e) Estimated.

第 3-7 表 従業上の地位別就業者数（続き）

Table 3-7: Employment by professional status (*cont.*)

	2020年	2021	2022	2020	2021	2022	
無賃家族従業者				Unpaid family workers			
	千人		thousands	対就業者割合	% of total employment		
日本	1,400	1,390	1,330	2.1	2.1	2.0	JPN
アメリカ	84	107	—	0.1	0.1	—	USA
カナダ	23	17	18	0.1	0.1	0.1	CAN
イギリス	100	87	81	0.3	0.3	0.2	UK
ドイツ	—	147	131	—	0.4	0.3	DEU
フランス	74	96	92	0.3	0.3	0.3	FRA
イタリア	269	225	211	1.2	1.0	0.9	ITA
オランダ	34	34	—	0.4	0.4	—	NLD
デンマーク	11	10	u 9	0.4	0.4	u 0.3	DNK
スウェーデン	14	28	26	0.3	0.6	0.5	SWE
フィンランド	10	19	30	0.4	0.8	1.1	FIN
ノルウェー	—	u 6	—	—	u 0.2	—	NOR
ロシア	266	—	—	0.4	—	—	RUS
韓国	1,042	1,007	956	3.9	3.7	3.4	KOR
オーストラリア	27	25	21	0.2	0.2	0.2	AUS
ニュージーランド	21	22	17	0.8	0.8	0.6	NZL

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable

出典： OECD (<https://stats.oecd.org>) "Employment by activities and status (ALFS)" 2023年10月現在

注： 軍人を除く。自営業主と無賃家族従業者の対就業者割合は、JILPTによる算出。

第 3-8 表 就業者に占める短時間労働者の割合

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	%
男女計									Total
日本 1)	18.3	20.2	22.7	23.9	25.2	25.8	25.6	25.1	JPN
アメリカ 2)	12.8	14.1	13.3	12.7	12.4	11.7	11.7	11.7	USA
カナダ 3)	18.4	19.6	19.0	19.0	19.1	18.0	18.4	18.2	CAN
イギリス 4)	22.9	24.6	24.0	23.6	23.4	22.5	21.7	21.9	UK
ドイツ 4)	21.5	21.8	22.4	22.0	22.0	22.5	22.1	22.2	DEU
フランス 4)	13.2	13.7	14.4	14.0	13.4	13.1	13.8	13.1	FRA
イタリア 4)	14.7	16.4	18.7	17.9	17.9	17.9	17.0	16.5	ITA
オランダ 4)	35.6	37.1	38.5	37.3	37.0	36.9	36.0	35.1	NLD
デンマーク 4)	17.3	19.2	20.0	18.7	18.6	18.1	16.6	17.1	DNK
スウェーデン 3)	13.5	14.5	14.1	13.5	13.7	14.1	11.9	11.8	SWE
フィンランド 5)	11.2	12.5	13.4	14.1	14.6	14.1	17.1	17.3	FIN
ノルウェー 6)	20.8	20.4	20.1	19.3	19.9	19.6	20.3	20.4	NOR
ロシア	5.6	4.3	4.2	3.9	4.0	4.1	—	—	RUS
韓国 7)	8.9	10.6	10.5	12.2	14.0	15.4	16.1	16.4	KOR
オーストラリア 8)	24.0	24.8	25.2	25.6	25.5	—	—	—	AUS
ニュージーランド 2)	21.6	21.8	21.4	20.5	19.5	19.7	20.0	19.1	NZL
メキシコ 3)	16.3	18.2	18.1	17.0	17.6	17.7	17.9	17.0	MEX
男									Male
日本 1)	8.8	10.4	12.0	12.7	14.2	15.0	15.0	14.3	JPN
アメリカ 2)	7.8	9.3	8.8	8.4	8.3	8.0	7.9	8.0	USA
カナダ 3)	10.9	12.4	12.4	12.6	13.1	12.3	13.0	12.4	CAN
イギリス 4)	9.5	11.6	11.9	11.7	11.8	11.5	11.3	11.8	UK
ドイツ 4)	7.3	7.8	9.3	9.3	9.5	10.0	10.1	10.4	DEU
フランス 4)	5.0	5.7	6.9	7.1	6.9	6.9	7.3	7.3	FRA
イタリア 4)	5.3	6.3	8.5	7.8	7.8	8.0	7.9	7.3	ITA
オランダ 4)	15.3	17.2	19.5	19.2	19.4	19.4	19.3	19.7	NLD
デンマーク 4)	11.7	13.5	15.0	13.7	14.0	13.8	12.6	12.7	DNK
スウェーデン 3)	8.5	10.1	10.6	10.2	10.5	11.4	9.2	9.4	SWE
フィンランド 5)	7.9	9.2	10.6	10.7	10.7	11.3	13.3	13.2	FIN
ノルウェー 6)	10.0	11.5	12.3	11.7	12.6	13.0	13.6	14.0	NOR
ロシア	3.9	3.0	2.9	2.7	3.0	3.1	—	—	RUS
韓国 7)	6.4	7.2	6.8	7.8	8.9	10.4	10.7	11.1	KOR
オーストラリア 8)	12.0	13.5	14.3	15.0	15.3	—	—	—	AUS
ニュージーランド 2)	10.0	11.3	11.1	11.2	10.6	11.2	11.5	11.0	NZL
メキシコ 3)	10.1	12.2	12.3	11.3	11.7	12.4	12.5	11.6	MEX

第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合（続き）

Table 3-8: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	%
女									Female
日本 1)	31.7	33.9	36.9	38.3	39.1	39.5	39.0	38.5	JPN
アメリカ 2)	18.3	19.2	18.0	17.2	16.8	15.7	15.7	15.6	USA
カナダ 3)	27.0	27.5	26.3	26.0	25.7	24.4	24.3	24.6	CAN
イギリス 4)	38.5	39.3	37.7	36.9	36.2	34.5	33.0	32.9	UK
ドイツ 4)	38.8	38.2	37.4	36.6	36.3	36.7	35.8	35.7	DEU
フランス 4)	22.6	22.5	22.3	21.4	20.4	19.7	20.5	19.2	FRA
イタリア 4)	28.8	31.0	32.8	31.8	31.7	31.4	29.5	29.1	ITA
オランダ 4)	60.7	60.6	60.7	58.0	56.9	56.8	54.6	52.3	NLD
デンマーク 4)	23.9	25.4	25.8	24.4	23.8	23.1	21.2	22.1	DNK
スウェーデン 3)	19.0	19.4	18.0	17.2	17.3	17.1	15.0	14.6	SWE
フィンランド 5)	14.8	16.0	16.4	17.8	18.7	17.2	21.1	21.6	FIN
ノルウェー 6)	32.9	30.2	28.8	27.7	28.0	27.1	27.9	27.5	NOR
ロシア	7.4	5.6	5.6	5.2	5.2	5.2	—	—	RUS
韓国 7)	12.4	15.5	15.8	18.2	20.8	22.1	23.2	23.3	KOR
オーストラリア 8)	38.7	38.6	38.0	37.5	37.1	—	—	—	AUS
ニュージーランド 2)	35.1	33.7	33.1	31.1	29.5	29.3	29.4	28.2	NZL
メキシコ 3)	27.2	28.1	27.5	26.1	26.9	26.2	26.4	25.2	MEX

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of FTPT employment - common definition" 2023年8月現在

注： 本表における短時間労働者は、原則、週30時間未満の者を指す。

- 1) すべての仕事における実労働時間が対象。有給・無給の休憩時間は含まれない。ただし、鉱業の鉱山労働者の休憩時間や運送業の待機時間は含む。通常業務を行わない宿直の時間は含まない。
- 2) Dependent employment。すべての仕事における通常の労働時間が対象。
- 3) 主たる仕事における通常の労働時間が対象。
- 4) 通常の労働時間（所定外労働時間、残業時間を含む）が対象。主な食事休憩と移動時間は除く。
- 5) すべての仕事における通常の労働時間が対象。
- 6) すべての仕事における通常の労働時間（所定の、若しくは契約で定められた時間）が対象。所定外労働時間は含まず。
- 7) すべての仕事における実労働時間が対象。
- 8) すべての仕事における通常の労働時間が対象（直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む）。

第3-9表 短時間労働者に占める女性の割合

Table 3-9: Gender share of part-time employment

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
	women's share, %								
日本 1)	71.8	70.3	69.8	70.1	68.5	67.4	67.4	68.4	JPN
アメリカ 2)	68.4	66.3	65.5	65.5	65.4	64.5	64.9	64.4	USA
カナダ 3)	68.5	67.0	65.7	65.0	64.0	64.0	62.7	64.4	CAN
イギリス 4)	77.8	75.0	73.7	73.8	73.4	73.3	72.9	71.9	UK
ドイツ 4)	81.4	80.9	77.9	77.4	77.0	76.4	75.7	75.1	DEU
フランス 4)	79.5	78.1	75.2	73.8	73.5	73.2	72.9	71.5	FRA
イタリア 4)	78.3	77.1	73.5	74.8	74.9	74.0	73.1	74.6	ITA
オランダ 4)	76.3	75.0	72.7	72.5	72.1	72.1	71.7	70.3	NLD
デンマーク 4)	64.0	63.2	60.3	61.1	59.8	59.4	59.7	60.8	DNK
スウェーデン 3)	67.1	63.0	60.7	60.5	59.8	57.3	59.1	57.9	SWE
フィンランド 5)	63.6	62.2	59.5	60.8	61.8	58.5	59.3	60.5	FIN
ノルウェー 6)	74.6	70.6	67.8	67.8	66.5	65.0	64.7	63.6	NOR
ロシア	65.3	64.3	64.9	64.7	62.4	61.6	—	—	RUS
韓国 7)	57.9	60.3	62.6	63.2	63.5	60.8	61.8	61.3	KOR
オーストラリア 8)	72.4	70.4	69.6	68.8	68.3	—	—	—	AUS
ニュージーランド 2)	75.1	72.5	72.4	71.1	71.3	69.8	69.6	69.9	NZL
メキシコ 3)	60.9	58.1	57.8	58.9	59.7	57.3	57.6	59.2	MEX

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of FTPT employment - common definition" 2023年8月現在

注：短時間労働者の定義及び各国注については、「第3-8表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.128)を参照。

第 3-10 表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-10: Share of temporary employment

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
日本 1)	14.1	13.9	7.6	13.0	13.0	12.8	12.4	12.3	JPN
アメリカ 2)	4.2	—	—	4.0	—	—	—	—	USA
カナダ 3)	13.2	13.5	13.5	13.4	12.8	11.5	12.0	11.9	CAN
イギリス 4)	5.8	6.1	6.2	5.6	5.2	5.4	5.6	5.4	UK
ドイツ 4)	14.2	14.5	13.1	12.6	12.0	10.9	11.5	12.4	DEU
フランス 4)	13.9	15.1	16.7	16.7	16.3	15.4	15.1	16.2	FRA
イタリア 4)	12.2	12.7	14.0	17.0	17.0	15.1	16.4	16.8	ITA
オランダ 4)	15.5	18.5	20.2	21.5	20.3	18.0	27.4	27.7	NLD
デンマーク 4)	9.8	8.4	8.6	10.6	10.6	10.8	10.8	10.8	DNK
スウェーデン 4)	15.8	16.4	17.2	16.8	16.6	15.4	15.2	15.7	SWE
フィンランド 5)	16.6	15.6	15.4	16.5	15.8	14.9	16.6	17.2	FIN
ノルウェー 6)	9.5	8.4	8.1	8.4	8.0	7.8	9.3	8.5	NOR
ロシア 7)	12.2	9.1	9.0	7.8	8.0	7.5	—	—	RUS
韓国 8)	27.3	22.9	22.2	21.2	24.4	26.1	28.3	27.3	KOR
オーストラリア 9)	6.7	5.2	5.4	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	—	—	—	7.8	7.7	7.6	8.0	7.1	NZL

出典：〔日本〕総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

〔その他〕 OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of permanent employment" 2023年8月現在

注：テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 全産業。本表における日本のテンポラリー労働者は、2017年迄は「臨時雇」と「日雇」の計、2018年以降は雇用契約期間が1年以下の者を対象とし、雇用者に対する割合をJLPTにおいて算出。また、2013年に調査票の変更があり、それ以前のデータとは接続しない。
- 2) 対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。2018年の欄は2017年の数値。
- 3) 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者が対象。
- 4) 労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者のうち主たる仕事または軍従事者が対象。
- 6) 主たる仕事が次の条件の労働者が対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) 期間の定めのある仕事に従事する労働者が対象。具体的には、季節雇用、試用期間、有期雇用契約、派遣・請負業者を介した雇用、臨時雇用の労働者、養成訓練生、オンコールワーカーなど。
- 8) 期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 9) 期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年未満の臨時・季節労働者が対象。2005年の欄は2006年の数値。

第3-11表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合

Table 3-11: Share of temporary employment by sex and age group

	計	男	女	15～24	25～54	55～64	65歳～	年齢階級
2022年								%
日本	12.3	9.0	16.3	11.2	8.3	18.7	26.3	JPN
アメリカ 1)	4.0	4.1	3.8	8.2	3.3	2.9	4.6	USA
カナダ	11.9	10.7	13.2	29.8	8.5	8.0	16.9	CAN
イギリス	5.4	4.9	6.0	14.4	3.8	4.8	9.2	UK
ドイツ 2)	12.4	12.6	12.2	50.8	9.3	3.0	10.6	DEU
フランス	16.2	15.6	16.7	55.7	12.0	8.0	27.0	FRA
イタリア	16.8	15.7	18.2	59.5	16.1	7.6	10.2	ITA
オランダ	27.7	26.0	29.5	64.4	21.5	10.5	30.0	NLD
デンマーク	10.8	9.5	12.0	33.4	8.1	2.2	12.4	DNK
スウェーデン	15.7	13.9	17.5	54.8	10.7	6.6	46.0	SWE
フィンランド	17.2	14.8	19.6	44.5	14.1	9.6	40.0	FIN
ノルウェー	8.5	7.4	9.8	26.1	6.5	2.3	8.5	NOR
ロシア 2)	7.5	9.5	5.4	20.5	6.9	5.8	8.5	RUS
韓国	27.3	24.5	30.7	33.8	19.1	34.4	70.0	KOR
オーストラリア 1)	5.3	4.7	5.9	5.5	5.5	4.3	4.3	AUS
ニュージーランド	7.1	5.8	8.5	17.7	4.7	4.3	11.2	NZL
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

出典：〔日本〕総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

〔その他〕OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of permanent employment" 2023年8月現在

注：各国のテンポラリー労働者の定義については「第3-10表 テンポラリー労働者の割合」（p.131）を参照。

1) 2017年値。

2) 2020年値。

第 3-12 表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-12: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
日本	1.5	2.0	2.0	2.4	2.0	2.3	2.3	2.9	JPN
アメリカ	1.8	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.6	1.8	USA
カナダ	0.6	0.7	—	—	—	—	—	—	CAN
イギリス	3.0	3.8	4.1	5.1	3.4	3.0	2.9	3.1	UK
ドイツ	2.0	2.4	2.4	1.9	2.4	1.9	1.7	2.3	DEU
フランス	2.0	2.1	2.2	2.6	2.9	2.9	2.3	2.9	FRA
イタリア	0.9	1.2	1.3	1.2	1.6	1.5	1.2	1.6	ITA
オランダ	2.5	3.0	3.3	3.3	3.3	3.0	2.6	3.7	NLD
ベルギー	1.9	2.2	2.4	2.5	2.5	2.4	2.1	2.5	BEL
ルクセンブルク	1.9	2.8	3.0	—	—	1.2	0.4	1.8	LUX
デンマーク	0.8	0.7	—	0.9	0.8	0.4	0.2	0.5	DNK
スウェーデン	1.3	1.5	—	1.1	2.0	2.0	1.2	2.1	SWE
フィンランド	0.9	1.2	1.3	1.6	1.6	1.6	0.5	2.0	FIN
ノルウェー	0.9	1.1	1.1	1.3	1.1	1.0	1.1	1.0	NOR
オーストリア	1.6	1.8	—	1.8	2.0	1.7	1.7	1.8	AUT
スペイン	0.5	0.6	0.5	0.7	0.8	0.8	0.7	0.8	ESP
ポルトガル	1.7	2.0	—	—	—	1.1	0.4	1.1	PRT
韓国	0.4	—	—	—	—	—	—	—	KOR
オーストラリア	2.7	3.6	—	2.7	2.7	2.7	2.0	2.8	AUS
ニュージーランド	0.3	3.3	—	—	1.5	1.4	—	1.5	NZL
ブラジル	1.0	0.8	0.8	0.6	0.5	1.8	0.3	0.3	BRA
メキシコ	0.1	0.9	—	—	—	—	—	0.0	MEX

出典：The World Employment Confederation（2023.4）*Economic Report 2023*及び各年版

注： Agency work penetration rate. フルタイム換算された派遣労働者の就業者に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

参考：労働力調査を用いた場合の日本の派遣労働者割合

Reference: Proportion of temporary agency workers based on Japanese Labour Force Survey

	2018年	2019	2020	2021	2022
					%
役員を除く雇用者に占める派遣労働者の割合 a)	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6
就業者に占める派遣労働者の割合 b)	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2

a) % of total employee, excl. executive of company or corporation; b) % of total employed person.

出典：総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

注：表中の派遣労働者は、「労働者派遣事業所の派遣社員」を指す。割合はJILPTによる算出。

第 3-13-1 表 勤続年数別雇用者割合

Table 3-13-1: Composition of employees by length of service

	1年未満 less than 1 year	1-2	3-4	5-9	10-14	15-19	20年以上 20 or more years	
2022年								%
日本 1)	7.6	13.9	12.1	19.9	13.4	10.8	22.3	JPN
アメリカ 2)	24.3	10.9	17.9	19.9	9.7	6.4	10.8	USA
	1か月未満 less than 1 month	1-5	6-11か月 6-11 mos.	1-2年 1-2 yrs.	3-4	5-9	10年以上 10 or more years	
アメリカ 3)	—	14.9	9.3	10.9	17.9	19.9	27.0	USA
カナダ 3)	—	11.2	10.2	19.9	13.0	16.4	29.3	CAN
イギリス 3)	1.3	9.1	8.9	19.0	14.0	18.0	29.7	UK
ドイツ 3)	1.8	7.3	8.2		44.9		37.8	DEU
フランス 3)	1.9	8.2	8.4		40.6		40.9	FRA
イタリア 3)	1.3	6.8	6.3		39.5		46.1	ITA
オランダ 3)	2.4	10.9	11.1		46.1		29.5	NLD
ベルギー 3)	1.4	6.3	6.7		42.7		42.9	BEL
デンマーク 3)	2.0	11.0	11.2		50.8		25.0	DNK
スウェーデン 3)	2.1	10.2	9.5		49.5		28.7	SWE
フィンランド 3)	3.0	11.5	9.6		45.0		30.9	FIN
ノルウェー 3)	1.9	9.0	9.7		47.2		32.2	NOR
スペイン 3)	2.5	9.8	8.1		39.7		40.0	ESP
韓国 3)	6.0	13.8	11.1	20.9	11.8	14.9	21.6	KOR

出典： [日本] 厚生労働省（2023.3）「2022年賃金構造基本統計調査」

[アメリカ（上段）]：連邦労働統計局(BLS)（2022.9）*Employee Tenure in 2022*

[その他] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Employment by job tenure intervals" 2023年9月現在

注 1) 2022年6月末時点における、民営事業所の常用労働者が対象。短時間労働者を除く。JILPTによる算出。

2) 2022年1月現在。1年以上3年未満の欄は、JILPTによる算出。

3) Dependent employmentが対象。

第 3-13-2 表 性別・年齢階級別勤続年数

Table 3-13-2: Length of service by sex and age group

	計	男	女	15～24	25～54	55～64	65歳～	年齢階級
2022年								年、years
日本 1)	12.3	13.7	9.8	2.1	11.5	19.7	16.4	JPN
アメリカ 2)	4.1	4.3	3.8	—	—	9.8	9.9	USA
イギリス	9.5	9.6	9.3	1.9	8.8	16.5	19.2	UK
ドイツ	9.7	9.9	9.6	1.1	8.1	18.2	11.8	DEU
フランス	10.2	10.2	10.3	0.9	9.0	19.5	50.2	FRA
イタリア	11.3	11.3	11.2	1.0	9.4	20.0	15.4	ITA
オランダ	7.4	7.8	7.1	1.0	6.8	16.3	24.6	NLD
ベルギー	10.3	10.1	10.5	0.9	8.7	20.4	11.7	BEL
デンマーク	6.4	6.7	6.1	1.0	5.1	13.1	16.4	DNK
スウェーデン	7.9	7.7	8.0	0.8	6.4	15.2	21.8	SWE
フィンランド	7.6	7.7	7.5	0.7	6.4	15.5	17.4	FIN
ノルウェー	8.0	8.1	8.0	0.9	6.6	16.6	18.0	NOR
スペイン	9.8	10.0	9.6	0.7	8.2	18.8	15.4	ESP
韓国	6.0	7.0	4.8	0.9	6.3	8.1	3.6	KOR
	Total	Male	Female	15-24	25-54	55-64	65+	Age group

出典： [日本] 厚生労働省（2023.3）「2022年賃金構造基本統計調査」

[アメリカ] 連邦労働統計局(BLS)（2022.9） *Employee Tenure in 2022*

[その他] OECD.Stat “Employment by job tenure intervals (Dependent employment)” 2023年9月現在

注： アメリカは中位数、その他の国は平均年数。欧州及び韓国はDependent employmentが対象。

1) 2022年6月末時点における、民営事業所の常用労働者が対象。短時間労働者を除く。年齢階級別はJILPTにおいて算出。

2) 2022年1月現在。16～54歳の小区分公表値は次のとおり。

16～17歳：0.7年、18～19歳：0.7年、20～24歳：1.2年、25～34歳：2.8年、35～44歳：4.7年、45～54歳：6.9年。

第 3-14 表 青少年の転職に対する考え方

Table 3-14: Youth's views on job changes

調査年		つらくても 転職せず 一生一つ の職場で 働き続ける べき	できるだけ 転職せずに 同じ職場で 働きたい	職場に強い 不満があれば 転職もや むを得ない	職場に不 満があれば 転職する方 がよい	自分の才 能を生かす ため積極 的に転職す る方がよい	わからな い・無回 答	%
日本	2018	4.4	23.6	26.4	22.8	10.1	12.6	JPN
	2013	4.8	31.5	28.6	14.2	8.5	12.4	
	2008	12.5	—	57.5	17.2	10.7	2.1	
	2003	10.3	—	53.0	17.9	14.2	4.6	
アメリカ	2018	15.6	24.8	23.5	21.4	4.6	10.1	USA
	2013	7.2	28.0	28.6	21.5	4.1	10.6	
	2008	6.4	—	20.6	54.5	14.3	4.2	
	2003	2.5	—	21.9	56.2	15.0	4.4	
イギリス	2018	8.6	22.3	29.0	24.5	3.5	12.1	UK
	2013	7.1	22.4	28.3	28.2	3.3	10.6	
	2008	2.4	—	20.6	55.3	17.0	4.7	
ドイツ	2018	7.1	17.4	30.0	33.7	5.1	6.8	DEU
	2013	3.5	15.3	34.5	35.9	4.6	6.2	
	2003	2.1	—	34.4	49.2	11.1	3.1	
フランス	2018	9.1	19.2	29.0	20.6	11.6	10.7	FRA
	2013	3.9	25.2	30.3	18.8	12.0	9.7	
	2008	4.8	—	32.3	45.7	15.6	1.5	
スウェーデン	2018	8.0	15.5	22.2	38.5	6.5	9.3	SWE
	2013	1.7	14.7	20.4	47.4	7.2	8.6	
	2003	0.8	—	6.1	49.7	42.0	1.5	
韓国	2018	3.9	33.9	19.6	20.7	13.3	8.5	KOR
	2013	4.5	43.7	18.5	19.2	9.6	4.5	
	2008	10.4	—	35.3	22.1	29.4	2.8	
	2003	8.4	—	43.0	19.0	27.7	1.9	
Survey year		a	b	c	d	e	f	

a) One should stay at the same place of work for one's entire career, no matter how hard that might be; b) I would prefer to stay at the same place of work, without changing jobs, if possible; c) Changing jobs is unavoidable if one feels strong dissatisfaction with one's place of work; d) It is better to change jobs if one feels dissatisfaction with one's place of work; e) Even if one does not feel dissatisfaction, it is better to aggressively change jobs for the purpose of applying one's talents; f) Don't know.

出典： [2013年以降] 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（2013年度・2018年度）」
[2008年以前] 内閣府「世界青年意識調査（第7回・第8回）」

注： 2013年以降の調査は13～29歳が対象、2008年以前の調査は18～24歳が対象。

第 3-15 表 高齢者の退職年齢

Table 3-15: Retirement age of older persons

回答者の 年齢	退職した年齢						%
	まだ仕事を 辞めていない	50歳未満	50～59	60～64	65～69	70～	
							JPN
日本							
60-64	52.2	14.6	16.3	16.3	—	—	
65-69	30.1	14.6	16.1	22.7	15.0	—	
70-74	23.3	8.9	12.7	31.4	18.2	5.2	
75-79	10.1	10.6	12.6	31.4	20.3	15.0	
80+	7.6	8.5	12.1	30.9	20.2	19.7	
							USA
アメリカ							
60-64	45.6	11.2	20.6	17.2	0.6	—	
65-69	20.0	4.2	18.6	34.1	20.0	—	
70-74	11.8	3.5	14.3	34.0	26.6	8.9	
75-79	10.3	3.0	18.8	26.1	26.1	14.5	
80+	3.2	3.8	21.0	27.4	23.7	19.4	
							DEU
ドイツ							
60-64	52.3	9.4	12.8	20.3	—	—	
65-69	12.9	2.4	11.0	45.0	28.7	—	
70-74	7.4	4.0	12.9	47.5	25.2	3.0	
75-79	2.1	5.3	11.2	46.8	30.9	3.7	
80+	1.9	7.6	17.0	41.5	24.5	7.5	
							SWE
スウェーデン							
60-64	71.7	0.7	3.8	18.1	—	—	
65-69	10.8	0.3	3.5	33.7	51.4	—	
70-74	1.8	0.9	3.6	34.9	51.6	6.3	
75-79	0.9	0.4	6.1	37.8	47.0	6.5	
80+	0.4	0.4	7.8	40.8	42.0	7.1	
Respondents' age	still at work	under 50	50-59	60-64	65-69	70 years old or over	
Retirement age							

出典： 内閣府（2021.3）「2020年度 第9回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」

注 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1000人を調査対象としている。2020年12月～2021年1月に実施。

2) 「収入を伴う仕事を辞めたのは何歳のときか」という設問に対する回答。

第 3-16 表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

	主な業務内容、管理運営機関
日本	・公共職業安定所（ハローワーク）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 ・公共職業安定所の設置数は全国で544所。本所436所、出張所95所、分室13室（2023年4月現在）
アメリカ	・公共職業安定所（連邦法に基づき各州が設置・運営）が職業紹介等を直接実施。
イギリス	・公共職業安定機関（ジョブセンタープラス）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
ドイツ	・連邦雇用エージェンシー(BA)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。
フランス	・雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。 ・なお、雇用局(Pôle emploi)は、2009年1月に、国立雇用紹介所(ANPE)と失業給付機関(UNEDIC)が統合されて創設されたワンストップセンター。2024年1月1日付で雇用局は、政府が掲げる「2027年までに完全雇用の実現」という目標達成に向けて就業促進の機能を強化し、「フランス・トラバユ (France Travail)」に改称された。
中国	・公共職業紹介機関（職業紹介所）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施。職業紹介所は「就職促進法」（2007年）に基づき各省、市、自治区、県などが設置・運営している。「インターネットプラス政策」によって、2016年よりインターネットやスマートフォンを介した公共職業安定業務のオンラインサービスを拡充。
韓国	・全国的な組織網を持つ雇用福祉プラスセンター及び雇用支援センターが、職業紹介、就業支援、雇用保険管理及び職業訓練などの雇用支援に係る業務を実施。

出典：[日本] 厚生労働省、[アメリカ] 連邦労働省 [イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 連邦雇用エージェンシー(BA)、[フランス] 雇用局(Pôle emploi)等、[中国] 人力資源・社会保障部等、[韓国] 雇用労働部等

注：2023年確認時点。欧米先進国において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。

第 3-17 表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

	日本	アメリカ
根拠法・定義	- 労働者派遣法（1985年制定、直近の改正は2021年） - 労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう（法第2条）	- 連邦法レベルでは、判例、内国歳入法、公正労働基準法、雇用機会均等法、社会保険、労使関係、安全衛生等の各種法令・規則・通達等により、包括的に雇用主としての義務を課している - 州レベルでは、届出・登録を求める規制もみられる（マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州等）
制度概要	- 派遣元事業主はすべて許可制 - 業務による区別無く、すべての業務（製造業を含む）の派遣期間は上限3年 - 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務は原則禁止（注1） - 派遣先企業は、すべての業務で3年ごとに派遣労働者を入れ替えなければならない。3年を超えて派遣労働者を使用する場合、過半数労組等の意見を聴取し、異なる派遣労働者に替えて使用する。同じ派遣労働者を使用する場合、別の業務（部署）において使用する必要あり - 派遣事業者に「雇用安定措置」を義務付け。3年に達した派遣労働者に対し、①派遣先企業へ直接雇用の依頼、②新たな派遣先の紹介、③自社で無期限に雇用するなどの雇用促進措置を講じる必要あり - 日雇派遣の原則禁止（注2） - グループ企業内派遣の8割規制 - 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止 - 派遣先企業が違法派遣（注3）を受け入れた場合、その時点で、派遣先から派遣元事業主との労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる	- 派遣業界団体は、アメリカ人材派遣業協会 (ASA) 1938年公正労働基準法(Fair Labor Standard Act of 1938)下の連邦規則集(29 C.F.R. §791.2) 共同雇用(Joint Employment)に関する雇用主の義務に関し、連邦労働省の1968年の意見書により人材派遣業が適用対象となった。このため、人材派遣企業は雇用主としての義務を負っている
現状・実績	- 派遣労働者数：149万人 - 男女比：男性39.6%、女性60.4%（2022年労働力調査（詳細集計）、総務省）	- 派遣労働者数：135万6千人 - 男女比：男性52.3%、女性47.7% - 雇用者に占める割合：0.9%（2017年、BLS）

- 注 1) 紹介予定派遣の場合等は可能。紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているもの。一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われる。
- 2) 適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れがないと認められる業務の場合雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外。ここでいう日雇派遣は、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣。
- 3) 違法派遣とは、①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合、②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合、③期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合、④いわゆる偽装請負の場合をいう。

第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス
根拠法	1973年職業紹介法ほか	1972年労働者派遣法 (AÜG)	労働者派遣に係る1990年7月12日法 (最初の労働者派遣を規制する法律の制定は1972年1月3日。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)
制度概要	- 派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約又は役務の提供に関する契約に基づき、一時的に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す - 取扱職種・派遣期間、事由の制限は設けられていない。ただし、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある 2010年派遣労働者規則により、派遣期間が12週間超の派遣労働者について派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定	- 労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業（ただし、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能） - 派遣期間上限18か月（ただし、労働協約による逸脱可能） - 同一派遣先企業での均等待遇原則の強化（9か月以内。ただし、労働協約による逸脱可能） - ストライキ代替労働者（スト破り）としての労働者派遣利用禁止 - 請負契約の濫用防止	- 営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財務的保証が必要 - 禁止事由：①争議参加労働者の代替(労働法典 L1251-10条)、②危険業務(L1251-10条)、③経済的解雇実施後の6か月間(L1251-9条)、④派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(L1251-9条)（注4） - 恒常的業務にかかわる派遣労働の利用は禁止。利用事由：①代替要員の補充(L1251-6条)、②企業の業務量の一時的変化への対応(L1251-6条)、③本来的に一時的な業務（季節労働等）(L1251-6条)、④訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働(L1251-7条) — のいずれかでなければならない - 派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで（注5） - 派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり - 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり 2005年1月18日可決の社会統合計画法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大（職業紹介の解禁）(L5311-4) - 労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体はPRISME
現状・実績	- 派遣労働者数：23.5万人 - 男女比：男性49%、女性51%（2023年4-6月期、労働力調査）	- 派遣労働者数：約83万人強 - 男女比：男性70%、女性30%（2022年平均、連邦雇用エージェンシー派遣報告2023）	- フルタイム労働者数換算：約79万7千人（注6） - 主な業種：製造34.9%、サービス46.8%、建設17.7%、農林水産0.5%（2023年第2四半期）

注 4) 代替労働、緊急作業の場合を除く。

5) 更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。

6) 全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したものの、すなわち派遣労働者が、年間を通じ、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数(Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein)。Anne-Lise Birotteau (Dares) (2023.9) *L'emploi intérimaire continue à baisser au 2e trimestre 2023 (-0,5%)* 参照。

第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	中国	
根拠法	労働契約法（2008年制定、2013年改正）、労務派遣暫定規定（2014年3月施行）	
制度概要	- 派遣労働が可能な業務：臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が6か月を超えない業務」、「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」、「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す - 派遣労働者数は派遣先が使用する労働者数の10%を超えてはならない - 派遣労働者は派遣先の労働者と同一の労働に対して同一の賃金を享受する権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して、同等の職務を行う者と同一の賃金を支給しなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は、この規定に適合するものでなければならない	- 派遣事業を行うための最低登録資本金は200万元。行政の認可も必要 - 労働契約法が定める規定に違反した場合、派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合、派遣元企業に対して、派遣労働者1人につき5000元以上1万元以下の罰金が科される
現状・実績	- 派遣労働者数：3700万人 「国民経済産業分類」（2011年公布）の20分類のうち、16分類の産業で派遣労働者が使用されている - 出稼ぎ労働者の割合：52.6%、平均年齢：31.4歳、30歳以下の割合：54.2% - 平均賃金：2508.06元（2011年5月） - 派遣労働者の割合が高い産業：建築業36.2%、情報通信業17.9%、電力・ガス・水道15.3% - 派遣労働者の割合が高い企業：国有企業16.2%、外資企業 14.0%（注7）	

注 7) 2011年推計値。出典は、中華全国総工会（2012.6）「派遣労働者の雇用に関する現状調査」。

第 3-17 表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	韓国	
根拠法	派遣労働者の保護等に関する法律（1998年制定）	
制度概要	・許可制： 労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない ・対象業務： ①派遣対象業務：製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験又は業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務（現在はコンピュータ専門家の業務等32業務） ②一時許可業務：出産・疾病・負傷などで欠員が生じた場合または一時的・断続的に人材を確保する場合における派遣禁止業務以外の全ての業務 ・絶対禁止業務： 建設工事現場・荷役・船員等の業務 ・派遣期間制限： ①派遣対象業務：原則1年まで。ただし、1回に限り最長1年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は2年を超えることができない。なお、高齢者（55歳以上）について、2年を超えて派遣期間を延長できる ②一時許可業務：出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、最長6か月以内の期間	・均等待遇： 派遣元と派遣先は、派遣労働者であることを理由に派遣先事業所の同種又は類似の業務を行う労働者と比べて差別的処遇をしてはならない。派遣労働者は、差別的処遇を受けた場合、労働委員会にその是正を申請できる ・直接雇用業務： 次のような不法派遣の場合は、派遣労働の期間にかかわらず、派遣先が派遣労働者を直接雇用する義務が生じる ①派遣対象業務以外の業務（一時許可業務を除く）に派遣労働者を使用した場合 ②絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合 ③派遣対象業務で2年を超えて継続的に派遣労働者を使用した場合 ④雇用労働部長官の許可を得ていない派遣事業者から労働者派遣による役務の提供を受けた場合 ⑤出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超えて派遣労働者を使用した場合 ⑥一時的・断続的事由の派遣で、6か月を超えて派遣労働者を使用した場合 ⑦不許可又は重要事項変更の届出をせずに派遣労働者を使用した場合
現状・実績	・派遣労働者数：9万1242人（派遣対象業務8万3831人、一時的・断続的事由に基づく業務7411人） ・主な職種：事務支援従事者34.6%、個人保護及び関連従事者の業務9.1%、顧客関連事務従事者7.0%、飲食調理従事者16.9% ・派遣期間：1～2年未満28.1%、9か月～1年未満12.8%、6か月～9か月未満11.0%、3か月～6か月18.4%、3か月未満29.7%（2023年上半期）	

出典：[日本] 厚生労働省、総務省統計局、[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2018.6）*Contingent and Alternative Employment Arrangements, May 2017*、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 連邦雇用エージェンシー(BA)、[フランス] 政府公共サービスサイト (Contrat de travail temporaire (intérim), Vérifié le 16 août 2021 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre)、[中国] 人力資源・社会保障部、中華全国総工会等、[韓国] 労働政策研究・研修機構（2012）「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受入期間について」、雇用労働部「2023年上半期労働者派遣事業現況」等

第 3-18 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法	雇用における年齢差別禁止法(ADEA) (注2)	2011年雇用平等（退職年齢規定廃止）規則	一般雇用機会均等法(AGG)など
施行年月	2021年4月（注1）	1967年	2011年4月	2006年8月
定年制	可（60歳以上） 65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、①70歳までの定年引上げ②定年制の廃止③70歳までの継続雇用制度の導入④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入、のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設	原則不可 例外として、特定の業務（パイロットなど）の正常な遂行のため合理的に必要なとされる定年制、高級管理職で一定額以上の退職給付（年金）を受給できる者に対する65歳以上定年制がある	原則不可 ただし、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある	可 AGG10条5項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。また、定年制（労働者が年金受給年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意）は、社会法典第6編(SGB VI)41条を根拠に合法とみなされている
高齢者の解雇に対する特別な保護等	・事業主は、雇用する高年齢者等が1か月以内に5人以上が解雇等により離職する場合は「多数離職届」をハローワークに提出しなければならない ・事業主は、解雇等により離職する高年齢者等が再就職の支援を希望する場合は、職務経歴などの高年齢者等の再就職に資する事項などを明らかにした「求職活動支援書」を作成し、高年齢者等に交付しなければならない	雇用における年齢差別禁止法： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	雇用における年齢差別の禁止： 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている	解雇制限法(KSchG)による高齢者の解雇保護： 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乘せられる

注 1) 改正法の施行年月。60歳定年制は1995年4月より施行。

2) ADEA: Age Discrimination in Employment Act of 1967.

第 3-18 表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典L1132-1条（差別防止に関する一般規定）、L1237-5条など（注3）	労働者の定年・退職に関する国務院の暫定規則 高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月	2008年5月に改正	1978年6月	2013年4月改正法成立
定年制	可（原則として、70歳以上） ただし、67歳以上の者に対して雇用主は退職する意思があるかどうかを確認して、同意が得られれば退職させることができる（注4）	可（男性60歳、女性50歳、女性幹部55歳以上） ただし、1983年に国務院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」（第2条第4項）により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力を持つ専門家」については、国務院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究又は著述活動を継続して行うことができる	可（60歳以上） 2013年の法改正により、従業員300人以上の事業所及び公共機関は2016年より、300人未満の事業所は2017年より、定年年齢を60歳以上とすることが義務化された
高齢者の解雇に対する特別な保護等	整理解雇時における高齢者等への配慮義務： 企業が経済的な理由による解雇（整理解雇）を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない	—	「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている

出典 [日本] 厚生労働省、[アメリカ] アメリカ労働省(DOL)、[イギリス] イギリス議会、ACAS、[ドイツ] ドイツ法律データベース及び労働社会省(BMAS)、[フランス] フランス法律データベース(Légifrance)及びフランス労働省等、[中国] 中国国務院、[韓国] 雇用労働部

注 3) 「差別防止に関する法律(LOI n°2001-1066 du 16 novembre 2001 relative à la lutte contre les discriminations)」により改正。

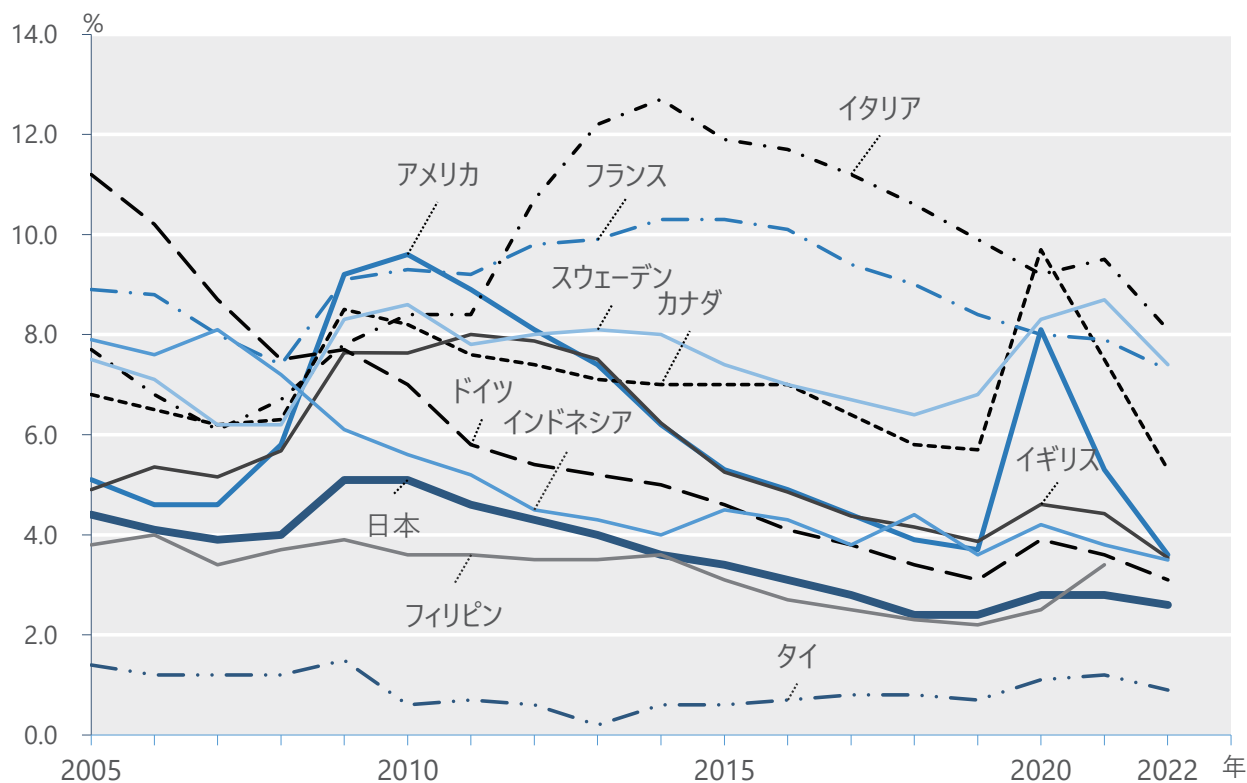
4) 公共サービスサイト(Un employeur peut-il mettre d'office un salarié à la retraite ? Vérifié le 01 septembre 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Première ministre))参照。

4

・失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

4-1 失業率



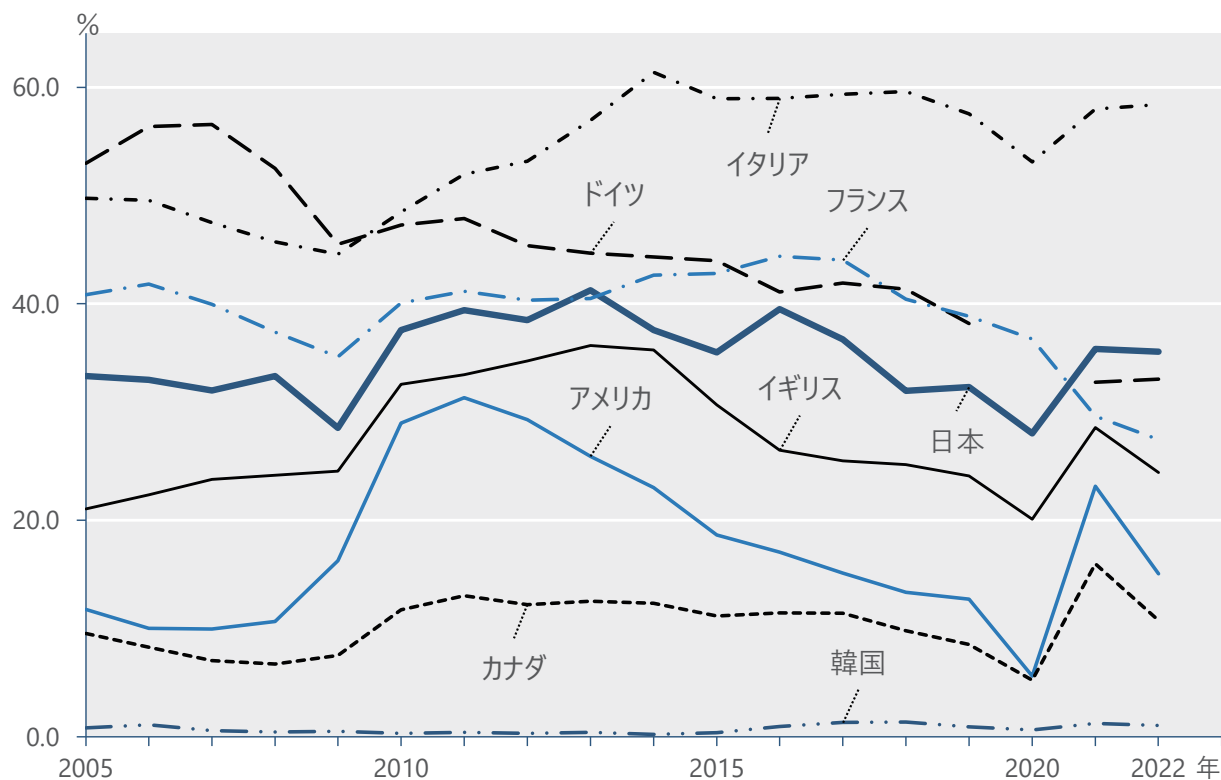
関連表 p.148 「第 4-1 表 失業率」

失業率の推移をみると、大きくは金融危機の影響によるとみられる雇用状況の悪化から、ドイツを除く欧米諸国の失業率は、2010年にかけて上昇した。さらに、欧州では債務危機が追い打ちとなったこともあり、イタリアやフランスでは相対的に失業率が高い状況が続いた。この間、タイ、フィリピン、インドネシアなどのアジア諸国では逆に失業率が低下している。

フランス、イタリアを除く先進諸国では、2010年代を通じて失業率は改善傾向にあったものの、2020年にはコロナ禍の影響により、各国で再び悪化が見られた。ただし、大半の国では、金融危機時に相当する悪化は生じていない。2021年以降は多くの国で失業率は改善している。

各国の失業率の違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4-2 長期失業者の割合



関連表 p.156 「第 4-4 表 長期失業者の割合」

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業期間が1年以上の長期失業者の割合をみると、2022年はイタリアが58.4%と半数超となっているほか、日本が35.6%、ドイツが33.0%、フランスが27.5%、イギリス24.4%などとなっている。

背景には、コロナ禍の影響、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第 4-1 表 失業率

Table 4-1: Unemployment rates

	2005年	2010	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
										%
日本	4.4	5.1	3.4	2.8	2.4	2.4	2.8	2.8	2.6	JPN
アメリカ 1)	5.1	9.6	5.3	4.4	3.9	3.7	8.1	5.3	3.6	USA
カナダ	6.8	8.2	7.0	6.4	5.8	5.7	9.7	7.5	5.3	CAN
イギリス 1)	4.9	7.6	5.3	4.4	4.2	3.9	4.6	4.4	3.5	UK
ドイツ	11.2	7.0	4.6	3.8	3.4	3.1	3.9	3.6	3.1	DEU
フランス	8.9	9.3	10.3	9.4	9.0	8.4	8.0	7.9	7.3	FRA
イタリア	7.7	8.4	11.9	11.2	10.6	9.9	9.2	9.5	8.1	ITA
オランダ	5.9	5.0	6.9	4.8	3.8	3.4	3.8	4.2	3.5	NLD
ベルギー	8.4	8.3	8.5	7.1	6.0	5.4	5.6	6.3	5.6	BEL
ルクセンブルク	4.5	4.4	6.7	5.5	5.6	5.6	6.8	5.2	4.6	LUX
デンマーク	4.8	7.8	6.3	5.8	5.1	5.0	5.6	5.0	4.4	DNK
スウェーデン	7.5	8.6	7.4	6.7	6.4	6.8	8.3	8.7	7.4	SWE
フィンランド	8.4	8.4	9.4	8.6	7.4	6.7	7.8	7.6	6.7	FIN
ノルウェー	4.4	3.5	4.3	4.2	3.8	3.7	4.4	4.4	3.2	NOR
ロシア 2)	7.1	7.4	5.6	5.2	4.8	4.5	5.6	4.7	3.9	RUS
ギリシャ	10.1	12.7	25.0	21.4	19.2	17.0	15.9	14.7	12.4	GRC
スペイン	9.2	19.9	22.1	17.2	15.2	14.1	15.5	14.8	12.9	ESP
ポルトガル	7.6	10.8	12.4	8.9	7.0	6.5	6.8	6.6	6.0	PRT
中国	4.2	4.1	4.1	3.9	3.8	3.6	4.2	4.0	—	CHN
香港	5.6	4.3	3.3	3.1	2.8	2.9	5.8	5.2	4.3	HKG
韓国	3.5	3.3	3.5	3.6	3.8	3.8	3.9	3.6	2.9	KOR
シンガポール 3)	4.1	3.1	2.8	3.1	2.9	3.1	4.1	3.5	2.9	SGP
マレーシア 4)	3.5	3.3	3.1	3.4	3.3	3.3	4.5	4.6	3.9	MYS
タイ 5)	1.4	0.6	0.6	0.8	0.8	0.7	1.1	1.2	0.9	THA
インドネシア	7.9	5.6	4.5	3.8	4.4	3.6	4.2	3.8	3.5	IDN
フィリピン	3.8	3.6	3.1	2.5	2.3	2.2	2.5	3.4	—	PHL
オーストラリア	5.0	5.2	6.1	5.6	5.3	5.2	6.5	5.1	3.7	AUS
ニュージーランド	3.8	6.6	5.4	4.7	4.3	4.1	4.6	3.8	3.3	NZL
メキシコ	3.6	5.3	4.3	3.4	3.3	3.5	4.4	4.1	3.3	MEX
ブラジル	10.6	—	8.5	12.8	12.3	11.9	13.7	13.2	9.2	BRA

出典： [日本] 総務省統計局 (2023.1) 「労働力調査 (基本集計)」
 [イギリス] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年9月現在
 [中国] 国家統計局 (2022.9) 「中国統計年鑑2022」ほか各年版
 [シンガポール] 人材開発省 (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2023年9月現在
 [マレーシア] 統計局 (<https://www.dosm.gov.my/>) 2023年9月現在
 [その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2023年9月現在

注： 1) 16歳以上が対象。
 2) 2005年は15～72歳が対象。
 3) 国籍保有者・永住権保有者が対象。
 4) 15～64歳が対象。
 5) 2005年は第3四半期。

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者数、構成比（男女計）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons)

年齢階級（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2022年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	30	220	220	190	170	160	JPN
アメリカ 1)	676	1,039	769	657	542	504	USA
カナダ	132	162	130	111	97	85	CAN
イギリス 1)	194	231	129	113	98	84	UK
ドイツ	102	164	165	169	151	134	DEU
フランス	148	398	305	239	219	226	FRA
イタリア	78	278	294	232	218	219	ITA
スウェーデン	86	59	45	38	36	33	SWE
香港	3	17	22	16	15	15	HKG
韓国	8	82	170	94	60	63	KOR
シンガポール	2	10	11	9	8	7	SGP
フィリピン 2)	103	428	338	187	120	104	PHL
オーストラリア	102	83	62	49	43	37	AUS
ニュージーランド	25	16	13	9	5	7	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	1.7	12.3	12.3	10.6	9.5	8.9	JPN
アメリカ 1)	11.3	17.3	12.8	11.0	9.0	8.4	USA
カナダ	12.0	14.8	11.8	10.1	8.8	7.8	CAN
イギリス 1)	16.2	19.3	10.7	9.5	8.2	7.0	UK
ドイツ	7.4	11.9	12.0	12.3	11.0	9.7	DEU
フランス	6.6	17.8	13.7	10.7	9.8	10.1	FRA
イタリア	3.8	13.7	14.5	11.4	10.7	10.8	ITA
スウェーデン	20.4	14.0	10.8	9.1	8.6	7.8	SWE
香港	1.9	10.4	13.4	9.6	8.9	8.9	HKG
韓国	1.0	9.9	20.4	11.3	7.3	7.5	KOR
シンガポール	2.1	11.8	12.8	10.6	9.3	7.6	SGP
フィリピン 2)	7.2	29.6	23.4	13.0	8.3	7.2	PHL
オーストラリア	19.4	15.9	11.8	9.4	8.2	7.0	AUS
ニュージーランド	25.6	16.1	12.9	8.8	5.6	6.9	NZL
Age group (years old)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 2021年の数値。

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者数、構成比（男女計）（続き）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons) (cont.)

年齢階級（歳）	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2022年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	170	180	160	150	150	1,790	JPN
アメリカ 1)	395	392	403	296	324	5,996	USA
カナダ	74	85	90	83	49	1,098	CAN
イギリス 1)	84	82	81	77	26	1,200	UK
ドイツ	105	109	138	125	16	1,376	DEU
フランス	181	187	182	125	24	2,234	FRA
イタリア	227	218	160	86	19	2,028	ITA
スウェーデン	29	31	30	25	9	420	SWE
香港	18	19	20	14	5	163	HKG
韓国	67	56	57	70	105	830	KOR
シンガポール	11	8	8	6	7	88	SGP
フィリピン 2)	62	48	33	14	8	1,444	PHL
オーストラリア	39	37	29	29	13	523	AUS
ニュージーランド	5	6	5	5	2	97	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	9.5	10.1	8.9	8.4	8.4	100.0	JPN
アメリカ 1)	6.6	6.5	6.7	4.9	5.4	100.0	USA
カナダ	6.7	7.7	8.2	7.6	4.5	100.0	CAN
イギリス 1)	7.0	6.9	6.7	6.4	2.2	100.0	UK
ドイツ	7.6	7.9	10.0	9.1	1.1	100.0	DEU
フランス	8.1	8.4	8.1	5.6	1.1	100.0	FRA
イタリア	11.2	10.7	7.9	4.2	0.9	100.0	ITA
スウェーデン	6.9	7.3	7.1	5.9	2.0	100.0	SWE
香港	11.2	11.8	11.9	8.8	3.2	100.0	HKG
韓国	8.0	6.7	6.9	8.4	12.6	100.0	KOR
シンガポール	11.9	9.4	9.0	7.0	8.5	100.0	SGP
フィリピン 2)	4.3	3.3	2.3	1.0	0.5	100.0	PHL
オーストラリア	7.5	7.1	5.6	5.6	2.5	100.0	AUS
ニュージーランド	5.0	6.6	5.3	4.9	2.3	100.0	NZL
Age group (years old)	45 – 49	50 – 54	55 – 59	60 – 64	65 +	Total(15+)	

出典： [イギリス、ドイツ] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年9月現在
[その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2023年9月現在

第 4-2-2 表 年齢階級別失業者数、構成比（男）

Table 4-2-2: Unemployment by age group (male)

年齢階級（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2022年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	20	120	130	110	100	90	JPN
アメリカ 1)	351	593	427	333	284	265	USA
カナダ	69	97	75	62	45	38	CAN
イギリス 1)	111	136	72	59	43	42	UK
ドイツ	56	97	101	98	84	72	DEU
フランス	85	229	164	128	103	114	FRA
イタリア	43	158	149	105	103	101	ITA
スウェーデン	41	29	22	18	15	18	SWE
香港	2	9	13	9	8	8	HKG
韓国	4	37	92	49	35	32	KOR
シンガポール	u 1	5	6	4	4	3	SGP
フィリピン 2)	56	237	192	106	65	56	PHL
オーストラリア	55	49	34	24	20	17	AUS
ニュージーランド	13	8	7	4	2	3	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	1.9	11.2	12.1	10.3	9.3	8.4	JPN
アメリカ 1)	10.9	18.4	13.3	10.3	8.8	8.2	USA
カナダ	11.7	16.5	12.6	10.5	7.6	6.4	CAN
イギリス 1)	17.2	21.0	11.2	9.0	6.6	6.4	UK
ドイツ	7.2	12.5	12.9	12.6	10.8	9.1	DEU
フランス	7.2	19.6	14.1	10.9	8.8	9.8	FRA
イタリア	4.2	15.5	14.6	10.3	10.1	9.9	ITA
スウェーデン	19.8	13.9	10.7	8.7	7.0	8.5	SWE
香港	1.7	9.6	13.5	9.5	8.7	8.3	HKG
韓国	0.9	8.2	20.7	10.9	7.7	7.2	KOR
シンガポール	u 1.1	10.7	12.5	9.0	8.7	7.5	SGP
フィリピン 2)	6.9	29.2	23.6	13.0	8.0	6.9	PHL
オーストラリア	19.8	17.6	12.3	8.6	7.2	6.1	AUS
ニュージーランド	27.9	17.1	13.7	7.9	5.0	5.5	NZL
Age group (years old)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 2021年の数値。

第 4-2-2 表 年齢階級別失業者数、構成比（男）（続き）

Table 4-2-2: Unemployment by age group (male) (cont.)

年齢階級（歳）	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2022年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	90	110	90	100	110	1,070	JPN
アメリカ 1)	196	208	222	154	188	3,218	USA
カナダ	35	44	49	47	30	590	CAN
イギリス 1)	34	44	44	48	15	648	UK
ドイツ	56	60	78	71	9	783	DEU
フランス	88	92	92	62	12	1,169	FRA
イタリア	104	107	92	49	11	1,022	ITA
スウェーデン	15	16	17	13	u 5	208	SWE
香港	10	11	12	10	4	97	HKG
韓国	32	30	36	47	53	447	KOR
シンガポール	5	4	5	4	5	44	SGP
フィリピン 2)	36	28	22	11	5	813	PHL
オーストラリア	19	18	16	18	8	279	AUS
ニュージーランド	2	3	3	2	1	47	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	8.4	10.3	8.4	9.3	10.3	100.0	JPN
アメリカ 1)	6.1	6.5	6.9	4.8	5.8	100.0	USA
カナダ	5.9	7.4	8.3	7.9	5.1	100.0	CAN
イギリス 1)	5.2	6.8	6.8	7.5	2.3	100.0	UK
ドイツ	7.1	7.7	10.0	9.1	1.1	100.0	DEU
フランス	7.5	7.9	7.9	5.3	1.1	100.0	FRA
イタリア	10.2	10.5	9.0	4.8	1.0	100.0	ITA
スウェーデン	7.0	7.6	7.9	6.4	u 2.6	100.0	SWE
香港	10.4	11.3	12.4	10.5	4.1	100.0	HKG
韓国	7.2	6.8	8.1	10.5	11.9	100.0	KOR
シンガポール	11.5	9.9	10.7	8.3	10.1	100.0	SGP
フィリピン 2)	4.4	3.5	2.7	1.3	0.6	100.0	PHL
オーストラリア	7.0	6.5	5.6	6.4	2.9	100.0	AUS
ニュージーランド	3.9	6.2	5.5	4.7	2.6	100.0	NZL
Age group (years old)	45 – 49	50 – 54	55 – 59	60 – 64	65 +	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典： [イギリス、ドイツ] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年9月現在
[その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2023年9月現在

第 4-2-3 表 年齢階級別失業者数、構成比（女）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (female)

年齢階級（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2022年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	10	90	90	80	70	70	JPN
アメリカ 1)	324	447	342	324	258	239	USA
カナダ	63	65	55	49	52	47	CAN
イギリス 1)	83	96	56	55	56	42	UK
ドイツ	45	67	64	70	67	62	DEU
フランス	64	170	141	112	115	112	FRA
イタリア	35	120	146	127	114	118	ITA
スウェーデン	45	30	23	20	22	15	SWE
香港	1	8	9	7	6	6	HKG
韓国	4	45	77	46	26	31	KOR
シンガポール	1	6	6	5	4	3	SGP
フィリピン 2)	47	191	146	82	56	47	PHL
オーストラリア	47	34	27	25	23	20	AUS
ニュージーランド	12	8	6	5	3	4	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	1.4	12.3	12.3	11.0	9.6	9.6	JPN
アメリカ 1)	11.7	16.1	12.3	11.7	9.3	8.6	USA
カナダ	12.4	12.8	10.8	9.7	10.2	9.3	CAN
イギリス 1)	15.0	17.3	10.2	9.9	10.1	7.7	UK
ドイツ	7.6	11.3	10.8	11.8	11.2	10.4	DEU
フランス	6.0	15.9	13.2	10.5	10.8	10.5	FRA
イタリア	3.5	11.9	14.5	12.6	11.4	11.7	ITA
スウェーデン	21.1	14.2	10.9	9.6	10.2	7.1	SWE
香港	2.2	11.7	13.3	9.7	9.1	9.7	HKG
韓国	1.1	11.8	20.2	11.8	6.7	8.0	KOR
シンガポール	3.1	12.9	13.1	12.3	9.9	7.6	SGP
フィリピン 2)	7.5	30.2	23.1	12.9	8.8	7.5	PHL
オーストラリア	19.1	13.9	11.2	10.2	9.4	8.1	AUS
ニュージーランド	23.3	15.2	12.2	9.6	6.3	8.3	NZL
Age group (years old)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 2021年の数値。

第 4-2-3 表 年齢階級別失業者数、構成比（女）（続き）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (female) (cont.)

年齢階級（歳）	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2022年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	70	80	70	50	40	730	JPN
アメリカ 1)	199	185	182	143	136	2,778	USA
カナダ	39	41	41	37	19	508	CAN
イギリス 1)	50	38	37	28	11	552	UK
ドイツ	49	49	60	54	7	594	DEU
フランス	93	95	90	63	12	1,066	FRA
イタリア	123	111	68	36	8	1,006	ITA
スウェーデン	14	15	13	12	u 3	211	SWE
香港	8	8	8	4	1	67	HKG
韓国	34	25	21	23	52	384	KOR
シンガポール	5	4	3	3	3	43	SGP
フィリピン 2)	26	20	11	4	3	632	PHL
オーストラリア	20	19	14	12	5	244	AUS
ニュージーランド	3	3	3	3	1	49	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	9.6	11.0	9.6	6.8	5.5	100.0	JPN
アメリカ 1)	7.2	6.7	6.5	5.1	4.9	100.0	USA
カナダ	7.7	8.1	8.1	7.2	3.8	100.0	CAN
イギリス 1)	9.1	6.9	6.7	5.1	2.0	100.0	UK
ドイツ	8.3	8.2	10.0	9.1	1.1	100.0	DEU
フランス	8.7	8.9	8.5	5.9	1.1	100.0	FRA
イタリア	12.2	11.0	6.7	3.6	0.8	100.0	ITA
スウェーデン	6.6	7.0	6.3	5.4	u 1.5	100.0	SWE
香港	12.4	12.5	11.3	6.3	1.9	100.0	HKG
韓国	8.9	6.5	5.5	6.0	13.5	100.0	KOR
シンガポール	12.4	8.9	7.3	5.7	6.8	100.0	SGP
フィリピン 2)	4.1	3.2	1.7	0.6	0.4	100.0	PHL
オーストラリア	8.1	7.7	5.5	4.8	2.1	100.0	AUS
ニュージーランド	6.1	6.9	5.1	5.0	2.1	100.0	NZL
Age group (years old)	45 – 49	50 – 54	55 – 59	60 – 64	65 +	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典： [イギリス、ドイツ] OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年9月現在
[その他] ILOSTAT (<https://ilostat ilo.org/data/>) 2023年9月現在

第 4-3 表 年齢階級別失業率

Table 4-3: Unemployment rates by age group

年齢階級（歳）	計	15～64	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～	
2022年									%
日本	2.6	2.7	4.2	3.6	2.5	2.1	2.5	1.5	JPN
アメリカ	3.6	3.7	8.1	3.9	2.9	2.4	2.5	3.0	USA
カナダ	5.3	5.3	10.1	5.2	4.0	3.8	5.0	4.7	CAN
イギリス	3.5	3.6	10.4	3.1	2.4	2.2	2.8	1.9	UK
ドイツ	3.1	3.2	6.0	3.7	3.0	2.2	2.7	1.0	DEU
フランス	7.3	7.4	17.3	8.2	6.0	4.8	5.7	3.8	FRA
イタリア	8.1	8.2	23.7	11.4	7.5	6.0	4.8	2.6	ITA
オランダ	3.5	3.5	7.6	3.3	2.3	1.8	2.8	4.1	NLD
ベルギー	5.6	5.6	16.4	6.6	4.6	3.5	3.7	—	BEL
デンマーク	3.9	4.1	10.6	5.4	3.0	1.2	2.0	—	DNK
スウェーデン	7.5	7.6	21.7	6.6	5.6	4.9	5.4	—	SWE
フィンランド	6.7	6.9	13.4	6.3	4.6	5.7	7.3	—	FIN
ノルウェー	3.2	3.3	10.0	3.2	2.4	1.7	1.3	—	NOR
ロシア	3.9	4.0	14.7	4.4	3.1	2.8	2.8	1.9	RUS
オーストリア	4.7	4.8	9.5	5.2	4.2	3.6	3.7	—	AUT
スイス	4.3	4.4	7.5	4.5	4.0	3.7	3.9	—	CHE
アイルランド	3.3	3.4	9.8	4.5	2.4	1.8	—	—	IRL
ギリシャ	12.4	12.6	31.4	16.7	11.8	9.0	9.1	7.8	GRC
スペイン	12.9	13.0	29.8	14.5	10.7	10.8	11.8	5.8	ESP
ポルトガル	6.0	6.2	19.0	8.0	4.7	4.0	5.0	—	PRT
韓国	2.9	2.9	7.1	4.6	2.2	1.7	2.2	3.0	KOR
オーストラリア	3.7	3.8	8.2	3.5	2.6	2.7	2.8	2.0	AUS
ニュージーランド	3.3	3.5	9.4	3.3	2.1	1.9	2.0	1.1	NZL
ブラジル	9.5	9.7	21.9	9.4	6.7	5.8	5.4	2.8	BRA
メキシコ	3.3	3.4	6.5	4.0	2.4	2.2	1.9	1.0	MEX
Age group (years old)	Total	15-64	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65+	

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2023年9月現在

第 4-4 表 長期失業者の割合

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
失業期間：6か月以上1年未満	Duration: 6 to 12 months								
日本	15.8	18.0	15.0	14.2	14.3	15.3	15.5	14.4	JPN
アメリカ	7.9	14.3	9.4	8.0	8.4	9.8	15.5	6.8	USA
カナダ	7.4	11.3	9.2	9.0	8.1	10.2	14.1	8.3	CAN
イギリス	15.9	20.0	15.8	13.9	14.5	15.2	19.1	12.0	UK
ドイツ	16.3	16.1	15.4	14.6	14.8	—	16.9	14.6	DEU
フランス	19.1	20.0	19.7	18.3	18.2	20.1	16.1	15.0	FRA
イタリア	14.3	16.1	13.3	13.0	13.5	15.8	11.9	11.3	ITA
オランダ	19.6	20.9	16.3	14.2	14.3	16.6	13.9	10.0	NLD
ベルギー	15.1	17.3	14.3	13.9	14.8	17.2	15.7	14.2	BEL
デンマーク	16.6	18.5	15.7	15.3	15.0	17.3	15.9	10.4	DNK
スウェーデン 1)	—	17.6	14.9	15.4	15.5	14.7	19.5	15.6	SWE
フィンランド	16.9	15.9	14.5	13.4	13.3	13.7	14.3	12.6	FIN
ノルウェー	12.8	16.8	14.3	15.3	15.3	18.4	15.0	10.7	NOR
ロシア	19.3	17.4	20.6	20.4	21.4	21.2	—	—	RUS
オーストリア	18.1	17.9	20.0	16.1	16.6	18.2	16.8	14.7	AUT
スイス	20.1	21.7	16.5	18.1	17.2	20.8	17.4	13.5	CHE
アイルランド	16.9	21.0	14.4	14.5	14.0	18.8	15.6	12.6	IRL
ギリシャ	17.8	17.9	10.9	11.0	13.5	14.8	15.2	15.4	GRC
スペイン	15.1	21.1	14.4	14.4	15.0	18.5	16.4	13.9	ESP
ポルトガル	18.7	18.2	13.0	15.0	14.0	19.2	17.6	13.8	PRT
チェコ	19.1	22.9	18.1	20.6	17.7	20.5	25.0	21.2	CZE
ポーランド	19.5	21.0	18.5	18.3	18.0	17.8	23.3	17.5	POL
韓国	10.8	6.6	9.6	13.0	12.3	10.0	11.1	10.2	KOR
オーストラリア	21.5	19.8	20.3	20.0	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	12.6	19.3	19.2	18.0	18.5	18.2	21.7	17.4	NZL
メキシコ	4.7	5.1	4.0	3.5	3.6	8.1	8.0	4.7	MEX

第 4-4 表 長期失業者の割合（続き）

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment (cont.)

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
失業期間：1年以上									Duration: 1 year and over
日本	33.3	37.6	35.5	32.0	32.3	28.0	35.8	35.6	JPN
アメリカ	11.8	29.0	18.7	13.3	12.7	5.6	23.1	15.1	USA
カナダ	9.5	11.7	11.1	9.8	8.5	5.2	16.0	10.7	CAN
イギリス	21.1	32.6	30.7	25.1	24.1	20.1	28.5	24.4	UK
ドイツ	53.0	47.3	44.0	41.4	38.2	—	32.8	33.0	DEU
フランス	40.8	40.1	42.8	40.4	38.8	36.7	29.6	27.5	FRA
イタリア	49.8	48.5	58.9	59.6	57.5	53.1	58.0	58.4	ITA
オランダ	40.2	27.6	43.6	38.0	31.4	24.0	20.3	19.3	NLD
ベルギー	51.7	48.8	51.7	48.7	43.5	41.6	42.3	42.2	BEL
デンマーク	23.4	20.2	26.9	19.6	16.9	16.9	20.1	11.4	DNK
スウェーデン 1)	—	17.3	17.6	14.4	12.1	11.7	19.3	22.4	SWE
フィンランド	24.9	23.6	25.1	22.8	18.5	15.9	24.2	23.1	FIN
ノルウェー	18.7	20.6	23.9	27.0	24.1	20.9	24.1	19.6	NOR
ロシア	39.0	30.0	27.3	28.6	23.8	18.8	—	—	RUS
オーストリア	25.5	25.4	29.2	28.9	25.1	24.5	31.5	25.2	AUT
スイス	39.0	35.5	39.6	39.5	37.8	34.6	41.3	40.4	CHE
アイルランド	33.4	49.1	57.6	37.6	33.3	24.0	29.9	31.7	IRL
ギリシャ	51.9	44.6	73.1	70.5	70.2	66.6	62.9	63.1	GRC
スペイン	24.4	36.6	51.6	41.7	37.8	32.1	41.7	39.0	ESP
ポルトガル	48.3	52.2	57.4	43.7	42.6	33.5	43.3	45.2	PRT
チェコ	53.6	43.3	48.3	31.7	30.3	22.3	28.2	33.9	CZE
ポーランド	52.2	25.5	39.3	26.9	21.6	20.0	26.6	30.1	POL
韓国	0.8	0.3	0.4	1.4	0.9	0.6	1.2	1.0	KOR
オーストラリア	17.7	19.2	19.8	19.4	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	9.8	8.9	13.8	13.5	12.7	8.8	11.2	11.6	NZL
メキシコ	1.8	1.9	1.7	1.6	1.7	1.4	4.8	3.0	MEX

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2023年9月現在

第 4-5 表 失業期間別構成比

Table 4-5: Incidence of unemployment by duration

	1か月未満	1～3か月	3～6か月	6～12か月	1年以上	
2022年						%
日本	15.6	20.0	14.4	14.4	35.6	JPN
アメリカ	37.0	28.5	12.6	6.8	15.1	USA
カナダ	39.7	27.1	14.1	8.3	10.7	CAN
イギリス	—	47.4	16.1	12.0	24.4	UK
ドイツ	18.1	19.4	14.9	14.6	33.0	DEU
フランス	19.7	22.8	15.0	15.0	27.5	FRA
イタリア	7.5	11.7	11.1	11.3	58.4	ITA
オランダ	32.4	26.0	12.3	10.0	19.3	NLD
ベルギー	12.7	16.3	14.6	14.2	42.2	BEL
デンマーク	34.6	26.3	17.3	10.4	11.4	DNK
スウェーデン	33.6	15.0	13.4	15.6	22.4	SWE
フィンランド	21.4	25.0	17.8	12.6	23.1	FIN
ノルウェー	28.2	25.8	15.7	10.7	19.6	NOR
ロシア 1)	9.9	26.3	23.8	21.2	18.8	RUS
オーストリア	9.7	32.6	17.8	14.7	25.2	AUT
スイス	14.7	16.0	15.4	13.5	40.4	CHE
アイルランド	15.5	25.4	14.8	12.6	31.7	IRL
ギリシャ	3.5	7.2	10.8	15.4	63.1	GRC
スペイン	12.6	19.6	14.7	13.9	39.0	ESP
ポルトガル	8.2	18.2	14.6	13.8	45.2	PRT
チェコ	9.8	17.4	17.6	21.2	33.9	CZE
ポーランド	3.1	28.9	20.5	17.5	30.1	POL
韓国	—	59.2	29.6	10.2	1.0	KOR
オーストラリア 2)	24.8	19.8	16.0	20.0	19.4	AUS
ニュージーランド	28.9	26.8	15.3	17.4	11.6	NZL
メキシコ	46.1	35.4	10.8	4.7	3.0	MEX
Duration	Less than 1 month	1 to 3	3 to 6	6 to 12	1 year and more	

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2023年9月現在

注 1) 2020年の数値。

2) 2018年の数値。

第 4-6 表 失業者の定義

Table 4-6: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、調査週を含む過去1か月間に求職活動や事業を始める準備をしていた者（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
アメリカ	人口動態調査(CPS)：16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能（一時的な病気の場合は除く）で、過去4週間以内に求職活動を行った者 レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
カナダ	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
イギリス	労働力調査：16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。 既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)：仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
	（登録失業者）職業安定機関の業務統計： 公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った15歳以上の法定年金受給開始年齢に達していない者	$\frac{\text{登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フランス	労働力調査(Enquête Emploi en continu)： 15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
イタリア	労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
スウェーデン	労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中だが、2週間以内に就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
中国	都市部登録失業者：農村戸籍を持たず、16歳から定年退職時（男性60歳、女性50歳（幹部は55歳）までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者	$\frac{\text{都市部登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (注1)
	都市部労働力調査：調査週において仕事がなく、仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去3か月以内に休職活動を行った16歳以上の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

注 1) 労働力人口は都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く。

第 4-6 表 失業者の定義（続き）

Table 4-6: Definitions of unemployed (cont.)

	失業者の定義	失業率の算出方法
韓国	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去4週間に求職活動を行った者で、仕事を得られたらすぐに就業が可能となる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
シンガポール	労働力調査：15歳以上の者であって、調査期間中に就業しておらず、2週間以内に就業が可能であり、過去4週間に求職活動を行った者。就業していないが、自営業を始める準備をしていた者、調査期間後に新たな職に就く予定の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
マレーシア	労働力調査：15歳以上64歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えて求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者を意味する	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
タイ	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フィリピン	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業可能な状態であり、過去7日間に求職活動を行った者（ただし、次の理由により求職活動を行っていない者を含める；仕事がないとあきらめている、求職先の応募結果を待っている、一時的な病気や障害、悪天候、直前の就業先への再就職待機）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
オーストラリア	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者 または、既に仕事が決まり、4週間以内に就業を始めるために待機中だが、すぐにも就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
ニュージーランド	労働力調査：15歳以上の者であって、働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者、または既に仕事が決まり、4週間以内に就業を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間（調査期間）において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
EU	EU労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

出典：〔日本〕総務省統計局、〔アメリカ〕労働統計局(BLS)、〔カナダ〕統計局、〔イギリス〕統計局(ONS)、〔ドイツ〕統計局(Destatis)、〔フランス〕国立統計経済研究所(Insee)、〔中国〕国家統計局(NBS)、〔韓国〕統計庁(KOSTAT)、〔マレーシア〕統計局(DOSM)、〔タイ〕統計局(NSO)、〔EU〕欧州統計局(Eurostat)、〔その他〕ILOSTAT

第 4-7 表 失業保険制度

Table 4-7: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ（注3）	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	求職者手当(JSA)
根拠法	雇用保険法（1974年）	社会保障法（1935年） 連邦失業税法（1939年） 各州失業保険法	求職者法（1995年）
被保険者	全雇用者。公務員は適用除外（被保険者数4457万人、2023年3月末）（注1）	州失業税を支払う事業主に雇われる者。多くの州が連邦失業税の課税対象（暦年のいずれかの四半期における賃金支払総額が1500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主）を州失業保険制度の対象事業主とする	原則として18歳以上。年金受給年齢未満のイギリス居住者（ただし、16歳及び17歳の者については例外がある）
受給要件	基本手当： ・離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること（注2） ・ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること（※） ・自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。ただし、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となる 高年齢求職者給付金： ・離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること ・上記※と同様	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者（セクハラ被害、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居など、離職に正当な理由がある場合を除く）は対象とならない 主な要件は以下のとおり ・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること ・求職、再就職の能力、意思があること ・解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	・仕事に就いていないこと（又は週平均労働時間が16時間未満） ・フルタイムの教育を受けていないこと ・就労可能であり、求職活動を積極的に行っていること ・過去2年度の間に、①いずれか1年について被用者として国民保険（注4）料を26週分以上納付し、②両年度について被用者として国民保険料を50週分納付したか、又は免除を受けたこと ・受給中の活動計画に合意し、定期的に（2週間に1度等）ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーとの面談を行うこと
給付水準	離職前賃金の50～80%（低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%）	州毎に異なる。全米平均給付額は週438.68ドル（2023年）	16～24歳：週67.20ポンド 25歳以上：週84.80ポンド（2023年）

注 1) 2017年1月より、65歳以上の者も適用対象。

- ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機対策として、2020年4月～21年9月6日の期間、特例・加算支給の措置を講じた。主な内容は次のとおり。連邦パンデミック失業補償(FPUC)＝週600ドル（2020.8～週300～400ドル、2020.12～週300ドル）の加算支給、パンデミック失業支援プログラム(PUA)＝ギグ・ワーカー、自営業者らを対象にした特例給付、パンデミック緊急失業補償(PEUC)＝受給資格満了者に対する最大53週間（当初は最大13週間）の延長給付。
- 失業者や就労困難者向けの拠出手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度。

第 4-7 表 失業保険制度（続き）

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる ※倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある（注5）	州毎に異なり、最短期間は1週間から、最長期間は26週間 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では13週間、又は20週間を追加	最長182日
財源	給付総額の2.5%を国庫負担、残りが保険料 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.5（2023年10月から） ・労働者負担分：1000分の6 ・事業主負担分：1000分の9.5 （このうち失業給付分は1000分の6、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5）	保険料： 連邦失業税と州失業税の2つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業税率は5.4ポイント減額され、0.6%となる	保険料：賃金の23.8% ・被用者：10.0% ・事業主：13.8% （2024年1月～） 国庫負担：原則なし
管理運営機構	・中央：厚生労働省 ・地方：都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う

注 5) 高年齢求職者給付金については、被保険者期間が1年以上の場合50日分、1年未満の場合30日分を一時金として支給。

第 4-7 表 失業保険制度（続き）

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」 (Arbeitsförderderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	原則として法定老齢年金の支給開始年齢未満で、加入対象となる賃金労働者と職業訓練者	民間の賃金労働者
受給要件	基本手当： ・職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること ・求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること ・離職前30か月において通算12か月以上保険料を納付していること ・公共職業安定所に失業登録をしていること	・失業保険制度に一定期間加入 53歳未満： 離職直前24か月間で130日（910時間）以上 53歳以上： 離職直前36か月間で130日（910時間）以上 ・就労活動に必要な身体能力があること ・雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること ・求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること（注6） ・原則として、年金支給開始年齢未満であること
給付水準	従前の手取賃金（法律上の控除額を差し引いた前職の賃金）の60%（扶養する子がいる場合は67%）	給付額（日額）は離職前の賃金（月額）及び勤務形態（フルタイム、パートタイム等）に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる ・1281.15ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の75% ・1281.15～1403.38ユーロ未満： 支給額（日額）は、31.59ユーロの定額 ・1403.38～2372.87ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の40.4% + 12.95ユーロ ・2372.87～14664ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の57% (2023年7月改正)

注 6) 求職活動は、再就職活動の指針となる「個別就職計画」(PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l' Emploi)にしたがって行う。

第 4-7 表 失業保険制度（続き）

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）
給付 期間	離職前5年間に於ける被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、6か月間から24か月間の給付を受けることが可能	53歳未満： ・2023年1月までに雇用契約が終了した場合 122日～730日 ・2023年2月以降に雇用契約が終了した場合 122日～548日 53歳以上55歳未満： ・2023年1月までに雇用契約が終了した場合 122日～913日 ・2023年2月以降に雇用契約が終了した場合 122日～685日 55歳以上： ・2023年1月までに雇用契約が終了した場合 122日～1095日 ・2023年2月以降に雇用契約が終了した場合 182日～822日 62歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長67歳までに受給可能となる
財源	保険料：労使折半 原則賃金の2.6%	保険料：総賃金の4.00%（2024年） ・事業主：4.00%（2024年1月から） 国庫負担： 2019年より被用者負担が廃止され、社会保障目的税である一般社会拠出金(CSG)（労働者負担）から拠出されている。その割合は2019年には37.5%だった
管理 運営 機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する市民手当(Bürgergeld)制度がある（p.269 第9-8表 公的扶助制度・支援政策等参照）	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯特別手当制度がある（p.271 第9-8表 公的扶助制度・支援政策等参照）

出典：〔日本〕厚生労働省及びハローワーク、〔アメリカ〕労働省（<https://oui.doleta.gov/unemploy/>）、〔イギリス〕：Gov.uk、〔ドイツ〕：労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)等、〔フランス〕雇用局(Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会(UNEDIC)等

第 4-8 表 失業給付受給者数

Table 4-8: Number of persons receiving unemployment benefit

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
千人								thousands
日本 1)	654	436	375	387	476	434	405	JPN
アメリカ 2)	9,732	2,274	1,774	1,702	19,077	12,031	1,656	USA
UI (州)	4,487	2,237	1,755	1,684	10,093	3,191	1,503	a
初回申請者数 (州)	454	275	219	217	1,377	548	221	b
イギリス 3)	1,415	652	333	171	277	127	77	UK
拋出制JSA ...①	234	86	38	24	156	48	27	c
所得調査制JSA ...②	1,069	522	274	138	97	66	41	d
①②とも受給	22	9	3	0	0	0	0	e
不支給	91	35	19	8	24	13	9	f
ドイツ 4)	5,855	5,156	4,850	4,638	4,901	4,665	4,447	DEU
失業給付 I	1,017	829	709	744	1,011	873	730	g
失業給付 II	4,838	4,327	4,141	3,894	3,889	3,792	3,718	h
フランス 5)								FRA
雇用復帰支援手当等	2,292	2,666	2,746	2,741	2,942	2,817	2,477	i
連帯特別手当等	442	518	425	388	365	339	306	j

a) Insured unemployment of state programs; b) Weekly initial claims; c) Jobseeker's allowance (JSA) of which contributory only; d) JSA of which income-based only; e) JSA of which contributory and income-based; f) JSA of which credits only; g) ALG I (unemployment benefits); h) ALG II (unemployment benefits II); i) Assurance chômage; j) ETAT.

出典： [日本] 厚生労働省 (2023.10) 「2022年度雇用保険事業年報」
 [アメリカ] 政府印刷局 (<https://www.govinfo.gov/app/collection/econ>) 2023年12月現在
 [イギリス] 雇用年金省 (2023.4) *Benefit expenditure and caseload tables 2023*
 [ドイツ] 連邦雇用エージェンシー (<https://statistik.arbeitsagentur.de>) 2023年12月現在
 [フランス] 雇用局 (<http://www.pole-emploi.org/>) 2023年12月現在

注： 国により、失業保険給付の支給要件、支給期間等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。なお、新型コロナ対応の特別スキームについては、JILPT「海外労働情報22-10 諸外国の雇用維持政策」を参照のこと。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当（短時間労働被保険者分を含む）。
- 2) 各州受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE)、退役軍人失業補償(UCX)、連邦・州延長給付（失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給）、緊急失業補償(EUC)、連邦追加給付(FAC)のほか、パンデミック失業扶助(PUA)、パンデミック緊急失業補償(PEUC)が含まれる。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 年度平均。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。なお、イギリスでは求職者低所得者を対象とした新たな給付制度(Universal Credit)への移行が進められている。
- 4) 年平均。失業給付 I 受給者と失業給付 II 受給者の合計。内訳は上段：失業給付 I、下段：失業給付 II。
- 5) 各月末計の年平均をJILPTにおいて算出。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies

	日本	
種別	雇用調整助成金制度	再就職支援制度
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった	・雇用調整助成金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある ・最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職（再就職）活動を行うことができる ・また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金（再就職支援給付金コース）」がある
運営主体	厚生労働省（実施は各都道府県労働局又は公共職業安定所）	
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等又は出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする	
支給対象	事業主：雇用保険適用事業所 労働者：雇用保険被保険者	
支給要件	・最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと（大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上） ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくもので、所定労働日の全1日にわたって実施させるものであること、または所定労働時間内に当該事業所における対象労働者について1時間以上行われるもの（短時間休業）であること ・教育訓練は職業知識・技能・技術の習得や向上を目的とするもので、受講日に教育訓練以外の業務に就かないこと ・過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	
支給額	・休業等の場合：休業を実施した際に支給対象者に対して支払われた休業手当相当額に、大企業2分の1、中小企業3分の2の助成率を乗じて得た額 ・教育訓練を実施した時の加算：1人1日当たり1200円を加算した額	—
支給限度	・休業等を実施した場合の1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（8490円）を上限額とする ・教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない ・支給限度日数はいずれも1年間で100日、3年間で150日	—

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	ドイツ	
種別	操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld)	移行給付金 (Transferleistungen)
根拠法	雇用の維持に関する支援（社会法典第3編第3章第6節）	雇用の維持に関する支援（社会法典第3編第3章第6節）
運営主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
適用要件	企業が経済的な理由又は不可避な出来事のために、一時的に労働時間を減少させ、操業短縮 (Kurzarbeit)を申し出た場合、雇用機関は、一定の前提条件を満たしている場合に、操業短縮労働者助成金を支給する	企業経営の変更等による人員調整措置の際、対象となる労働者が、できる限り失業給付を受給せずに次の雇用へ移行するための支援金。これには移行措置 (Transfermaßnahmen)と移行操業短縮手当 (Transferkurzarbeitergeld)の2つが含まれる
給付期間	12か月（連邦労働社会省の法規命令によって、延長が可能）	・移行措置：解約予告期間(Kündigungsfrist)内 ・移行操業短縮手当：最長12か月
財源	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第3編に記載されており、その予算は、（労使折半の）雇用保険料、割当金(Umlage)、連邦資金等によって賄われている	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第3編に記載されており、その予算は、（労使折半の）雇用保険料、割当金(Umlage)、連邦資金等によって賄われている
支給内容	操業短縮労働者助成金の主要な目的は、一時的な労働停止の際に労働者の雇用の継続を可能にし、解雇を避けることである。支給額については、労働停止に伴う手取り賃金の削減額の60%（子がいる場合には67%）が支給される	・移行措置：支給額は移行措置費用の50%で、支援を受ける労働者につき2500ユーロを上限とする ・移行操業短縮手当：人員整理の結果として労働時間が減少した場合、賃金減少分を補償するための助成金が支給される。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる
備考	なお、操業短縮労働者助成金には上記のほか、「季節的操業短縮労働者助成金」もある。建設業の分野では、冬季は、労働停止になることが多くなる。季節的操業短縮労働者助成金は、これらの労働停止により失われる賃金を補償するものである。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる。	—

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	フランス
種別	部分的就業（部分的失業）制度（注1）
根拠法	労働法典（L5122-1条、R5122-1条、D5122-51条、D6321-5条）
適用要件	・不景気（受注の減少など） ・原材料又はエネルギー調達での問題 ・災害（又は悪天候）又はその他、例外的な状況（主要顧客を失った場合など）で、業務の一時停止又は縮小に陥った場合 ・企業の業態変化、再編又は近代化 ・その他例外的な状況（例えば、新型コロナウイルス感染拡大）
支給額	・各従業員が受け取る手取り賃金は少なくとも時給9.12ユーロ（上限：30.10ユーロ、法定最賃の4.5倍を上限とする） ・雇用主が従業員に対して総額賃金の60％を支給し、雇用主が支払った賃金の60％分が国及び失業保険から少なくとも時給8.21ユーロ支給される（上限：時給18.66ユーロ）（注2）（2023年11月現在）（2023年5月改正）
給付期間	最大6週間
補償時間	支給対象の時間は、法定労働時間（又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間）と、実際に働いた時間数の差 ・非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る ・部分的就業の場合、法定の週35時間を超える就業（残業）がある場合、その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる ・年間割当量は、2021年12月31日まで、従業員1人当たり1607時間に制限される。週35時間に基づき計画した場合、最大28時間の補償となる ・会社の建物や施設の改造の場合は、100時間に制限される
適用除外	以下の場合、支払い対象の従業員から除外される ・部分的失業が、集团的労働紛争による場合 ・経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・労働期間が年間の時間数又は日数で一括して定められている場合（企業が完全に閉鎖する場合を除く） ・事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が6週間を超える場合

注 1) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)」を促進させる制度だが、2013年の改正により、よりポジティブな用語にすべきであるとして、部分的活動(Activité professionnelle)の用語に変更された。

2) 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG（一般社会拠出金）と CRDS（社会保障債務返済拠出金）の対象となる。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	韓国	アメリカ	
種別	雇用維持支援金制度	操業短縮補償制度（注3）	再就職支援
根拠法	雇用保険法	1982年課税の公平性及び財政責任法	・労働力革新・機会法（2014）により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される ・地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施を委任。委員会は雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の51％は雇用主でなければならない ・連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織若しくは民間企業に委託される
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、休職などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合	経済活動の停滞により仕事量の減少した雇用主が、従業員を解雇する代わりにその労働時間を短縮する場合、当該従業員に対して、失った賃金の補償として失業保険の一部を給付	
支給額	・有給休業・休職：事業主が支給した休業・休職手当の2/3（大規模企業の場合1/2または2/3）を支給 ※特別雇用支援業種、雇用危機地域は9/10（大規模企業は2/3または3/4） ・無給休業・休職：労働者の平均賃金の50％の範囲内で審査委員会が決定した金額を支給	州により異なる	
支援期間	有給休業・休職については合わせて年間180日以内（無給休業・休職は最大180日）	州により異なる	
適用除外	主な適用除外は以下のとおり ・勤労基準法第26条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 ・雇用維持措置の期間中、新規採用したり、3年以上連続して雇用維持措置を実施したりする場合 ・季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない	州により異なる	

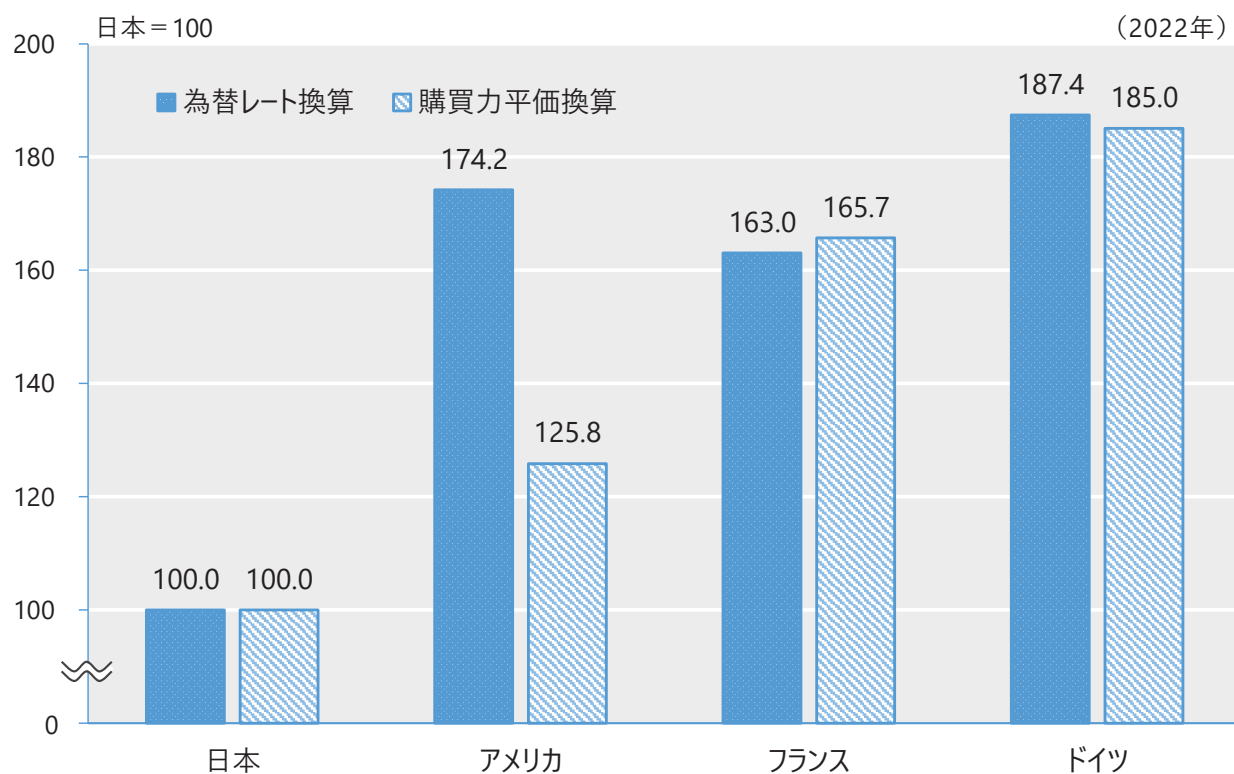
出典：〔日本〕厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」（2022年11月2日）及び厚生労働省ウェブサイト、〔ドイツ〕政府サイト、連邦雇用エージェンシー(BA)、〔フランス〕政府公共サービスサイト、〔韓国〕脇田滋（2011）「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1)雇用保険法・雇用保険制度」、「龍谷法学（44巻1号）」、雇用労働部、〔アメリカ〕労働省(DOL)、労働政策研究・研修機構（2022）「諸外国の雇用維持政策」

注 3) 制度導入の有無は、州の判断による。2022年3月現在、26の州とコロンビア特別区が制度を実施している。なお、米国ではコロナ禍で本制度とは別の支援スキームとして、雇用維持目的の資金を中小企業等の事業主に事実上提供する緊急融資制度「給与保護プログラム（Paycheck Protection Program, PPP）」を設けた（期間：2020年4月3日～21年5月31日）。

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業）



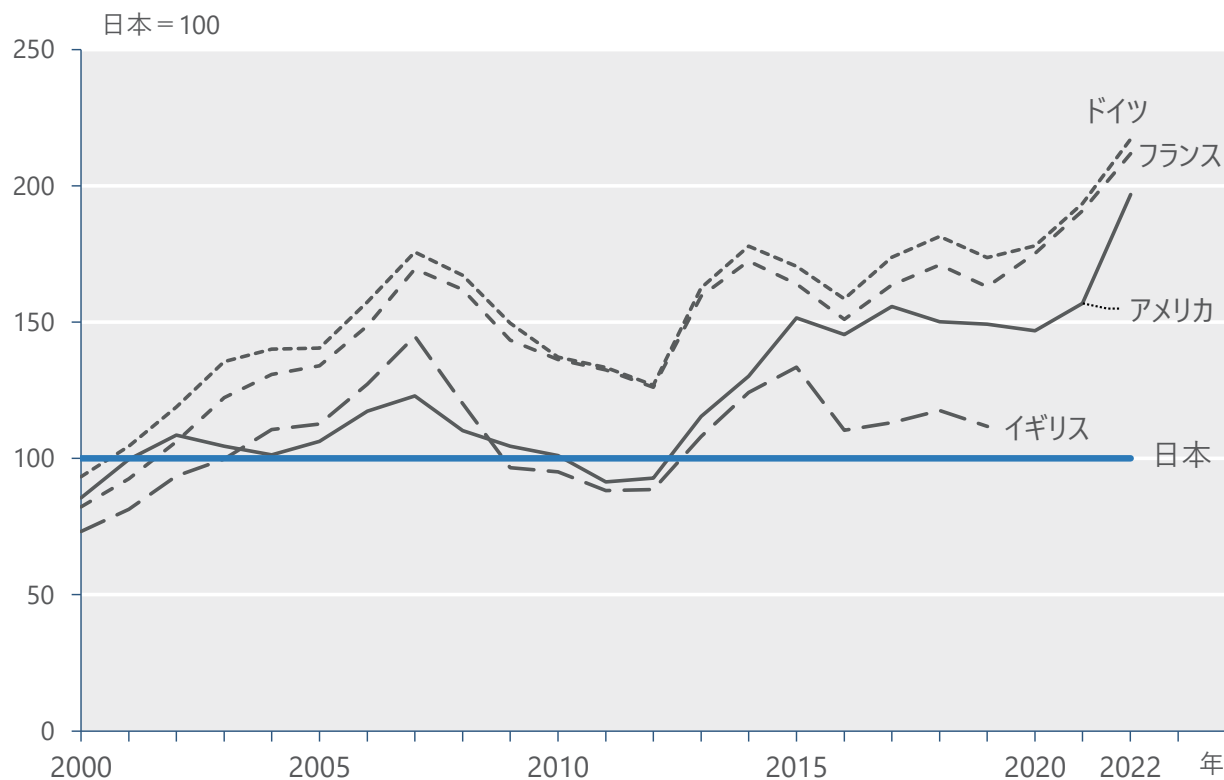
関連表 p.175 「第 5-1 表 時間当たり賃金（製造業）」

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違ふことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態（物価水準）を考慮していないことなどの問題がある。

ここでは製造業の全労働者（日本はパートを含む常用労働者）について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で試算し比較した（出典及び試算方法については第5-1表参照）。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2022年の時間当たり賃金（購買力平価換算）は、日本を100.0とすると、アメリカが125.8、フランスが165.7、ドイツが185.0となっている。

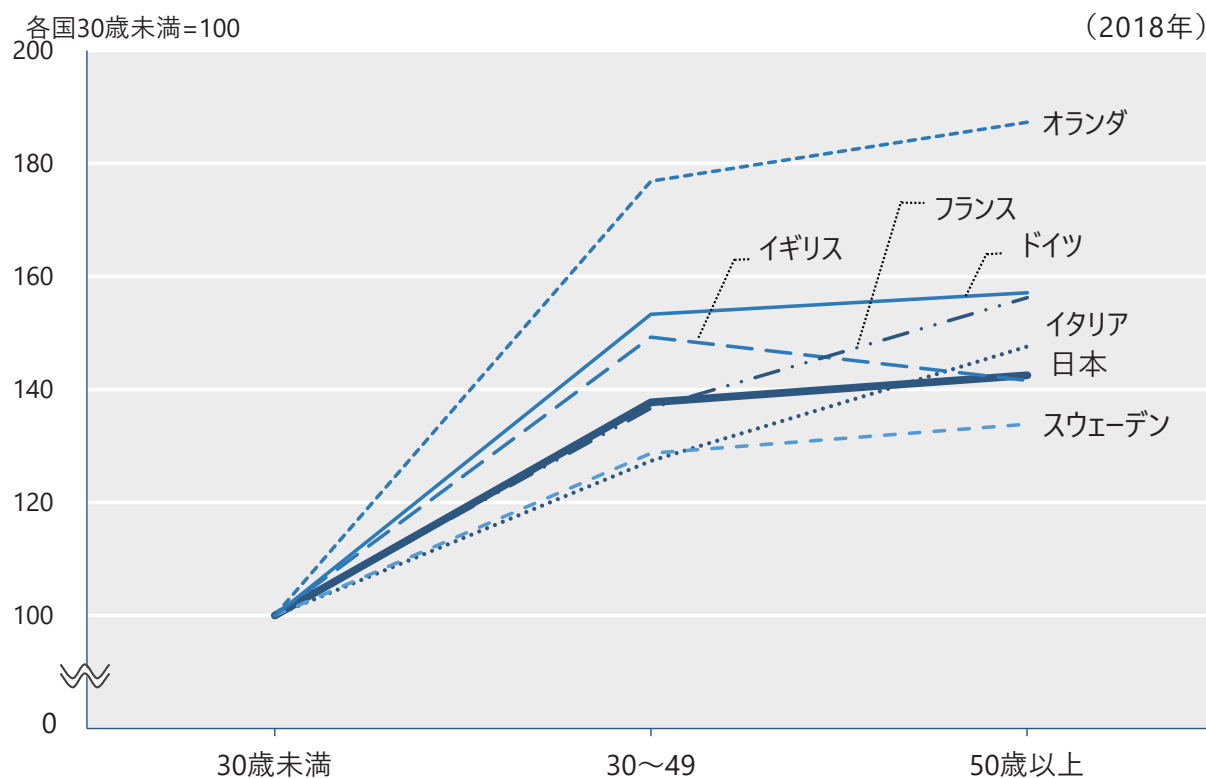
5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）



関連表 p.181 「第 5-8 表 労働費用（製造業）」

労働費用は、使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用（企業負担分）を指し、現金給与額のほか、法定福利費、法定外福利費、現物給与の費用など、現金給与以外の労働費用を合わせたものである。賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用を試算し比較を行っている。わが国の労働費用は、1985年以降、欧米主要国と比較して上昇した結果、2000年には5か国中で最も高い水準となった。しかし、円高の影響もあり、2002年以降は相対的に低い水準で推移している。日本を100.0とする場合、ドイツが217.2、フランスが211.8、アメリカが196.8（いずれも2022年）、イギリスは111.7（2019年）となっている。

5-3 年齢階級別賃金格差



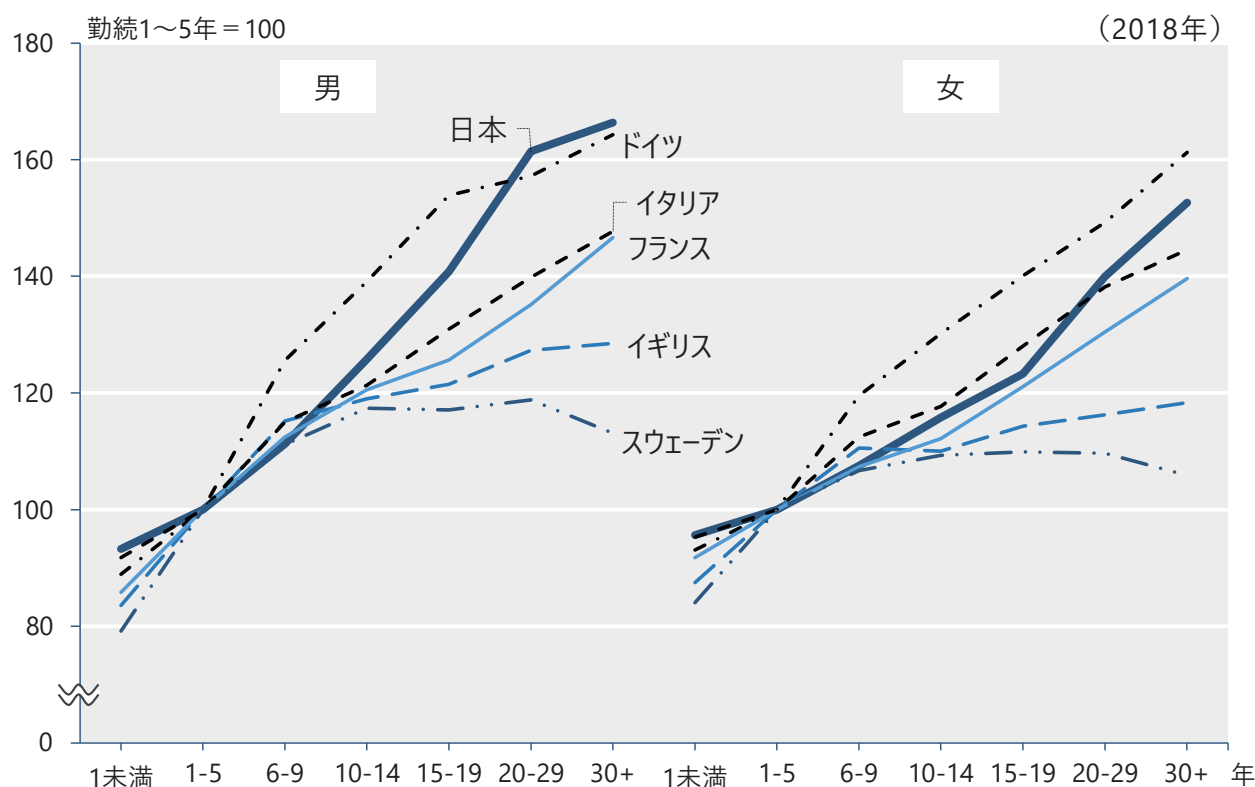
関連表 p.184 「第5-11-1表 年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）」

上のグラフは、30歳未満の賃金を100としたときの各国の年齢階級別賃金指数により、年齢階級間の格差の状況を示したものである。

日本では30歳未満との賃金の格差は、30～49歳層で1.38倍、50歳以上層になると1.43倍へと拡大する。同様に欧州でも、多くの国では年齢階層が上がるにつれて賃金が上昇しているが、イギリスについては30～49歳層をピークに賃金が下がっている。

また職種別にみると、年齢階層間の賃金格差は「生産労働者」よりも「管理・事務・技術労働者」で大きい傾向にある。「生産労働者」では、30歳未満層と30～49歳層、50歳以上層の賃金格差は各国とも概ね1.1～1.3倍程度で、30歳以降ではほぼ横ばいとなるが、「管理・事務・技術労働者」では、30～49歳層でおよそ1.3～1.5倍、50歳以上層では1.6～1.7倍となる国が多く、年齢上昇とともに賃金格差も拡大するためである（p.185「第5-11-2表 年齢階級別賃金格差（生産労働者）」、p.186「第5-11-3表 年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）」）。

5-4 勤続年数別賃金格差



関連表 p.187 「第 5-12 表 勤続年数別賃金格差」

(注) 日本の勤続年数は、1～5 年が 1～4 年、6～9 年が 5～9 年に相当。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンについて、勤続年数1～5年(日本については1～4年)の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると、おおむねの国で勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数は上昇している。勤続年数1～5年を100とした場合、勤続年数30年以上についてみると、日本が約1.7倍、ドイツが1.6倍、イタリアとフランスが約1.5倍、イギリスが約1.3倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

他方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さく、ドイツが約1.6倍、日本が約1.5倍、イタリア、フランスが約1.4倍、イギリスが約1.2倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

第 5-1 表 時間当たり賃金（製造業）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
時間当たり賃金	Wages per hour								
各国通貨	national currency								
日本 1)	2,246	2,311	2,358	2,401	2,447	2,465	2,468	2,498	JPN
アメリカ 2)	24.91	28.37	30.52	30.34	30.80	31.14	31.78	33.10	USA
イギリス 3)	16.73	17.99	18.70	19.30	19.50	—	—	—	UK
ドイツ 3)	25.56	29.31	30.80	31.50	32.20	32.60	32.80	33.80	DEU
フランス 3)	21.62	24.32	25.20	25.60	26.10	28.10	28.30	29.40	FRA
為替レート換算	Exchange rate conversion								
日本 = 100	JPN=100								
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	97.4	148.6	145.2	139.5	137.2	134.9	141.3	174.2	USA
イギリス	101.0	144.0	114.5	118.4	110.9	—	—	—	UK
ドイツ	132.4	170.3	165.5	171.1	160.6	161.3	172.5	187.4	DEU
フランス	112.0	141.3	135.4	139.0	130.2	139.0	148.9	163.0	FRA
購買力平価換算	PPPs conversion								
日本 = 100	JPN=100								
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	123.9	127.0	136.0	131.6	129.9	127.3	127.1	125.8	USA
イギリス	118.5	116.3	121.8	121.7	122.8	—	—	—	UK
ドイツ	157.9	168.6	184.3	185.8	189.3	188.5	186.8	185.0	DEU
フランス	125.8	134.6	145.9	146.9	156.0	165.7	165.0	165.7	FRA

出典： [日本] 厚生労働省（2024.1）「毎月勤労統計調査」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2022.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

[欧州] Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/>) "Labour costs (lc)" 2024年1月現在（2017～2019年は2022年12月現在）

[換算レート] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2024年1月現在

注： 以下の方法で、JILPTにおいて試算。

- 1) 事業所規模5人以上の製造業常用労働者について、月間の現金給与総額を総実労働時間で除して算出。
- 2) 企業規模1人以上の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計して算出。各年第1四半期の値。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_lev]"による実数を使用。2015年以前は実数を基に"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_r2_a]"の指数から算出。

第 5-2 表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

		2015年	2018	2019	2020	2021	2022	
各国現地通貨（月額）								
日本 1)	Yen	294,200	296,000	293,600	298,300	294,900	301,500	JPN
日本 2)	Yen	376,964	392,305	390,981	377,583	384,765	391,169	JPN
アメリカ 3)	US\$	4,271	4,646	4,778	5,058	5,161	5,458	USA
カナダ	CA\$	4,380	4,610	4,771	4,980	4,994	5,306	CAN
イギリス 4)	Pound	2,580	2,797	2,849	2,704	2,950	3,070	UK
ドイツ 5)	Euro	3,468	3,702	3,800	5,541	5,188	5,266	DEU
フランス 6)	Euro	3,266	3,477	3,531	2,271	4,764	4,614	FRA
イタリア 7)	Euro	2,080	2,121	2,142	2,159	3,394	3,621	ITA
スウェーデン 8)	Krona	34,600	36,600	37,500	37,900	4,308	4,632	SWE
ロシア	Ruble	31,910	40,722	43,855	46,510	52,410	60,439	RUS
中国 9)	Yuan	3,246	4,106	4,405	4,826	5,329	—	CHN
韓国 10)	1,000 Won	3,569	3,851	3,968	3,910	4,060	4,383	KOR
シンガポール 11)	SG\$	—	4,680	5,000	4,885	4,896	—	SGP
タイ	Baht	10,671	14,269	14,562	14,511	14,807	15,996	THA
フィリピン	Peso	10,900	12,712	13,496	13,795	14,063	—	PHL
オーストラリア 12)	AU\$	5,406	5,823	5,989	5,921	6,134	—	AUS
ニュージーランド 4)	NZ\$	5,040	5,430	5,560	5,680	5,990	6,330	NZL
ブラジル 13)	Real	1,797	2,726	2,759	2,726	2,479	2,679	BRA
Local currency per month								

出典： [日本] 厚生労働省（2023.3）「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省（2023.2）「毎月勤労統計調査」

[ロシア] ロシア連邦統計局 (<https://rosstat.gov.ru/>) 2023年11月現在

[その他] ILO (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2023年11月現在

注： 原則、雇用者が対象。国により賃金に含まれる範囲・対象が異なる（諸手当・ボーナスの有無、実際に支払われた賃金、労働契約等により予め定められている賃金、あるいは通常の労働時間に対して支払われる基本賃金等）。

1) 賃金構造基本統計調査による。企業規模10人以上の民営事業所において、一般労働者（短時間労働者を除く）に支払われる所定内給与額。

2) 毎月勤労統計調査による。常用労働者（パートタイム労働者を含む）5人以上の事業所においてに支払われる平均月間現金給与総額。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。

3) 16歳以上が対象。

4) フルタイム及びパートタイム労働者が対象。

5) 16歳以上が対象。鉱業、電気、ガス、水道業を含む。

6) 2019年迄、フルタイム労働者が対象。2021年以降は16歳以上が対象、鉱業、電気・ガス・水道業を含む。

7) 2020年迄、フルタイム労働者が対象。2021年以降は16歳以上が対象、鉱業、電気・ガス・水道業を含む。

8) 従業員10人以上の事業所におけるフルタイム相当の労働者が対象。2021年以降は16歳以上が対象。

9) フルタイム労働者、都市部の民間部門が対象。

10) 民間部門の従業員5人以上の事業所。フルタイム及びパートタイム労働者が対象。

11) フルタイム雇用者（国籍保有者及び永住権保有者が対象）。

12) 週当たり賃金。2018年は成人のフルタイム労働者が対象、5月の数値。

13) 2018-2020年はフルタイム労働者が対象。

第 5-3 表 産業別賃金

Table 5-3: Wages by economic activity

		年	非農林 漁業計	製造業	鉱業及び 採石業	建設業	情報 通信業	
各国現地通貨（月額）								
日本 1)	Yen	2022	311,800	301,500	347,400	335,400	378,800	JPN
日本 2)	Yen	2022	325,817	391,169	451,294	431,562	498,722	JPN
アメリカ 3)	US\$	2022	4,845	5,458	6,821	5,015	7,511	USA
カナダ 4)	CA\$	2022	5,090	5,306	8,420	5,910	4,983	CAN
イギリス 5)	Pound	2022	2,701	3,070	4,435	3,210	3,783	UK
ドイツ 6)	Euro	2022	4,413	5,266	—	4,110	6,479	DEU
フランス 6)	Euro	2022	3,958	4,614	—	3,819	6,157	FRA
イタリア 6)	Euro	2022	3,116	3,621	—	2,644	4,462	ITA
スウェーデン 3)	Krona	2022	4,250	4,632	—	4,207	5,486	SWE
ロシア 7)	Ruble	2022	65,338	60,439	118,376	60,850	121,262	RUS
中国 8)	Yuan	2021	5,240	5,329	5,222	5,036	9,552	CHN
韓国 5) 9)	1,000 Won	2022	4,091	4,383	4,476	4,164	4,904	KOR
シンガポール 10)	SG\$	2021	4,680	4,896	—	4,200	6,092	SGP
タイ	Baht	2022	16,385	15,996	19,486	11,840	29,606	THA
フィリピン	Peso	2021	15,528	14,063	13,438	13,898	24,428	PHL
オーストラリア	AU\$	2021	5,906	6,134	10,670	6,617	8,625	AUS
ニュージーランド 5)	NZ\$	2022	5,990	6,330	9,460	6,270	9,420	NZL
ブラジル	Real	2022	2,614	2,679	4,359	2,060	4,632	BRA
Local currency per month								
			a	b	c	d	e	

*Figures are for employees. a) Total; b) Manufacturing; c) Mining and quarrying; d) Construction; e) Information and communication.

出典： [日本] 厚生労働省（2023.3）「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省（2023.2）「毎月勤労統計調査」

[ロシア] ロシア連邦統計局 (<https://rosstat.gov.ru/>) 2023年11月現在

[その他] ILO (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2023年11月現在

注： 原則、雇用者が対象。国により賃金に含まれる範囲・対象が異なる（諸手当・ボーナスの有無、実際に支払われた賃金、労働契約等により予め定められている賃金、あるいは通常の労働時間に対して支払われる基本賃金等）。

- 1) 賃金構造基本統計調査による。企業規模10人以上の民営事業所において、一般労働者（短時間労働者を除く）に支払われる所定内給与額。
- 2) 毎月勤労統計調査による。常用労働者（パートタイム労働者を含む）5人以上の事業所において支払われる平均月間現金給与総額。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。
- 3) 16歳以上が対象。
- 4) 非農林漁業計の欄は林業、漁業、を含む。鉱業及び採石業は林業、漁業、エネルギー業を含む。情報通信業はサービス業を含む。
- 5) フルタイム及びパートタイム労働者。
- 6) 16歳以上が対象。製造業は鉱業、電気、ガス、水道業を含む。
- 7) 非農林漁業計の欄は農林漁業を含む。
- 8) 都市部の民間部門におけるフルタイム労働者が対象。
- 9) 従業員5人以上の事業所。時間外手当及び諸手当を含む。
- 10) フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者が対象。

第 5-4 表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
2015年 = 100									2015=100
日本	99.5	96.7	100.0	103.5	103.7	99.6	101.7	103.3	JPN
アメリカ	83.2	93.5	100.0	108.2	111.3	114.5	119.6	125.9	USA
カナダ	84.0	89.5	100.0	103.4	106.6	109.9	113.0	119.1	CAN
イギリス	78.0	91.5	100.0	106.7	109.1	109.1	113.2	119.0	UK
ドイツ	79.5	87.3	100.0	108.4	110.8	111.6	112.3	116.0	DEU
フランス	80.0	90.7	100.0	104.3	106.3	—	109.7	113.7	FRA
イタリア	76.4	89.0	100.0	102.1	103.1	103.9	105.0	106.5	ITA
オランダ	82.6	92.4	100.0	105.7	108.6	112.7	115.3	118.5	NLD
デンマーク	77.7	91.6	100.0	106.8	109.3	111.6	114.5	117.4	DNK
スウェーデン	75.0	87.6	100.0	107.0	109.5	110.5	113.3	116.1	SWE
ノルウェー	66.5	84.0	100.0	104.8	108.3	110.9	114.2	118.3	NOR
スペイン	77.0	93.4	100.0	101.4	103.1	106.5	106.0	109.2	ESP
韓国	66.3	82.3	100.0	113.6	116.2	115.5	123.5	130.7	KOR

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) “Hourly Earnings” 2023年8月現在

注： 国により賃金の定義及び対象者の範囲等が異なるため、比較の際は注意を要する。

第 5-5 表 パートタイム（短時間）労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	デンマーク	スウェーデン
フルタイム = 100								Full-time=100
2022年	72.3	—	—	—	—	—	—	—
2018	68.8	74.4	73.8	90.7	68.8	73.4	78.2	82.9
2014	64.9	69.4	72.1	86.6	66.4	76.6	79.0	82.2
	JPN	UK	DEU	FRA	ITA	NLD	DNK	SWE

出典： [日本] 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年版

[欧州] Eurostat “Structure of earnings survey” 各年版（2014、2018）

注： パートタイム労働者の定義、調査対象、賃金水準の算出方法等は国によって異なるので、比較の際は注意を要する。JILPTによる算出。

[日本] 産業計、常用労働者10人以上の民営事業所、一般労働者（所定内給与額／所定内労働時間数）に対する短時間労働者の1時間当たり所定内給与額（残業は含まない）。2018年以前は、2020年賃金構造基本統計調査の変更（短時間労働者の集計要件の見直し等）に伴う遡及集計を用いて算出。

[イギリス] 自営業を除く産業計・全職種1%を対象とするサンプル調査。フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を除く値。

[欧州] 産業計、企業規模10人以上、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を含む。

参考： アメリカは、通常の労働時間が週当たり35時間以上の者をフルタイム、1～34時間の者をパートタイムと定義する U.S. Bureau of Labor Statisticsの「*Labor Force Statistics from the CPS*」による「週当たり賃金」水準比較のみが公式統計となっている。「時間当たり賃金」を割り戻すための「週当たり労働時間」が公表されていないため、他国と比較することはできない。参考として、「週当たり賃金」は、フルタイム100に対し、パートタイム32.1（2022年、産業計、16歳以上、中央値、JILPTによる算出）。

第 5-6 表 単位労働費用

Table 5-6: Unit labour costs

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
指数、2015年 = 100									2015=100
日本	109.5	102.8	100.0	103.0	105.3	108.6	108.1	—	JPN
アメリカ	86.3	91.2	100.0	105.3	107.4	111.2	114.2	—	USA
カナダ	80.8	91.6	100.0	102.0	104.3	107.1	111.8	—	CAN
イギリス	83.1	95.6	100.0	105.8	109.5	120.5	117.7	121.7	UK
ドイツ	87.0	91.6	100.0	105.4	108.6	111.7	112.5	116.7	DEU
フランス	85.8	94.9	100.0	101.9	101.2	105.8	106.1	111.3	FRA
イタリア	85.2	96.6	100.0	101.2	102.5	104.5	105.2	108.4	ITA
オランダ	86.9	96.1	100.0	103.9	107.2	116.4	114.7	118.8	NLD
ベルギー	83.3	94.1	100.0	103.3	104.6	106.5	108.1	—	BEL
デンマーク	83.3	96.7	100.0	100.6	102.0	105.7	106.2	109.4	DNK
スウェーデン	82.1	91.5	100.0	107.9	109.6	113.1	112.8	116.2	SWE
フィンランド	79.8	90.7	100.0	97.8	99.4	100.1	103.6	107.1	FIN
ノルウェー	63.8	85.1	100.0	104.9	109.5	111.1	113.5	118.8	NOR
ロシア	29.5	59.6	100.0	110.9	112.7	—	—	—	RUS
韓国	—	—	100.0	105.5	108.1	110.7	112.2	—	KOR
スペイン	90.9	104.4	100.0	100.9	105.2	112.5	113.7	114.2	ESP
オーストラリア	79.3	95.8	100.0	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	81.8	96.2	100.0	109.7	115.3	117.9	—	—	NZL
対前年比、%									Average annual rates of change
日本	-0.2	-5.5	-1.0	1.6	2.2	3.2	-0.4	—	JPN
アメリカ	1.6	-0.7	2.3	2.1	2.0	3.6	2.6	—	USA
カナダ	2.1	-0.2	2.1	2.3	2.2	2.7	4.3	—	CAN
イギリス	2.9	0.8	0.6	2.2	3.4	10.0	-2.3	3.4	UK
ドイツ	-0.5	-1.5	2.0	3.1	3.1	2.8	0.7	3.8	DEU
フランス	2.0	0.9	0.2	0.7	-0.7	4.6	0.3	4.8	FRA
イタリア	2.8	0.1	0.7	1.6	1.3	1.9	0.7	3.0	ITA
オランダ	0.1	-1.1	-0.8	2.2	3.2	8.6	-1.5	3.6	NLD
ベルギー	0.8	-0.2	-1.2	1.3	1.3	1.8	1.5	—	BEL
デンマーク	2.1	-1.1	1.1	1.0	1.4	3.6	0.5	3.0	DNK
スウェーデン	0.8	-2.7	-0.4	3.5	1.5	3.2	-0.2	3.0	SWE
フィンランド	2.2	-1.8	0.7	2.7	1.7	0.7	3.4	3.3	FIN
ノルウェー	3.2	2.2	1.2	3.9	4.4	1.4	2.1	4.7	NOR
ロシア	13.5	7.2	8.2	2.9	1.6	—	—	—	RUS
韓国	—	—	2.8	2.2	2.4	2.4	1.3	—	KOR
スペイン	3.1	-0.7	-0.1	1.6	4.2	7.0	1.1	0.4	ESP
オーストラリア	3.6	6.1	0.2	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	5.2	2.5	0.9	1.9	5.1	2.2	—	—	NZL

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Growth in GDP per capita, productivity and ULC" 2023年8月現在

注： Unit Labour Costs, hours based。一般的に、単位労働費用 = 名目雇用者報酬 / 実質GDPとして求められる。

第 5-7 表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
2015年 = 100									2015=100
日本	144.5	100.0	109.9	114.9	118.3	109.0	94.2	91.2	JPN
アメリカ	87.9	100.0	102.8	105.1	106.8	102.8	112.7	111.6	USA
カナダ	120.1	100.0	96.1	95.1	94.4	102.1	101.9	98.9	CAN
イギリス	89.9	100.0	86.0	86.4	94.6	95.2	92.0	91.5	UK
ドイツ	98.0	100.0	104.7	104.9	105.5	106.1	103.3	106.2	DEU
フランス	105.3	100.0	100.4	96.2	96.5	97.3	96.8	97.3	FRA
イタリア	104.1	100.0	102.8	101.2	101.6	102.2	99.3	99.4	ITA
オランダ	109.8	100.0	103.6	103.2	109.9	108.9	103.8	107.2	NLD
ベルギー	103.0	100.0	102.9	100.9	101.6	101.2	101.5	105.3	BEL
デンマーク	108.2	100.0	100.0	99.1	99.9	99.8	98.1	98.0	DNK
スウェーデン	97.4	100.0	97.0	92.6	93.8	96.3	89.7	86.1	SWE
フィンランド	99.6	100.0	97.3	96.5	95.2	97.7	95.4	97.5	FIN
ノルウェー	105.3	100.0	97.2	96.8	87.5	93.4	94.3	84.7	NOR
オーストリア	97.9	100.0	101.2	100.3	103.4	102.7	100.2	101.3	AUT
スイス	83.8	100.0	90.7	92.5	94.4	93.6	97.1	97.6	CHE
ギリシャ	116.0	100.0	102.9	100.6	105.6	102.3	95.1	94.8	GRC
スペイン	117.6	100.0	101.1	102.5	108.1	107.5	102.3	102.1	ESP
ポルトガル	108.2	100.0	106.0	106.1	111.2	111.6	109.9	113.2	PRT
中国	74.8	100.0	95.4	93.9	94.1	99.9	102.4	99.3	CHN
韓国	83.3	100.0	103.3	100.8	99.9	100.6	96.5	96.5	KOR
インドネシア	147.5	100.0	90.9	92.4	88.4	86.6	87.0	86.3	IDN
オーストラリア	112.5	100.0	97.9	94.7	95.0	98.9	99.2	99.3	AUS
ニュージーランド	94.1	100.0	99.2	98.7	98.5	102.0	98.7	97.9	NZL
メキシコ	112.9	100.0	87.9	92.3	89.3	94.5	95.4	103.9	MEX
ブラジル	122.7	100.0	102.2	101.2	78.9	69.3	74.3	75.8	BRA

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) *Economic Outlook no.113 - June 2023*

第 5-8 表 労働費用（製造業）

Table 5-8: Labour costs, manufacturing

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
時間当たり労働費用	Labour costs per hour								
各国通貨	national currency								
日本 1)	2,798	2,945	2,858	2,883	2,889	2,877	2,824	2,805	JPN
アメリカ 2)	32.20	36.87	39.66	39.19	39.53	39.55	40.38	41.99	USA
イギリス 3)	19.60	21.26	22.40	23.00	23.20	—	—	—	UK
ドイツ 3)	32.97	37.36	39.20	40.10	41.10	42.00	42.10	44.00	DEU
フランス 3)	32.76	35.96	36.90	37.80	38.60	41.30	41.50	42.90	FRA
為替レート換算	Exchange rate conversion								
日本 = 100	JPN=100								
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	101.0	151.5	155.7	150.1	149.2	146.8	156.9	196.8	USA
イギリス	95.0	133.5	113.1	117.5	111.7	—	—	—	UK
ドイツ	137.1	170.4	173.8	181.4	173.6	178.0	193.5	217.2	DEU
フランス	136.3	164.0	163.6	171.0	163.0	175.1	190.8	211.8	FRA
購買力平価換算	PPPs conversion								
日本 = 100	JPN=100								
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	128.6	129.5	145.8	141.6	141.3	138.5	141.1	142.1	USA
イギリス	111.4	107.9	120.3	120.8	123.8	—	—	—	UK
ドイツ	163.5	168.7	193.6	197.0	204.6	208.1	209.6	214.4	DEU
フランス	153.0	156.2	176.2	180.6	195.4	208.7	211.5	215.4	FRA

出典： [日本] 厚生労働省（2024.1）「毎月勤労統計調査」、厚生労働省（2022.1）「2021年就労条件総合調査」、内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算確報」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2022.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

[欧州] Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/>) "Labour costs (lc)" 2024年1月現在（2017～2019年は2022年12月現在）

[換算レート] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2024年1月現在

注： 以下の方法で、JILPTにおいて試算。

- 1) 事業所規模5人以上の製造業常用労働者が対象。総実労働時間当たり労働費用。労働費用のない年は時間当たり雇用人報酬との比率により推計。
- 2) 企業規模1人以上の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期の値。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_lev]"による実数を使用。2015年以前は実数を基に"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_r2_a]"の指数から算出。

第 5-9 表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-9: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

労働費用計	現金給与	現金給与以外	(現金給与以外の内訳)							調査年	
			法定福利費	法定外福利費 1)	現物給付	退職金等の費用	教育訓練費	その他 2)			
											%
日本	100.0	80.8	19.2	(13.0)	(1.5)	(0.1)	(4.3)	(0.1)	(0.2)	2020	JPN
アメリカ	100.0	78.7	21.3	(7.5)	(9.8)	－	(4.0)	－	－	2020	USA
イギリス	100.0	81.8	18.2	(8.4)	(6.2)	(1.2)	(0.7)	(1.7)	－	2016	UK
ドイツ	100.0	76.4	23.6	(14.3)	(7.5)	(1.0)	(0.2)	(0.4)	(0.2)	2020	DEU
フランス	100.0	64.0	36.0	(22.7)	(6.6)	(0.6)	(3.5)	(1.3)	(1.4)	2020	FRA
オランダ	100.0	78.7	21.4	(9.8)	(10.1)	(0.8)	－	(0.7)	(-3.2)	2020	NLD
スウェーデン	100.0	67.3	32.7	(20.1)	(10.0)	(1.0)	(0.1)	(0.4)	(1.1)	2020	SWE
韓国	100.0	77.6	22.4	(7.2)	(5.4)	－	(9.4)	(0.3)	(0.1)	2020	KOR
a	b	c	d	e	f	g	h	i		year	

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

出典： [日本] 厚生労働省（2021.11）「2021年就労条件総合調査」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2021.3）*Employer Costs for Employee Compensation—December 2020*

[欧州] Eurostat “Labour costs survey - NACE Rev. 2 activity” 2023年9月現在

[韓国] 雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2023年9月現在

注： 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）が対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)、欧州は見習の福利費を含む。

2) 日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等、韓国は募集費を含む。欧州は募集費用、税、補助金（控除）等を含む（オランダの「その他」は補助金の影響により-3.2%）。

第 5-10 表 フルタイム労働者の男女間賃金格差

Table 5-10: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
日本	32.8	28.7	25.7	23.5	23.5	22.5	22.1	—	JPN
アメリカ	19.0	18.8	18.9	18.9	18.5	17.7	16.9	17.0	USA
カナダ	21.3	20.2	18.7	18.4	18.7	17.6	16.7	17.1	CAN
イギリス	22.1	19.2	17.1	16.3	16.1	12.0	14.2	14.5	UK
ドイツ	16.8	16.7	16.1	15.4	14.0	14.2	13.7	—	DEU
フランス 1)	9.4	9.1	9.9	11.8	12.1	11.8	11.6	—	FRA
イタリア 1)	10.5	5.6	6.6	5.7	5.6	4.8	5.7	—	ITA
オランダ 1)	16.0	17.9	15.3	12.7	13.4	13.3	13.2	—	NLD
ベルギー	11.5	7.0	4.7	3.4	3.8	1.2	—	—	BEL
デンマーク	10.2	8.9	5.8	4.9	5.1	5.0	5.6	—	DNK
スウェーデン	11.3	9.4	8.3	7.1	7.6	7.4	7.3	—	SWE
フィンランド	18.9	18.9	18.1	18.9	17.2	16.0	15.3	—	FIN
ノルウェー	8.6	7.2	7.0	5.1	4.4	4.8	4.6	—	NOR
韓国	39.6	39.6	37.2	34.1	32.5	31.5	31.1	31.2	KOR
オーストラリア	15.8	14.0	13.3	13.5	15.3	10.5	10.5	9.9	AUS
ニュージーランド	9.6	7.0	7.9	7.9	6.5	4.6	6.7	9.2	NZL
メキシコ	16.7	11.6	16.7	14.0	—	—	12.5	16.7	MEX
ブラジル	—	—	15.4	10.7	6.7	6.3	9.1	11.1	BRA

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Gender wage gap" 2023年8月現在

注： 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。原則、フルタイム労働者の週あたり総収入が対象。

1) 2005年欄は2006年の数値、2015年欄は2014年の数値。

第 5-11-1 表 年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）

Table 5-11-1: Wage gap by age group (total type of workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2018年						under 30 years old=100, 2018	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
日本 1)	計	131.9	100.0	137.7	142.5	T	JPN
	男	139.2	100.0	144.6	151.2	M	
	女	111.9	100.0	116.8	113.8	F	
イギリス	計	135.0	100.0	149.3	141.6	T	UK
	男	144.6	100.0	159.2	158.9	M	
	女	124.3	100.0	137.6	124.0	F	
ドイツ	計	144.7	100.0	153.3	157.1	T	DEU
	男	154.2	100.0	161.6	173.7	M	
	女	133.0	100.0	142.4	138.6	F	
フランス	計	136.9	100.0	136.7	156.2	T	FRA
	男	144.8	100.0	143.3	170.0	M	
	女	127.9	100.0	129.4	139.7	F	
イタリア	計	131.3	100.0	127.4	147.6	T	ITA
	男	136.9	100.0	131.8	159.0	M	
	女	125.3	100.0	122.9	135.7	F	
オランダ	計	157.5	100.0	176.9	187.3	T	NLD
	男	170.8	100.0	188.7	210.5	M	
	女	142.7	100.0	163.8	158.7	F	
ベルギー	計	130.8	100.0	132.4	150.1	T	BEL
	男	135.7	100.0	137.5	156.6	M	
	女	125.7	100.0	127.1	142.6	F	
デンマーク	計	143.1	100.0	156.7	162.4	T	DNK
	男	150.0	100.0	165.4	172.9	M	
	女	136.2	100.0	147.8	151.9	F	
スウェーデン	計	124.2	100.0	128.7	133.9	T	SWE
	男	127.5	100.0	131.9	140.1	M	
	女	121.0	100.0	125.2	128.6	F	
フィンランド	計	127.3	100.0	131.7	134.7	T	FIN
	男	133.8	100.0	137.9	146.3	M	
	女	121.2	100.0	125.0	126.3	F	
ノルウェー	計	133.5	100.0	141.2	149.6	T	NOR
	男	139.3	100.0	146.6	160.0	M	
	女	126.6	100.0	134.3	137.7	F	

出典： [日本] 厚生労働省（2019.3）「2018年賃金構造基本統計調査」

[その他] Eurostat（2021.8）*Structure of Earnings Survey 2018*

注： 指数はJILPTによる算出。

1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計（公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計）、きまって支給する現金給与額が対象。

第 5-11-2 表 年齢階級別賃金格差（生産労働者）

Table 5-11-2: Wage gap by age group (production workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2018年						under 30 years old=100, 2018	
製造業						Manufacturing	
日本	計	119.9	100.0	129.0	120.5	T	JPN
	男	125.0	100.0	133.2	131.1	M	
	女	98.3	100.0	102.5	92.7	F	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
イギリス	計	116.6	100.0	124.6	119.8	T	UK
	男	119.5	100.0	128.0	124.2	M	
	女	107.3	100.0	111.6	108.2	F	
ドイツ	計	122.1	100.0	129.3	126.3	T	DEU
	男	127.6	100.0	135.0	135.5	M	
	女	110.5	100.0	112.5	112.6	F	
フランス	計	115.4	100.0	117.5	119.8	T	FRA
	男	118.8	100.0	121.4	124.9	M	
	女	109.2	100.0	107.6	113.5	F	
イタリア	計	111.9	100.0	113.2	114.6	T	ITA
	男	115.9	100.0	116.5	121.9	M	
	女	102.5	100.0	104.0	101.4	F	
オランダ	計	144.8	100.0	166.5	171.0	T	NLD
	男	148.4	100.0	171.6	178.3	M	
	女	134.1	100.0	151.1	151.5	F	
ベルギー	計	117.7	100.0	115.2	134.1	T	BEL
	男	123.6	100.0	120.7	142.4	M	
	女	110.2	100.0	109.0	120.9	F	
デンマーク	計	120.7	100.0	129.6	129.2	T	DNK
	男	120.7	100.0	129.0	128.4	M	
	女	115.7	100.0	122.7	125.3	F	
スウェーデン	計	104.8	100.0	105.8	107.2	T	SWE
	男	105.5	100.0	106.7	108.3	M	
	女	100.8	100.0	100.1	102.3	F	
フィンランド	計	109.0	100.0	112.7	109.8	T	FIN
	男	111.8	100.0	114.8	115.9	M	
	女	102.7	100.0	104.7	102.2	F	
ノルウェー	計	113.6	100.0	118.1	120.2	T	NOR
	男	113.7	100.0	118.2	120.6	M	
	女	113.0	100.0	116.3	120.6	F	

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-11-1表（p.184）を参照。

第 5-11-3 表 年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）

Table 5-11-3: Wage gap by age group (supervisory, clerical and technical workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2018年						under 30 years old=100, 2018	
製造業						Manufacturing	
日本	計	147.7	100.0	147.6	167.9	T	JPN
	男	151.9	100.0	151.4	170.1	M	
	女	118.1	100.0	122.0	124.1	F	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
イギリス	計	138.3	100.0	152.4	147.0	T	UK
	男	151.9	100.0	165.6	173.0	M	
	女	125.6	100.0	138.8	125.9	F	
ドイツ	計	153.3	100.0	160.4	171.2	T	DEU
	男	168.8	100.0	172.6	196.6	M	
	女	138.2	100.0	146.9	147.8	F	
フランス	計	143.4	100.0	140.8	171.5	T	FRA
	男	154.4	100.0	149.4	189.4	M	
	女	131.9	100.0	132.3	150.0	F	
イタリア	計	139.4	100.0	132.9	161.8	T	ITA
	男	149.8	100.0	140.8	180.9	M	
	女	130.4	100.0	126.4	145.0	F	
オランダ	計	158.7	100.0	174.3	190.1	T	NLD
	男	175.4	100.0	184.8	217.2	M	
	女	143.0	100.0	162.6	160.4	F	
ベルギー	計	132.6	100.0	133.1	155.0	T	BEL
	男	137.4	100.0	137.9	162.7	M	
	女	127.6	100.0	128.0	147.1	F	
デンマーク	計	150.0	100.0	164.1	173.3	T	DNK
	男	166.7	100.0	184.1	200.8	M	
	女	138.1	100.0	149.4	154.6	F	
スウェーデン	計	130.3	100.0	135.0	142.2	T	SWE
	男	140.1	100.0	144.5	159.4	M	
	女	122.9	100.0	127.1	131.0	F	
フィンランド	計	133.3	100.0	137.3	142.9	T	FIN
	男	147.1	100.0	149.6	164.4	M	
	女	123.4	100.0	126.6	130.1	F	
ノルウェー	計	139.3	100.0	147.6	157.2	T	NOR
	男	153.4	100.0	161.7	178.3	M	
	女	127.5	100.0	135.3	138.8	F	

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-11-1表（p.184）を参照。

第 5-12 表 勤続年数別賃金格差

Table 5-12: Wage gap by length of service

勤続年数（年）	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1～5年 = 100、2018年										Length of service: 1-5 years=100, 2018
産業計 1)										All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)
日本 2)	計	124.0	93.9	a 100	b 110.7	124.4	138.2	161.9	171.7	T JPN
	男	127.1	93.3	a 100	b 111.2	125.8	140.8	161.4	166.3	M
	女	111.7	95.7	a 100	b 107.5	115.8	123.3	140.0	152.6	F
イギリス	計	103.9	85.2	100	113.8	114.9	117.6	123.2	129.2	T UK
	男	105.0	83.6	100	115.2	119.0	121.5	127.3	128.5	M
	女	102.2	87.5	100	110.6	110.0	114.3	116.3	118.3	F
ドイツ	計	120.6	91.0	100	122.9	135.7	147.7	154.4	164.0	T DEU
	男	122.1	89.0	100	125.6	139.1	153.8	157.2	164.3	M
	女	118.1	93.1	100	119.5	130.2	140.1	149.3	161.2	F
フランス	計	112.6	88.3	100	109.8	116.4	123.2	132.6	144.1	T FRA
	男	114.1	85.9	100	112.5	120.5	125.6	135.2	146.6	M
	女	111.0	91.8	100	107.3	112.2	121.1	130.4	139.6	F
イタリア	計	113.6	93.1	100	113.2	118.6	129.3	138.9	145.7	T ITA
	男	114.1	91.8	100	115.0	121.3	130.9	139.8	147.7	M
	女	113.7	95.3	100	112.5	117.7	128.0	138.2	144.6	F
オランダ	計	123.3	85.7	100	129.1	141.9	145.7	156.2	161.5	T NLD
	男	126.9	84.8	100	131.6	147.0	155.0	165.5	164.3	M
	女	118.7	87.1	100	126.9	136.1	137.7	142.3	147.0	F
ベルギー	計	109.0	86.1	100	110.1	114.9	124.9	129.5	123.6	T BEL
	男	110.8	85.0	100	113.4	117.8	127.5	132.3	127.7	M
	女	107.2	87.8	100	106.7	111.7	121.8	126.5	119.1	F
デンマーク	計	101.6	84.3	100	111.8	116.6	117.5	123.4	130.2	T DNK
	男	102.2	83.0	100	115.1	121.9	125.3	129.9	130.7	M
	女	101.8	85.8	100	110.2	114.9	115.1	118.4	126.8	F
スウェーデン	計	104.2	81.1	100	109.3	113.5	112.8	112.3	105.8	T SWE
	男	105.8	79.2	100	111.1	117.4	117.1	118.8	113.1	M
	女	103.1	84.1	100	106.7	109.3	109.9	109.6	105.9	F
フィンランド	計	102.5	86.6	100	105.6	108.8	112.6	114.9	107.0	T FIN
	男	103.4	85.0	100	107.4	110.9	114.8	117.0	110.1	M
	女	102.2	89.4	100	104.8	107.7	111.9	112.1	104.7	F
ノルウェー	計	102.7	85.8	100	116.7	121.1	120.4	120.9	—	T NOR
	男	103.4	83.8	100	117.5	123.0	124.6	126.7	—	M
	女	100.8	87.1	100	111.7	113.8	114.5	111.4	—	F

Length of service in Japan: a) 1 year or more and less than 5 years; b) 6 years or more and less than 10 years.

注： 規模10人以上の民営事業所が対象。日本は所定内給与額、欧州は月間平均収入額をもとにJILPTにおいて算出。

1) 産業計は、公務・防衛・義務的社会保障を除く非農林漁業計が対象。

2) aは勤続1年以上5年未満、bは勤続5年以上10年未満。

第 5-12 表 勤続年数別賃金格差（続き）

Table 5-12: Wage gap by length of service (*cont.*)

勤続年数（年）		計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years	
勤続1～5年 = 100、2018年											
Length of service: 1-5 years=100, 2018											
製造業											Manufacturing
日本 2)	計	131.3	93.8	a 100	b 111.3	127.2	140.4	164.4	177.0	T	JPN
	男	133.7	93.2	a 100	b 112.2	128.3	144.0	165.7	174.5	M	
	女	113.4	96.2	a 100	b 105.1	113.5	116.3	136.7	147.1	F	
イギリス	計	108.1	88.5	100	111.7	114.2	116.9	128.9	132.6	T	UK
	男	108.4	87.7	100	111.3	114.4	116.3	128.2	132.9	M	
	女	104.2	90.9	100	107.4	109.6	115.3	121.4	111.0	F	
ドイツ	計	123.1	92.4	100	121.7	131.1	139.2	143.8	155.7	T	DEU
	男	123.6	93.8	100	121.7	130.8	140.3	143.3	151.6	M	
	女	117.7	90.7	100	118.5	127.8	131.4	136.8	154.9	F	
フランス	計	114.6	80.4	100	113.7	117.3	119.9	127.7	135.8	T	FRA
	男	117.3	82.1	100	117.0	119.5	122.3	129.8	142.8	M	
	女	107.3	78.0	100	107.2	110.7	113.8	120.3	109.2	F	
イタリア	計	111.4	95.1	100	111.2	113.9	119.2	124.4	138.4	T	ITA
	男	110.1	91.9	100	108.4	111.7	119.5	122.0	136.8	M	
	女	113.0	104.1	100	116.0	118.0	118.0	127.9	135.9	F	
オランダ	計	116.5	89.2	100	112.4	118.4	122.0	133.2	134.8	T	NLD
	男	117.4	85.9	100	112.5	119.9	125.2	132.5	133.1	M	
	女	109.0	101.3	100	110.6	110.7	109.2	127.2	115.4	F	
ベルギー	計	109.6	89.4	100	112.8	117.6	124.1	132.1	117.2	T	BEL
	男	111.0	88.0	100	114.4	120.4	124.3	134.2	119.1	M	
	女	106.6	93.4	100	109.1	111.7	121.6	124.9	112.7	F	
デンマーク	計	101.3	85.5	100	108.6	108.6	112.3	111.5	109.7	T	DNK
	男	101.6	86.1	100	107.9	109.2	113.1	112.5	110.9	M	
	女	100.7	84.2	100	110.0	107.4	111.4	109.8	106.4	F	
スウェーデン	計	104.2	81.7	100	107.4	108.8	107.7	107.6	103.7	T	SWE
	男	105.2	84.8	100	108.8	110.6	108.5	109.1	105.3	M	
	女	101.0	74.5	100	102.6	102.8	105.1	100.7	95.8	F	
フィンランド	計	103.8	86.4	100	104.6	106.6	108.9	112.8	108.4	T	FIN
	男	105.1	86.3	100	106.3	108.6	111.1	114.3	111.4	M	
	女	99.5	87.1	100	99.8	101.1	103.1	106.3	96.9	F	
ノルウェー	計	103.1	84.8	100	108.2	112.5	118.0	111.1	—	T	NOR
	男	103.6	84.7	100	108.7	113.3	118.8	111.6	—	M	
	女	101.2	85.4	100	105.6	109.3	113.3	107.8	—	F	

出典： [日本] 厚生労働省（2019.3）「2018年賃金構造基本統計調査」
 [その他] Eurostat（2021.8）*Structure of Earnings Survey 2018*

第 5-13 表 事業所規模間賃金格差

Table 5-13: Wage gap by establishment size

規模（従業員数）	計	5-29	30-99	100-499	500-999	1,000以上	establishment size
規模1,000人以上 = 100						1,000 or more employees = 100	
日本 1)	66.1	54.2	64.9	75.4	86.3	100.0	JPN
製造業	(73.1)	(60.3)	(65.0)	(73.8)	(85.3)	(100.0)	manufacturing
	Total	10-49	50-249	250-499	500-999	1,000+	
アメリカ 2)	65.0	51.3	63.1	75.3	88.0	100.0	USA
製造業	(65.8)	(49.2)	(57.9)	(65.1)	(70.6)	(100.0)	manufacturing
イギリス 3)	97.3	85.2	97.5	101.3	119.1	100.0	UK
ドイツ 3)	69.2	65.1	90.5	97.1	97.7	100.0	DEU
フランス 3)	83.5	73.0	71.3	82.3	267.1	100.0	FRA
イタリア 3)	73.1	63.1	76.8	83.4	101.2	100.0	ITA
スペイン 3)	80.3	60.9	82.8	83.2	86.4	100.0	ESP
ベルギー 3)	105.9	103.7	105.5	108.8	103.1	100.0	BEL
オランダ 3)	100.5	100.5	133.5	115.2	109.3	100.0	NLD
デンマーク 3)	81.3	76.4	83.5	55.1	86.1	100.0	DNK
スウェーデン 3)	101.5	118.7	105.3	109.1	100.0	100.0	SWE
フィンランド 3)	82.3	98.2	103.9	91.7	85.9	100.0	FIN
ノルウェー 3)	101.1	150.9	132.5	178.8	107.3	100.0	NOR

出典：〔日本〕厚生労働省（2023.2）「2022年毎月勤労統計調査」

〔アメリカ〕労働統計局(BLS)（2023.9）*Quarterly Census of Employment and Wages*

〔欧州〕Eurostat（2021.8）*Structure of Earnings Survey 2018*

注：各国の実額より、JILPTにおいて算出。

1) 2022年値。常用労働者5人以上の事業所が対象。日本の上段は日本標準産業分類に基づく16大産業の計。月間の、きまって支給する給与。

2) 2022年第1四半期の値。1人以上の民営事業所が対象。アメリカの上段は非農林産業。週当たり平均賃金。

3) 2018年値。10人以上の企業、かつ行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業が対象。月間平均賃金総額。

第 5-14 表 所得のジニ係数

Table 5-14: Gini coefficients of income inequality

	1990年	2000	2010	2015	2018	2019	2020	2021	
日本 1)	—	0.337	0.336	0.339	0.334	—	—	—	JPN
アメリカ 2)	0.369	0.357	0.380	0.390	0.393	0.395	0.377	p) 0.375	USA
カナダ	0.289	0.315	0.316	0.318	0.304	0.300	0.280	—	CAN
イギリス	0.355	0.352	0.351	0.360	0.366	0.366	0.355	—	UK
ドイツ	0.256	0.264	0.286	0.293	0.289	0.296	—	—	DEU
フランス	—	0.287	0.303	0.295	0.301	0.292	—	—	FRA
イタリア 3)	0.279	0.323	0.327	0.333	0.330	0.325	0.331	—	ITA
オランダ	0.292	0.292	0.283	0.305	0.295	0.312	0.295	p) 0.297	NLD
デンマーク	0.226	0.227	0.252	0.263	0.263	0.268	—	—	DNK
スウェーデン 3)	0.209	0.243	0.269	0.276	0.273	0.277	0.276	0.286	SWE
フィンランド	0.215	0.254	0.264	0.260	0.269	0.273	0.265	0.273	FIN
韓国	—	—	0.310	0.352	0.345	0.339	0.331	—	KOR
オーストラリア 4)	—	0.317	0.334	0.330	0.325	—	0.318	—	AUS

p) 暫定値。

p) Provisional.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Income Distribution and Poverty" 2023年8月現在

注 1) 2010年は2009年値。

2) 1990年は1993年値。2018年以降は固定資産税及び連邦住宅補助を含まない。

3) 1990年は1991年値。

4) 2015年は2016年値。

参考：所得のジニ係数（日本）

Reference: Gini coefficients of income inequality in Japan

	2002年	2005	2008	2011	2014	2017	2021
	0.3812	0.3873	0.3758	0.3791	0.3759	0.3721	0.3813

出典： 厚生労働省（2023.8）「2021年所得再分配調査」

注： ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。ここでは再分配後の年間所得を対象としている。日本の2011年値は岩手・宮城・福島を除外。

第 5-15 表 五分位階級所得割合

Table 5-15: Income share by quintiles

	調査年	第1 十分位	第1 五分位	第2 五分位	第3 五分位	第4 五分位	第5 五分位	第10 十分位	ジニ 係数	%
日本 1)	2021	1.9	5.3	10.7	16.2	23.7	44.1	27.9	0.381	JPN
	2017	1.9	5.4	11.1	16.4	23.8	43.3	27.2	0.372	
日本	2013	2.9	7.7	12.8	16.6	21.7	41.1	26.4	0.329	JPN
アメリカ	2020	2.0	5.6	10.6	15.6	22.6	45.5	29.5	0.397	USA
カナダ	2018	2.8	7.4	12.6	17.0	23.0	40.0	24.8	0.325	CAN
イギリス	2020	3.0	7.6	12.4	16.9	22.9	40.3	25.0	0.326	UK
ドイツ	2019	3.1	7.9	13.0	17.0	22.3	39.8	25.2	0.317	DEU
フランス	2020	3.1	8.0	13.2	17.5	22.5	38.8	24.5	0.307	FRA
イタリア	2020	2.1	6.3	12.1	16.9	23.1	41.7	26.1	0.352	ITA
オランダ	2020	3.6	9.2	14.6	18.3	22.5	35.4	21.6	0.260	NLD
ベルギー	2020	3.7	9.4	14.5	18.1	22.6	35.5	21.4	0.260	BEL
デンマーク	2020	3.7	9.4	14.0	17.5	22.1	37.0	22.9	0.275	DNK
スウェーデン	2020	3.0	8.2	13.8	17.7	23.1	37.2	22.4	0.289	SWE
フィンランド	2020	3.9	9.5	14.0	17.4	22.3	36.7	22.6	0.271	FIN
ノルウェー	2019	3.4	8.8	14.1	17.7	22.6	36.7	22.4	0.277	NOR
スペイン	2020	1.9	6.0	12.1	17.2	23.7	41.0	25.0	0.349	ESP
ポルトガル	2020	2.4	6.9	12.4	16.4	22.2	42.1	26.9	0.347	PRT
ロシア	2020	3.1	7.5	11.6	15.5	21.4	44.0	29.0	0.360	RUS
中国	2019	2.8	6.7	10.7	15.2	22.0	45.3	29.5	0.382	CHN
韓国	2016	2.8	7.5	13.0	17.4	23.0	39.1	24.0	0.314	KOR
マレーシア	2018	2.3	5.7	10.0	14.8	22.1	47.3	31.2	0.412	MYS
タイ	2021	3.2	7.6	11.5	15.7	22.4	42.9	27.3	0.351	THA
インドネシア	2022	3.1	7.3	11.0	15.0	21.0	45.8	30.7	0.379	IDN
インド	2019	3.4	8.1	11.8	15.2	20.1	44.7	30.6	0.357	IND
オーストラリア	2018	2.7	7.3	12.2	16.4	22.4	41.8	26.6	0.343	AUS
メキシコ	2020	1.8	5.0	9.3	13.8	20.7	51.2	35.5	0.454	MEX
ブラジル	2021	1.0	3.3	7.5	12.1	19.6	57.5	41.5	0.529	BRA
	Survey year	Lowest 10%	Lowest 20%	Second 20%	Third 20%	Fourth 20%	Highest 20%	Highest 10%	Gini index	

出典： [日本（2021、2017年）] 厚生労働省（2019.9）「2017年所得再分配調査」

[日本（2013）及びその他の国] The World Bank (<https://pip.worldbank.org/>) "PIP Platform" 2023年8月現在

注：五分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。十分位階級所得割合からJILPTにおいて算出。なお、本表では、五分位階級に加えて、第1十分位、第10十分位の階級割合も掲載している。また、ジニ係数は、所得分配の不平等度を表す。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。

1) 日本（2021、2017年）は再分配所得によるもの。

第 5-16 表 相対的貧困率

Table 5-16: Percentage of people with an income below 50% of median income

	1990年	2000	2010	2015	2018	2019	2020	2021	
									%
日本 1)	—	15.3	16.0	15.7	15.7	—	—	—	JPN
アメリカ 2)	—	16.9	17.4	16.8	18.1	18.0	16.4	p 15.1	USA
カナダ	11.9	12.0	13.1	14.1	11.8	11.5	8.6	—	CAN
イギリス	13.7	11.0	11.0	10.9	11.7	12.4	11.2	—	UK
ドイツ	5.5	7.6	8.8	10.1	9.8	10.9	—	—	DEU
フランス	—	7.2	7.9	8.1	8.5	8.4	—	—	FRA
イタリア 3)	11.0	12.2	13.4	14.4	14.2	13.6	13.5	—	ITA
オランダ	5.7	6.6	7.2	7.7	7.8	8.0	8.2	p 8.5	NLD
デンマーク	6.2	5.1	6.0	5.5	6.4	6.5	—	—	DNK
スウェーデン 3)	3.6	5.3	9.1	8.9	8.7	9.1	8.8	9.2	SWE
フィンランド	5.6	5.3	7.2	6.3	6.5	6.4	5.7	6.7	FIN
ノルウェー	—	6.3	7.5	8.1	8.4	8.4	8.4	7.9	NOR
韓国	—	—	14.9	17.5	16.7	16.3	15.3	—	KOR
オーストラリア 4)	—	12.2	14.4	12.1	12.4	—	12.6	—	AUS
ニュージーランド	9.0	9.8	13.0	13.0	13.7	12.9	12.4	—	NZL
メキシコ 4) 5)	20.2	21.5	20.4	16.6	15.9	—	16.6	—	MEX

p) 暫定値。

p) Provisional.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Income distribution – Poverty" 2023年8月現在

注：相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の一定割合（本表では50％）に満たない世帯員の割合である。

1) 2010年の欄は2009年の値。

2) 2018年以降は固定資産税および連邦住宅補助を含まない。

3) 1990年の欄は1991年の値。

4) 2015年の欄は2016年の値。

5) 1990年の欄は1992年の値。

参考：日本の相対的貧困率

Reference: Relative poverty rates in Japan

	1991年	2000	2006	2009	2012	2015	2018	2018	2021	
							旧基準←	→新基準		%
全体	13.5	15.3	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4	All
子ども	12.8	14.4	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5	Under 17

出典：厚生労働省（2023.7）「2022年国民生活基礎調査」

注：OECDの作成基準に基づき厚生労働省が算出したもの。2015年は熊本県を除く。2018年以降の新基準は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準による。子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合（本表では50％）に満たない17歳以下の子どもの割合。

第 5-17 表 最低賃金制度

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本（注1）		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法（1959年）	同左	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式（労・使・公益で構成）： 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域について必要があると認めるときに、中央・地方最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定（地域別最低賃金は47都道府県別に設定）	同左 特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定（全国で225件設定、適用使用者9万人、適用労働者292万人。2021年3月末現在）	議会決定方式： 連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない	議会決定方式： 州最低賃金は州法等による。州によって最低賃金の定めがないところもある
設定方式	地域別（都道府県別）	特定（産業別）最低賃金（全国又は都道府県別かつ産業別）	全国一律	州内一律（一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある）
最低賃金額	1004円／時間 全国加重平均。2023年10月発効、都道府県により発効日は異なる	—	・5.85ドル／時間（2007年7月24日～） ・6.55ドル／時間（2008年7月24日～） ・7.25ドル／時間（2009年7月24日～）	・最 高 額（州・特別区） 17.00ドル／時間（コロンビア特別区）（注2）
適用対象	特に限定なし	—	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

注 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立（2008年7月1日施行）。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、最低賃金を下回る賃金支払いへの罰金の引上げ（上限50万円）が定められた。

2) 2024年1月現在。アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本（続き）		アメリカ（続き）	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	〔減額特例〕 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用 ・精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 ・試用期間中の者 ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 ・軽易な業務に従事する者 ・断続的労働に従事する者	同左	〔適用除外〕 ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 〔減額措置〕 ・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生（注4）	州により異なる
影響率等	影響率（注3）19.2% （2023年度、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」）		被用者の2.7% （2009年）	—
罰則等	地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金（最低賃金法）	特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金（労働基準法）	・故意の違反については1件当たり1万ドル以下の罰金 ・違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる
ILO条約批准状況	第26号条約批准（1971年） 第131号条約批准（1971年）		第26号条約、第131号条約ともに批准せず	

注 3) 日本における「影響率」とは、地域別最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと。

4) 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル（時間）。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル。ただし、チップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC（注5）	労働協約拡張方式
根拠法	最低賃金法（1998年）	最低賃金法（MiLoG）（2015年）	労働法典（1950年及び1970年改正）	労働法典
決定方式	審議会方式： 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる	審議会方式： ・定期的に見直しを行う ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表（アドバイザーとして学識代表も参加）で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する	審議会方式： ・最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う ・消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年1月1日付けで金額を改定 ・消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定（物価スライド方式）	労働協約拡張方式： 協約当事者の交渉による
設定方式	全国一律	全国一律（ただし、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される）	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般（23歳以上）： 10.42ポンド／時間（2023年4月～）	12.41ユーロ／時間（2024年1月1日～） 12.82ユーロ／時間（2025年1月1日～）	11.65ユーロ／時間（2024年1月1日～） ※2008年12月の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

注 5) SMIC: Salaire minimum interprofessionnel de croissance.

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス（続き）	ドイツ（続き）	フランス（続き）				労働協約 拡張方式																
			SMIC（注5）																				
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	〔適用除外〕 ・自営業者 ・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 〔減額措置〕 ・21～22歳：10.18ポンド／時 ・18～20歳：7.49ポンド／時 ・16～17歳：5.28ポンド／時 ・アプレンティス：5.28ポンド／時（注6）	〔適用除外〕 未成年者（18歳未満）でデュアルシステム訓練未修了者、長期失業者の就職時（開始から6か月）等	〔適用除外〕 労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部） 〔減額措置〕 (1)18歳未満で、当該業種における職歴が6か月に満たない者（注7） ・17歳：10％減 ・17歳未満：20％減 (2)見習訓練契約や熟練化契約を締結している若年労働者（注8） ①見習契約 <table><tr><th>契約年数</th><th>1年目</th><th>2年目</th><th>3年目</th></tr><tr><td>16～17歳</td><td>73％減</td><td>61％減</td><td>45％減</td></tr><tr><td>18～20歳</td><td>57％減</td><td>49％減</td><td>33％減</td></tr><tr><td>21～25歳</td><td>47％減</td><td>39％減</td><td>22％減</td></tr></table> ②熟練化契約 ・21歳未満：45％減 ・21歳から25歳まで：30％減				契約年数	1年目	2年目	3年目	16～17歳	73％減	61％減	45％減	18～20歳	57％減	49％減	33％減	21～25歳	47％減	39％減	22％減	—
契約年数	1年目	2年目	3年目																				
16～17歳	73％減	61％減	45％減																				
18～20歳	57％減	49％減	33％減																				
21～25歳	47％減	39％減	22％減																				
影響率等	—	—	全被用者の17.5％（310万人）（2023年1月）				—																
罰則等	未払い分の賃金の200％（労働者1人につき2万ポンド以下）の罰金、違反雇用主名の公表	最高50万ユーロの罰金、公共調達からの除外があり得る	労働者1人につき、罰金1500ユーロ以下				労働者1人につき、罰金750ユーロ以下																
ILO 条約批准状況	第26号条約、第131号条約ともに批准せず	第26号条約批准（1929年） 第131号条約は批准せず	第26号条約批准（1930年） 第131号条約批准（1972年）																				
備考	—	—	労働協約拡張適用制度あり																				

注 6) アプレンティスシップ（企業における見習い訓練）参加者で、19歳未満、又は19歳以上で参加から1年未満の者。

7) 内務省（Smic (salaire minimum de croissance) Vérifié le 01/08/2022）参照。

8) 公共サービスサイト（Contrat d'apprentissage, Vérifié le 06 juillet 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé du travail）参照。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	カナダ	オランダ	ベルギー	オーストラリア
最低賃金額	14.00～16.77カナダドル／時 （2023年10月～）	13.27ユーロ／時 （2024年1月1日～） 上記金額は21歳以上の者	1954.99ユーロ／月 （2022年12月～）	23.23豪ドル／時間 882.80豪ドル／週 （2023年7月1日～）
改定	州によって異なるが、毎年1回改定する州が多い。主な改定時期は毎年5月1日（ケベック州）同6月中～下旬（ブリティッシュ・コロンビア州）、同10月中～下旬（オンタリオ州など）	年2回改定。最賃額改定は原則、協約賃金の平均上昇率を反映させている	全国レベルの労使協定（法的拘束力のある中央協定）及び消費者物価上昇率に基づいて改定	労働審判官や専門家委員で構成される公正労働委員会 (FWC) の「専門家最低賃金パネル」において、最低賃金の設定及び見直しを行う
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。家事労働者、住み込み介護労働者、農業労働者、酒類給仕係、管理職等、訓練・就業体験期間中の者、障害者、若者、学生など	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働者のパートタイム労働者にも適用 （若年者は各年齢に応じた一定の減額あり）	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外 若年者の減額率 20歳：10％減 19歳：15％減 18歳：21％減 17歳：27％減 16歳以下：33％減	21歳未満の者、障害者、研修生・訓練生 (apprentice、trainee) に減額措置等
備考	ケベック州のみ、労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	—

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	韓国	中国	マレーシア	タイ
最低賃金額	9,860ウォン／時間 （2024年1月～） 影響率は全雇用者の 15.4% （334.7万人、2024年）	北京市： 2420元／月 （2023年9月～） 上海市： 2690元／月 （2023年7月～） 深セン市： 2360元／月 （2022年1月～）	1500リンギ／月 7.21リンギ／時間 （2022年5月～）	プーケット県： 370バーツ／日 （2024年1月～）
改定	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定）。適用時期は毎年1月1日	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある（なお、2015年の人的資源・社会保障部「最低賃金基準調整をさらに進めることに関する通知」により、最低賃金の調整頻度は「2～3年に1回の調整」へ改定された）。	政労使、有識者で構成される国家賃金評議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は2年に1回が原則	労働者保護法に基づき、内閣府に任命された5人の賃金委員会の審議により決められる。審議は各県の賃金委員会からの意見具申を基礎に行われる。最低賃金には、地域別最低賃金と技能別最低賃金がある。
適用除外・減額措置	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと認められる者は適用外。修習・試用期間中、修習を始めた日から3か月以内は最賃額の90%適用の減額措置あり（1年未満の契約労働者除く）	学生アルバイトは適用除外	家事労働者は適用除外（公務員、法定機関職員は制度の対象としていない）	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	インドネシア	フィリピン	インド	ベトナム
最低賃金額	ジャカルタ特別州： 506万7381ルピア／月 （2024年1月～）	マニラ首都圏： 非農業：610ペソ／日 農業：573ペソ／日 （2023年7月～） （注9）	デリー、未熟練労働者： 673.00ルピー／日 （2023年10月～）	第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）： 468万ドン／月 （2022年7月～）
改定	州知事令で決定。改定額は、インフレ率や経済成長率を基にした計算式を用いて算出。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることができる。なお、2020年11月オムニバス法の制定により産業別最低賃金は順次廃止	国家賃金生産性委員会 (NWPC) が策定した賃金ガイドラインに沿って、17の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会 (PTWPB) がそれぞれ当該地域の最賃を設定。 NWPCは、PTWPBが設定した最低賃金を審査し政府に勧告。政府は公聴会を経て最低賃金を決定し公表	全国一律（中央政府：45職種）と地域別（29州・7中央直轄等：3758職種）の最賃あり（2022年）。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5年を超えない期間ごとに見直し	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使の三者に専門家を加えた構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。 改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている
適用除外・減額措置	勤続1年以上の者は基本的に適用対象外	家事労働者、個人用運転手等は適用除外。地域三者賃金生産性委員会は、財政難の事業所、新規事業所、労働者10人未満の小売・サービス業の事業所、自然災害で被災した事業所について、申請に基づき、適用除外を決定できる	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設及びその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる	規定なし

注 9) 緊急生活手当(COLA)を含む。

第 5-17 表 最低賃金制度（続き）

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	全国一律： 4800チャット／日 (2018年5月～)	全国一律： 130万キープ／月 (2023年5月～)	全国一律： 204米ドル／月 (2024年1月～)
改定	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定にかかわる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、2015年9月から日額3600チャットを適用。2018年5月に日額4800チャットに改定された	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は3～4年に1度	政府、使用者、労働者の代表51名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定
適用除外・減額措置	10人未満の零細企業は対象外。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者は減額。経済特区(SEZ)内について特例条項あり	国際機関や大使館で就労する労働者	衣料・履物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外

出典：〔日本〕厚生労働省、〔アメリカ〕労働省(DOL)、労働統計局(BLS)、〔イギリス〕Gov.uk、〔ドイツ〕政府、〔フランス〕労働省等、〔カナダ〕各州労働省、〔オランダ〕政府、〔ベルギー〕社会対話省、〔オーストラリア〕公正労働委員会、〔韓国〕雇用労働部、最低賃金委員会、〔中国〕人力資源・社会保障部、〔マレーシア〕首相府、人的資源省、〔タイ〕労働省、〔インドネシア〕ジャカルタ特別州政府、〔ベトナム〕労働傷病兵社会省、〔ミャンマー〕労働・入国管理・人口省、〔ラオス〕労働社会福祉省、〔カンボジア〕労働職業訓練省

第 5-18 表 最低賃金額の推移

Table 5-18: Changes in the minimum wage

	2020年	2021	2022	2023	2024		
時間(h)又は日(d)、月(m)当たりの各国通貨額					local currency per hour(h)/day(d)/month(m)		
日本 1)	901	902	930	961	1,004	h	JPN
アメリカ	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	h	USA
カナダ 2)	11.15～	11.45～	11.75～	13.00～	14.00～		CAN
	15.00	16.00	16.00	16.00	16.77	h	
イギリス	8.21	8.72	8.91	9.50	10.42	h	UK
ドイツ	9.35	9.50	9.82	12.00	12.41	h	DEU
フランス 3)	10.15	10.25	10.57	11.27	11.65	h	FRA
オランダ 4)	1,653.6	1,684.8	1,725.0	1,756.2	—	m	NLD
	—	—	—	—	13.27	h	
ベルギー	1,593.81	1,625.72	1,691.40	1,842.28	1,954.99	m	BEL
中国 5)							CHN
深圳市	2,200	2,200	2,360	2,360	2,360	m	Shenzhen
上海市	2,480	2,480	2,590	2,590	2,690	m	Shanghai
北京市	2,200	2,200	2,320	2,320	2,420	m	Beijing
韓国	8,590	8,720	9,160	9,620	9,860	h	KOR
マレーシア 6)	1,100	1,100	1,100	1,500	1,500	m	MYS
タイ 7)	331	331	331	354	370	d	THA
インドネシア 8)	4,276,349	4,416,186	4,453,936	4,901,798	5,067,381	m	IDN
フィリピン 9)							PHL
非農業	537	537	537	570	610	d	Non-agriculture
農業	500	500	500	533	573	d	Agriculture
インド 10)	569	596	618	646	673	d	IND
ベトナム 11)	4,420,000	4,420,000	4,420,000	4,680,000	4,680,000	m	VNM
ミャンマー	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	d	MMR
ラオス	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	m	LAO
カンボジア 12)	190	192	194	200	204	m	KHM
オーストラリア 13)	19.49	19.84	20.33	21.38	23.23	h	AUS

出典：各国労働省及び統計局資料（第5-17表 最低賃金制度(p.193～200)を参照）

注：各年、1月1日時点の最低賃金額。

1) 地域別最低賃金額の全国加重平均値。

2) 各年改定後の州別最低賃金、適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。

3) 2020年までは、ほぼ年1回（1月1日）の定例引き上げのみだったが、2021年以降、物価上昇に応じて複数回引き上げがなされている。

4) 2017年までは23歳以上、2018年は22歳以上、2019年以降は21歳以上の月額最低賃金。2024年から月額最低賃金を廃止し、時給最低賃金に変更。

5) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

6) 2023年全国一律1500リンギ。

7) 2013～2016年は全国一律。その後はプーケットなど3県。2024年はプーケット県のみ。

8) ジャカルタ特別州。

9) 2019年までは全国一律。2020年～主要都市以外。

10) デリー政府直轄地における、未熟練労働者が対象。

11) 第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）。

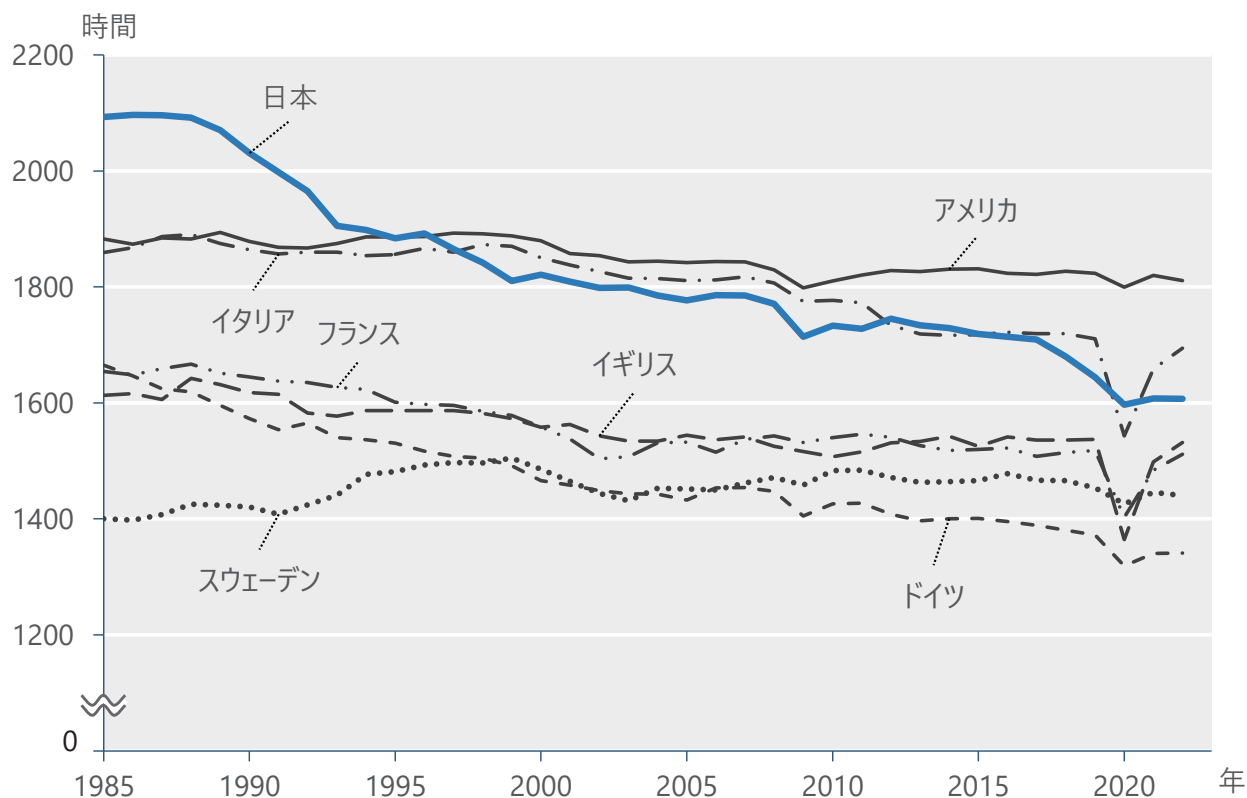
12) 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。

13) 週38時間労働の場合の時給。7月1日に毎年改定。

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



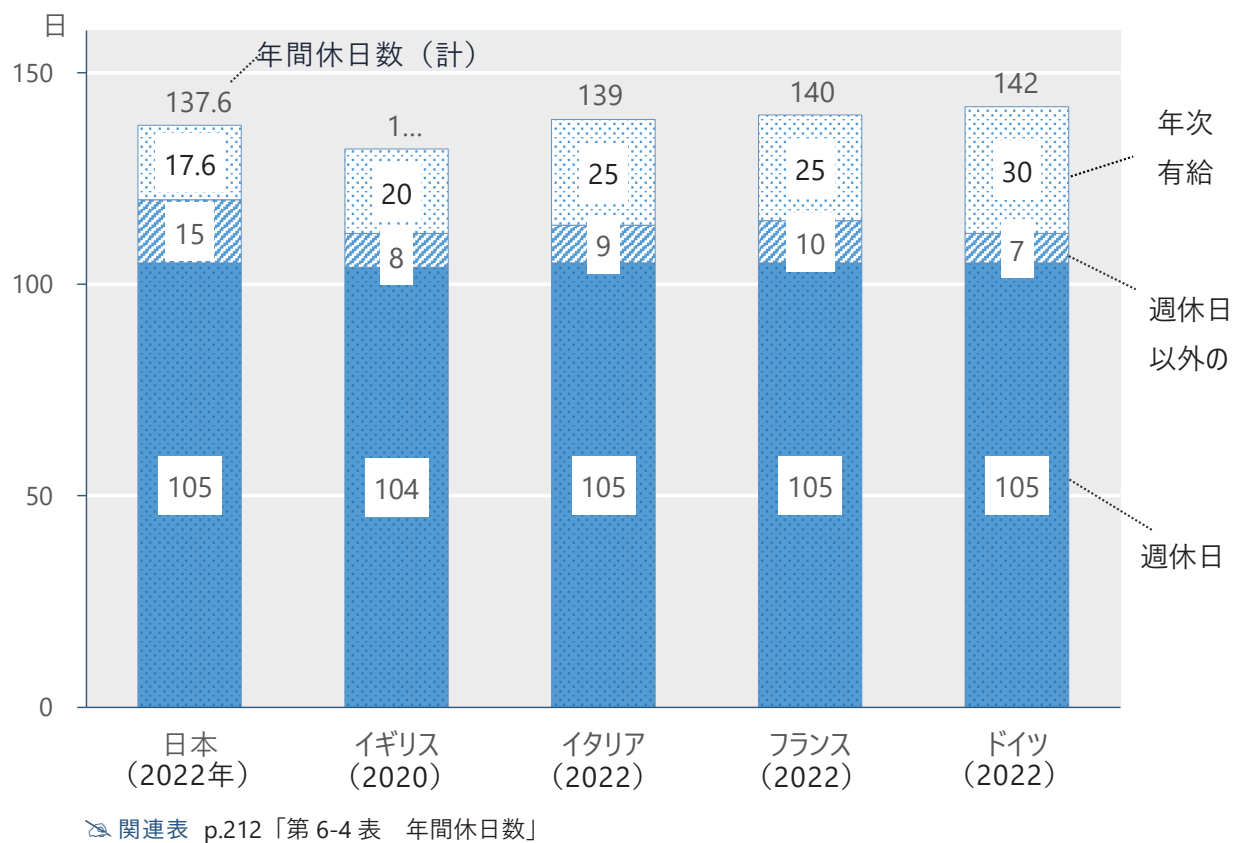
関連表 p.205 「第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間」

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、1988年時点の2,092時間から、2022年には1,607時間となっている。

主要諸外国についてみると、2022年にはアメリカ1,811時間、イタリア1,694時間、イギリス1,532時間、フランス1,511時間などとなっており、コロナ禍で大幅に減少した2020年に比べて増加しているものの、2019年と比較すると減少しており、概ね減少傾向を示している。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6-2 年間休日数



2022年の日本の年間休日数は137.6日で、イタリアの139日とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのは、ドイツの142日である。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツが30日、フランス、イタリアが25日（いずれも2022年）、イギリスが20日（2020年）となっており、日本は平均付与日数でみて17.6日（2022年）となっている。

第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

	1985年	1990	1995	2000	2005	2010	2013	2014	
時間									hours
就業者									Total employment
日本	2,093	2,031	1,884	1,821	1,777	1,733	1,734	1,729	JPN
アメリカ	1,883	1,878	1,886	1,880	1,842	1,810	1,826	1,830	USA
カナダ	1,795	1,797	1,775	1,789	1,747	1,715	1,714	1,709	CAN
イギリス	1,613	1,618	1,586	1,558	1,544	1,507	1,534	1,542	UK
ドイツ	1,666	1,573	1,531	1,466	1,432	1,426	1,396	1,400	DEU
フランス 1)	1,654	1,645	1,601	1,558	1,532	1,540	1,526	1,518	FRA
イタリア	1,859	1,864	1,856	1,850	1,811	1,777	1,719	1,716	ITA
オランダ	1,502	1,454	1,482	1,464	1,434	1,420	1,415	1,426	NLD
ベルギー 2)	1,705	1,663	1,578	1,589	1,578	1,574	1,586	1,582	BEL
デンマーク	1,527	1,441	1,419	1,466	1,451	1,422	1,426	1,414	DNK
スウェーデン	1,400	1,421	1,482	1,486	1,451	1,483	1,463	1,464	SWE
フィンランド	1,699	1,671	1,677	1,650	1,613	1,585	1,560	1,558	FIN
ノルウェー	1,532	1,493	1,479	1,448	1,429	1,430	1,421	1,424	NOR
韓国	—	—	—	—	—	2,163	2,106	2,076	KOR
オーストラリア	1,876	1,853	1,870	1,852	1,808	1,778	1,766	1,755	AUS
ニュージーランド	1,840	1,809	1,841	1,836	1,815	1,755	1,756	1,758	NZL
メキシコ	—	—	2,161	2,174	2,284	2,244	2,231	2,229	MEX
雇用者									Dependent employment
日本 3)	—	—	1,896	1,839	1,790	1,747	1,743	1,738	JPN
アメリカ	1,889	1,886	1,895	1,884	1,847	1,822	1,837	1,842	USA
カナダ	1,778	1,782	1,768	1,779	1,743	1,718	1,718	1,716	CAN
イギリス	1,537	1,535	1,530	1,517	1,500	1,471	1,505	1,512	UK
ドイツ	—	—	1,446	1,377	1,349	1,350	1,327	1,334	DEU
フランス 1)	1,485	1,511	1,480	1,444	1,427	1,439	1,427	1,422	FRA
イタリア	—	1,671	1,681	1,697	1,646	1,616	1,567	1,565	ITA
オランダ	1,463	1,434	1,433	1,403	1,378	1,357	1,353	1,362	NLD
ベルギー	—	—	1,447	1,459	1,455	1,432	1,436	1,434	BEL
デンマーク 4)	1,487	1,401	1,379	1,421	1,413	1,399	1,403	1,391	DNK
スウェーデン	—	—	1,424	1,431	1,392	1,432	1,416	1,416	SWE
フィンランド	1,628	1,593	1,596	1,571	1,543	1,521	1,509	1,506	FIN
ノルウェー	1,484	1,447	1,438	1,415	1,401	1,406	1,400	1,403	NOR
韓国 3)	—	—	—	—	—	—	2,071	2,047	KOR
オーストラリア	1,780	1,814	1,797	1,781	1,750	1,734	1,728	1,737	AUS
ニュージーランド	—	1,734	1,766	1,777	1,785	1,741	1,750	1,756	NZL
メキシコ	—	—	2,360	2,360	2,353	2,337	2,335	2,337	MEX

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Average annual hours actually worked per worker" 2023年8月現在

注： データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源及び計算方法の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。

第 6-1 表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment (cont.)

	2015年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
時間									hours
就業者	Total employment								
日本	1,719	1,714	1,709	1,680	1,644	1,597	1,607	1,607	JPN
アメリカ	1,831	1,823	1,821	1,827	1,824	1,800	1,820	1,811	USA
カナダ	1,710	1,701	1,689	1,702	1,691	1,653	1,685	1,686	CAN
イギリス	1,525	1,541	1,536	1,536	1,537	1,364	1,498	1,532	UK
ドイツ	1,401	1,396	1,389	1,381	1,372	1,319	1,340	1,341	DEU
フランス 1)	1,519	1,522	1,508	1,514	1,518	1,403	1,484	1,511	FRA
イタリア	1,717	1,722	1,719	1,719	1,710	1,543	1,658	1,694	ITA
オランダ	1,426	1,437	1,437	1,436	1,441	1,408	1,426	1,427	NLD
ベルギー 2)	1,575	1,574	1,578	1,580	1,577	1,446	1,526	—	BEL
デンマーク	1,407	1,412	1,404	1,381	1,371	1,345	1,363	1,372	DNK
スウェーデン	1,466	1,478	1,467	1,466	1,453	1,426	1,446	1,440	SWE
フィンランド	1,555	1,555	1,549	1,546	1,538	1,530	1,525	1,498	FIN
ノルウェー	1,427	1,430	1,419	1,419	1,419	1,410	1,426	1,425	NOR
韓国	2,083	2,068	2,018	1,993	1,967	1,908	1,910	1,901	KOR
オーストラリア	1,751	1,739	1,739	1,733	1,723	1,684	1,695	1,707	AUS
ニュージーランド	1,753	1,754	1,756	1,759	1,783	1,739	1,730	1,748	NZL
メキシコ	2,234	2,238	2,238	2,238	2,228	2,207	2,216	2,226	MEX
雇用者	Dependent employment								
日本 3)	1,730	1,723	1,719	1,698	1,662	1,617	1,627	1,626	JPN
アメリカ	1,841	1,832	1,830	1,836	1,833	1,819	1,835	1,822	USA
カナダ	1,716	1,710	1,699	1,715	1,703	1,676	1,706	1,702	CAN
イギリス	1,496	1,513	1,509	1,510	1,513	1,365	1,487	1,516	UK
ドイツ	1,337	1,334	1,331	1,326	1,320	1,276	1,295	1,295	DEU
フランス 1)	1,422	1,428	1,416	1,424	1,428	1,323	1,401	1,427	FRA
イタリア	1,569	1,581	1,582	1,588	1,579	1,442	1,532	1,563	ITA
オランダ	1,356	1,366	1,364	1,364	1,368	1,335	1,364	1,361	NLD
ベルギー	1,431	1,435	1,441	1,445	1,443	1,353	1,403	1,427	BEL
デンマーク 4)	1,380	1,390	1,384	1,363	1,360	1,332	1,351	1,360	DNK
スウェーデン	1,418	1,432	1,419	1,420	1,407	1,382	1,407	1,401	SWE
フィンランド	1,505	1,505	1,502	1,499	1,494	1,489	1,482	1,459	FIN
ノルウェー	1,406	1,410	1,400	1,401	1,401	1,392	1,409	1,409	NOR
韓国 3)	2,058	2,033	1,996	1,967	1,957	1,927	1,928	1,904	KOR
オーストラリア	1,714	1,704	1,707	1,706	1,696	1,670	1,681	1,693	AUS
ニュージーランド	1,750	1,742	1,754	1,760	1,776	1,774	1,727	1,747	NZL
メキシコ	2,348	2,348	2,348	2,347	2,336	2,326	2,328	2,335	MEX

注 1) 2015年は推計値。
3) 常用労働者が対象。

2) 就業者の2015年は推計値。
4) 雇用者の2014～2015年は推計値。

第 6-2 表 週労働時間

Table 6-2: Hours of work per week

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	区分 1)	
産業計								All activities	
時間／週								hours per week	
日本	40.3	39.0	38.1	37.8	36.6	36.6	36.8	a, t	JPN
アメリカ 2)	37.5	37.9	38.2	38.3	37.7	38.1	38.0	a, t	USA
カナダ	35.5	35.5	35.7	32.1	35.2	35.4	35.3	a, t	CAN
イギリス	35.6	35.9	35.8	35.9	—	—	—	a, t	UK
ドイツ	35.8	35.5	35.2	35.1	34.2	34.4	34.2	a, t	DEU
フランス	36.8	35.9	36.1	36.0	35.7	35.7	35.9	a, t	FRA
イタリア	37.5	36.4	36.9	36.8	35.8	36.1	36.2	a, t	ITA
オランダ	32.0	32.1	32.2	32.2	31.7	31.3	31.6	a, t	NLD
スウェーデン	36.3	35.8	35.9	35.6	34.9	35.2	35.3	a, t	SWE
中国 3)	47.0	45.5	46.5	46.8	47.0	47.6	—	a, e	CHN
香港 4)	48.0	45.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	a, t	HKG
韓国	45.4	43.9	41.8	41.0	39.9	39.2	38.6	a, t	KOR
シンガポール 5)	—	—	44.2	44.7	42.6	44.4	44.3	a, t	SGP
タイ	45.5	43.3	42.9	42.7	41.4	41.4	42.3	a, t	THA
インドネシア	40.5	40.0	39.1	39.0	38.1	37.5	38.4	a, t	IDN
フィリピン	—	40.5	41.8	41.7	35.6	39.2	—	a, t	PHL
オーストラリア 6)	34.2	33.9	33.2	32.9	31.5	32.9	32.6	a, t	AUS
ニュージーランド 7)	32.1	33.3	33.3	33.3	32.4	34.1	34.0	b, e	NZL

出典： [日本] 総務省統計局 (2023.1)「労働力調査（基本集計）」
[中国] 国家統計局 (NBS)「中国労働統計年鑑」各年版
[香港] センサス統計局 (<https://www.censtatd.gov.hk/>) 2023年10月現在
[シンガポール] 人材開発省 (<https://www.mom.gov.sg/>) 2023年10月現在
[オーストラリア] 統計局 (ABS) (<https://www.abs.gov.au/>) 2023年10月現在
[ニュージーランド] 統計局 (<https://infoshare.stats.govt.nz/>) 2023年10月現在
[その他] ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/>) 2023年10月現在

注 1) 記号は、最新年次における調査対象区分。

- a. 実労働時間：労働者が使用者の指揮命令下において実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
- b. 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。(※有給休日：休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額又は一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。)
- e. 雇用者：賃金労働者及び俸給雇用者。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- f. フルタイム雇用者：eのうち、ふだんの労働時間が週35時間以上、又はフルタイム相当の者。
- t. 就業者：自営を含む。

2) 16歳以上が対象。

3) 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。2010年は11月、2015年以降は年平均値。

4) 中位数。

5) 国籍保有者及び永住権保有者が対象。各年6月の数値。

6) 各年5月の数値。

7) 各年第2四半期の数値。2021年以前は暫定値。

第 6-2 表 週労働時間（続き）

Table 6-2: Hours of work per week (cont.)

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	区分 1)	
製造業								Manufacturing	
時間／週								hours per week	
日本	42.0	41.4	41.3	40.8	39.2	39.8	40.0	a, t	JPN
アメリカ 2)	41.0	41.1	41.4	41.4	40.6	41.1	40.9	a, t	USA
カナダ	39.5	39.6	39.9	36.3	39.2	39.2	39.0	a, t	CAN
イギリス	39.6	39.8	39.4	39.4	—	—	—	a, t	UK
ドイツ	37.9	37.9	37.5	37.4	36.6	36.8	36.7	a, t	DEU
フランス	37.7	37.2	37.4	37.2	36.4	36.8	37.0	a, t	FRA
イタリア	39.3	38.6	39.1	39.0	38.0	38.4	38.4	a, t	ITA
オランダ	35.4	36.3	36.0	36.2	35.5	35.3	35.2	a, t	NLD
スウェーデン	37.9	37.7	37.8	37.2	35.8	37.1	36.9	a, t	SWE
中国 3)	49.0	47.1	48.3	48.9	49.5	50.6	—	a, e	CHN
香港 4)	48.0	44.0	45.0	44.0	42.0	44.0	43.0	a, t	HKG
韓国	48.0	46.4	44.0	43.3	42.4	42.2	41.2	a, t	KOR
シンガポール 5)	—	—	42.5	43.0	40.4	42.8	42.4	a, t	SGP
タイ	49.0	47.8	48.1	47.5	45.3	46.3	47.5	a, t	THA
インドネシア	44.2	43.0	41.2	40.9	39.8	39.0	39.9	a, t	IDN
フィリピン	—	43.1	45.0	44.6	36.5	41.6	—	a, t	PHL
オーストラリア 6)	37.6	37.6	36.7	36.7	34.6	36.7	35.1	a, t	AUS
ニュージーランド 7)	38.5	39.5	39.9	39.2	37.6	40.1	38.9	b, e	NZL

参考：日本について厚生労働省「毎月勤労統計調査」を用いた2022年の週労働時間は次のとおり（月間総実労働時間×12か月÷52週よりJILPTにおいて算出）。

産業計..... 31.4時間（就業形態計）、37.5時間（一般労働者）

製造業..... 36.1時間（就業形態計）、37.9時間（一般労働者）

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	%
男女計									Total
日本	23.1	20.8	20.6	19.0	18.3	15.0	15.1	15.3	JPN
アメリカ 1)	13.5	14.0	13.8	13.9	13.8	12.5	12.8	12.5	USA
カナダ	11.0	10.5	9.9	10.2	9.4	8.8	9.2	8.9	CAN
イギリス 2)	11.6	12.3	11.7	11.5	11.4	—	—	—	UK
ドイツ 2)	11.7	9.6	8.5	8.1	7.7	5.7	5.8	5.3	DEU
フランス 3)	11.8	10.1	10.0	10.1	10.1	9.1	8.5	8.8	FRA
イタリア 2)	11.1	9.8	10.2	10.2	9.8	7.8	9.0	8.8	ITA
オランダ 2)	8.5	8.7	8.4	8.0	7.8	6.7	5.8	5.6	NLD
ベルギー 2)	11.3	11.6	8.6	8.1	8.1	7.0	7.9	7.7	BEL
デンマーク 2)	8.6	8.5	7.5	6.9	6.6	6.3	7.2	6.3	DNK
スウェーデン 2)	8.0	7.3	6.8	6.6	6.5	5.7	5.8	5.8	SWE
フィンランド 2)	8.7	8.2	8.1	8.1	8.1	7.3	6.9	6.5	FIN
ノルウェー 2)	5.7	5.9	5.2	5.1	5.0	4.7	4.8	5.5	NOR
スイス 2)	15.9	13.6	13.1	13.1	12.5	10.9	9.6	9.4	CHE
スペイン 2)	10.8	9.6	8.3	8.0	7.2	5.9	6.6	6.8	ESP
ポルトガル 2)	9.4	10.8	10.0	9.6	9.4	7.4	7.8	7.5	PRT
ロシア 4)	3.0	3.0	2.7	2.3	2.4	1.9	2.0	1.8	RUS
香港 5)	37.7	30.0	—	—	—	—	—	—	HKG
韓国	37.0	31.3	28.3	24.6	22.4	19.0	17.9	16.6	KOR
マレーシア 6)	29.5	21.5	—	—	16.0	—	—	—	MYS
タイ	37.6	29.3	21.5	20.2	18.7	15.7	15.8	17.2	THA
インドネシア	27.5	23.9	25.0	23.4	23.4	22.4	21.5	21.9	IDN
フィリピン	22.3	21.0	21.3	21.7	20.9	16.2	17.9	—	PHL
オーストラリア 2) 7)	15.2	14.2	13.8	13.1	13.0	11.8	—	—	AUS
ニュージーランド	14.8	13.8	14.9	14.9	14.9	—	—	—	NZL
メキシコ	28.7	28.6	28.6	28.8	28.2	25.1	27.4	27.6	MEX
ブラジル	—	10.3	9.8	10.2	10.8	9.4	10.5	10.8	BRA

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	%
男									Male
日本	32.0	29.5	29.4	27.3	26.3	21.5	21.7	21.8	JPN
アメリカ 1)	18.7	19.1	18.6	18.7	18.6	16.6	16.8	16.5	USA
カナダ	16.0	15.2	14.2	14.5	13.4	12.3	12.8	12.5	CAN
イギリス 2)	16.9	17.8	17.0	16.7	16.1	—	—	—	UK
ドイツ 2)	17.2	14.1	12.6	12.0	11.3	8.5	8.5	7.7	DEU
フランス 3)	16.5	14.1	13.7	13.9	13.8	12.3	11.7	12.1	FRA
イタリア 2)	15.1	13.2	13.7	13.6	13.2	10.2	11.9	11.9	ITA
オランダ 2)	13.4	13.5	12.9	12.3	12.0	10.4	9.3	8.7	NLD
ベルギー 2)	15.4	16.2	11.8	11.2	11.2	9.5	11.0	10.6	BEL
デンマーク 2)	13.1	12.3	11.0	10.2	9.7	9.1	10.2	9.3	DNK
スウェーデン 2)	11.4	10.1	9.4	9.1	8.9	7.8	7.8	7.8	SWE
フィンランド 2)	12.4	12.0	11.6	11.4	11.5	10.1	10.0	9.4	FIN
ノルウェー 2)	8.9	8.8	7.6	7.6	7.4	6.8	7.0	7.7	NOR
スイス 2)	23.4	19.5	19.0	19.1	18.2	15.7	13.6	13.2	CHE
スペイン 2)	14.5	13.2	11.3	10.9	9.9	7.8	8.8	9.0	ESP
ポルトガル 2)	12.4	13.6	13.0	12.6	12.5	9.7	10.2	10.1	PRT
ロシア 4)	4.3	4.4	3.9	3.4	3.5	2.9	3.0	2.8	RUS
香港 5)	37.9	29.5	—	—	—	—	—	—	HKG
韓国	42.7	36.8	33.7	29.5	27.2	23.5	22.1	20.6	KOR
マレーシア 6)	31.5	24.1	—	—	18.0	—	—	—	MYS
タイ	38.7	29.8	21.5	20.3	18.9	15.4	15.5	16.9	THA
インドネシア	30.0	25.8	27.2	25.2	25.4	24.1	22.7	23.4	IDN
フィリピン	19.7	18.7	18.9	19.6	18.8	13.7	15.4	—	PHL
オーストラリア 2) 7)	21.8	20.3	19.8	18.8	18.6	16.6	—	—	AUS
ニュージーランド	21.8	20.2	21.4	21.0	21.0	—	—	—	NZL
メキシコ	34.2	34.3	34.6	34.7	34.0	29.9	32.4	33.0	MEX
ブラジル	—	12.7	12.3	12.7	13.4	11.8	13.1	13.2	BRA

第 6-3 表 長時間労働の割合（就業者）（続き）

Table 6-3: Proportion of workers working 49 hours or more per week (cont.)

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
女									Female
日本	11.1	9.5	9.3	8.5	8.4	6.9	6.9	7.2	JPN
アメリカ 1)	7.7	8.1	8.3	8.3	8.4	7.9	8.3	8.1	USA
カナダ	5.5	5.4	5.2	5.3	5.0	4.8	5.2	4.9	CAN
イギリス 2)	5.4	6.0	5.8	5.7	6.1	—	—	—	UK
ドイツ 2)	5.2	4.4	3.9	3.7	3.6	2.6	2.8	2.5	DEU
フランス 3)	6.5	5.8	6.0	6.0	6.2	5.7	5.2	5.4	FRA
イタリア 2)	5.2	5.2	5.3	5.5	5.3	4.3	5.0	4.6	ITA
オランダ 2)	2.6	3.2	3.2	3.1	3.0	2.5	2.0	2.1	NLD
ベルギー 2)	6.2	6.3	4.9	4.5	4.6	4.2	4.5	4.5	BEL
デンマーク 2)	3.6	4.3	3.5	3.2	3.2	3.1	3.8	2.9	DNK
スウェーデン 2)	4.2	4.2	3.9	3.8	4.0	3.3	3.6	3.7	SWE
フィンランド 2)	4.7	4.2	4.3	4.6	4.3	4.3	3.6	3.5	FIN
ノルウェー 2)	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.4	2.5	3.0	NOR
スイス 2)	6.9	6.8	6.3	6.3	5.9	5.5	5.1	5.0	CHE
スペイン 2)	6.3	5.2	4.7	4.6	4.0	3.7	4.0	4.3	ESP
ポルトガル 2)	6.1	7.7	6.9	6.6	6.2	5.0	5.4	4.9	PRT
ロシア 4)	1.7	1.5	1.3	1.1	1.2	0.9	1.0	0.9	RUS
香港 5)	37.5	30.5	—	—	—	—	—	—	HKG
韓国	29.1	23.8	20.9	17.9	16.1	13.1	12.2	11.5	KOR
マレーシア 6)	25.8	17.3	—	—	12.8	—	—	—	MYS
タイ	36.3	28.7	21.4	20.0	18.5	16.0	16.2	17.4	THA
インドネシア	23.4	21.0	21.6	20.6	20.4	19.9	19.8	19.7	IDN
フィリピン	26.4	24.5	25.3	25.0	24.2	20.2	21.9	—	PHL
オーストラリア 2) 7)	7.4	7.1	7.0	6.7	6.7	6.4	—	—	AUS
ニュージーランド	6.9	6.5	7.7	8.1	8.2	—	—	—	NZL
メキシコ	19.5	19.5	18.9	19.2	19.2	17.5	19.5	19.6	MEX
ブラジル	—	6.9	6.5	6.8	7.2	6.1	7.0	7.5	BRA

出典：〔日本〕総務省統計局（2023.1）「労働力調査（基本集計）」

〔その他〕ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2023年10月現在

注：ここでいう長時間とは、ILOSTATの労働時間別就業者統計において、本表掲載国に共通する最長の区分である週49時間以上を指す。原則、全産業、就業者（パートタイムを含む）が対象。日本は週労働時間が49時間以上の就業者の割合をJILPTにおいて算出。

- 1) 16歳以上が対象。
- 2) フルタイム及びパートタイム労働者が対象。
- 3) 自己使用のための生産労働者を除く。
- 4) 72歳までが対象。2010年は施設人口及び一部の領土を除く。
- 5) 施設人口を除く。2015～2016年は政府管理区域が対象。
- 6) 64歳までが対象。2019年は施設人口を除く。
- 7) 施設人口、軍隊及び徴集兵を除く。海外領を除く。2015年以降は自己使用のための生産労働者を除く。

第 6-4 表 年間休日数

Table 6-4: Number of annual holidays

	年度	週休日 1)	週休日以外の休日 2)	年次有給休暇 3)	年間休日数 1)～3)の計	
日数						Days
日本	2022	105	15	17.6	137.6	JPN
	2021	104	15	17.6	136.6	
	2020	104	16	17.9	137.9	
イギリス	2022	105	—	—	—	UK
	2020	104	8	20	132	
ドイツ	2022	105	7	30	142	DEU
	2020	104	9	30	143	
フランス	2022	105	10	25	140	FRA
	2020	104	9	25	138	
イタリア	2022	105	9	25	139	ITA
	2020	104	9	25	138	
	FY	Holidays (a)	Public holidays (b)	Annual paid leave (c)	Total (a+b+c)	

出典：〔日本〕厚生労働省（2023.10）「2023年就労条件総合調査」

〔欧州〕Eurofound（2023.10）*Working time in 2021-2022*

注 1) 年間の「日曜日」及び「土曜日」の日数（週休二日制を想定）。

2) 日本は土日に当たる祝日を除き、振替休日を含む。内閣府「国民の祝日について」等によりJLPTにおいてカウント。欧州は日曜日の祝日を除く。

3) 繰越日数を含まない。

日本は平均付与日数。常用労働者が30人以上の民営法人が対象。2023年調査による2022年の平均取得日数は10.9日、取得率は62.1%。

イギリス、フランスは法定の最低付与日数。ドイツ、イタリアは労使協約で合意した平均付与日数。民間旅行会社エクスぺディアのアンケート調査による各国の2021年の取得率は、イギリス84%、ドイツ93%、フランス83%、イタリア77%（出典：エクスぺディア(2022.3)「有給休暇・国際比較調査2021」）。

※ なお、アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。民間部門の平均付与日数は、2010～2023年まで各年8日間（出所：アメリカ労働統計局（BLS）（2023.9）2023 *Employee Benefits in the United States*）。上記エクスぺディア調査による取得率は80%。

第 6-5 表 法定祝日

Table 6-5: Legal holidays

日本	アメリカ	カナダ
1/1 元日 1/2 振替休日（元日） 1/9 成人の日 2/11 建国記念の日 2/23 天皇誕生日 3/21 春分の日 4/29 昭和の日 5/3 憲法記念日 5/4 みどりの日 5/5 こどもの日 7/17 海の日 8/11 山の日 9/18 敬老の日 9/23 秋分の日 10/9 スポーツの日 11/3 文化の日 11/23 勤労感謝の日	1/1 新年 1/2 振替休日（新年） 1/16 キング牧師誕生日 2/20 ワシントン誕生日（大統領記念日） 5/29 戦没将兵追悼記念日 6/19 ジュンティーンズ独立記念日 7/4 独立記念日 9/4 労働者の日 10/9 コロンバス・デー 11/10 退役軍人の日 11/23 感謝祭 12/25 クリスマス	1/1 新年 1/2 振替休日（新年） 4/7 聖金曜日 4/10 復活祭翌日の月曜日 5/22 ビクトリア・デー 7/1 建国記念日 7/3 振替休日（建国記念日） 9/4 労働者の日 10/9 感謝祭 11/13 戦没者追悼日 12/25 クリスマス 12/26 ボクシング・デー
イギリス 1)	ドイツ 2)	フランス 3)
1/1 新年 1/2 振替休日（新年） 4/7 聖金曜日 4/10 復活祭翌日の月曜日 5/1 アーリー・メイ・バンク・ホリデー 5/8 チャールズ国王戴冠式 5/29 スプリング・バンク・ホリデー 8/28 サマー・バンク・ホリデー 12/25 クリスマス 12/26 ボクシング・デー	1/1 新年 4/7 聖金曜日 4/10 復活祭翌日の月曜日 5/1 メーデー 5/18 キリスト昇天祭 5/29 聖霊降臨祭翌日の月曜日 10/3 ドイツ統一の日 12/25 第一クリスマス 12/26 第二クリスマス	1/1 新年 4/10 復活祭翌日の月曜日 5/1 メーデー 5/8 第二次世界大戦戦勝記念日 5/18 キリスト昇天祭 5/29 聖霊降臨祭翌日の月曜日 7/14 革命記念日 8/15 聖母被昇天祭 11/1 万聖節 11/11 第一次大戦休戦記念日 12/25 クリスマス

出典：〔日本〕内閣府「国民の祝日について」2023年10月現在

〔その他〕日本貿易振興機構(JETRO)「世界の祝祭日」2023年10月現在

注：2023年の状況。原則、全国一律の祝祭日と祝日に伴う振替休日を記載。

1) イングランド・ウェールズの祝祭日。ほかにスコットランド、アイルランドでは独自の祝祭日がある。

2) ベルリンにおける祝祭日。州により休みが異なる。

3) 聖霊降臨祭（五旬祭）翌日の月曜日（Lundi de Pentecôte）は法定休日ではあるが、一部の企業が就業見込み。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法 (1947年制定)	公正労働基準法 (1938年制定)	労働時間規則 (1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間 (残業時間を含む1週平均) ※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	故意に違反した場合（40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合）、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方	法定労働時間、深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる
適用関係	適用除外： ・農業、伐採業、畜産業、水産業（林業を除く） ・管理監督又は機密の事務を取扱う者 ・高度プロフェッショナル制度（2019年4月～） ・監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者 他の法律の適用： ・船員 ・公務員	適用除外： ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職（ホワイトカラーエグゼンプション） ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件の下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時的子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職	適用除外： ・船員、軍隊・警察その他市民保護サービス等に従事する者、民間航空の乗務員、乗客・貨物輸送の運転手等 ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・労働者により署名された書面により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる
法定労働時間の特例	特別措置対象事業場（商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で常時10人未満の労働者を使用する事業場）について、週44時間制を認めている	特定の業種、企業に関して特例あり ・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業（年間売上100万ドル未満等） ・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払を要しない ・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間（年間14週を限度）等	・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合 ・警備産業の場合 ・役務又は生産の継続が必要な場合等には、基準期間を26週まで延長することができる ・労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
弾力的労働時間制度	労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」は以下のとおり (注1) ①1か月単位： 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内 ②1年単位： 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。1週52時間以内、1日10時間以内、連続して労働させる日数は6日以内 ③1週間単位： 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることが可能。ただ、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ規模30人未満のもの	26週単位の変形制： 労働協約により26週当たり1040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払を要しない。どの26週をとっても1040時間以内であることが必要 (注2) 52週単位の変形制： 労働協約により52週について1840時間以上2080時間以下の時間が保障され（労働がなくとも時間分の賃金の支払は保障される）、かつ2240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない (注3)	基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長(※)することが可能 ※延長できる場合： ・労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、 ・警備産業の場合、 ・役務又は生産の継続が必要な場合（例えば、保険、報道、通信、公益施設）、 ・予見可能な活動時間の波がある場合、 ・活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合 週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可（52週まで労使協定により延長可）

- 注 1) 上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者に対して、清算期間（1か月以内で労使協定で定めた期間）を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週又は1日の法定時間を超えて労働させることができる。
- 2) ただし、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を払わなければならない。これを怠った場合又は1040時間を超えて労働させた場合は、2週の各々について1週40時間の規定が適用される。
- 3) 1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。これを怠った場合又は2240時間を超えて労働させた場合は52週の各々について1週40時間の規定が適用される。保障時間を超えて労働させた場合、超えた時間について1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
時間外労働の上限規制	36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度（法定） ・1か月45時間 ・1年間360時間 特別条項の場合でも以下の制限（罰則あり） ・時間外労働は年720時間以内 ・時間外労働と休日労働は合計月100時間未満、2～6か月平均80時間以内 ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで	連邦法上の規定なし	週労働時間の上限は時間外労働を含め平均して週48時間とする（17週平均） ・最大52週まで労使協定により延長可 ・1日の休息期間を最低連続11時間（18歳未満の若年労働者については、12時間以上）とする
時間外労働の割増賃金率	・法定8時間以上の労働：25%以上（注4） ・深夜労働（午後10時から午前5時）：25%以上（時間外労働との重複は50%以上）	50%	法令上の規定なし
休日労働の割増賃金	1週1日又は4週4日以上の日を与えなければならない 割増賃金率：35%以上（深夜労働との重複は60%以上）	連邦法上の規定なし 割増賃金率：法令上の規定なし	1週1日の休日（若年労働者については2日） 割増賃金率：法令上の規定なし
年次有給休暇取得時の要件	・雇入れの日から6か月間、その後は1年間の継続勤務をしていること ・全労働日の8割以上を出勤していること	連邦法上の規定なし	

注 4) ①特別条項付き36協定の「時間外労働の限度時間に関する基準」（厚生労働省告示）の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については、25%を上回る労使協定を締結するよう努めること。②1か月60時間を超える時間外労働について、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。中小企業は、2023年4月から適用。③1か月60時間を超える時間外労働について、労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与できる（①②③は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	日本（続き）	アメリカ（続き）	イギリス（続き）
年次有給休暇の付与日数	・6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加（最高20日） ・2021年の労働者1人平均付与日数は17.6日、うち取得日数は10.3日、取得率は58.3%（厚生労働省2022年就労条件総合調査）	連邦法上の規定なし	5.6労働週（最高28日）
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	・使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる ・使用者は、年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対しては、基準日から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならない。5日を超える分については労使協定による計画的付与制度あり ・労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能	連邦法上の規定なし	・分割して取得可能 ・原則として、それが発生した年次休暇年内にのみ取得することが可能 ・雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない ・使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより、特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることが可能
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている（請求権の時効は2年）	連邦法上の規定なし	法令上の規定なし

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法(ArbZG) 連邦労働者最低休暇法(BurlG)	労働法典（L3111-1条からL3172-2条） （2008年）	労働時間の設定に関する指令 （2003年）
法定労働時間	平日1日8時間を超えてはならない （休憩を除いた時間）	1週35時間（L3121-27条）又は年1607時間 1日10時間（L3121-18条）、1週間に48時間（L3121-20条）を超えてはならない。	7日につき、時間外労働を含め、平均48時間を超えてはならない（算定期間は最長4か月）
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、3万ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を、①故意によって行い、それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は、②執拗に繰り返すことにより行った場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金	最長労働時間（例えば、1日当たり10時間）を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される（違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる）（労働法典L3121-18条）	—
適用関係	適用除外： ・事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 ・公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 ・家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 ・聖職者（他の法律の適用） ・その他別の法律の適用がある者として、①18歳未満の者（年少者労働保護法による）、②船員（船員法による）等 （注5）	法定労働時間の適用除外： ・国営企業（ガス、電気、国鉄等）（特別の身分規定） ・商業代理人（労働法典特別規定） ・家事使用人（労働法典特別規定） ・住込み不動産管理人（労働法典特別規定） ・取締役 ・上級幹部職員（幹部職カードル）（L3111-2条） ・家内労働者（労働法典特別規定） ・坑内労働者（鉱山法典） ・農業労働者（農村及び海事漁業法）	適用除外： 軍隊・警察その他市民保護サービス等に従事する者、船員 加盟国による適用除外が可能なもの（年次休暇のみ適用）： ・役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 ・家族労働者 ・教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者

注 5) 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、①労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、②包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、③その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
法定労働時間の特例	定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能（注6）	「法定労働時間の適用除外」の項目参照（p.218）。労働協約で例外を規定している等の場合には1日12時間まで就労が認められる（L3121-19条）。一部の産業では、超過勤務手当の支払対象となる労働時間が異なる。勤務時間中に実際の就労をしない期間が含まれる職種（労働法典L3121-13条）、例えば、商品の輸送、青果物、食料品、乳製品の小売業などは週38時間までが法定労働時間	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることができる
弾力的労働時間制度	6か月又は24週間単位の変形制： 6か月又は24週以内（労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可）の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる（ただし、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内）	包括労働時間制： 使用者は、①拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は異議申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、②労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1607時間を超えないこと、③1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること（注7） 年間労働日数制： 年間に就労する日数を予め定める制度。適用対象は、労働時間の配分の裁量を委ねられ、且つ、所属する部署における通常の就業時間を適用するのが不可能な性質の業務に従事している幹部職員（カードル）か、労働時間を予め定めておくことが不可能で、大きな責任を持ち、就業時の時間配分に大きな独立性を持っている、つまり自分の意思で、労働時間を管理・調整することが可能な被用者に限られる（L3121-58条）。予め定められた日数（最長で218日）を就労しなくてはならない。1日または1週間の最長（可能）労働時間の規制は適用されない。休憩や休日、有給休暇などは、他の雇用労働者と同様に保証される。事前に定められた労働日数を超えて就労した場合は、超過勤務手当（少なくとも10%の割増賃金）が支払われる（L3121-59条）。ただし、原則として、235日を超えて就労することはできない（L3121-66条）	週の最高労働時間については、4か月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。なお、特定の性質の業務（サービス・労働の連続性を要する等）については、法律や労働協約等により、4か月を超える算定期間を定めることが可能

注 6) 定期的に長時間の手待時間がある場合とは、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。

7) 「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下、年間1607時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる（労働法典L3121-34条～L3121-36条）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
時間外労働の上限規制	労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的に長時間の手待時間がある場合（労働協約又は事業所協定の定めが必要）、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。ただし、12か月平均の週労働時間が48時間を超えてはならない（7条） （注8）	業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に上げられた （注9）	なし ※週労働時間の上限（週48時間）は時間外労働を含む。なお、24時間につき最低連続11時間の休息の付与を義務化
時間外労働の割増賃金率	法令上の規定なし 一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊婦、授乳者に対する時間外労働は禁止	25%（労働法典L3121-36条） 労使で合意した拡張適用される産業部門労働協約・労使協定がない場合、最初の8時間（週35時間から43時間まで）について、それを超える部分については50%。労働協約がある場合、協約によって定められる10%以上の割増率で割増賃金を支払えばよいものとされている	—
休日労働の割増賃金	原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。ただし、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている 割増賃金率：法令上の規定なし	原則として、①1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止、②週休は少なくとも継続する24時間、③日曜日に与えなければならない。ただし、一定の場合に適用除外あり （注10）	—
年次有給休暇取得時の要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用の下で最低でも（実働で）10日間勤務すること	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による
年次有給休暇の付与日数	・1暦年につき24週日 ・週5日制の場合は20週日 （週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日）	1年30労働日（1か月につき2.5労働日） （労働法典L3141-3条）	最低4週間の年次有給休暇を付与（代償手当は禁止）

注 8) 緊急事態又は非常事態が発生した場合は、一時的な労働については、異なる定めをすることができる（14条）。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる（15条）。

9) 上限を超えた残業時間に対する手当の支給金額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはいできない。また、週単位の法定最長労働時間（同じ週で、48時間、12週平均で週44時間）を超えることはできない。ただし、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない（労働法典D3121-14-1条、L3121-22条）。

10) 割増賃金率（2009年の法改正以降）：例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。ただし、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない（労働法典L3132-27条）。

第 6-6 表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangements (cont.)

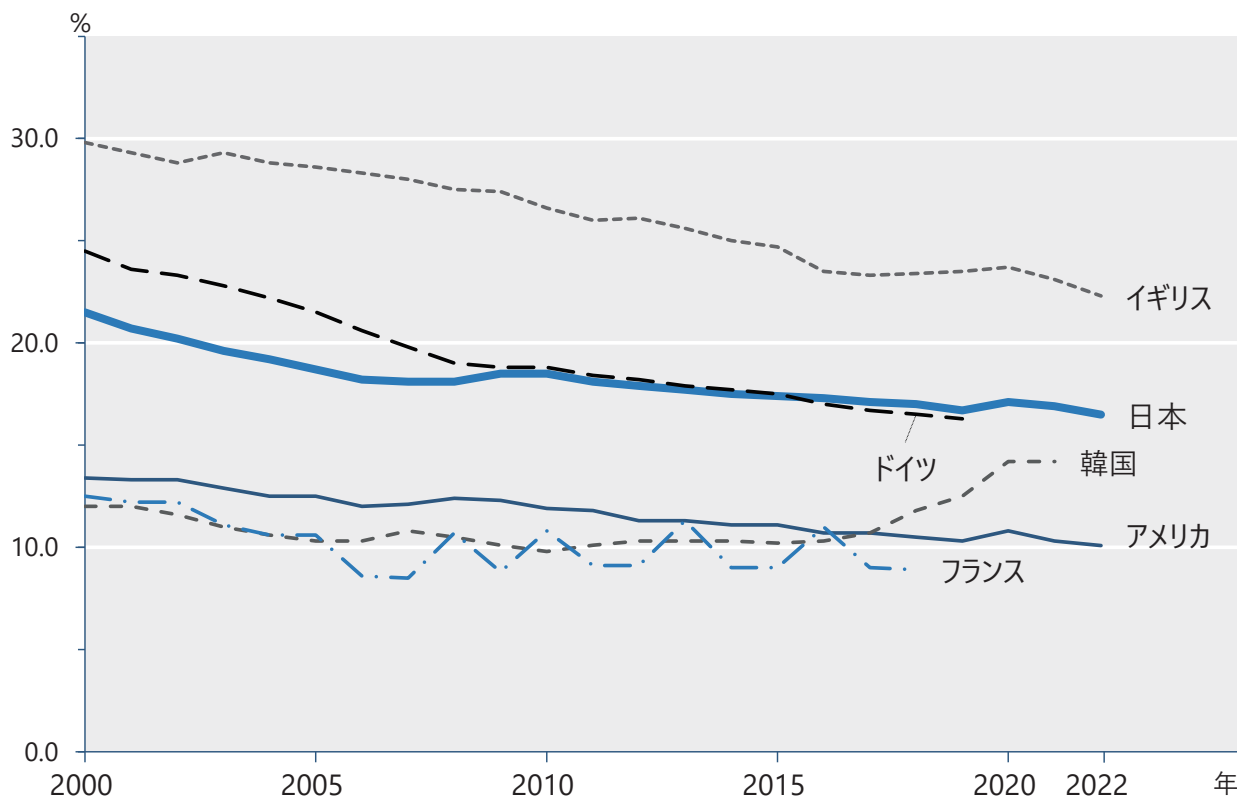
	ドイツ（続き）	フランス（続き）	EU指令（続き）
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。ただし、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日（労働法典L3141-4条）	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定（使用者に決定権）。ただし、従業員代表がある場合には、代表と合意の上で定める	休暇取得可能時期（労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間）に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらが無い場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与（労働法典L3141-13条）	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌歴年開始3か月以内に取得しなければならない	産業別、グループ企業単位、企業レベル、事業所レベルでの労使合意に基づき「労働時間貯蓄口座 (Compte-Epargne Temps)」を制定でき、従業員は有給休暇の権利を蓄積し、消化できなかった休暇、取得できなかった休憩を金額に換算して、報酬として即時にあるいは延期して受け取ることができる（労働法典L3151-2条など）	—

出典：労働政策研究・研修機構（2012.3）「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査（資料シリーズNo.104）」報告書及び各国ウェブサイト、[日本] 厚生労働省、[アメリカ] 中窪裕也（1995）「アメリカ労働法」、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 労働社会省及び法律サイト、[フランス] 労働省及び政府公共サービスサイト、[EU] 欧州委員会

7 . 労働組合・労使関係・労働災害

Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

7-1 労働組合組織率の推移

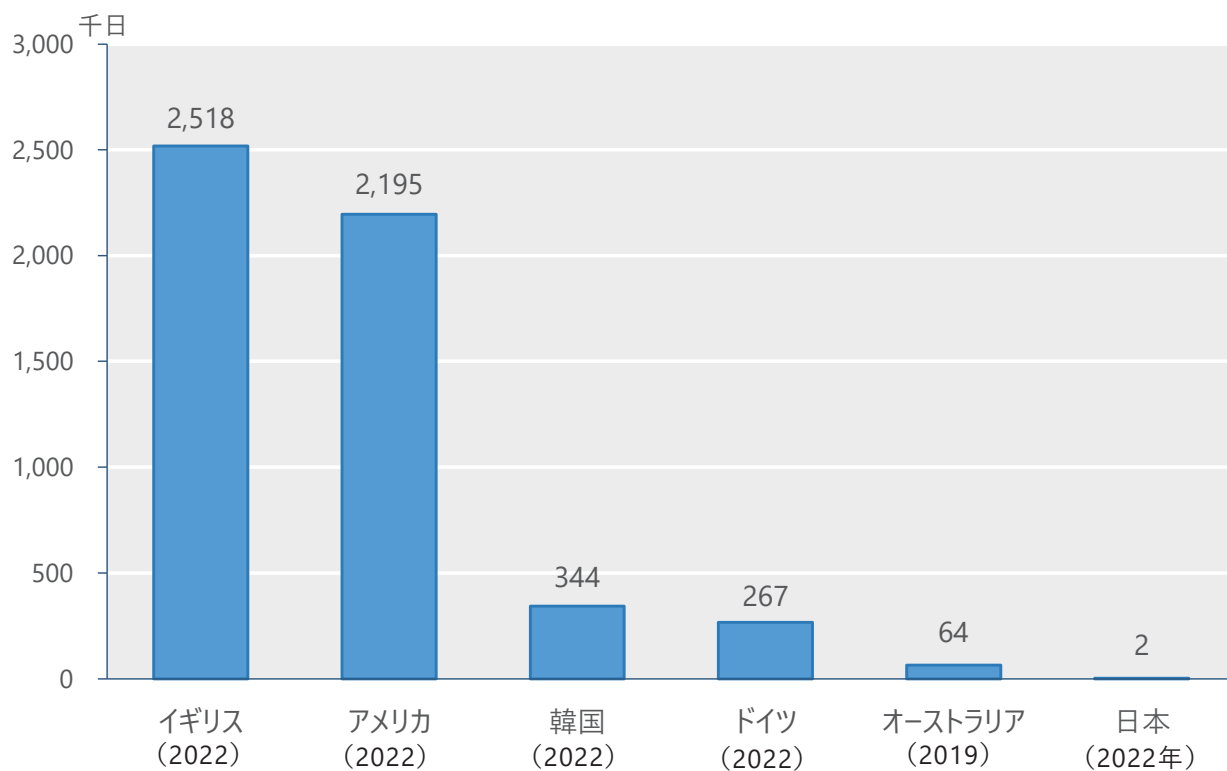


関連表 p.226 「第 7-2 表 労働組合組織率」

主要国の労働組合組織率の変化をみると、ほとんどの国で過去20年余りにわたって低下傾向にある。相対的に組織率の高い国ほど、急速な低下を経験しており、例えばイギリスでは、2000年の29.8%から2022年には22.3%と7.5ポイント低下、日本では、同じ期間に21.5%から16.5%へと5.0ポイント低下している。また、ドイツでは、2000年の24.5%から2019年には16.3%と8.2ポイント低下している。

なお、韓国ではここ数年、他の各国とは対照的に、組織率が上昇に転じている。

7-2 労働争議による労働損失日数



🔗 関連表 p.227 「第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な比較はできないが、直近年の労働損失日数はアメリカが219.5万日、韓国34.4万日、イギリス251.8万日、ドイツ26.7万日（いずれも2022年）、オーストラリアは6.4万日（2019年）となっている。一方、日本は労働損失日数が1,789日（2022年）と少なくなっている。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。最近では物価高の影響によりストライキが増加し労働損失日数が増加している国もみられる。

第 7-1 表 労働組合員数

Table 7-1: Trade union membership

	2000年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
千人	thousands								
日本	11,539	10,054	9,882	10,070	10,088	10,115	10,078	9,992	JPN
アメリカ	16,334	14,715	14,795	14,744	14,574	14,253	14,012	14,285	USA
カナダ 1)	3,721	4,190	4,341	4,439	—	—	—	—	CAN
イギリス	7,119	6,589	6,497	6,350	6,440	6,507	6,453	6,253	UK
ドイツ 2)	7,928	6,330	6,295	6,275	—	—	—	—	DEU
フランス	1,781	1,823	e 1,849	—	—	—	—	—	FRA
イタリア 2)	5,195	5,974	6,065	5,947	—	—	—	—	ITA
オランダ 2)	1,574	1,370	1,224	1,213	—	—	—	—	NLD
ベルギー	1,936	2,067	2,092	—	—	—	—	—	BEL
デンマーク 2)	1,824	1,702	1,724	e 1,735	—	—	—	—	DNK
スウェーデン 1)	2,969	2,748	2,907	2,990	—	—	—	—	SWE
フィンランド 2)	1,504	1,448	1,389	1,359	—	—	—	—	FIN
ノルウェー	1,129	1,236	1,289	—	—	—	—	—	NOR
オーストリア 2)	1,190	999	987	991	—	—	—	—	AUT
スイス	719	703	694	—	—	—	—	—	CHE
スペイン	2,037	2,678	2,047	—	—	—	—	—	ESP
韓国	1,527	1,643	1,939	2,331	2,539	2,805	2,933	—	KOR
シンガポール	314	550	719	763	786	782	785	800	SGP
マレーシア	734	803	913	931	949	957	941	955	MYS
オーストラリア 3)	1,902	1,744	1,546	1,534	—	1,500	—	1,423	AUS
ニュージーランド 2)	319	386	359	357	—	—	—	—	NZL
メキシコ 1)	4,067	4,376	4,429	4,451	—	—	—	—	MEX

e) 推計値。

e) Estimated.

出典：〔日本〕厚生労働省（2023.3）「労働組合基礎調査（時系列表）」

〔アメリカ〕労働統計局(BLS)（2023.1）*Union affiliation data from the CPS*

〔イギリス〕Gov.UK（2023.5）*Trade Union Statistics 2022*

〔韓国〕雇用労働部(MOEL)、政府指標サイト (<https://www.index.go.kr/>) 2023年12月現在

〔シンガポール〕人材開発省 (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2023年12月現在

〔マレーシア〕統計局(DOSM)、労働組合同局 (<https://jheks.mohr.gov.my/>) 2023年12月現在

〔オーストラリア〕統計局(ABS) (<https://www.abs.gov.au/>) 2023年12月現在

〔その他〕OECD（2019）*Trade union density (Edition 2018)*

注 1) 2018年の欄は2017年の数値。

2) 2018年の欄は2016年の数値。

3) 2015年の欄は2016年の数値。

第 7-2 表 労働組合組織率

Table 7-2: Trade union density rates

	2000年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	%
日本	21.5	18.5	17.4	17.0	16.7	17.1	16.9	16.5	JPN
アメリカ	13.4	11.9	11.1	10.5	10.3	10.8	10.3	10.1	USA
カナダ	30.1	29.3	28.6	28.1	28.3	29.4	—	—	CAN
イギリス	29.8	26.6	24.7	23.4	23.5	23.7	23.1	22.3	UK
ドイツ	24.5	18.8	17.5	16.5	16.3	—	—	—	DEU
フランス	12.5	10.8	9.0	8.9	—	—	—	—	FRA
イタリア	35.0	35.3	34.2	32.6	32.5	—	—	—	ITA
オランダ	22.3	19.3	17.7	16.5	15.4	—	—	—	NLD
ベルギー	56.4	52.7	52.3	50.0	49.1	—	—	—	BEL
デンマーク	74.5	68.1	68.2	67.5	67.0	—	—	—	DNK
スウェーデン	79.6	63.5	62.2	60.1	65.2	—	—	—	SWE
フィンランド	74.2	71.4	67.6	60.0	58.8	—	—	—	FIN
ノルウェー	53.6	50.5	49.8	49.9	50.4	—	—	—	NOR
オーストリア	37.4	28.9	27.4	26.3	26.2	—	—	—	AUT
スイス	20.7	17.6	15.7	14.4	—	—	—	—	CHE
スペイン	17.6	18.2	14.4	13.0	12.4	—	—	—	ESP
韓国	12.0	9.8	10.2	11.8	12.5	14.2	14.2	—	KOR
シンガポール	15.6	18.0	21.2	21.9	22.2	—	—	—	SGP
マレーシア	10.7	9.1	8.8	8.7	—	—	—	—	MYS
タイ	—	3.1	3.5	3.4	3.3	—	—	—	THA
インドネシア 1)	36.4	7.0	17.9	14.3	13.0	—	—	—	IDN
フィリピン	—	8.8	8.5	7.7	7.6	8.5	—	—	PHL
オーストラリア	26.5	19.7	16.6	13.7	—	14.3	—	12.5	AUS
ニュージーランド	22.4	21.4	17.8	19.2	18.8	18.9	—	—	NZL
ブラジル 2)	20.1	18.5	17.9	14.6	13.0	—	—	—	BRA
メキシコ	16.9	14.5	13.1	12.0	12.4	12.4	—	—	MEX

出典： [日本] 厚生労働省 (2023.3) 「労働組合基礎調査（時系列表）」

[アメリカ] 労働統計局(BLS) (2023.1) *Union affiliation data from the CPS*

[イギリス] Gov.UK (2023.5) *Trade Union Statistics 2022*

[韓国] 雇用労働部(MOEL)、政府指標サイト (<https://www.index.go.kr/>) 2023年12月現在

[オーストラリア (2020年～)] 統計局(ABS) (<https://www.abs.gov.au/>) 2023年12月現在

[その他] ILOSTAT(<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2023年12月現在

注： 原則、雇用者が対象。国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。

1) 2000年の欄は2001年、2010年の欄は2012年、2015年の欄は2016年の数値。

2) 2010年の欄は2011年の数値。2000年は16歳以上が対象。

第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
労働争議件数									
Number of labour disputes									
件	cases								
日本 1)	50	38	39	26	27	35	32	33	JPN
アメリカ 2)	22	11	12	20	25	8	16	23	USA
カナダ 3)	260	174	237	120	128	66	186	175	CAN
イギリス 4)	116	92	106	81	96	—	—	749	UK
ドイツ 5)	—	131	1,618	1,528	1,252	1,265	1,251	1,532	DEU
スウェーデン 6)	14	5	5	1	6	0	2	4	SWE
ロシア 7)	2,575	—	5	2	0	2	2	1	RUS
香港 8)	1	3	2	5	—	—	—	—	HKG
韓国 9)	287	86	105	134	141	105	141	132	KOR
タイ 10)	9	3	6	2	7	1	—	1	THA
フィリピン 11)	26	8	5	14	18	5	—	6	PHL
インド 12)	456	429	150	—	—	—	—	—	IND
オーストラリア 13)	472	—	228	163	147	—	—	—	AUS
ニュージーランド 14)	60	17	5	143	110	—	—	—	NZL
労働争議参加人員									
Number of workers involved									
千人	thousand people								
日本 1)	4	2	13	1	5	1	1	1	JPN
アメリカ 2)	100	45	47	485	426	27	81	121	USA
カナダ 3)	199	58	429	84	46	624	290	207	CAN
イギリス 4)	93	133	81	39	40	—	—	328	UK
ドイツ 5)	17	12	230	682	88	140	381	285	DEU
スウェーデン 6)	1	3	0	0	1	0	7	1	SWE
ロシア 7)	85	—	1	0	0	0	0	0	RUS
香港 8)	0	0	0	—	—	—	—	—	HKG
韓国 9)	118	40	77	81	35	68	51	67	KOR
タイ 10)	3	2	2	0	2	0	—	0	THA
フィリピン 11)	9	3	1	8	4	3	—	1	PHL
インド 12)	2,914	1,063	473	—	—	—	—	—	IND
オーストラリア 13)	241	—	73	58	53	—	—	—	AUS
ニュージーランド 14)	18	6	2	11	52	—	—	—	NZL

第 7-3 表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days lost (cont.)

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
労働損失日数	Number of days lost								
千日	thousand days								
日本 1)	6	23	15	1	11	2	1	2	JPN
アメリカ 2)	1,736	302	740	2,815	3,244	966	1,552	2,195	USA
カナダ 3)	4,148	1,202	1,846	1,134	1,213	1,452	1,324	1,896	CAN
イギリス 4)	224	365	170	273	206	—	—	2,518	UK
ドイツ 5)	19	25	1,092	571	162	195	373	267	DEU
スウェーデン 6)	1	29	—	0	8	0	0	5	SWE
ロシア 7)	86	—	10	1	0	1	0	0	RUS
香港 8)	0	0	0	—	—	—	—	—	HKG
韓国 9)	848	511	447	552	402	554	472	344	KOR
タイ 10)	46	50	88	3	52	2	—	3	THA
フィリピン 11)	123	34	5	161	147	143	—	15	PHL
インド 12)	29,665	17,932	2,334	—	—	—	—	—	IND
オーストラリア 13)	228	—	83	106	64	—	—	—	AUS
ニュージーランド 14)	30	6	0	0	0	—	—	—	NZL

出典：〔日本〕厚生労働省（2023.8）「労働争議統計調査」

〔アメリカ〕連邦労働統計局(BLS)（2024.1）*Work Stoppages*

〔カナダ（2015年以降）〕カナダ政府サイト (<https://www.canada.ca/>) 2024年1月現在

〔タイ（2010年以降）〕タイ労働省労働保護・福祉局 (<https://relation.labour.go.th/>) 2024年1月現在

〔その他〕ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2024年1月現在

注 1) 件数は半日以上以上のスト（同盟罷業）及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。損失日数はスト又は作業所閉鎖により労働に従事しなかった延べ日数。

2) 1000人未満の争議を除く。

3) 参加人員が10人日以上の争議が対象。

4) 2005年は政治的ストを除く。2010年は1日に満たない争議を除く。2015年以降は10人未満の争議を除くストライキ。

5) 1日に満たない争議を除く。2005年は公的部門を除く。2018年以降はストライキのみ。

6) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

7) 2005年は半日に満たない争議を除く。2015年、2018年はストライキのみ。2015年以降の参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

8) 2005年は公的部門、2010年以降は民間部門が対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年はストライキのみ。

9) 参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2010年以降はストライキのみ。2015年以降は8時間に満たない争議を除く。

10) ロックアウトとストライキにかかる数値の計（JILPTにおいて算出）。2018、2022年はロックアウトのみ、2020年はストライキのみ。

11) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。2015年はストライキのみ。2022年は農業を除く。

12) 10人未満の争議を除く。2005年は政治的なストを除く。

13) 10日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

14) 2010年以降は、5日未満の争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

第 7-4 表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
負傷者数 Number of workers non-fatally injured as a result of occupational accidents									
千人									thousand people
日本 1)	132	116	115	126	125	124	130	132	JPN
アメリカ 2)	1,235	1,191	1,154	1,134	1,108	1,425	1,335	1,483	USA
カナダ 3)	338	250	233	264	272	253	277	349	CAN
イギリス 4)	150	119	74	71	68	53	65	63	UK
ドイツ 5)	1,030	930	900	878	868	766	810	—	DEU
フランス 6)	699	593	731	772	779	624	655	—	FRA
イタリア 7)	555	438	295	292	289	324	273	—	ITA
スウェーデン	32	34	36	36	41	40	47	—	SWE
中国	—	1,135	1,067	1,090	1,122	1,108	1,286	—	CHN
香港	44	42	36	—	—	—	—	—	HKG
韓国	85	99	90	102	109	108	123	130	KOR
シンガポール	3	10	12	13	14	11	13	13	SGP
マレーシア	—	—	39	41	—	—	—	298	MYS
タイ	57	0	—	—	94	85	—	—	THA
オーストラリア 8)	105	92	110	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド 9)	27	20	25	—	—	—	—	—	NZL
死亡者数 Number of workers fatally injured, where death occurred									
人									people
日本 1)	1,514	1,195	972	909	845	784	778	774	JPN
アメリカ 2)	5,734	4,690	4,836	5,250	5,333	4,764	5,190	5,486	USA
カナダ	1,098	1,014	852	1,027	925	924	1,081	993	CAN
イギリス 4)	217	175	147	149	113	145	123	135	UK
ドイツ 5)	863	567	477	397	416	371	435	—	DEU
フランス 6)	474	537	595	615	803	541	674	—	FRA
イタリア 7)	918	718	543	523	491	776	601	—	ITA
スウェーデン	67	54	34	50	36	24	39	—	SWE
中国	—	5,213	8,192	10,071	10,552	11,718	12,923	—	CHN
香港	187	183	177	—	—	—	—	—	HKG
韓国	2,493	2,200	1,810	2,142	2,020	2,062	2,080	2,223	KOR
シンガポール	44	55	66	41	39	30	37	46	SGP
マレーシア	—	—	308	221	—	—	—	1,344	MYS
タイ	1,444	619	—	—	639	588	—	—	THA
オーストラリア 8)	182	216	195	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド 9)	109	118	48	—	—	—	—	—	NZL

第 7-4 表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
労働損失日数	Number of days lost by cases of occupational injury								
千日	thousand days								
イギリス 4)	6,411	4,503	4,493	4,706	6,411	—	5,995	3,688	UK
ドイツ 5)	—	—	—	11,203	11,070	9,929	10,882	—	DEU
フランス 6)	33,252	11,180	14,228	15,279	15,587	12,140	13,829	—	FRA
イタリア 7)	13,109	7,247	4,388	5,144	5,167	6,401	4,922	—	ITA
スウェーデン	—	363	399	423	502	557	644	—	SWE
香港	408	333	314	—	—	—	—	—	HKG
シンガポール	51	533	685	531	545	417	512	543	SGP
マレーシア	—	—	—	1,474	—	—	—	5,614	MYS
フィリピン 10)	139	169	113	115	—	—	—	—	PHL
ニュージーランド 9)	1,935	1,385	1,821	—	—	—	—	—	NZL

出典：〔日本〕厚生労働省「労働災害発生状況」各年版

〔アメリカ〕連邦労働統計局(BLS) (<https://www.bls.gov/iif/>) 2024年2月現在

〔カナダ〕AWCBC (<https://awcbc.org/en/statistics/>) 2024年2月現在

〔イギリス〕安全衛生庁(HSE) (<https://www.hse.gov.uk/>) 2024年2月現在

〔中国〕国家统计局(NBS)「中国労働統計年鑑」各年版

〔韓国〕雇用労働部、韓国統計情報 (<https://kosis.kr/>) 2024年2月現在

〔シンガポール（2010年以降）〕人材開発省(MOM) (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2024年2月現在

〔その他〕ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2024年2月現在

注 1) 負傷者数は休業4日以上の死傷者数から死亡者数を除いたもの（JILPTにおいて算出）。

2) 2005年の負傷者数は民間企業のみ。その他は民間企業及び政府機関の合計。負傷者数の欄は休業を伴う労働災害発生件数で、11人未満の農場を除く。

3) 負傷者数の欄は、傷病者が対象。

4) 4月から翌年3月までの年度の数値。負傷及び死亡は雇用者と自営業者を対象とした発生件数。2022年度は速報値。3日以上の休業を伴うもの。損失日数は死亡を除く推計値。

5) 2005年の負傷者数は4日以上、2012年以降は2日以上の休業を伴うもの。2005年の死亡者数は、災後1か月以内の死亡者数。

6) 2010年以降は1日以上の休業を伴うもの。

7) 2005年は4日以上の休業を伴うもの。

8) 年度の数値。2005年は6日以上、2010年以降は1週間以上の休業を伴うもの。

9) 2010年の負傷者数は4日以上、死亡者数は被災後1年以内に死亡したもの。

10) 20人以上の事業所が対象。民間企業を対象とし、1日以上の休業を伴うもの。損失日数の2005年欄は2007年、2010年欄は2011年、2018年欄は2017年の数値。

第 7-5 表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
事業所規模別（常用雇用者数）	by establishment size (employees)								
日本 1)	JPN								
調査産業計 2)	Total industries surveyed								
100人以上	1.95	1.61	1.61	1.83	1.80	1.95	2.09	2.06	100+
30 - 99人	3.34	2.57	2.90	3.62	3.35	3.14	3.35	3.58	30 - 99
総合工事業 3)	Contractors								
100人以上	0.97	1.56	0.92	1.09	1.69	1.30	1.39	1.47	100+
アメリカ 4)	USA								
産業計 5)	Total private industries surveyed								
1人以上計	4.6	3.5	3.0	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	Total (1+)
1,000人以上	5.2	4.0	3.3	3.0	2.9	3.3	3.1	3.2	1,000+
250- 999人	5.2	3.8	3.3	3.1	3.0	3.0	3.0	2.9	250 - 999
50- 249人	5.8	4.4	3.7	3.5	3.4	3.5	3.4	3.6	50 - 249
11- 49人	4.1	3.2	2.8	2.5	2.5	2.2	2.3	2.3	11 - 49
1- 10人	2.0	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1 - 10

出典： [日本] 厚生労働省（2023.11）「労働災害動向調査」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2023.11） *Workplace Injuries and Illness*（各年版）

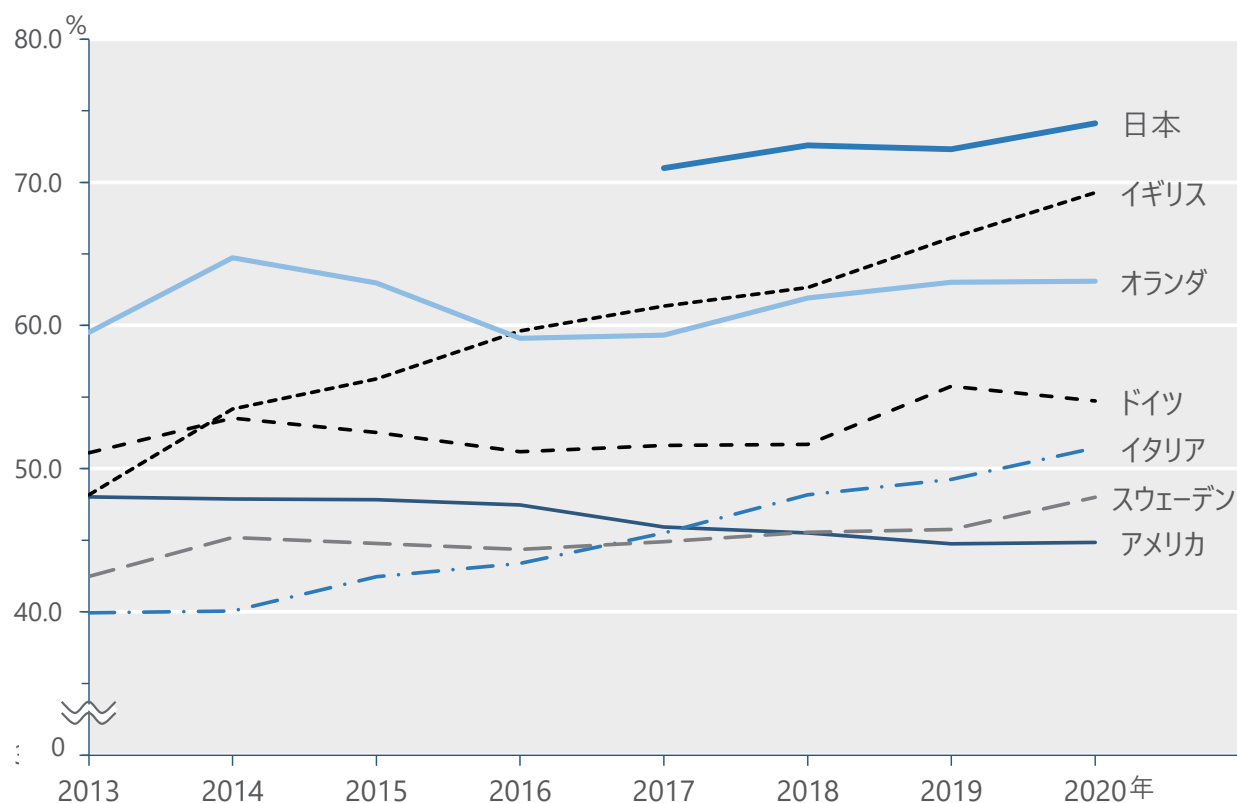
注：「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの、食中毒及び伝染病は除く。なお、通勤災害による負傷、病及び死亡は除く。

- 1) 日本の「度数率」は、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。本表においては、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数に限定している。
度数率 = (労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数) × 1,000,000
- 2) 調査産業計は建設業（総合工事業）を除く。2008年より医療・福祉（一部の業種に限る）を含み、複合サービス事業（郵便局に限る）を除く。また、鉱山保安法の適用を受ける鉱山、国営の事業所を除く。2011年より農業、2018年より漁業を含む。
- 3) 総合工事業に属し、工事の種類が河川土木工事業、水力発電施設等新設事業、鉄道又は軌道新設事業、地下鉄建設事業、橋りょう建設事業、ずい道新設事業、道路新設事業、その他の土木工事業、舗装工事業、建築工事業、その他の建築事業であるもの。
- 4) アメリカの「度数率」は、フルタイム換算した労働者100人の年間延労働時間（20万労働時間 = 100人 × 40時間 × 50週）当たりの傷病者数（死亡者数は含まない）の比率。
度数率 = (負傷者数 / 延べ労働時間数) × 200,000
- 5) 調査対象は1人以上（ただし、農業生産のみ11人以上）の労働者を雇用している事業所が対象。

8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1 高等教育への進学率



関連表 p.234 「第 8-1-1 表 高等教育への進学率」、p.235 「第 8-1-2 表 高等教育の教育段階別進学率」

各国の教育制度や、その中で高等教育の位置づけは多様であり、このため高等教育への進学率の比較には、注意を要する（p.236～242 「第8-2表 各国の学校系統図」参照）。

OECDが毎年発行する『Education at a Glance』は、各国の高等教育（日本では短期大学等から大学院の博士課程までに相当）への進学率を掲載している。上のグラフは、このうち25歳未満層における進学率を示したものであるが、アメリカの44.9%から日本の74.1%（いずれも2020年）まで、各国の進学率には大きなばらつきが見られることがわかる。また、長期的には上昇傾向にあるとされるものの、短期の増減が少なからずみられ、景気動向や制度的な変化など、多様な要因による影響が類推される。

日本の高等教育進学率は高い水準にあるが、学士課程相当以上（国際標準教育分類のレベル6以上）に限定する場合、他国に比して進学率が低下する（レベル6は50.8%、レベル7は7.4%、レベル8は0.7%）。これには、短期高等教育（同レベル5）が教育制度に占める役割が、他国とは異なることが影響していると考えられる。

第 8-1-1 表 高等教育への進学率

Table 8-1-1: Entry rates to tertiary education

	高等教育 計 (ISCED2011 レベル5～7、25歳未満) 1)								
	2013年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
									%
日本	—	—	—	—	71.0	72.6	72.3	74.1	JPN
アメリカ	48.1	47.9	47.8	47.5	45.9	45.5	44.8	44.9	USA
カナダ	—	—	—	—	64.0	—	67.0	—	
イギリス	48.2	54.2	56.3	59.6	61.4	62.7	66.1	69.3	UK
ドイツ	51.1	53.5	52.5	51.2	51.6	51.7	55.8	54.7	DEU
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—	FRA
イタリア	39.9	40.1	42.5	43.4	45.5	48.2	49.3	51.5	ITA
オランダ	59.5	64.7	63.0	59.1	59.3	61.9	63.0	63.1	NLD
ベルギー	63.6	63.8	65.7	68.9	72.5	67.9	66.1	67.4	BEL
デンマーク	—	64.5	59.8	58.5	58.0	57.7	61.8	59.9	DNK
スウェーデン	42.5	45.2	44.8	44.4	44.9	45.5	45.8	48.0	SWE
フィンランド	45.3	43.9	45.7	46.1	46.8	46.6	48.2	50.2	FIN
ノルウェー	59.4	65.5	59.8	61.6	59.0	57.5	55.2	58.2	NOR
オーストリア	59.6	56.1	57.3	57.3	56.7	57.8	58.4	58.9	AUT
スイス	47.6	55.2	55.4	47.3	46.6	47.9	50.1	52.3	CHE
スペイン	61.7	63.7	64.2	64.2	70.1	67.3	66.6	66.9	ESP
ポルトガル	47.4	47.7	48.3	57.4	57.2	59.8	59.7	64.3	PRT
チェコ	58.7	59.6	57.2	57.8	57.5	56.6	58.2	61.4	CZE
ポーランド	71.2	67.3	67.9	69.2	70.0	70.4	71.5	66.8	POL
韓国	—	—	—	—	—	—	—	—	KOR
オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	67.5	71.0	70.0	68.0	66.4	65.9	66.3	58.1	NZL
メキシコ	35.5	35.5	36.3	41.5	42.7	44.7	48.6	49.5	MEX
Total tertiary education (ISCED2011* levels 5 to 7) , under 25 years old									

* ISCED2011: International Standard Classification of Education; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Education at a Glance —Entry rates" 2023年1月現在

注： 本表における進学率は、各年齢人口のうち当該年齢で高等教育機関に初めて進学した者の割合を指す。留学生も集計対象に含むため進学率が100%を超える場合がある。

1) ここでいう高等教育は、国際標準教育分類(ISCED) 2011のレベル5：短期高等教育、レベル6：学士号・学士号同等、レベル7：修士号・修士号同等の合計を指す。ほかにレベル8：博士号・博士号同等がある。日本は、短期大学又は専門学校等から大学院の修士及び博士課程相当までが高等教育計に含まれる。

第 8-1-2 表 高等教育の教育段階別進学率

Table 8-1-2: Entry rates to tertiary education by level of education

ISCED2011区分	25歳未満	25歳未満		30歳未満		
	レベル5～7 高等教育計	レベル5 短期課程	レベル6 学士課程	レベル7 修士課程	レベル8 博士課程	
2020年、%						%, 2020
日本	74.1	—	50.8	7.4	0.7	JPN
アメリカ	44.9	29.2	—	9.4	0.8	USA
カナダ 1)	67.0	26.3	44.2	9.2	1.1	CAN
イギリス	69.3	9.2	66.0	29.6	2.6	UK
ドイツ	54.7	0.3	44.5	27.7	2.4	DEU
フランス	—	27.1	54.8	39.3	2.0	FRA
イタリア	51.5	1.1	44.8	27.2	1.3	ITA
オランダ	63.1	2.5	61.6	22.9	1.2	NLD
ベルギー	67.4	2.1	69.8	32.7	—	BEL
デンマーク	59.9	12.7	53.0	29.7	1.8	DNK
スウェーデン	48.0	4.8	32.9	25.4	1.1	SWE
フィンランド	50.2	—	48.0	7.2	1.2	FIN
ノルウェー	58.2	3.2	49.6	30.4	1.3	NOR
オーストリア	58.9	29.3	37.6	22.8	1.8	AUT
スイス	52.3	0.8	48.7	20.9	3.8	CHE
スペイン	66.9	27.8	43.1	18.8	1.9	ESP
ポルトガル	64.3	7.2	50.0	32.6	2.0	PRT
チェコ	61.4	0.4	56.2	29.1	2.6	CZE
ポーランド	66.8	0.0	61.6	33.1	0.7	POL
韓国	—	29.6	66.0	7.7	1.7	KOR
オーストラリア	—	24.7	72.8	22.9	1.3	AUS
ニュージーランド	58.1	13.4	50.6	7.0	1.1	NZL
メキシコ	49.5	4.0	45.6	3.6	0.2	MEX
ISCED2011*	levels 5 to 7	level 5	level 6	level 7	level 8	
age	Under 25	Under 25		Under 30		

* ISCED2011: International Standard Classification of Education; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level; level 8: Doctoral or equivalent level.

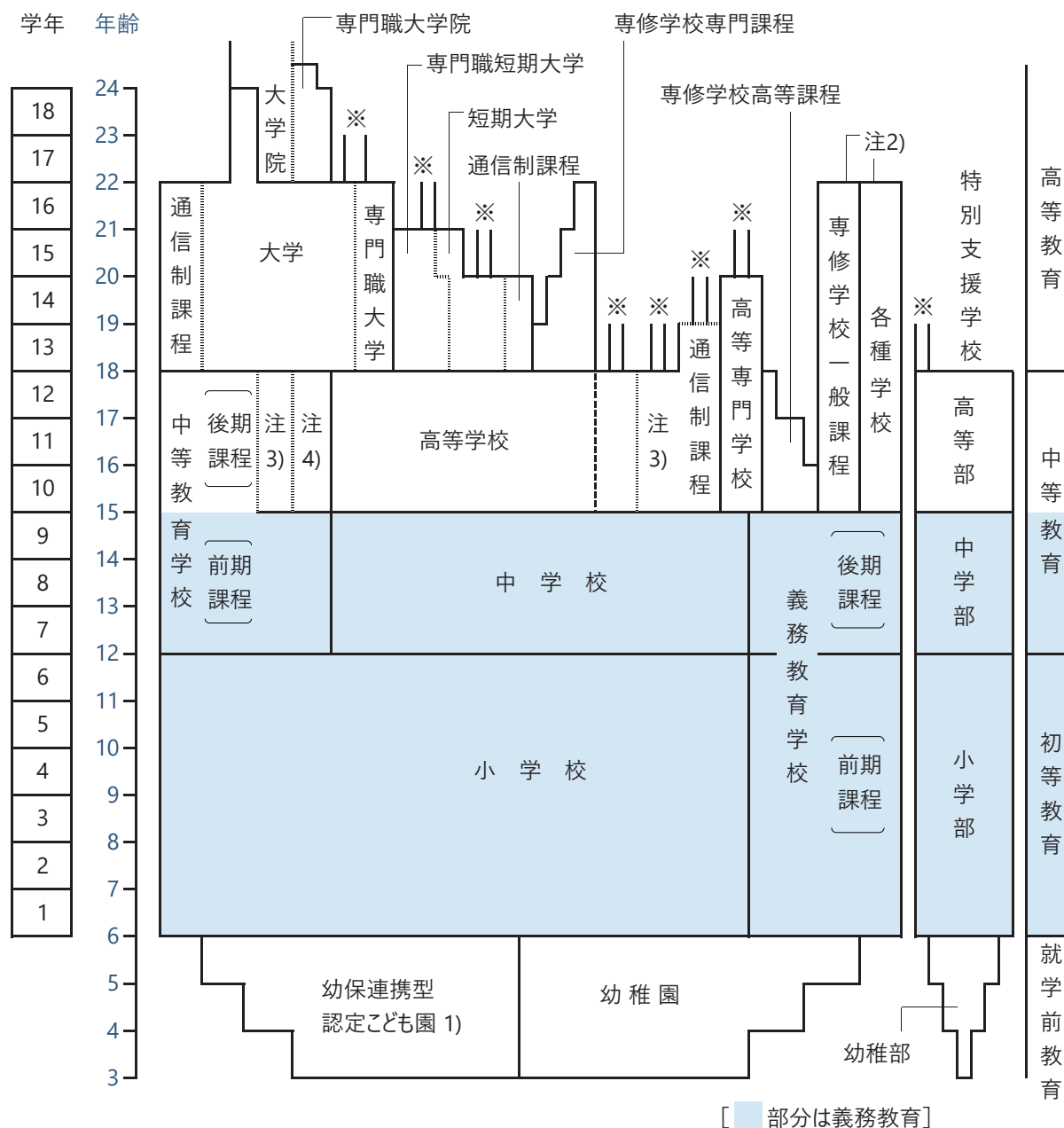
出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Education at a Glance — Entry rates" 2023年1月現在

注： 注及び定義は第8-1-1表（p.234）に準ずる。

1) 2019年。

第 8-2-1 表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



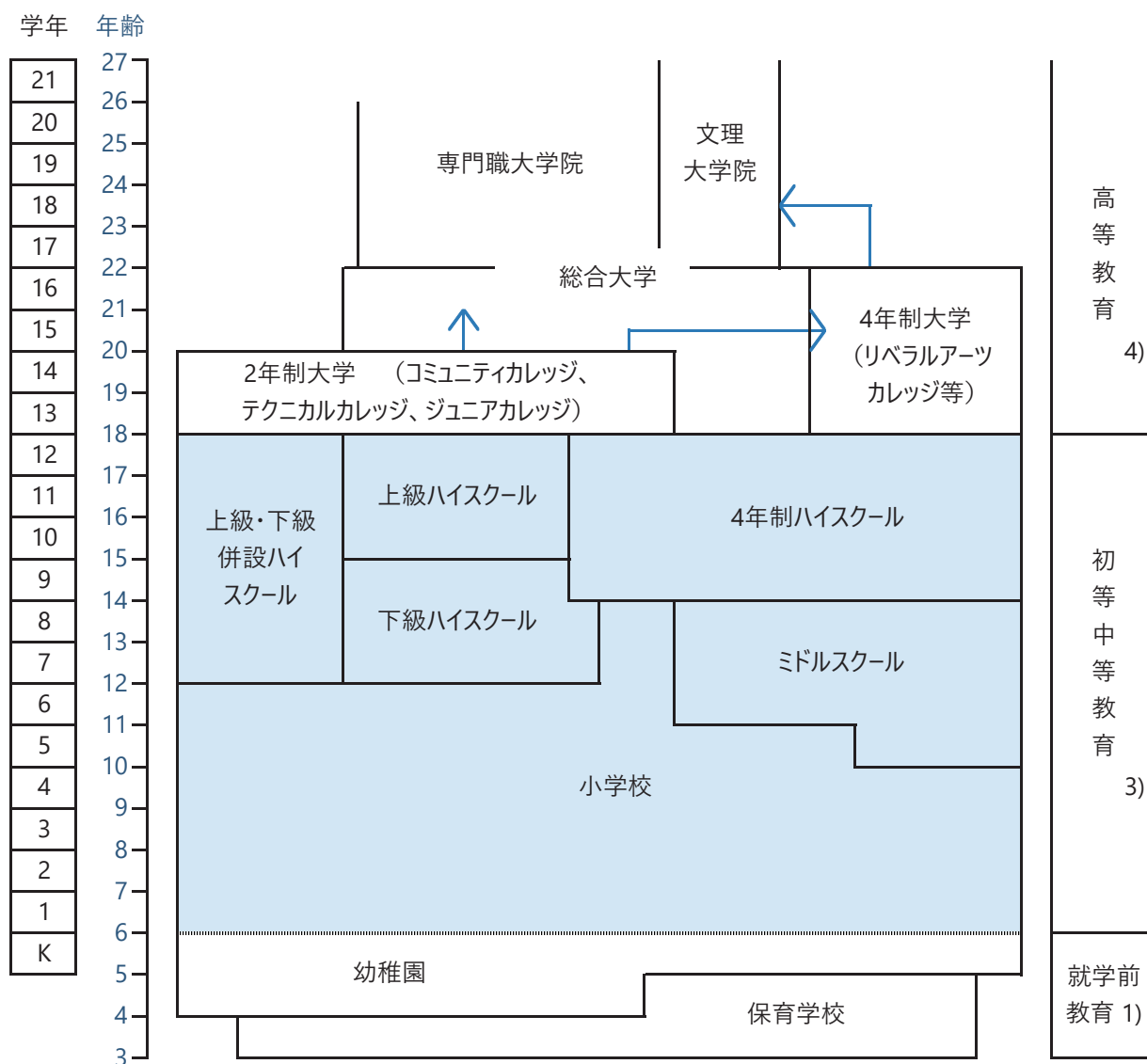
出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注：※印は専攻科を示す。高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

- 1) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
- 2) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。
- 3) 定時制課程。
- 4) 通信制課程。

第 8-2-2 表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



[部分は義務教育 2)]

出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

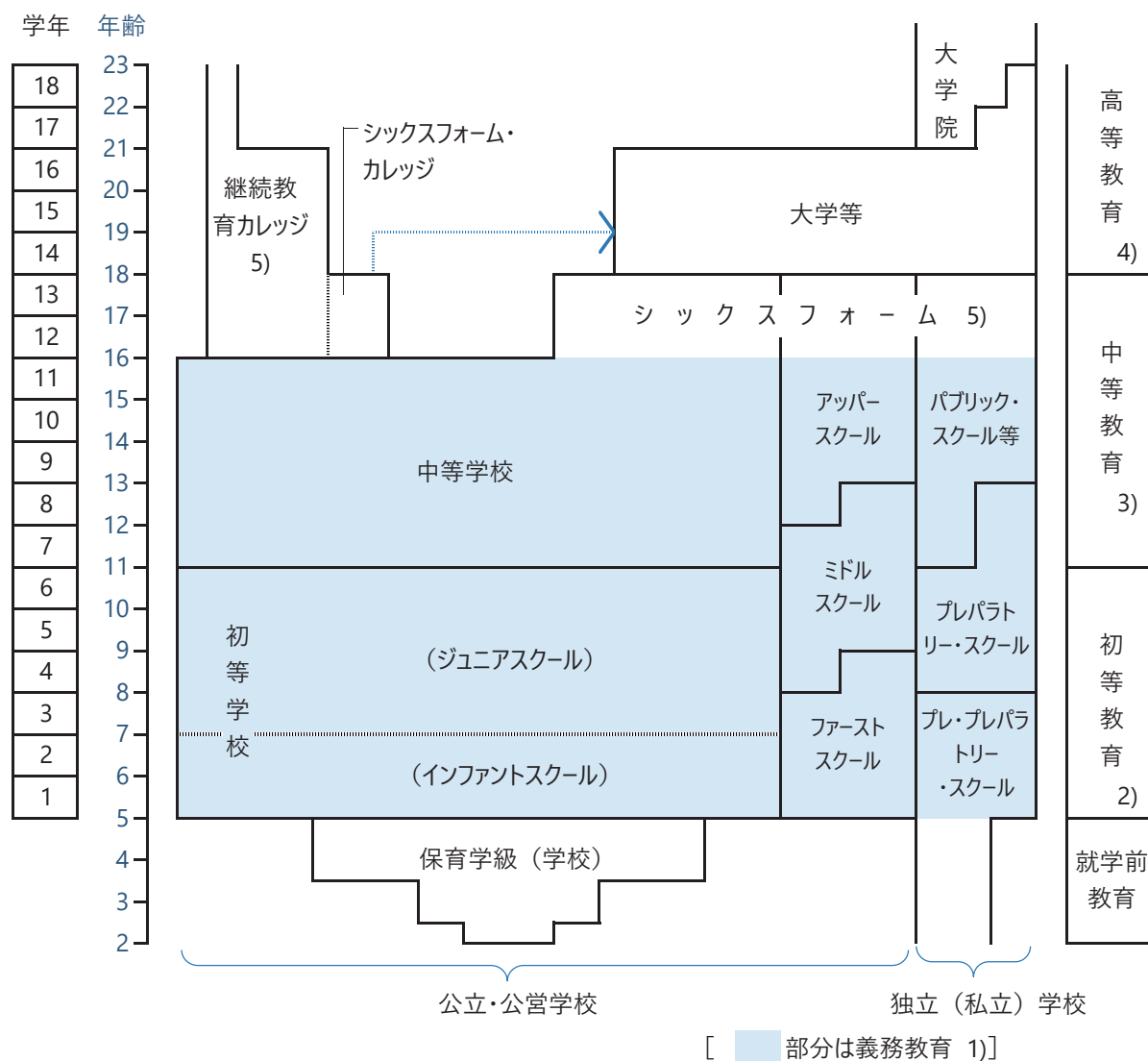
2) 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を6歳とする州が最も多いが、7歳あるいは8歳とする州でも6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、12年とする州が最も多い。

3) 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制、6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様であり、これらのほかにも、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。現在は5-3-4年制が一般的である。2018年について、公立初等学校の形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校6.5%、5年制小学校34.9%、6年制小学校12.3%、8年制小学校9.2%、ミドルスクール18.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.8%、その他10.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール（3年又は2年制）7.6%、上級ハイスクール（3年制）1.8%、4年制ハイスクール52.4%、上級・下級併設ハイスクール（通常6年）9.3%、初等・中等双方の段階にまたがる学校21.1%、その他7.7%となっている。

4) 総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、文理学部、文理大学院及び専門職大学院（学部レベルのプログラムを提供している場合もある）から構成される。専門職大学院（学部）は、医学・法学などの専門職教育を行うもので独立の機関として存在する場合（専門職大学、専門職大学院大学）もある。専門職大学院（学部）へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け（年限は専攻により異なる）、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

第 8-2-3 表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



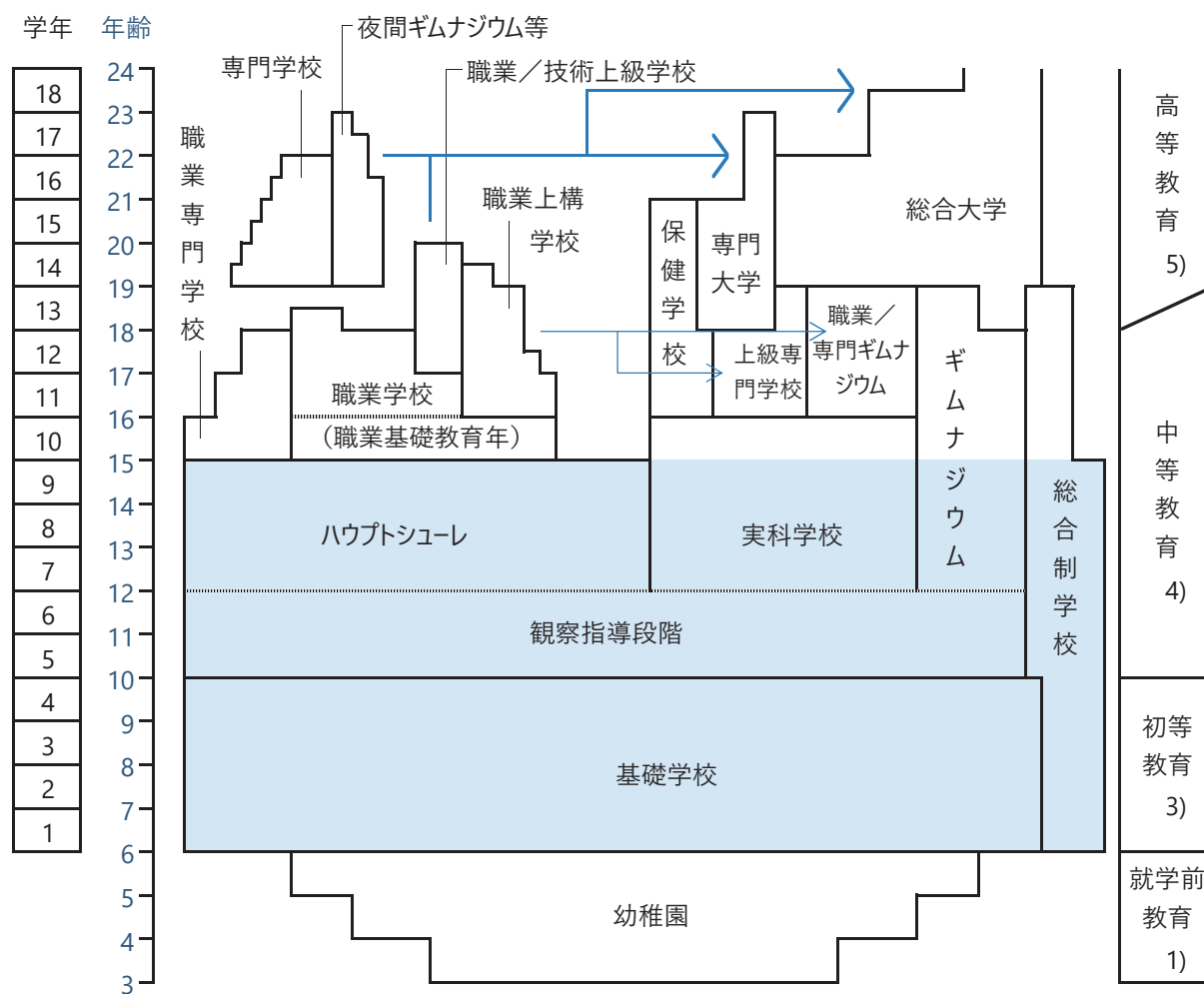
出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注：上記学校系統図はイギリスの全人口の9割を占めるイングランドとウェールズについてのものであり、両地域はほぼ同様の学校制度を有している。スコットランド及び北アイルランドは共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成している。

- 1) 義務教育は5～16歳までの11年。ただし、16～18歳は教育又は見習い訓練に従事すること、あるいはそれらを受けながら週20時間以上の就労かボランティアに従事することが義務付けられているため、実際の離学年齢は18歳。
- 2) 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（インファント）と7～11歳のための後期4年（ジュニア）とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。また一部において、インファント（スクール）・ジュニア（スクール）に代えてファーストスクール及びミドルスクールが設けられている。
- 3) 通常11歳から始まり、7年間続く。公費により維持される中等学校は原則無選抜だが、選抜制の学校（グラマー・スクール）とモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校に大別される。近年、国の直接補助により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミーが増加。
- 4) 高等教育機関には、大学等がある。これらの機関には、第一学位（学士）（通常修業年限3年間）のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。高等教育段階には、政府の運営費交付金の付与対象の別を問わず、高等教育機関のほか、継続教育カレッジも含まれる。
- 5) ほかに義務教育後の多様な教育を指す継続教育機関があり、その一部として、主として大学進学の基礎資格となるAレベル試験のための教育を実施するシックスフォーム・カレッジがある。

第 8-2-4 表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



[部分は義務教育 2)]

出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

2) 期間は9年（一部の州は10年）。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。

3) 基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。

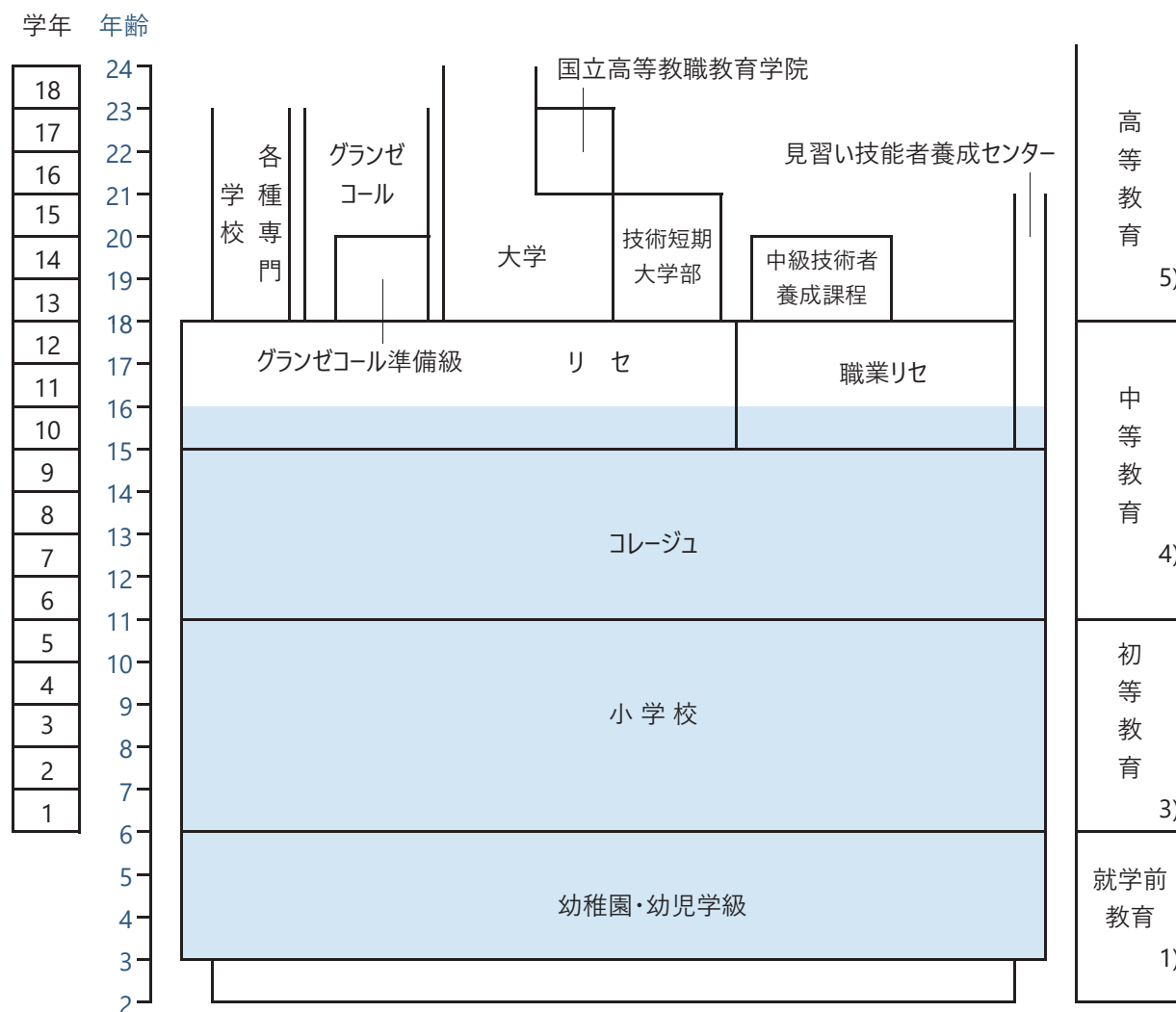
4) 生徒の能力・適性に応じて、ハウプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練に入る者が主として進む。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校への進学や中級の職への就職を目指す者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学を目指す者が主として進む。8年制又は9年制）のほか、これら2つ又は3つの学校種の教育課程を併せ持つ学校種や、総合的な教育課程を提供し、いずれの学校種の修了資格も取得可能な総合制学校などが設けられている。

また、後期中等教育段階では、二元制の職業教育訓練学校において、企業等の職業訓練性の身分を持つ者が主に就学する職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は1年以上、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門大学入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。さらに、職業訓練を終えた者等に上級の職業資格を与える専門学校や、職業従事者等に大学入学資格の取得機会を与える夜間ギムナジウムやコレクなどがある。

5) 総合大学（教育大学、神学大学、芸術大学を含む）と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門大学で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門大学でもそれぞれ3～4年と1～2年となっている。

第 8-2-5 表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



[部分は義務教育 2)]

出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。

2) 3～16歳までの13年（義務教育開始年齢は2019年度より6歳から3歳に引き下げ）。義務教育は年齢で規定されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。2020年度より、16～18歳は教育・訓練等に従事することが義務付けられている。

3) 小学校で5年間行われる。

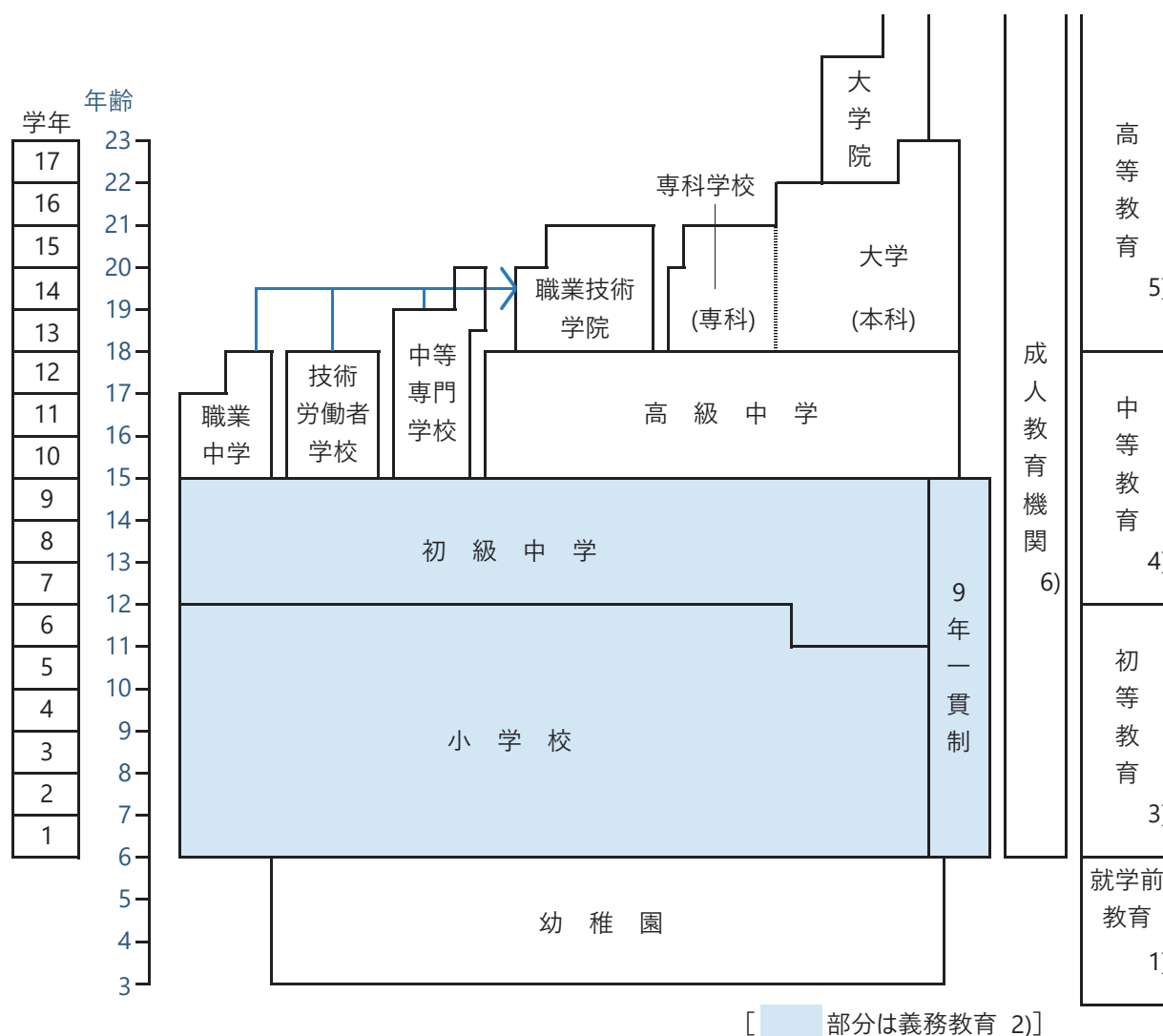
4) 前期中等教育は、コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。

5) 国立大学（学士課程3年、3年制（2020年度まで2年制）の技術短期大学部等を付置）、私立大学（学位授与権がない）、グランゼコール（3～5年制）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも標準2年）等で行われる。

これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。教員養成機関として国立高等教職教育学院がある。

第 8-2-6 表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China



出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園（幼児園）又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

2) 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立（2006年改正）し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。

3) 小学校（小学）は、一般に6年制である。5年制、9年一貫制も少数存在する。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されているが、地域によって7歳までの入学遅延が許されている。

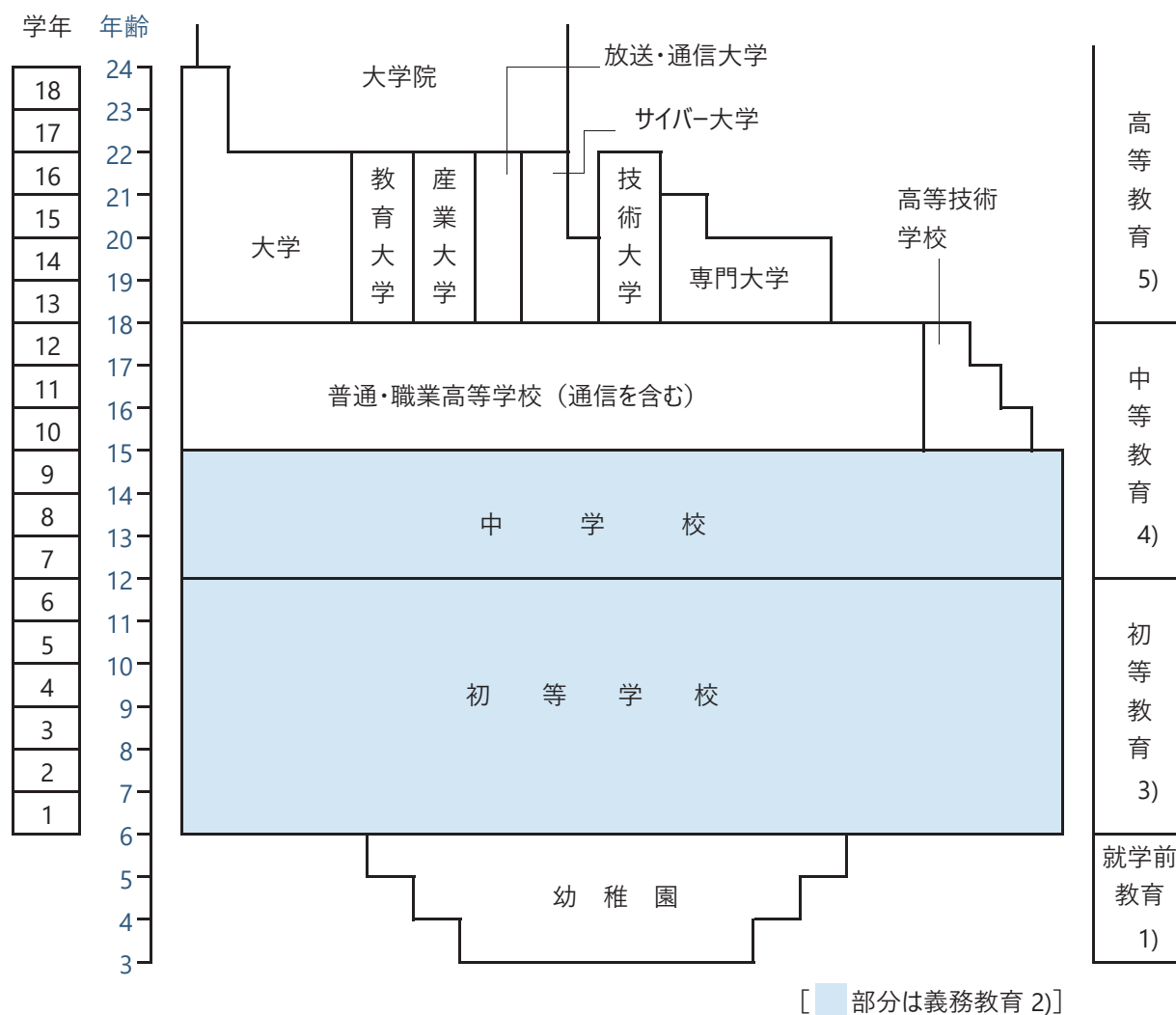
4) 初級中学（3～4年）卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学（3年）と職業教育を行う中等専門学校（中等专业学校、3～5年）、技術労働者学校（技工学校、一般に3年）、職業中学（2～3年）などがある。なお、職業中学は、前期中等段階（3年）と後期中等段階（2～3年）に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

5) 大学（大学・学院）には、学部レベル（4～5年）の本科と短期（2～3年）の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルには、修士課程（2～3年）、博士課程（3～4年）があり、大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

6) 上述の全日制教育機関のほか、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関（业余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等）が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第 8-2-7 表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注 1) 3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

2) 6～15歳の9年間。

3) 6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

4) 前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の才能がある者を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校、国際高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。

5) 4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学、サイバー大学、産業大学の卒業者を対象に、2～2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

上記のほか、成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、サイバー大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth

	日本		
種別	若年者の就職支援	同左	同左
名称	新卒応援ハローワーク	ユースエール (若者雇用優良企業認定制度)	新ジョブ・カード制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	新卒者・既卒者	新規学卒者等	学生、在職者、求職者等
主な内容	・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国56か所（2023年8月時点）に設け、無料でサービスを提供 ・新卒応援ハローワーク等において、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等を強化 ・卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し卒業後も就職支援ナビゲーターによる個別支援を実施 ・学校担当者制による就職支援ナビゲーターの出張相談、就職支援セミナーなどを行う。大学・短大・専修学校などに若年者支援専門の就職支援ナビゲーターが出張し、各学校の要望に応じて学生・生徒への就職相談・就職セミナー等のイベントなどを実施。 ・未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図る。 ユースエールの認定企業となる条件は、一定の認定基準を満たす常時雇用する労働者が300人以下の事業所。 ・ハローワーク等で重点的PRの実施 ・認定企業限定の就職面接会等への参加 ・企業の商品、広告などに認定マークの使用が可能 ・日本政策金融公庫による低利融資 ・公共調達における加点点評価など  新ジョブ・カードは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールである。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進する労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用される ・生涯を通じたキャリア・プランニング： キャリアコンサルティング等の支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」としての機能 ・職業能力証明： 免許・資格・教育（学習）・訓練歴、職務経験、教育・訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積し、場面・用途等に応じて情報を抽出・編集し、求職活動の際の応募書類、キャリアコンサルティングの際の資料等として活用する、職業能力を可視化した「職業能力証明」としての機能		

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	日本（続き）	
種別	若年者の就職支援	非正規雇用労働者のキャリアアップ支援
名称	わかものハローワーク・サポステ	キャリアアップ助成金制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	フリーター、無業者等	非正規雇用労働者
主な内容	[フリーター等の正規雇用化の推進] - わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援：おおむね35歳未満の正社員を目指す若年者を対象としたわかものハローワークを全国21か所（他にわかもの支援コーナー及び支援窓口200か所2023年時点）に設け、通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施 - トライアル雇用制度の活用による就職支援：ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における3か月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人当たり月額最大4万円、最長3か月）の活用により、常用雇用への移行を促進する [若年無業者等の職業的自立支援の推進] - 地域若者サポートステーション（サポステ）を全国177か所に設置し、働くことに困難を抱える15～49歳までの若者を対象に、キャリアコンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談、職業体験などの各種支援プログラム、他の若者支援機関への誘導など、職業的自立に向けた支援を無料（合宿形式の支援など一部有料）で実施	・有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する ・正社員化、賃金規定等改定、賃金規定等共通化、などのコースがある ①有期契約労働者を正社員化した場合は中小企業に1人当たり57万円、大企業に1人当たり42.75万円 ②有期契約労働者から無期雇用労働者に転換又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合は、中小企業に1人当たり28.5万円、大企業に1人当たり21.375万円

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	アメリカ		
種別	学校における職業教育・職業体験（注1）	同左	養成・訓練制度等
名称	テックプレップ (Tech-Prep)	コーオペ教育 (Cooperative Education)	登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)
創設	1990年代	20世紀初頭	1937年
運営 主体	テックプレップ推進組織 (Tech-Prep Consortium)	各学校及び対象となる事業主	事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など
対象者	高校生。11学年（日本における高校2年生）から開始し、14学年（日本における大学2年生）まで	大学、短大（コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジ等）の学生、12年生（日本における高校3年生）など	16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については18歳以上
主な 内容	中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる	有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーオペ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする	・実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦又は州政府が定める ・政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される ・参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する ・プログラムの期間は通常3～4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる

注 1) このほか、「キャリア・アカデミー(Career Academy)」がある。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	アメリカ（続き）		
種別	情報提供支援	就職困難者等への支援 （宿泊型若年者集団教育訓練）	就職困難者等への支援
名称	O*NET (Occupational Information Network/Online)	ジョブ・コア (Job Corps)	WIOA若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants)
創設	1998年10月	1964年	2014年
運営 主体	国立O*NET協会 (National O*NET Consortium)	連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office)、6 か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米122か所のジョ ブ・コアセンター	連邦労働省が資金提供し、各州 政府が実施
対象者	求職者等	16～24歳までの経済的に不利な 立場にある青少年	14～24歳の就職困難者
主な 内容	インターネット上で公表されている 職業に関する総合的なデータバ ース (https://www.onetonline.org) 求職者が自分の経験や能力を活 かせる職業がどのようなものか検 索することができる	参加者は、原則として寮に宿泊 し、社会生活を営む上での基本 的なしつけから、読み書き、算数 などの基礎的な学習及び職業訓 練を受ける。参加費は基本的に 無料。さらに、毎月小遣いが支給 される。参加期間は、原則として 最長2年間。研修中に高校卒業 あるいはGED（高校卒業者と同 様の素養を身につけていることの 証明書）の資格を取得可能	職業紹介、職業訓練などのサー ビスを総合的に提供するワンストップ （キャリア）センター (One-Stop Career Center) を運営する WIOA アメリカ・ジョブセンター及び 地域コミュニティの職業訓練を担う 地域労働力開発委員会 (Local Workforce Development Boards) の下で、14～24歳の就 職困難者のニーズに沿った各種の 就職や進学のための支援に対し て連邦労働省が助成金を提供す るプログラム

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	イギリス				
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	養成・訓練制度等	同左	情報提供支援
名称	職業教育	継続教育	アプレントシシップ	トレイニーシップ	全国キャリア・サービス
創設	—	—	2004年	2013年	2012年
運営主体	教育省、各教育機関	教育省	教育省	各教育機関	教育省
対象者	主に14～16歳（中等教育機関の在学者）	主に16歳以上	16歳以上	16～24歳の失業者	13歳以上
主な内容	中等教育機関による、キャリア教育、就業体験などの提供。従来は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている	職業訓練や高等教育への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う	事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す ①アプレントシシップ ②上級アプレントシシップ ③高度アプレントシシップ ④学位レベルのアプレントシシップ（注2）	6週～1年間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練（履歴書の書き方など）、就業体験、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施。国の政策としての実施は2023年に終了	就学、就業や訓練の受講などに関して、ガイダンスやアドバイスを提供

注 2) ①～④の各内容は次のとおり。①職務能力・技術的知識に関するレベル2（非熟練に相当）の資格取得及び基礎技能等の習得、②職務能力・技術的知識に関するレベル3（技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当）の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得、③職務能力・技術的知識に関するレベル4～7（準学士レベル以上）の技能・資格取得、④職務能力・技術的知識に関するレベル6～7（学士、修士相当）の技能・資格取得。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	ドイツ				
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	情報提供支援	養成・訓練制度等	就職困難者等への支援（注5）
名称	義務教育における職業指導	各種職業学校	職業情報センター（BIZ）	職業養成訓練生制度（注4）	初期職業資格付与（Einstiegsqualifizierung: EQ）
創設	—	—	—	19世紀初頭	—
運営主体	州政府	州政府等	連邦雇用エージェンシー	企業及び職業学校（Berufsschulen）	連邦雇用エージェンシー
対象者	主に若年者	主に若年者	主に若年者	年齢制限はないが、主に若年者	初期職業訓練を行う民間又は公営企業の事業主
主な内	・職業活動体験は、ハウプトシューレ（基幹学校）では生徒の義務 ・レアルシューレ（実科学学校）、ギムナジウムでは希望者による任意 ・職業体験の分野は、レストラン、役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている（注3）	上級学校非進学者の多数が、職業学校（Berufsschule）、全日制の職業専門学校（Berufsfachschule）、専門学校（Fachschule）に進んでいる	各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている	・若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する ・事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す ・ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている	・企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム ・プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される ・使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う（注6）

注 3) ハウプトシューレ、レアルシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ（日本の小学校に相当）修了後に入学する中等教育機関。

4) 養成訓練制度（Ausbildung）は、デュアルシステムともいう。

5) そのほかの就職困難者等への支援については第9-8表（p.269）を参照。

6) 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	フランス			
種別	養成・訓練制度等	同左	就職困難者等への支援	就職困難者等への支援
名称	見習訓練契約 (Contrat d'apprentissage)	熟練化契約 (Contrat de professionnalisation)	雇用と自立に向けた支援契約コース(PACEA)	若年者エンゲージメント契約 Contrat d'Engagement Jeune (CEJ)（注7）
創設	1986年法律改正	2004年10月	2016年8月	2020年7月
運営主体	契約締結可能な雇用主：公的部門も含む全ての事業主 ※ 社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり	契約締結可能な雇用主：全ての企業（国、地方自治体、行政機関を除く） ※ 国からの手当支給あり	国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う	雇用局 (Pôle emploi) 及び地域ミッションセンター (Missions Locales)
対象者	義務教育を終了した16～29歳の若年者、30歳以上の若年障害者等	16～25歳、26歳以上の求職者、積極的連帯所得手当 (RSA: revenu de solidarité active) などの各種福祉手当の受給者	16～25歳のすべての若年者	16歳から25歳（障害者認定の場合は29歳）までの、学生ではなく、訓練を受けておらず、継続的な雇用に就くことが困難な若者
主な内容	・CAP（職業適格証）に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払を受けながら、実地訓練を行う ・使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて、SMIC（最低賃金）の27～78%以上の賃金を支払う	・期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す	・最長24か月間の集中的かつ集団的な支援で、就業と自立を支援するための契約。無資格や低資格の求職者、非就業状態の若年者を対象とするスキル投資計画(CIP)の枠組みで展開される職業訓練を提供するというもの	・トレーニング・コースを受講し、スキルを向上させ専門的な経験を蓄積する ・企業においてインターンシップなどを通じて専門的な活動に従事する ・就職に必要な履歴書とカバーレターの作成、求人先企業での採用面接の準備や起業のノウハウを習得、行政手続きの支援などを雇用局などが提供する

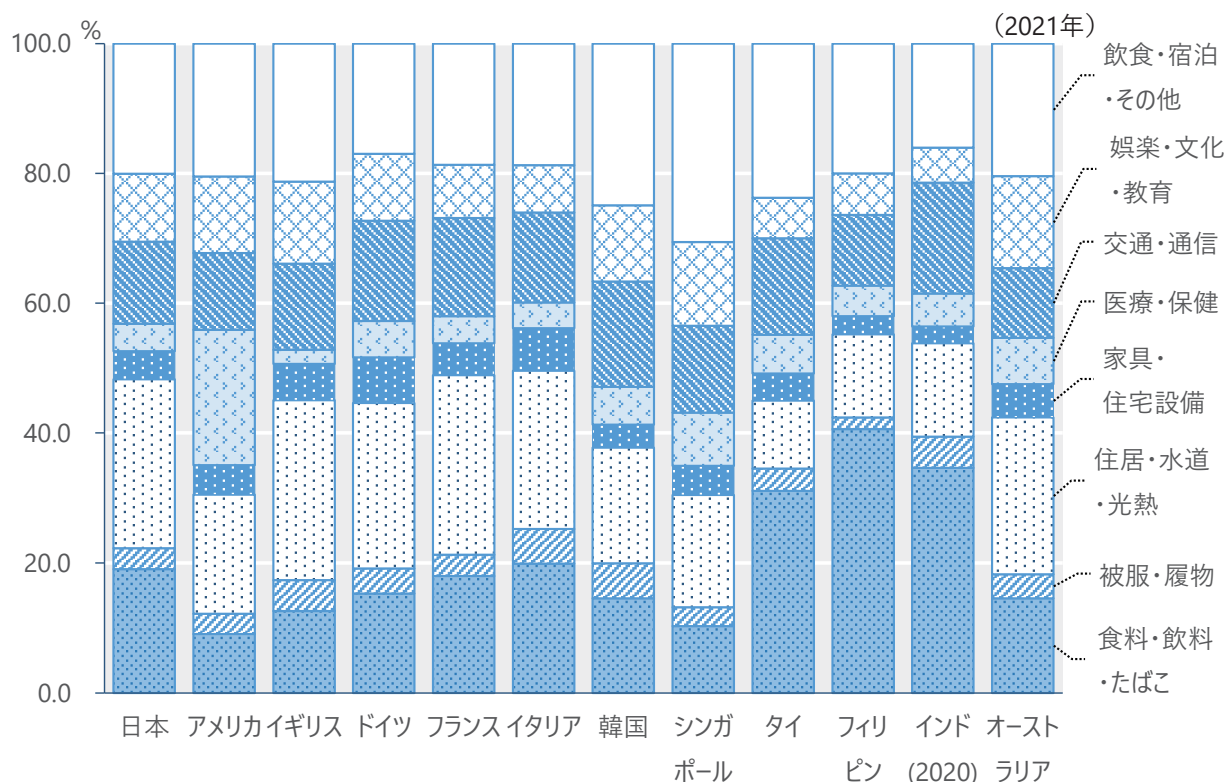
出典：〔日本〕厚生労働省、文部科学省、経済産業省、東京新卒応援ハローワーク、日本経団連、〔その他〕労働政策研究・研修機構（2009.7）「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」、厚生労働省「海外情勢報告」、各国政府サイト等

注 7) 仏労働省 (Qu'est-ce que le Contrat d'Engagement Jeune CEJ ? publié le 18.02.22 mise à jour 27.11.23) 等を参照。

9. 勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成比



関連表 p.254 「第9-2表 一人当たり国内家計最終消費支出」

家計消費支出は、一般に国内総支出の6割前後を占めるとされ、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産（支出）額（USドル換算値）が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2021年には19.0%まで低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、1～2割程度と低いが、フィリピン（40.6%）、インド（34.6%）、タイ（31.1%）等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。なお、アメリカについては、「食料・飲料・たばこ」や「交通・通信」などの占める比率が相対的に低い一方で、「医療・保健」が消費支出の2割にのぼる点も、特徴といえる。

第 9-1 表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成

Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side

	計	雇用者 報酬	営業 余剰	混合 所得	財産 所得	社会負 担及び 社会保 障	その他 の経常 移転	年金基金 準備金の 変動	
受取側	Resources side								
	2021年、%								
日本	100.0	60.2	8.6	2.6	5.8	17.1	5.9	-0.2	JPN
アメリカ	100.0	48.0	7.0	8.6	12.8	23.3	0.3	—	USA
カナダ	100.0	55.0	0.1	12.7	9.9	13.6	6.8	1.8	CAN
イギリス	100.0	51.3	9.2	7.0	9.8	17.5	2.8	2.5	UK
ドイツ 1)	100.0	53.5	4.1	7.8	9.9	18.9	4.1	1.8	DEU
フランス 1)	100.0	53.6	8.4	5.4	4.5	23.0	5.2	0.0	FRA
イタリア	100.0	41.4	10.0	12.6	8.9	24.3	2.5	0.3	ITA
オランダ 1)	100.0	52.4	3.2	11.1	7.5	19.0	3.5	3.2	NLD
ベルギー 1)	100.0	54.1	6.4	7.1	6.5	22.2	3.1	0.5	BEL
デンマーク	100.0	56.5	4.0	4.1	6.6	20.2	4.2	4.4	DNK
スウェーデン	100.0	57.3	1.9	3.1	8.7	18.5	5.2	5.4	SWE
フィンランド ^a	100.0	54.8	8.9	5.7	5.0	22.3	3.4	-0.1	FIN
ノルウェー	100.0	57.5	6.0	1.3	7.2	21.1	4.3	2.7	NOR
ロシア 3)	100.0	61.9	7.4	7.6	6.0	14.6	2.3	0.1	RUS
韓国 2)	100.0	58.7	9.8	—	9.5	10.5	10.2	1.3	KOR
オーストラリア	100.0	56.5	8.7	10.6	10.3	9.0	4.8	—	AUS
ニュージーランド ^a 1) 2)	100.0	52.2	7.8	—	19.1	14.4	3.6	2.9	NZL
メキシコ	100.0	28.8	7.6	24.6	18.0	5.7	12.3	3.1	MEX
Total	a	b	c	d	e	f	g		

* NPISH: Non-profit institutions serving households.

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

第 9-1 表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成（続き）

Table 9-1: Composition of households and NPISH, resources side/uses side (cont.)

	計	最終 消費 支出	財産 所得	社会 負担及 び社会 保障	所得・富 等に課さ れる経常 税	その他 の経常 移転	貯蓄 (総)	年金基 金準備 金の変動	
支払側									Uses side
									2021年、%
日本	100.0	60.9	0.4	17.8	6.7	3.4	10.8	—	JPN
アメリカ	100.0	60.8	3.4	11.8	10.2	0.9	12.9	—	USA
カナダ	100.0	59.4	3.0	5.2	13.9	8.2	10.3	—	CAN
イギリス	100.0	60.7	1.0	15.4	12.4	1.9	8.7	—	UK
ドイツ 1)	100.0	49.8	0.5	21.7	10.1	3.2	14.6	0.0	DEU
フランス 1)	100.0	54.0	0.6	19.7	10.2	3.3	12.3	0.0	FRA
イタリア	100.0	57.6	0.3	15.9	12.9	2.7	10.6	0.0	ITA
オランダ 1)	100.0	46.3	0.7	25.3	10.3	3.4	14.0	0.0	NLD
ベルギー 1)	100.0	53.2	0.4	19.8	12.8	2.7	11.0	0.0	BEL
デンマーク	100.0	51.5	1.0	8.3	31.4	2.8	4.9	0.0	DNK
スウェーデン	100.0	53.3	0.8	12.9	18.2	3.0	11.8	0.0	SWE
フィンランド	100.0	59.7	0.2	14.6	16.0	2.2	7.4	0.0	FIN
ノルウェー	100.0	51.2	0.8	18.2	14.8	2.7	12.3	0.0	NOR
ロシア 3)	100.0	72.1	1.6	11.3	6.0	2.6	6.4	—	RUS
韓国 2)	100.0	57.2	2.1	15.3	7.6	5.6	12.2	—	KOR
オーストラリア	100.0	60.7	3.1	0.6	15.2	3.6	16.9	—	AUS
ニュージーランド 1) 2)	100.0	67.9	1.7	6.0	17.1	2.0	5.3	—	NZL
メキシコ	100.0	72.4	0.9	6.4	4.4	1.5	14.4	0.0	MEX
	Total	h	d	e	i	f	j	g	

h) Final consumption expenditure; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; i) Current taxes on income, wealth, etc.; f) Other current transfers; j) Saving, gross; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2024年1月現在

注： 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。JILPTにおいて算出。

1) 暫定値。

2) 受取側の営業余剰は混合所得を含む。

3) 2019年の数値。

第 9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita

	計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他	
支出額	at current prices									
各国通貨、原則1,000単位、2021年	in national currency, thousands(*), 2021									
日本	2,278	434	74	592	99	97	288	238	457	JPN
アメリカ	46.9	4.2	1.5	8.6	2.1	9.8	5.5	5.5	9.6	USA
カナダ	35.0	4.8	1.3	8.9	2.1	1.6	5.8	3.3	7.2	CAN
イギリス	19.7	2.5	0.9	5.5	1.1	0.4	2.6	2.5	4.2	UK
ドイツ p)	20.6	3.1	0.8	5.2	1.4	1.2	3.2	2.1	3.5	DEU
フランス p)	19.4	3.5	0.6	5.4	1.0	0.8	2.9	1.6	3.6	FRA
イタリア	17.4	3.5	0.9	4.2	1.1	0.7	2.4	1.3	3.3	ITA
オランダ p)	20.3	3.3	1.0	5.2	1.4	0.7	2.8	1.9	4.0	NLD
ベルギー	20.5	3.6	0.9	5.2	1.4	1.4	2.5	1.6	3.9	BEL
デンマーク	191.9	30.9	8.1	54.8	11.5	5.7	24.7	22.7	33.5	DNK
スウェーデン	221.9	36.1	9.0	57.2	15.4	6.8	33.8	26.1	37.6	SWE
ロシア 1)	367.4	117.5	22.0	61.6	21.2	17.5	56.2	25.8	45.0	RUS
香港 2)	237.0	30.8	25.3	45.8	22.1	13.0	16.0	22.3	61.8	HKG
韓国*	17.7	2.6	1.0	3.2	0.6	1.0	2.9	2.1	4.4	KOR*
シンガポール	31.0	3.2	0.9	5.3	1.4	2.5	4.1	4.0	9.5	SGP
マレーシア	27.0	7.9	0.8	4.4	1.3	0.8	5.4	1.3	5.1	MYS
タイ 3)	121.0	37.6	4.2	12.7	5.1	7.2	17.9	7.6	26.7	THA
フィリピン	132.6	53.8	2.4	17.0	3.8	6.2	14.4	8.5	26.6	PHL
インド 4)	86.0	29.8	4.1	12.4	2.2	4.4	14.7	4.6	13.8	IND
オーストラリア	44.1	6.4	1.6	10.6	2.3	3.1	4.7	6.2	9.0	AUS
ニュージーランド	39.9	6.9	1.6	10.6	2.4	1.1	5.2	4.3	6.8	NZL
ブラジル 4)	23.4	5.3	1.2	5.8	2.1	1.9	2.8	0.8	3.4	BRA
メキシコ p)	143.0	41.6	2.7	26.0	9.5	4.4	29.1	8.7	21.1	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

p) 暫定値、* 韓国の単位は100万ウォン。

p) Provisional; * KOR: million Won.

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

出典： [OECD諸国及びロシア] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2024年1月現在

[その他の国] UN (<http://data.un.org/>) 2024年1月現在

[人口] IMF (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2024年1月現在

第 9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出（続き）

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita (cont.)

	計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他	
構成比	Composition %, 2021年									
日本	100.0	19.0	3.2	26.0	4.3	4.3	12.6	10.5	20.1	JPN
アメリカ	100.0	9.1	3.1	18.3	4.6	20.8	11.8	11.8	20.5	USA
カナダ	100.0	13.9	3.6	25.6	6.0	4.5	16.4	9.5	20.6	CAN
イギリス	100.0	12.6	4.8	27.7	5.6	2.2	13.2	12.6	21.3	UK
ドイツ p)	100.0	15.3	3.8	25.5	7.0	5.6	15.4	10.3	17.0	DEU
フランス p)	100.0	18.0	3.3	27.6	4.9	4.2	15.1	8.2	18.7	FRA
イタリア	100.0	19.9	5.3	24.3	6.6	4.0	13.9	7.3	18.8	ITA
オランダ p)	100.0	16.1	5.0	25.5	6.8	3.4	14.0	9.4	19.7	NLD
ベルギー	100.0	17.6	4.3	25.3	6.6	6.9	12.2	8.0	19.3	BEL
デンマーク	100.0	16.1	4.2	28.5	6.0	3.0	12.9	11.8	17.5	DNK
スウェーデン	100.0	16.3	4.1	25.8	6.9	3.1	15.2	11.8	17.0	SWE
ロシア 1)	100.0	32.0	6.0	16.8	5.8	4.8	15.3	7.0	12.2	RUS
香港 2)	100.0	13.0	10.7	19.3	9.3	5.5	6.8	9.4	26.1	HKG
韓国	100.0	14.5	5.4	17.8	3.5	5.8	16.3	11.7	24.9	KOR*
シンガポール	100.0	10.3	2.9	17.2	4.5	8.2	13.4	12.9	30.6	SGP
マレーシア	100.0	29.4	3.0	16.3	4.9	3.0	20.0	4.7	18.7	MYS
タイ 3)	100.0	31.1	3.4	10.5	4.2	6.0	14.8	6.3	22.1	THA
フィリピン	100.0	40.6	1.8	12.8	2.8	4.7	10.9	6.4	20.0	PHL
インド 4)	100.0	34.6	4.8	14.4	2.6	5.1	17.1	5.4	16.0	IND
オーストラリア	100.0	14.6	3.7	24.1	5.1	7.1	10.8	14.1	20.5	AUS
ニュージーランド ^d	100.0	17.4	3.9	26.5	6.1	2.7	13.0	10.8	17.0	NZL
ブラジル 4)	100.0	22.8	5.3	24.9	9.1	8.0	11.9	3.4	14.5	BRA
メキシコ p)	100.0	29.1	1.9	18.2	6.6	3.1	20.3	6.1	14.8	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

注：各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。支出額は家計最終消費支出額を人口で除したもの、構成比は家計最終消費支出に対する割合を、それぞれJILPTにおいて算出。

1) 2019年の数値。

2) 娯楽・文化・教育の欄は宿泊を含み、飲食・宿泊・その他の欄は宿泊を除く。

3) 対家計非営利団体(NPISH)部門を含む。

4) 2020年の数値。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯 1)								All households
人								persons
世帯人員	2.22	1.27	2.74	3.10	2.43	2.12	1.82	a
有業人員	1.05	1.04	1.37	1.56	1.58	1.15	0.44	b
円								yen, monthly average
支出								Expenditures
消費支出計	244,231	163,629	240,511	291,318	305,258	257,876	201,388	f-o
食料	63,597	35,615	61,249	74,948	70,845	68,896	57,932	f
住居	20,330	35,036	30,225	20,021	22,469	19,988	14,396	g
光熱・水道	20,398	9,801	17,494	21,687	21,920	22,583	20,538	h
家具・家事用品	9,724	4,371	9,399	11,279	10,920	11,376	8,635	i
被服・履物	7,640	7,630	9,697	11,155	10,201	7,190	4,572	j
保健医療	12,061	6,088	9,476	11,119	12,523	13,836	13,042	k
交通・通信	33,419	21,646	35,876	44,805	46,567	35,398	22,371	l
教育	7,306	348	5,275	19,915	19,770	1,757	169	m
教養娯楽	23,517	21,423	26,867	29,008	27,257	23,973	18,565	n
その他の消費支出	46,239	21,671	34,953	47,381	62,787	52,879	41,166	o
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

a) Number of persons per household; b) Number of earners per household; f-o) Consumption expenditures; f) Food; g) Housing; h) Fuel, light and water charges; i) Furniture and household utensils; j) Clothing and footwear; k) Medical care; l) Transportation and communication; m) Education; n) Culture and recreation; o) Other consumption expenditures.

出典：総務省統計局（2023.2）「家計調査（家計収支編、詳細結果、総世帯）」

注：2022年の数値。1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。

1) 総世帯は、二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）（続き）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan) (cont.)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯のうち、勤労者世帯								Households with earners
人								persons
世帯人員	2.50	1.26	2.76	3.10	2.52	2.26	1.95	a
有業人員	1.53	1.08	1.40	1.59	1.68	1.66	1.42	b
円								yen, monthly average
収入								Income
經常収入	524,693	361,738	515,944	605,087	604,063	431,693	374,577	c-e
勤め先収入	492,119	357,225	497,797	588,566	588,153	346,173	211,205	c
事業・内職収入	3,551	346	2,706	3,716	4,096	5,127	4,410	d
他の經常収入	29,023	4,167	15,440	12,804	11,813	80,393	158,962	e
支出								Expenditures
消費支出計	273,417	164,745	245,045	295,501	318,464	277,102	236,538	f-o
食料	67,166	35,855	62,002	75,198	73,171	71,972	64,994	f
住居	24,148	34,070	30,587	19,919	22,148	21,066	21,909	g
光熱・水道	20,019	9,763	17,516	21,427	22,195	23,057	22,021	h
家具・家事用品	10,435	4,420	9,687	11,330	11,738	12,053	9,547	i
被服・履物	9,776	7,861	9,905	11,201	10,859	7,893	6,273	j
保健医療	11,424	6,229	9,605	11,245	12,943	14,138	13,407	k
交通・通信	41,438	22,020	36,630	46,320	49,910	41,553	28,201	l
教育	12,100	294	5,414	20,382	20,769	2,687	300	m
教養娯楽	26,855	21,973	27,502	29,518	28,166	24,145	23,870	n
その他の消費支出	50,056	22,262	36,196	48,962	66,567	58,539	46,017	o
非消費支出計	100,176	57,509	89,909	118,507	128,725	78,796	44,707	p-r
直接税	41,744	20,010	34,470	48,614	56,247	33,800	23,463	p
社会保険料	58,347	37,489	55,395	69,642	72,454	44,963	21,238	q
他の非消費支出	85	10	44	251	23	33	6	r
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

c-e) Current income; c) Wages and salaries; d) Income from self-employment and piecework; e) Other current income; p-r) Non-consumption expenditures; p) Direct taxes; q) Social insurance premiums; r) Other non-consumption expenditures.

第 9-3-2 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）

Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA)

年齢階級	計	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～	
人									persons
世帯人員	2.4	2.1	2.6	3.4	2.9	2.2	1.8	1.6	a
18歳未満の子	0.6	0.3	0.9	1.4	0.7	0.2	0.1	(注1)	b
有業人員	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.4	0.7	0.3	c
USDollar									
U.S.dollars, annual average (mean)									
収入									Income
税引き前所得	94,003	48,233	89,514	118,149	128,980	105,498	68,059	49,392	d
税引き後所得	83,195	46,439	80,911	103,476	110,254	90,334	63,187	47,928	e
支出									Expenditures
消費支出計	72,967	46,359	67,883	86,049	91,074	78,079	60,844	53,481	f-s
食料	9,343	5,898	8,914	11,023	11,827	9,791	8,198	6,020	f
アルコール飲料	583	394	622	688	604	661	573	320	g
住居	24,298	16,837	24,301	28,975	28,281	24,140	21,094	19,317	h
被服	1,945	1,184	2,249	2,632	2,600	1,830	1,357	801	i
交通	12,295	9,583	12,089	15,220	15,619	13,596	9,550	6,209	j
保健医療	5,850	1,353	3,560	5,329	6,081	6,699	7,422	7,708	k
娯楽	3,458	2,075	2,884	4,361	4,481	3,698	3,182	1,943	l
個人ケア製品	866	540	880	986	1,050	899	790	586	m
読書	117	(注2)	100	107	105	108	147	159	n
教育	1,335	2,960	982	1,237	2,661	1,537	(注2)	(注2)	o
煙草	371	226	277	440	427	541	334	158	p
雑費	1,009	(注2)	895	1,020	1,215	1,161	929	963	q
寄付	2,755	(注2)	1,003	1,733	2,888	3,089	2,811	(注2)	r
個人年金・保険	8,742	4,244	9,127	12,298	13,235	10,329	4,057	2,196	s
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	

a) Average number of persons per household; b) Children under 18 years old; c) Earners; d) Income before taxes; e) Income after taxes; f) Food; g) Alcoholic beverages; h) Housing; i) Apparel and services; j) Transportation; k) Healthcare; l) Entertainment; m) Personal care products and services; n) Reading; o) Education; p) Tobacco products and smoking supplies; q) Miscellaneous; r) Cash contributions; s) Personal insurance and pensions.

出典：アメリカ労働統計局(BLS) (2023.12) *Consumer Expenditure Survey 2022*

注：2022年の数値。1年当たりの平均収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

2) 信頼性が低いいため非表示。詳細は (<https://www.bls.gov/cex/tables-getting-started-guide.htm>) を参照。

第 9-3-3 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス）

Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK)

年齢階級	計	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～	
ポンド/週							pounds, weekly average
粗所得							Income
粗所得計	1,219.8	984.5	1,342.3	1,404.8	870.1	656.8	a-g
賃金・俸給	853.9	777.7	1,060.5	1,039.5	208.8	59.1	a
現物給付からの帰属収入	12.2	9.8	13.4	14.0	—	—	b
事業所得	97.6	78.8	107.4	140.5	52.2	19.7	c
年金	73.2	—	—	70.2	295.8	256.1	d
財産所得	48.8	19.7	40.3	56.2	60.9	39.4	e
その他	12.2	19.7	13.4	14.0	—	—	f
現金給付（社会保障等）	122.0	78.8	94.0	70.2	252.3	282.4	g
支出							Expenditures
消費支出計	528.8	476.6	608.4	582.7	455.3	356.3	i-u
（一人当たり支出週平均）	(226.7)	(219.4)	(198.7)	(253.3)	(265.8)	(237.2)	h
食料・飲料	62.2	44.5	69.8	68.0	56.9	50.2	i
酒類・たばこ・麻酔薬	12.2	5.8	10.9	16.0	14.8	8.7	j
被服・履物	17.6	12.4	22.5	19.9	14.6	8.5	k
住居・燃料・動力	87.7	138.1	106.5	81.5	59.5	54.9	l
家財・家事サービス	34.7	26.4	35.3	39.5	38.6	25.1	m
健康	9.1	3.4	7.6	10.3	12.4	10.2	n
交通	74.4	61.6	84.9	94.6	61.7	33.5	o
通信	21.2	19.0	23.7	23.8	18.4	15.2	p
娯楽・文化	56.1	38.3	60.8	67.2	53.9	37.5	q
教育	5.2	[7.1]	8.5	5.2	[1.5]	—	r
外食・外泊	34.8	32.0	39.2	40.7	32.0	18.2	s
雑費	40.6	31.0	47.8	41.6	34.3	35.4	t
その他	73.1	56.9	90.7	74.5	56.6	58.6	u
平均世帯人員（人）	2.3	2.2	3.1	2.3	1.7	1.5	v
Age group	Total	under 30	30-49	50-64	65-74	75+	

[] ...報告数が20世帯未満のため注意が必要。

[] ... Fewer than 20 reporting households.

a) Wages and salaries; b) Imputed income from benefits in kind; c) Self-employment income; d) Private pensions, annuities; e) Investment income; f) Other income; g) Total cash benefits; h) Average weekly expenditures per person; i) Food and non-alcoholic drinks; j) Alcoholic drinks, tobacco and narcotics; k) Clothing and footwear; l) Housing, fuel and power; m) Household goods and services; n) Health; o) Transportation; p) Communication; q) Recreation and culture; r) Education; s) Restaurants and hotels; t) Miscellaneous goods and services; u) Other expenditure items; v) Weighted average number of persons per household.

出典：イギリス国家統計局(ONS)（2023.1）*The Effects of Taxes and Benefits on Household Income, UK, 2021/22*、同（2023.5）

Family spending in the UK: FYE 2022 edition

注：2021年4月から2022年3月にかけての2021会計年度の数値。週当たり所得はJILPTによる算出。

第 9-3-4 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ）

Table 9-3-4: Household income and expenditure by age group of householder (Germany)

年齢階級（歳）	計	～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～	
ユーロ										euro, annual average
収入										Income
総世帯収入	4,846	2,397	4,810	6,061	6,050	5,341	3,701	3,406	3,271	a-d
総勤労所得	3,122	1,700	4,047	4,859	4,745	3,903	900	176	71	a
財産所得	458	49	167	447	537	573	566	550	498	b
公的移転収入	993	229	373	556	506	603	1,858	2,365	2,391	c
非公的移転収入	270	413	220	197	261	259	376	314	310	d
支出										Expenditures
消費支出計	2,704	1,595	2,456	3,091	3,094	2,810	2,482	2,493	2,329	f-p
食料・飲料・たばこ	360	210	314	422	428	375	329	323	286	f
被服・履物	122	89	128	158	155	121	93	84	70	g
住居・光熱	908	556	782	978	990	938	903	924	903	h
家庭用品	137	66	130	173	152	144	123	116	113	i
健康用品・サービス	115	26	57	91	104	116	143	187	201	j
交通	379	217	392	461	483	442	275	247	183	k
通信	71	59	75	82	83	71	61	57	50	l
教養・娯楽	304	171	258	341	351	309	300	297	267	m
教育	28	34	47	63	33	13	5	4	(3)	n
飲食・宿泊サービス	168	112	174	196	195	166	147	145	128	o
その他	111	58	99	125	120	114	102	109	125	p
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-69	70-79	80+	

a-d) Gross household income; a) Gross earned income; b) Property income; c) Public transfer income; d) Non-public transfer income; e) Food, beverages, tobacco; f) Clothing and footwear; g) Housing, fuel and power; h) Interior goods and items; i) Health commodities and services; j) Transportation; k) Posts and Telecommunications; l) Leisure, entertainment and culture; m) Education; n) Catering and accommodation services; o) Others.

出典：ドイツ連邦統計局(Destatis) (2020.5) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2018, Fachserie 15- Heft 4, 5*

注：2018年の数値。括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳。

第 9-4 表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-4: Tax and social security burden as a percentage of national income

	年（年度）	租税負担率	社会保障負担率	計（国民負担率）	
					%
日本	2023	28.1	18.7	46.8	JPN
〃	2020	28.2	19.8	47.9	JPN
アメリカ	2020	23.8	8.5	32.3	USA
イギリス	2020	34.3	11.7	46.0	UK
ドイツ	2020	30.3	23.7	54.0	DEU
フランス	2020	45.0	24.9	69.9	FRA
スウェーデン	2020	49.5	5.1	54.5	SWE
	CY/FY	Tax burden	Social security burden	Total (National burden rates)	

出典：財務省（2023.2）「国民負担率の国際比較」

注：国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率。日本の2023年度は見通し、2020年度は実績。その他の国は推計による2020年暫定値。

第 9-5 表 分野別公的社会支出

Table 9-5: Public social expenditure by policy area

	日本 (2020年)	アメリカ (2020)	イギリス (2020)	ドイツ (2019)	フランス (2020)	スウェーデン (2019)	
支出額	at Current prices						
各国通貨, 10億単位	in national currency, billions						
老齢給付	46,945	1,449	129	301	308	459	a
遺族	6,417	131	1	60	37	12	b
障害・業務災害・傷病等	6,584	207	29	82	45	170	c
保健	55,903	2,181	213	289	221	331	d
家族	10,754	140	51	84	68	173	e
積極的労働市場政策	4,020	547	—	21	17	51	f
失業	1,272	172	3	28	64	16	g
住宅	605	52	29	17	17	19	h
その他の社会政策分野	1,966	153	38	7	29	35	i
合計	134,465	5,031	493	889	806	1,266	T
対GDP比	Percentage of GDP						
%							%
老齢給付	8.7	6.9	5.9	8.7	13.3	9.1	a
遺族	1.2	0.6	0.1	1.7	1.6	0.2	b
障害・業務災害・傷病等	1.2	1.0	1.3	2.4	1.9	3.4	c
保健	10.4	10.4	9.7	8.3	9.6	6.6	d
家族	2.0	0.7	2.3	2.4	2.9	3.4	e
積極的労働市場政策	0.7	2.6	—	0.6	0.8	1.0	f
失業	0.2	0.8	0.1	0.8	2.8	0.3	g
住宅	0.1	0.2	1.3	0.5	0.7	0.4	h
その他の社会政策分野	0.4	0.7	1.7	0.2	1.2	0.7	i
合計	24.9	23.9	22.5	25.6	34.9	25.1	T
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

a: Old-age; b: Survivors; c: Incapacity-related; d: Health; e: Family; f: Active labour market programmes; g: Unemployment; h: Housing; i: Other social policy areas; T: Total

出典: OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Social Expenditure" 2023年11月現在

第 9-6 表 労働市場政策への公的支出（対 GDP 比）

Table 9-6: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP

計 (A+P)	積極的措置								消極的措置			
	小計 (A)	公共 職業 サービ ス	職業 訓練	雇用イ ンセン ティブ	保護及 び援助 雇用と リハビリ テーショ ン	直接的 雇用創 出	創業イ ンセン ティブ		小計 (P)	失業又 は無業 所得の 補助・ 支援	早期退 職	
2020年度/FY												%
日本 1)	0.99	0.75	0.07	0.01	0.65	0.01	*0.00	*0.00	0.24	0.24	*0.00	JPN
アメリカ 2)	2.34	1.39	0.02	0.07	1.25	0.03	*0.00	*0.00	0.96	0.96	*0.00	USA
カナダ 1)	4.84	3.73	0.14	0.06	3.50	*0.00	0.01	*0.00	1.11	1.11	*0.00	CAN
イギリス 3)	0.53	0.22	0.19	0.01	0.01	*0.00	0.01	*0.00	0.31	0.31	*0.00	UK
ドイツ	1.93	0.61	0.33	0.19	0.03	0.02	0.03	0.01	1.32	1.32	*0.00	DEU
フランス	3.97	0.76	0.25	0.30	0.02	0.09	0.06	0.04	3.21	3.21	*0.00	FRA
イタリア	2.92	0.34	0.12	0.12	0.09	0.01	*0.00	*0.00	2.58	2.57	0.01	ITA
オランダ	3.93	2.20	0.15	0.06	1.67	0.32	0.01	*0.00	1.73	1.73	*0.00	NLD
ベルギー	2.95	0.94	0.36	0.21	0.19	0.14	0.04	*0.00	2.01	1.89	0.12	BEL
ルクセンブルク	2.94	0.81	0.08	0.17	0.40	*0.00	0.14	*0.00	2.13	2.01	0.12	LUX
スペイン	4.54	1.18	0.15	0.11	0.56	0.14	0.11	0.12	3.36	3.35	0.01	ESP
デンマーク	3.92	1.78	0.37	0.31	0.12	0.98	*0.00	*0.00	2.13	2.06	0.07	DNK
スウェーデン	2.21	0.95	0.26	0.06	0.39	0.24	*0.00	*0.00	1.26	1.26	*0.00	SWE
フィンランド	2.62	0.86	0.16	0.36	0.05	0.15	0.13	0.01	1.75	1.75	*0.00	FIN
ノルウェー	1.72	0.42	0.15	0.09	0.07	0.11	*0.00	*0.00	1.30	1.30	*0.00	NOR
韓国	1.37	0.70	0.06	0.08	0.27	0.03	0.21	0.04	0.67	0.67	*0.00	KOR
オーストラリア 4)	4.50	3.06	0.19	0.03	2.77	0.07	*0.00	*0.00	1.45	1.45	*0.00	AUS
ニュージーランド 5)	4.54	4.10	0.14	0.06	3.87	0.03	*0.00	*0.00	0.44	0.44	*0.00	NZL
T	A	a	b	c	d	e	f		P	g	h	

*) 支出無し又は0.005未満。

*) Nil or less than 0.005.

T) Total (A and P); A) Active measures (a to f); a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; P) Passive measures (g and h); g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Public expenditure and participant stocks on LMP" 2023年8月現在

注： 統計数値は各国の制度・慣行や調査報告基準の影響を受けているため、国際比較を行うに当たっては、労働市場プログラムに関するデータの範囲と比較可能性に留意する必要がある。

- 1) 4月からの年度の数値。
- 2) 10月からの年度の数値。
- 3) 2011年度。4月からの年度の数値。北アイルランドのデータは不完全である。
- 4) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。
- 5) 2019年度。7月からの年度の数値。

第 9-7 表 社会保障負担料率

Table 9-7: Employer-employee social security rates

	年金	医療	介護	雇用	その他			2023年、%
日本 1)	18.300	10.0	1.82	1.55	なし			JPN
労働者				0.60	—			employee
使用者	労使折半	労使折半	労使折半	0.95	—			employer
アメリカ 2)	12.4	2.90	なし	(0.60+州税)	なし			USA
労働者	6.2	1.45	—	—	—			employee
使用者	6.2	1.45	—	(0.60+州税)	—			employer
イギリス 3)	23.8	主に税財源	なし	国民保険 制度に統合	なし			UK
労働者	10.0	—	—	—	—			employee
使用者	13.8	—	—	—	—			employer
ドイツ 4)	18.6	14.6	2.4～4.0	2.6	なし			DEU
労働者	9.3	7.3	0.7～2.3	1.3	—			employee
使用者	9.3	7.3	1.7	1.3	—			employer
フランス 5)	17.75	7.30	主に税財源	4.05	家族 手当	住宅支援基 金への拠出		FRA
労働者	+ 6.90 † 0.40	0.00	—	0.00	—	—	—	employee
使用者	+ 8.55 † 1.90	7.30	—	4.05	3.45	+ 0.1 † 0.5		employer
	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others			

出典：〔日本〕厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会、〔アメリカ〕社会保障庁及び労働省、〔イギリス〕Gov.uk、〔ドイツ〕貿易・投資振興機関(GTAI)、〔フランス〕国立統計経済研究所(Insee)、雇用局、社会保障費徴収機関(URSSAF)

注 1) 〔年金〕厚生年金の一般被保険者の保険料率（2017年9月分から適用）。〔医療〕全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる（2023年3月分から適用される料率は9.33～10.51％）。〔介護〕40～64歳までの第2号被保険者の保険料率。2023年3月分から適用。〔雇用〕「一般の事業」における負担率。詳細については「第4-7表 失業保険制度」の財源の項（p.162）を参照。

2) 〔年金〕2013年から、Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9％が加算された。〔医療〕メディケアパートAを指す。〔雇用〕使用者が全額負担（3州を除く）。連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0％の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6％になる。州の料率や課税対象額は州ごとに異なり、全米レベルで統一した料率はない。

3) 公的年金、雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。2024年1月より、減税策の一環として労働者向けの料率を12％から10％に引き下げた。なお、所定額（2023年度は週967ポンド）を超える所得については、労働者向けの料率は2％。

4) 〔医療〕追加の保険料率は、2023年推計平均で1.6％（労使折半）。〔介護〕従業員の介護保険料は、当該従業員の子供数（25歳未満）によって決まる。ザクセン州のみ異なる特別規定が適用される。

5) 民間部門の場合。〔年金〕老齢保険を指す。+ 4万3992ユーロ／年までの給与に対する割合（2023年）。このほかに寡婦保険0.1％があるがこれは本人負担。† 対全給与。〔医療〕17万5968ユーロ／年までの給与に対する割合（2023年）。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われ、バラン、オーラン、モーゼルの各県における被用者からの拠出1.50％以外は2019年1月1日以降廃止された。使用者による拠出は、法定最賃(SMIC)の2.5倍までの負担率。〔雇用〕2019年1月以降、被用者からの拠出は廃止。その代替として一般社会拠出(CSG)9.2％を被用者が拠出し、そのうち1.47％が失業保険の財源である。〔家族手当〕フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45％。〔住宅支援基金への拠出〕+ 従業員規模20人未満は0.1％、+ 20人以上は0.5％。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-8: Public assistance systems

	日本	
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注1）
根拠法	生活保護法（1950年制定、最終改正2014年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011年10月1日施行）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関
財源	国（4分の3）及び自治体（4分の1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者、フリーランス、自営廃業者、学卒未就職者など
受給要件	必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる（1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という）。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付が原則 扶助の種類： 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	以下の全てに該当する者が対象となる ・雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 ・本人収入が月8万円以下の者 ・世帯全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の者 ・世帯全体の金融資産が300万円以下の者 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 ・全ての訓練実施日に出席する者（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席） ・訓練期間中から訓練修了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 ・同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者。既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している者 ・過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
給付水準	生活扶助の基準額は、①食費等の個人的費用（年齢別に算定）、②光熱水費等世帯共通的費用（世帯人員別に算定）、を合算して算出	・職業訓練受講手当：月額10万円 ・通所手当：通所経路に応じた所定の額 ・給付期間：訓練期間（2か月から6か月）に応じた期間
現状・実績	生活保護費：2.8兆円（2023年度当初予算） 被保護世帯数：164万8101世帯（2023年5月） 被保護者数：202万人（実人員、2023年5月）	求職者支援訓練受講者数累計：2万826人（2021年度） 訓練修了者等の就職状況：基礎コース53.9%、実践コース 60.0%（2021年度）

注 1) 一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否したりすると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	アメリカ				
制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP、旧フードスタンプ)	一般扶助（勤労所得税額控除）（注3）
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法(ACA)（注2）	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに、子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる（州により上乘せ給付あり）	所得・家族構成等により、州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付（実際は給付）
給付水準	州ごとに決定	1人当たり：943ドル 夫婦当たり：1415ドル （月額、2024年）	—	4人世帯：最大973ドル （月額、2024年度）	平均還付額：約2541ドル （2023年）
現状・実績	被保護者数：186万人 （2022年度） 被保護世帯数：79万世帯 （2022年度） 基礎手当額(連邦政府支出)：33億ドル （2022年度）	被保護者数：740万人 （2023年1月） 総支給額：571億ドル （2022年）	被保護者数：8591万人 （2023年1月） 総支給額：8057億ドル （2022年）	被保護者数：4120万人 （2022年度平均） 総支給額：1194億ドル （2022年度、諸経費込み）	2300万人が総額で570億ドルの還付（2023年）

注 2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	イギリス		
制度名	ユニバーサル・クレジット	所得調査制求職者手当	雇用・生活補助手当(所得連動)
根拠法	2012年福祉改革法	1995年求職者法	2007年福祉改革法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省
財源	一般財源	一般財源	一般財源
対象	従来の低所得者向け給付（注4）を統合する制度として、2013年以降段階的に導入中（2024年に完了予定） ※対象者は、18歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者（例外的に16～17歳層にも適用）	原則として18歳～年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者（16～17歳層について例外あり） ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可	健康上の理由により就労困難な低所得者。就労能力を評価の上、就労関連活動グループと要支援グループに区分 ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可
受給要件	・低所得又は失業中 ・フルタイムの教育を受けていない（例外あり） ・資産が1万6000ポンド以下 ・受給中の活動計画に合意する（通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される）	・仕事に就いておらず（又は週16時間未満労働）、フルタイムの教育も受けていない ・就労が可能 ・資産が1万6000ポンド以下 ・収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいない ・受給中の活動計画に合意し、2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所する	・年金支給開始年齢前の者 ・法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職もしていない ・求職者手当を受給していない ・世帯内に雇用・生活補助手当の受給者がいない ・資産が1万6000ポンド以下
給付水準	世帯構成、状況（子、障害者の子を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額（ポンド、月額、2023年度） ・単身者：16～24歳 292.11 25歳以上 368.74 ・カップル（25歳以上）：578.82 加算 ・児童（2人まで）：269.58（注5） ・就業困難：390.06 ・介護者：185.86 ・保育費（実費の85%）： 1人 950.92、2人～1630.15 ・住居費（賃貸料等）	世帯構成、状況（障害者、年金受給者を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額（ポンド、週当たり、2023年度） ・単身者：16～24歳 67.02 25歳以上 84.80 ・カップル（18歳以上）：133.30	世帯構成、状況（障害者、年金受給者を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額（ポンド、週当たり、2023年度） ・単身者：16～24歳 67.02 25歳以上 84.80 ・カップル（18歳以上）：133.30 グループ別の加算（注6） ・就労関連活動：33.70 ・要支援：44.70
現状・実績	給付者数：428万1千人、 総支給額：419億4千万ポンド （グレートブリテン、2022年度）	給付者数：5万1千人 総支給額：2億3千万ポンド （グレートブリテン、2022年度）	給付者数：124万5千人 総支給額：75億6千万ポンド （グレートブリテン、2022年度）

注 4) 所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、活補助、住宅給付、税額控除（児童・就労）。

5) 2017年4月の制度改正以前からの継続受給の場合、1人目は315.00ポンド／月、2人目以降269.58ポンド（人数制限なし）。

6) 就労関連活動グループの加算は、2017年4月以降の新規申請者には適用されない。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	イギリス（続き）			
制度名	所得補助	住宅給付	税額控除	ワーク・アンド・ヘルス・プログラム
根拠法	1992年社会保障拠出・給付法	1992年社会保障拠出・給付法	2002年税額控除法	
管理運営	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	歳入関税庁	雇用年金省、官民の就業支援組織
財源	一般財源	一般財源	一般財源	—
対象	一人親等	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子の有無により税を還付	ジョブセンター・プラスが対象者を就業支援組織に紹介
受給要件	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可 ・16歳～年金支給開始年齢前の者 ・無所得又は低所得 ・資産が1万6000ポンド以下 ・週の就労が16時間未満（配偶者は24時間未満） ・所定の条件を満たす者（妊娠中、一人親で子が5歳未満（養子の場合16歳未満）、介護者等）	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を年金支給開始年齢に到達した高齢者や支援住宅等の居住者に限定 ・住居の賃貸料を支払っている ・低所得又は給付を受給している ・資産が1万6000ポンド以下	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を限定（既に一方の税額控除を受給している場合のみ可） ①就労税額控除 ・25歳以上（注7） ・所定の週労働時間以上の就労：25～59歳で30時間以上、60歳以上、障害者、一人親の場合は16時間以上、子のいるカップルは合計で24時間以上（うち一方が16時間以上） ・就労は4週以上継続し、収入を伴うもの ②児童税額控除 9-10表(p.276)参照	・障害者 ・不利な状況等により、就労支援を必要とする者（介護者、ホームレス、難民、薬物等の依存症による就労困難者、犯罪歴のある者など） ・失業者向けの給付を24か月以上受給している長期失業者 ※長期失業者以外については、参加は任意 支援内容： ・対象者の求職活動や、就職後の定着の支援（必要に応じた訓練等を含む）、健康問題の就労への影響の削減等 ・就業支援組織には、成果（一定期間の雇用または自営業者として6か月間の就業）に応じて委託費が支払われる
給付水準	家族構成等を勘案（単位：ポンド） ・単身者 16～24歳：67.20 25歳以上：84.80 ・カップル 18歳以上：133.30（週当たり、2023年）	・賃貸料の全額又は一部（公的住宅が民間賃貸かなど、条件により異なる） ・資産額等により減額	①就労税額控除 基本部分： 2340ポンド／年労働時間や障害の有無、子の有無などで加算あり ②児童税額控除 9-10表(p.276)参照	
現状・実績	被保護者数：17万人、総支給額：8億7千万ポンド（グレートブリテン、2022年度）	被保護者数：250万9千人、総支給額：155億8千万ポンド（グレートブリテン、2022年度）	被保護世帯数：151万1千世帯、総支給額：108億ポンド（グレートブリテン、2021年度）	2017年の導入以降、2023年8月までの参加者は29万人。

注 7) 子がいるか、障害がある場合は16～24歳も対象。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ		
制度名	社会扶助 (Sozialhilfe)	市民手当 (Bürgergeld) (注9)	長期失業者の削減プログラム
根拠法	社会法典第12編	社会法典第2編 (SGB II)	社会法典第3編 (SGB III)
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	連邦労働・社会省
財源	自治体の一般財源（高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障については、2014年以降は連邦政府が100%負担）	連邦政府の一般財源（全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源）	欧州社会ファンドの資金を活用
対象	就労能力のない生活困窮者（資力調査が要件）	働くことが可能で生活に困窮している者（大半は失業給付Ⅰの受給期間が終了した者）	・35歳以上の失業給付Ⅱ受給者 ・2年以上の失業者（特に5年以上の失業者には集中促進策が行われる） ・有用な職業資格がないこと ・職業紹介を行う上で困難な状況があること（健康上の問題、50歳以上、ドイツ語の知識がない等）
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者であること	・15歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満（注10） ・1日最低3時間の就労ができる者 ・自身の財産や収入を利用しても生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること ・日常的にドイツに居住していること	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は、上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、ジョブセンターを通じて賃金助成を行う

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ（続き）		
給付水準	・給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される ・中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である ・このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある	給付基準月額： （2023年1月1日以降） ・単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：502ユーロ ・双方とも成人（満18歳以上）同士のカップル：1人につき451ユーロ ・両親と同居する18歳以上25歳未満の者：402ユーロ ・14～17歳：420ユーロ ・6～13歳：348ユーロ ・0～5歳：318ユーロ	一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、最大75%の賃金助成が支払われる
現状・実績	被保護者数： ・生活扶助受給者数 約34万5千人（2019年末） ・特別扶助受給者数 約143万人（2019年末） ・高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障受給者 約108万5千人（2019年末）	受給者数： ・失業給付Ⅱ（ALGⅡ） 379万2千人（2021年平均） ・社会手当（SG） 140万3千人（2021年12月） 支給総額： 156.6億ユーロ（2021年）	賃金助成のほかにも、ジョブセンターの専門員により、長期失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ、雇用後の企業内でのコーチング、必要に応じた職業資格や基礎能力（読み書き等）の習得への斡旋などを行う

注 9) 2022年12月31日までは失業給付Ⅱ、2023年1月1日から「市民手当(Bürgergeld)」に制度変更。実績は失業給付Ⅱ。

10) 2012年から上限は段階的に67歳に上げ中。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	フランス			
制度名	積極的連帯所得手当(RSA)		連帯特別手当(ASS)（注13）	
根拠法	社会福祉・家庭法典L.262-2条など		労働法典第L5423-1条など	
管理運営	家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県、雇用年金省		規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)	
財源	国の一般財源		政府の一般財源（全額国庫負担）	
対象	25歳以上、若しくは1人以上の子（胎児を含む）がいる25歳未満のフランス居住者（注11）		原則失業給付（雇用復帰支援手当: ARE）の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者	
受給要件	職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる		・離職前10年間に5年以上就業していたこと（注14） ・実際に求職活動を行っていること（ただし、55歳以上の者については免除される） ・手当を申請した時点で家族扶養手当及び住宅手当を除く1か月の収入が、一定額（2023年11月現在、単身者1271.90ユーロ、夫婦(カップル)1998.70ユーロ）に満たない	
給付水準	RSAの定額金は、世帯の収入、構成人数等により設定（注12）		世帯収入に応じて給付額が決まる	
		子なし	子1人	子2人
	単身者	607.75	911.62	1093.95
	カップル夫婦	911.62	1093.95	1276.27
	（単位：ユーロ、2023年12月現在）			
	※単身者・カップルとも、子3人目以降は1人増えるごとに243.10ユーロが加算			
現状・実績	被保護世帯数： 187万世帯（2023年3月末現在） 被保護者数： 470万人（2013年6月末現在）		受給者：27万1500人（2023年2月末現在） 支給総額：22億2万5000ユーロ（2019年）	

出典：厚生労働省「2021年海外情勢報告」等、〔日本〕「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（2011年10月）、〔アメリカ〕保健社会福祉省(DHHS)、農務省、内国歳入庁、〔イギリス〕Gov.uk、Citizens Advice、〔ドイツ〕労働社会省(BMAS)、連邦雇用エージェンシー(BA)、〔フランス〕政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)、労働省発表報告書*Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009*

注 11) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI（社会参入最低所得手当）及びAPI（単親手当）に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。

12) 給付額は、（定額金＋世帯の就労所得の62％）－（家族手当等による世帯収入＋定額の住宅援助）により計算される。ASS: Allocation de solidarité spécifique.

13) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢（65歳から67歳に段階的引き上げ中）まで受給可能。月に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給。4か月連続で月78時間を超えるひとつ又は複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給。

14) ただし、子を育てるために休業していた場合は、3年を上限として子一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる。なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当（RSA: Revenu de solidarité active）を受給できる。

第 9-9 表 育児休業制度

Table 9-9: Childcare leave schemes

	日本	イギリス		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
根拠法	育児・介護休業法 (1995年制定、最終改正2021年)	雇用権利法 (1996年)	同左	同左
対象者	1歳未満の子を養育する全ての男女労働者 (日々雇用者を除く) 一定の範囲の有期契約労働者は対象	女性被用者 (実親、養親を問わない)	男性被用者 (実親、養親を問わない)	男女被用者 (実親、養親を問わない)
請求権行使の要件	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、②子が1歳6か月になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでない者	雇用されていること(期間要件なし)	出産予定週の15週間までに勤務26週以上	出産予定週の15週間までに勤務26週以上、パートナーの就労・収入状況に条件あり
期間	・子が1歳まで。原則2回 ・父母がともに育児休業を取得するなど一定の要件を満たす場合は1歳2か月まで取得可能 ・1歳6か月に達した時点でいずれかの親が育児休業中である場合や保育所に入所できないなどの場合には最長2歳まで取得可能(注1)。また、産後パパ育休(出生時育児休業)が2022年10月より施行(注2)	産前産後で最長52週間、うち産後2週間(工場労働の場合は4週間)は取得義務あり	産後8週目までに1週間又は2週間	出産休業52週のうち、産後に取得する部分について(最長で、産後2週間を除く50週)、両親間で分割して取得が可能(注3)
形態	全日休暇	規定なし(通常は全日休暇)	1週間又は2週間を1回で取得	両親とも、3期間まで分割して取得が可能
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳～1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	事前予告は出産予定日の15週間前、休暇開始予告は開始日の28日前まで	事前予告は出産予定日の15週間前まで	休暇開始日の8週間前まで
解雇・不利益取扱	事業主による解雇など(就業環境を害することを含む)不利益取扱いの禁止及び防止措置の義務付け	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける不利益取扱いの禁止	同左	同左

注 1) 3歳までの子を養育する労働者について、①短時間勤務制度(1日6時間)を設けること、②労働者の請求で所定外労働の免除を制度化すること、を事業主の措置義務とする。3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して、育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講じる事業主の努力義務あり。

2) 男性は子の出生後8週間の間に通算4週間(2回まで分割が可能)の休業を育児休業とは別に取得することが可能。産後パパ休業による休業中の就業は、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で可能。

3) なお、別途「両親休暇」として、子が18歳に達するまで18週間(年4週まで)の無給の休暇取得を認める制度がある。

第 9-9 表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	日本（続き）	イギリス（続き）		
		出産(養子)休暇	父親休暇	共有両親休暇
復職	・事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている ・指針において、育児休業後は、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている	52週のうち最初の26週の間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる（注6）	原職に復帰することができる	52週のうち最初の26週の間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	雇用審判所への争訴提起	同左	同左
現状	育休取得率：男性17.13%、女性80.2%（注4）	—	—	—
中小企業の取扱	—	—	—	—
有給・無給	規定なし	勤続26週以上で、国民保険加入の下限額以上の賃金額であることを要件として、一定期間の法定手当制度あり（注7）	同左	同左
その他	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される（注5）	法定手当は保険料徴収の対象となる。このため被保険者としての資格も継続される	同左	同左

注 4) 2022年、厚生労働省「雇用均等基本調査」より。2020年10月1日～2021年9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2022年10月1日までに育児休業を開始した者（開始の予定を申し出ている者を含む）の割合。

- 育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額67%（2014年度から）が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。ほかに子の看護休暇制度があり、1日又は時間単位で取得可。
- なお、復帰予定日を変更する場合、8週間までに雇用主への予告を要する。
- 手当は雇用主により支給され、うち92%が還付される。出産休暇及び共有両親休暇の場合、支給期間は最長で39週、うち最初の6週間は従前の給与額の90%、以降33週は週172.48ポンド（2023年度）といずれか低い額。手当の支給方法等は給与に準じ、保険料の拠出は継続。また父親休暇に係る法定手当は、従前の給与額の90%若しくは週172.48ポンド（同）のいずれか低い額。

第 9-9 表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ	ドイツ	フランス
根拠法	家族・医療休暇法（1993年） （注8）	両親手当、両親休暇に関する法 (BEEG)	労働法典L1225-47条、L1225- 48条、L1225-50条
対象者	男女労働者（実親、養親、監 護者）	子を自ら自宅で監護又は養育す る者	男女労働者。実親、養親、継親 子の扶養権を引き受けた者
請求権 行使の 要件	当該事業主に12か月以上雇用 されていたこと 過去12か月の労働時間が1250 時間以上であること	両親の一方でも双方共同しても よい	子の出生又は3歳未満の養子を 引取りの日に最低1年の勤務を 証明すること
期間	・生後、養子縁組後又は監護幹 旋後12か月の間に12週間（た だし、夫婦が同一事業所に雇用 されている場合は、夫婦で合わ せて12週間） ・取得期間の分割、時間単位で の取得が可能	・子が満3歳になるまで育児休暇 を事業主へ請求することができる ・子が満8歳になるまでの期間であ れば、36か月の両親休暇のう ち、最大24か月までを別の時期 に持ち越すこともできる ・休暇の取得は、両親が同時にま たは時期をずらして、あるいは一 方の親が単独で取得するといっ た、家庭のニーズに応じた選択が 可能	・子が3歳に達するまでの間 ・最初は1年間の育児休業を取 得でき、その後2回更新が可能 （満3歳で終了、子が3つ子の 場合は5回まで更新可） ・ただし、子が重度の病気・事故・ 障害を負った場合は、休業期間 を1年延長できる ・休業中、育児分担当 (PreParE)により、賃金補助の受 給が可能（注9）
形態	1日又は1週間の労働時間短縮	休暇の期間中は、週32時間まで の労働が可能	子が3歳になるまで、①1～3年休 職する、②パートタイム労働（週 16～32時間）に移行する、③職 業教育を受ける一のいずれかの方 法又はその組合せ
請求 予告 期間	休暇開始日の30日前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文 書により使用者に要求（3歳以 降の育児休業は13週間前）	産休に連続する場合： 休業開始1か月前 その他の場合： 休業開始2か月前
解雇・ 不利益 取扱	育児休業の権利行使に対する干 渉、抑圧、拒否、不利益取扱の 禁止	育児休業請求以降終了まで解 雇禁止。ただし、特別の場合に は、管轄官庁等が例外的に解雇 を許容する宣言を発することがで きる	育児休業を理由に解雇すること はできないが、それとは関係のない 場合（例：経済解雇）はできる
復職	休暇前と同じ仕事又は同等の仕 事への復職の権利を有する	以前と同じ又は同等の職へ復帰 できる	以前と同じ又は同程度の職に復 帰できる

注 8) 2020年4月施行の家族第一・新型コロナウイルス対策法(FFCRA)により、感染防止対策で閉鎖された学校や保育園に通う子の世話をする勤続30日以上労働者に対し、最大で実質12週間の有給休暇を付与（同年12月までの時限措置）。

9) 第1子の場合は1歳になるまでの間、親それぞれ6か月間まで（ひとり親の場合は1歳まで）、第2子以降は末子が3歳になるまでの間、親それぞれ24か月間まで（ひとり親の場合は3歳まで）、三つ子以上の場合は6歳になるまでの間、親それぞれが48か月間まで（ひとり親の場合6歳まで）賃金補助を受けられる。

第 9-9 表 育児休業制度（続き）

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ（続き）	ドイツ（続き）	フランス（続き）
担保方法	使用者による損害賠償	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
現状	—	—	—
中小企業の取扱い	従業員50人未満の事業主は適用除外	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、16人以上の従業員を雇用する使用者に対して請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
有給・無給	無給	両親手当を支給	無給
その他	・医療給付は休暇中も継続 ・介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる	・生後最大12か月になるまで「両親手当」を支給（注10） ・両親ともに2か月以上子育てに参加し、就労所得の減少が生じる場合は、2か月分をこれに加え、2人合わせて最大14か月分を請求することができる ・このほか両親手当プラス、パートナーシップボーナス等の特例制度がある	・年金について算定基礎となる ・休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない

注 10) 従前手取賃金の67%。支給率の67%は、平均月間所得が1200ユーロを超える場合は超えた額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最低65%に達するまで引き下げられ、平均月間所得が1000ユーロ未満の場合は、差額2ユーロ毎に0.1%ずつ、最高100%に達するまで引き上げられる。上限1800ユーロ、下限300ユーロ。

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府、〔日本〕厚生労働省及び東京労働局、〔アメリカ〕労働省、中窪裕也著（2010）「アメリカ労働法（第2版）」、〔イギリス〕Gov.uk、〔ドイツ〕家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)、〔フランス〕家族手当金庫(CAF)

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		アメリカ	イギリス	
種別	児童手当	扶養控除 (所得税、住民税)	児童税額控除	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法（1971年）	所得税法（1965年）、 地方税法（1950年）	1997年納税者救済法	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営	市区町村（公務員は所属庁等で実施）	国税庁、都道府県、市区町村	内国歳入庁	歳入関税庁	歳入関税庁
財源	国、地方（都道府県、市町村）、事業主拠出金で構成（注1）			一般財源	一般財源
受給（適用）要件	支給対象： 中学校修了までの国内に住所を有する児童 受給資格者： 監護生計要件を満たす父母等	控除対象： 扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	17歳未満の子がいる者 ※2021年はアメリカ救済計画法により、18歳未満に拡大	16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者 ※収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は、減額措置あり	就労税額控除の適用を受けており、16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者 ※収入等に応じた減額措置あり
給付（控除）内容	・所得制限額未満の世帯：3歳未満は月額1万5000円、3歳以上小学校修了まで第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5000円、中学生は月額1万円 ・所得上限額未満の者：当分の間の特別給付月額5000円（注2）		子1人当たり：2000ドル／年 ※2021年はアメリカ救済計画法により、子1人当たり3000ドル／年、6歳未満の場合は1人当たり3600ドル／年へと拡大	第1子：24.00ポンド／週 第2子以降：1人当たり15.90ポンド／週（2023年度）	家族控除（注3）：545ポンド／年 児童加算：1人当たり3235ポンド／年（2023年度） ※障害を持つ児童の場合はさらに加算あり

注 1) 国54.8%、地方27.4%、事業主8.2%、公務員分9.6%、2022年度予算ベース。

2) 所得制限額は年収960万円未満（夫婦・児童2人世帯の場合）を基準に設定、2012年6月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能（いずれも市町村が実施するかを判断）。

3) 家族控除の適用は、2017年4月6日の制度改正以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改正以降に出生した児童がいる場合、支給対象は2名分まで。

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

	ドイツ			フランス（注5）	
種別	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎え入れ 手当(Paje)の基礎 手当
根拠法	1996年租税法62 条及び児童手当 法	児童手当法	1996年租税法	社 会 保 障 法 典 L521-1 ～ L521-3 条	社会保障法典 L531-1条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省に ある		税務署	全国家族手当金 庫(CNAF)	同左
財源	一般財源 (連邦：100%)	同左		企業の拠出金：43.8%、一般福祉税 など租税：22.1%、諸手当に対する国 及び県の負担金：21.9%（CNAFの主 な財源、2012年）	
受給 (適用) 要件	18歳未満（教育 期間中の子につい ては25歳未満、失 業中の子につい ては21歳未満、25 歳到達前に障害を 負ったことにより就 労困難になった子 については無期 限）の子を扶養し ている者	同左。低所得の親 に対して児童手当 に加算して支給。 当該の子が児童手 当の支給対象で、 両親の所得が900 ユーロ（ひとり親は 600ユーロ）以上 で、当該給付によ り失業給付IIや社 会扶助の受給が不 要になる場合	子を養育する場 合、一定額が控除 対象となる (注4) 「児童扶養控除」 と「養育教育控 除」がある	20歳未満の子を2 人以上扶養してい る者（所得制限な し）	出産した子につい て3歳まで、養子縁 組の決定の日から 3年間、子の20歳 の誕生日まで。所 得に応じて制限が ある
給付 (控除) 内容	1人につき250ユーロ (2023年)	児童1人につき 250ユーロが上限 (2023年)	児童1人につき夫 婦の場合6024ユー ロ（親1人当たり 3012ユーロ）。こ のほかBEA（介護・ 教育・訓練）手当 は夫婦の場合 2928ユーロ（親1 人当たり1464ユー ロ） したがって、夫婦合 計で年額8952ユー ロ（2023年）	子の年齢や数に応 じて決まる 20歳未満の子が2 人おり、年収が7万 1194ユーロ以下 で、2人とも14歳未 満である場合、月 額141.99ユーロ (2023年12月現 在)	子が1人で、片方し か収入がない夫 婦・カップルで、年 収が2万7654ユー ロ以下の場合、あ るいは2人とも収入 があり、年収が3万 6546ユーロ以下の 場合、月額184.81 ユーロ（2023年12 月現在）

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、[日本] 厚生労働省、内閣府、財務省、[イギリス] Gov.uk等、[ドイツ] 家庭・高齢者・女性・青少年
省(BMFSFJ)、[フランス] 家族手当金庫(CAF)、政府公共サービスサイト

注 4) 児童手当は毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が
適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除
される。

5) 上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。

第 9-11 表 一日当たり生活時間配分

Table 9-11: Average minutes spent in different activities

調査年		仕事または 学習	無償労働 (家事・育児 ・介護等)	個人的ケア (睡眠・食事 等)	レジャー	その他			
分/1日あたり							minutes per day		
日本	2016	計	363	132	620	278	47	T	JPN
		男	452	41	613	292	43	M	
		女	272	224	626	266	51	F	
アメリカ	2019	計	289	219	652	286	24	T	USA
		男	332	166	635	306	20	M	
		女	247	271	667	266	28	F	
イギリス	2014/15	計	262	195	645	306	32	T	UK
		男	309	140	635	327	30	M	
		女	216	249	655	285	35	F	
ドイツ	2012/13	計	248	196	648	331	17	T	DEU
		男	290	150	638	346	16	M	
		女	205	242	659	316	18	F	
フランス	2009/10	計	204	181	752	294	9	T	FRA
		男	235	135	743	319	8	M	
		女	175	224	761	270	10	F	
スウェーデン	2010	計	293	196	622	321	6	T	SWE
		男	313	171	611	338	7	M	
		女	275	220	633	306	5	F	
韓国	2014	計	344	132	678	258	28	T	KOR
		男	419	49	676	272	24	M	
		女	269	215	680	244	32	F	
Survey year			Paid work or study	Unpaid work	Personal care	Leisure	Other		

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Time Use" 2023年8月現在

注： 原則15～64歳。国により調査の対象年月・定義が異なるため、比較には注意を要する。

第 9-12 表 ジェンダー不平等指標（GII）

Table 9-12: Gender Inequality Index

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	（2021年順位/Rank）	
デンマーク	0.055	0.049	0.035	0.016	0.013	0.013	(1)	DNK
ノルウェー	0.070	0.072	0.040	0.016	0.014	0.016	(2)	NOR
スイス	0.079	0.057	0.039	0.018	0.018	0.018	(3)	CHE
スウェーデン	0.047	0.052	0.039	0.024	0.024	0.023	(4)	SWE
オランダ	0.071	0.052	0.033	0.028	0.027	0.025	(5)	NLD
フィンランド	0.083	0.070	0.054	0.031	0.032	0.033	(6)	FIN
シンガポール	0.151	0.085	0.057	0.051	0.040	0.040	(7)	SGP
アイスランド	0.107	0.093	0.063	0.051	0.051	0.043	(8)	ISL
ベルギー	0.103	0.092	0.063	0.048	0.048	0.048	(10)	BEL
オーストリア	0.121	0.111	0.084	0.054	0.052	0.053	(12)	AUT
イタリア	0.175	0.123	0.079	0.054	0.055	0.056	(13)	ITA
スペイン	0.124	0.105	0.074	0.056	0.056	0.057	(14)	ESP
韓国	0.100	0.113	0.096	0.078	0.070	0.067	(15)	KOR
ポルトガル	0.165	0.127	0.080	0.071	0.069	0.067	(15)	PRT
カナダ	0.133	0.133	0.103	0.069	0.070	0.069	(17)	CAN
スロベニア	0.134	0.128	0.063	0.070	0.069	0.071	(18)	SVN
オーストラリア	0.135	0.136	0.111	0.080	0.074	0.073	(19)	AUS
ドイツ	0.108	0.096	0.078	0.079	0.077	0.073	(19)	DEU
アイルランド	0.182	0.163	0.109	0.079	0.073	0.074	(21)	IRL
フランス	0.157	0.129	0.097	0.086	0.084	0.083	(22)	FRA
日本	0.142	0.114	0.115	0.080	0.082	0.083	(22)	JPN
ニュージーランド	0.172	0.173	0.136	0.100	0.090	0.088	(25)	NZL
イギリス	0.202	0.179	0.130	0.106	0.100	0.098	(27)	UK
ギリシャ	0.178	0.152	0.122	0.121	0.119	0.119	(32)	GRC
アメリカ	0.256	0.248	0.219	0.189	0.178	0.179	(44)	USA
中国	0.260	0.253	0.224	0.203	0.197	0.192	(48)	CHN
ロシア	0.364	0.307	0.253	0.203	0.203	0.203	(50)	RUS
マレーシア	0.284	0.280	0.261	0.225	0.223	0.228	(57)	MYS
メキシコ	0.426	0.408	0.349	0.317	0.317	0.309	(75)	MEX
タイ	0.394	0.378	0.416	0.335	0.335	0.333	(79)	THA
ブラジル	0.471	0.450	0.437	0.395	0.395	0.390	(94)	BRA
フィリピン	0.478	0.465	0.430	0.421	0.421	0.419	(101)	PHL
インドネシア	0.544	0.499	0.478	0.457	0.447	0.444	(110)	IDN
インド	0.618	0.582	0.525	0.486	0.493	0.490	(122)	IND
調査対象国数	159	165	168	170	170	170	Number of countries	

出典： UNDP (<https://hdr.undp.org/data-center/>) "Human Development Data" 2024年2月現在

注： ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)とは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、そして労働市場の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0（完全に平等）から1（完全に不平等）までの数字で表わされる。リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15～19歳の女性1000人当たりの出生数で測定する。エンパワーメントの状況は、立法府の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。労働市場の指標は、女性の労働市場への参加率で判断する。

参 考

Reference

労働統計機関等一覧

以下に示したURLは、変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<https://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。※日本語の機関名は仮訳を含む。

国際機関等

国際労働機関	International Labour Organization (ILO)	https://www.ilo.org/
欧州統計局	Statistical Office of the European Union (Eurostat)	https://ec.europa.eu/eurostat/
国際通貨基金	International Monetary Fund (IMF)	https://www.imf.org/
経済協力開発機構	Organization for Economic Co-operation and Development (OECD)	https://www.oecd.org/
国際連合	United Nations (UN)	https://www.un.org/
国連貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD)	https://unctad.org/
世界銀行	The World Bank	https://www.worldbank.org/

各国・地域の統計機関等

日本

総務省統計局	Statistics Bureau of Japan	https://www.stat.go.jp/
内閣府	Cabinet Office	https://www.cao.go.jp/
厚生労働省	Ministry of Health, Labour and Welfare	https://www.mhlw.go.jp/

アメリカ

アメリカ労働省	U.S. Department of Labor (DOL)	https://www.dol.gov/
アメリカ労働統計局	U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)	https://www.bls.gov/

カナダ

カナダ統計局	Statistics Canada	https://www.statcan.gc.ca/
--------	-------------------	---

イギリス

国家統計局	Office for National Statistics (ONS)	https://www.ons.gov.uk/
人口、社会、労働市場統計	Nomis official census and labour market statistics	https://www.nomisweb.co.uk/

ドイツ

ドイツ連邦統計局	German Federal Statistical Office (Destatis)	https://www.destatis.de/
----------	--	---

フランス

国立統計経済研究所	National Institute of Statistics and Economic Studies (Insee)	https://www.insee.fr/
-----------	---	---

イタリア

イタリア国立統計研究所	Italian National Institute of Statistics (ISTAT)	https://www.istat.it/
-------------	--	---

オランダ

オランダ統計局	Statistics Netherlands (CBS)	https://www.cbs.nl/
---------	------------------------------	---

ベルギー

ベルギー統計局	Belgian statistical office (STATBEL)	https://statbel.fgov.be/
---------	--------------------------------------	---

ルクセンブルク

ルクセンブルク国立統計経済研究所	National Institute for Statistics and Economic Studies (STATEC)	https://statec.gouvernement.lu/
------------------	---	---

デンマーク

デンマーク統計局	Statistics Denmark (DST)	https://www.dst.dk/
----------	--------------------------	---

スウェーデン

スウェーデン統計局	Statistics Sweden (SCB)	https://www.scb.se/
-----------	-------------------------	---

アイスランド

アイスランド統計局	Statistics Iceland	https://hagstofa.is/
-----------	--------------------	---

アイルランド

アイルランド中央統計局	Central Statistics Office (CSO)	https://www.cso.ie/
-------------	---------------------------------	---

スイス

スイス連邦統計局	Swiss Federal Statistical Office (BFS)	https://www.bfs.admin.ch/
----------	--	---

スペイン

スペイン統計局	National Statistics Institute (INE)	https://www.ine.es/
---------	-------------------------------------	---

ロシア

ロシア連邦統計局	Federal State Statistics Service	https://rosstat.gov.ru/
----------	----------------------------------	---

中国

中国国家統計局	National Bureau of Statistics of China (NBS)	https://www.stats.gov.cn/
---------	--	---

中国人民銀行	The People's Bank of China	http://www.pbc.gov.cn/
--------	----------------------------	---

香港

香港センサス統計局	Census and Statistics Department -Hong Kong	https://www.censtatd.gov.hk/
-----------	---	---

韓国

韓国統計庁	Statistics Korea (KOSTAT)	https://kostat.go.kr/
-------	---------------------------	---

韓国統計情報	Korean Statistical Information Service (KOSIS)	https://kosis.kr/
--------	--	---

タイ

タイ国家統計局	National Statistical Office (NSO)	https://www.nso.go.th/
---------	-----------------------------------	---

シンガポール

シンガポール統計局	Department of Statistics Singapore (DOS)	https://www.singstat.gov.sg/
-----------	--	---

シンガポール人材開発省	Ministry of Manpower (MOM)	https://www.mom.gov.sg/
-------------	----------------------------	---

マレーシア

マレーシア統計局	Department of Statistics Malaysia (DOSM)	https://www.dosm.gov.my/
----------	--	---

インドネシア

インドネシア中央統計庁	Statistics Indonesia (BPS)	https://www.bps.go.id/
-------------	----------------------------	---

フィリピン

フィリピン統計局	Philippine Statistics Authority (PSA)	https://psa.gov.ph/
----------	---------------------------------------	---

インド

インド統計局	Census of India	https://censusindia.net/
--------	-----------------	---

オーストラリア

オーストラリア統計局	Australian Bureau of Statistics (ABS)	https://www.abs.gov.au/
------------	---------------------------------------	---

ニュージーランド

ニュージーランド統計局	Statistics New Zealand	https://www.stats.govt.nz/
-------------	------------------------	---

ブラジル

ブラジル国家統計局	Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)	https://www.ibge.gov.br/
-----------	--	---

メキシコ

国家統計地理情報局	National Institute of Statistics, Geography (INEGI)	https://www.inegi.org.mx/
-----------	---	---

データブック国際労働比較2024

Databook of International Labour Statistics 2024

発行年月	2024年3月
発行元	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23 (編集) 調査部 統計解析担当 (照会先) https://www.jil.go.jp/contact/
DTP	有限会社 太平印刷